

8B-7 no. 10

GAa1/1

8B-7-10

年 少 勞 働 の 諸 問 題

労働省婦人少年局第五職室



女性と仕事の未来館



00964197

労働省婦人少年局

年少労働の諸問題



労働省婦人少年局編

は し が き

きようの子供があすのおとなであり、未來の日本をその肩にしよつてゆく人々であることは誰しも知っているわけですが、おとなたちはその日その日のことにおわれて、つい子供のことを忘れがちではないでしょうか。

憲法にうたわれている基本的人権が、子供の場合、特に不幸な境遇におかれてゐる年少労働者の場合、十分に守られてゐるでしょうか。何といつても労働者は雇主にくらべて弱い立場にあり、子供はおとなにくらべて弱い立場にあるのです。この二重に弱い立場にある年少労働者をまもつて、そういう弱者の地位からぬけ出させ、希望と自信をもつて、よい社会人として育つように環境をととのえ、労働状態を改善してゆくのが、雇主といわず、労働組合といわず、官廳といわず、すべてのおとなが力を合せてやつていかなければならない仕事だと思ひます。

事欠かぬ家庭に、温い両親の愛に包まれて育ち、學業のほかに何の義務も負わぬ子供たちでさえ、心身共に何かと問題が多い年頃なのに、足らぬがちの家庭に育ち、早くから他人の中にまじつて働かなければならない子供たちのために、社会全体が親になりかわつて育てていく氣持にならなければならぬと思ひます。始めて職場にはいつて働く頃の環境や労働状態のよしあしは、その子供の一生を支配する力をもつといつてもいいでしょう。

年少労働者の半数は少女であり、その大部分が繊維工業に属し、遠く家庭をはなれて寄宿舎にくらしてゐることは、それが未來の母たちであるだけに一層深刻な問題をふくんでいます。また男女をとわず、年少労働者はおとな以

に上家族制度や家庭的環境の影響をうけがちのもので、その点でも一般女子労働者と共通の問題をもっており、労働運動のみならず、農民や婦人の解放運動とも深い結びつきをもたねばならぬことを示しています。

一九四七年九月一日労働省の中に婦人少年局が発足し、年少労働課、婦人労働課、婦人課の三課がおの／＼専門の部門の仕事をするけれども、相たずさえて婦人と年少者の地位向上に努め、調査や教育活動にたずさわつてきました。この本は年少労働課の課員がそのしごとをあらましをまとめ、現在日本における年少労働者の実状をひろく知つて頂くために公表することになったものです。日本の民主化とは、新しい法律の示すように、人権が護られ、文化的な生活水準が保たれることなので、この本がその方向への運動を進める上に力をかすことができることを望んでやみません。

一九五〇年十月

山 川 菊 栄

緒言

年少者の労働問題は、古くして常に新しい問題である。遠い昔のことはさて置き、産業革命以後の近代的生産様式においても、年少労働者の生活には常に多くの問題が生まれ、十九世紀初頭世界最初の労働保護立法として成立をみた英國の工場法も、児童の健康及び道徳に関するものであつた。そして爾來今日に至るまで、各國において、或は法律により或は指導によつて色々の保護手段が採られ、年少労働者の問題は労働保護の重要な部分を占めてきたのであるが、今日もなお新しい問題が次々と起り、その解決を迫つているのである。いうまでもなく、年少労働者は、次代の興隆を築くべきわれわれの希望であり、かれらに寄せる期待の大なることを思うとき、われわれは、年少労働問題を重要視し、これが解決に眞剣であるべきことは当然である。

新憲法の施行という劃時代的背景の下に労働省が設置されてから、本年九月を以て滿三年を迎えたのであるが、この新しい労働省の一翼として婦人少年局年少労働課は発足したのであつた。顧みて過ぐる三年間——年少労働者保護の必要性の啓蒙に、労働基準法中関係法規の普及徹底に、実態把握のための諸種の調査の実施等に——たゆみない努力が続けられてきたことは、関係者のひとしく認めるところであつて、今日漸く打ち樹てられた礎石の上に、益々今後の活動を期しているのである。

ところで年少労働問題に関する優れた文献は今日決して尠くない。しかし、それらは理論的解説に専らであるか又

は現状の解説に終るかといずれかに偏するものが多く、問題の全体について概観を與えることを試みたものは、殆んどこれを知らないのである。しかも近時かかる性質の解説書を求める声を聞くこと屢々であるのは、世人のこの問題に対する関心と認識が漸く深まつてきたことを示すものとして、喜びに堪えないところである。と同時に、われわれとしては、かかる必要を充たすことの責務を感じ、ここに及ばずながら、われわれの手でこれを纏めることとし、課員一同分担してそれぞれの問題の追究に努めることとした。そこで如何なる排列によるべきかについて検討した結果、先ず年少労働問題の發生を歴史的に回顧して、この問題を理解するのに必要と思われる歴史的背景についての概観を與え、次に年少者を中心とするわが國労働保護立法の沿革と現行法規の解説を行い、更に、当面の年少労働に関する諸問題の中重要な幾つかのテーマについてできる文資料に基く解明を試みる、ということとしたのである。しかしながら、われわれの微力から、學んで及ばず、説いてなお足らないもの多いため、その成果の未熟なことを惧れてゐる。ただ課員諸君のこれを纏めるに至るまでの多大の努力に対しては、私自身としては深謝に堪えないものがあつたことを、ここに記させていただきたい。

毎年十一月には、全國に亘り、「働く年少者の保護運動」を展開している。その趣旨とするところは、使用者、労働組合その他一般社会の理解と協力に訴え、かかる運動を契機として、明日の生産と文化を担う働く年少者を保護して心身共にすぐれた成人労働者に育て、以て社会の發展に資そうとすることにある。本年を以てこの運動も第四回を迎え、その趣旨も漸く一般に滲透してきたように思われるのであるが、更に更にその効果を挙げるためには、関係者の一層の努力を要するところであり、われわれがここに敢えて贈る小冊子が、この目的に何らかの役割を果すことがで

きるよう、われわれは心から念願している。

本書は、さきに述べたように、われわれ協同の所産であつて、できるだけ全体の調整に意を用いたにもかかわらず、なお表現の妥当を欠き、また内容においても重複があり、遺漏、速断があることを免れなかつたであらう。これらについては、大方の好意ある批判とわれわれの努力によつて將來改訂の機会を得、漸次満足なものにしていきたいと考えている次第である。

昭和二十五年十月

労働省婦人少年局年少労働課長

工 藤 誠 爾

目次

はしがき

緒言

第一部 総論

年少労働の歴史.....九

年少労働保護の必然性.....三六

年少労働の現況.....三

第二部 わが國の年少労働保護制度

工場法から労働基準法へ.....一〇一

國際労働水準と年少者の労働基準.....一九

年少者と労働基準法.....三六

その他の法令における年少者に関する規定.....一六〇

第三部 年少労働の諸問題

年少労働者の職業指導と雇用.....一六九

年少労働者の労働條件.....一八四

年少労働者の産業災害.....一九九

年少労働者の教育.....	三三
年少労働者の余暇生活.....	三四
年少労働者と不良化防止.....	三五
年少労働者の人身賣買.....	三七
街頭年少労働者.....	三六

附 録

年少労働課作成啓蒙教育資料一覧表.....	三七
年少労働に関する文献抄録.....	三一

第一
部
總
論



年少労働の歴史

——どのように年少労働は経過してきたか——

年少者の労働のおこりについてみると、おそらくそれは人間がその生活資料をえる手段として労働をした最初以來でさかのぼることができるであろう。したがって、年少労働は社会の相当早期の發展段階にすでに存在したと考えられる。なぜならば、原始産業である農業や漁業は家族の協力によつて行われ、それらの家族においてこどもの労働力は早くからあてにされたからである。日本の社会でも、庶民のこどもたちは相當に古い時代から農業や漁業などに従事したと推察されるが、特に古い時代については文献が少く、これを明らかにするのは困難である。

したがって、ここでは櫻井庄太郎氏の「日本児童労働略史」(労働問題研究、第四十二号)を参考にして、上古社会からその觀察を進めて行くことにする。

上古(大化改新から平安末期まで)社会における庶民のこどもたちの多くは、親の職業をおぼえてそのあとを継い

だが、かれらの中には他人の家へ住み込みや通いで奉公に行く者なども少くなかった。仕事についてみると、当時の農耕には牛が使われたが、牛飼は多く小童の仕事であり、娘たちは桑の葉を摘んだり養蚕の世話などをしたのである。また、平安時代の歌謡をあつめた『梁塵秘抄』に、

「媼が子供は二人、一人の女子は二位中將殿の厨雜仕に召ししかば奉いてき、弟の男子は宇佐の大官司が早船舟子に乞ひしかば奉いてき、神も佛も御覽ぜよ、何を崇りたまふ若宮の御前ぞ。」とあるのをみると、当時童が舟夫の見習や手傳についたことがうかがえる。

なお上古の社会では職業は世襲となっており、家業とか門業とか簀裘（やぶくも）の業とかいう語がしばしば用いられているようであるが、歌笛等のような特殊な技藝の道は、親から子へ、子から孫へと、各々その家の子孫に傳習させられたようである。

(2)

中世の封建社会では、職業世襲の傾向は一そう強くなつていった。したがつて中世の子どもたちは、特権をもつ家に生れた恵まれた者は勿論、そうでない者も、その多くは親の職業を覚えてそのあとを繼いでいったのであつた。

ところで極下層階級における子どもたちはどうであつたろうか。この時代においては、労働力の供給、取得を目標として誘拐や人身賣買が盛んに行われた。西行法師がものしたといわれる『撰集抄』の中に見える次の記事は、鎌倉時代における人身賣買の有様を傳えたものと見てよいであらう。(1)

「過にし比、越後國したの上村と云にまかり侍りたりしに、彼の里の海のほとりにて、奥よりの津にて、貴賤あつまりて、朝の市の如し。ただ海の色くづ、山の木のみ、絹布のたぐひを賣り買ふのみにあらず、人馬の族を賣買せり。其中にいとけなく、又さかりなるは申すに及ばず、頭はしきりに霜雪をいたゞき、腰にはそとろにあづさの弓

を張りかゝめて、今日明日とも知らざるものゝ、暫しの程を資けんとて、そこばくの偽を轉へ、人の心をたぶらかして賣買せる事をみはべりしに、すゞろに泪のこぼれて待りき。」

こうして賣られたこどもたちはおそらくその主人によつて奴隷的に酷使されたことであらう。酷使虐待の話を最もよく傳えている説話は、読むにつけ、聞くにつけ哀傷の涙をさそうかの安壽と厨子王の話である。この物語もあるいは傳説であつて、確實な史上の事実として信ずる事はできないかも知れないが、何れにせよ奴隷虐待の残忍を語つた説話としてこれを解することはできると思う。物語の内容に至つては今更紹介するまでもないと思うが、二人が山椒太夫に賣られてからの酷使虐待は実に言語道断である。安壽はかよい肩に桶を担つて日夕潮汲みにやらされ、涙と潮に袖の干るひまもなく、厨子王は毎日山へ薪を採りにやらされて、肩骨も折れる程の重荷を負つて山坂を下つた。そればかりか暴戻な山椒太夫の第三子はいかれらを鞭で打ちまくり、果ては其の額に烙印を押すという残忍無道、無力なけれども終にその虐待に堪えずして、安壽は池に投身して死し、弟の厨子王は逃亡して國分寺に身を寄せたと云われている。⁽²⁾

こうした説話を通して、当時かどわかされたり賣られたりした下層社会の多くのこどもたちが、非人道的性格をもつた上層貴人のもとで奴隷的労働に憂き身をやつしていたということが推察される。

(3)

近世に入ると職業世襲の傾向はますます強められ、ほとんど動きがとれなくなつたようである。職業は階級と家に依つて決定され、個人の能力や性向など一向に顧みられず、個々の意思による選択も勿論許されない。したがつて職業は必然的に世襲的となり、町人の子は町人、武士の子は武士として成長し生活して一生を終らなければならなかつた。⁽⁴⁾

またこの時代の商工業者は何れも特権を得、同業者の多くは團結して組合をつくつていたようである。したがつてその権利は世襲されて仲間の内部では嚴重な身分制が存するのが常であつた。工業においては先ず徒弟として一定の年限を勤め職人となり、さらに親方に昇進するのが順序であり、商業の場合は、丁稚ていぢから手代に、手代から番頭に、番頭から別家に昇進する。これが当時商工業に志す多くの年少者がたどつたコースであつた。

つぎに近世における兒童の生活史において特に注意をひかれるのは遊女と子守である。当時は鎖國が行われておつたために、海外との交通は全く絶え、自ら國內の消費生活の享受に傾いていつた。したがつて生活に困窮した家庭では一人でも多くの口べらしをするために、娘を遊女や子守として働きに出す結果となつた。江戸時代を通じて幕府や諸藩はしばしばこれに対する禁令を發したにもかゝらず、農民の娘や、都市の下層民の娘の多くは遊女に賣られたとすることである。また遊女の社会にも、商工の場合と同じく禿かぶつからしんぞうとなり、しんぞうからおいらんとなる徒弟制があつたようである。これら遊女の賣買は、法律上の性質からいつて、よしそれが雇用契約であつても、事實において古代の奴隸賣買の分子を多分に含んでいることは疑うことのできない事實であろう。したがつてかれらが遊藝を仕込まれるにあたつてもかなりの虐待を受けたであらうことは想像に余りあるものがある。

子守については、近世子守娘の間でうたわれたと思われる次の子守唄によつて、その勞働苦をうかがうことにしよう。

守とゆうものは浅ましものよ、道や街道で目を暮らす。

守が守りせず、子に怪我さして、家へ帰れず、軒に寝た。

幕末になるとマニユファクチュアが発達し年少労働者の使用がさかに行われていたのではないかと推測される。とにかく封建時代の日本では、特権階級の恵まれた一部のこども達を除いて、多くの庶民のこどもたちが近代産業の

確立に到るまで引続き封建的生産關係の下で過度に働かされることを余儀なくされていたのである。

(1) 瀧川政次郎著『日本奴隸經濟史』

(2) 同書 參照

(3) 櫻井庄太郎著『日本封建社会意識論』第七篇參照

二

明治維新の革命は有史以來わが國では見ること稀な社会の一大變動であり、それは單に政治上の革命に止らなかつた。數百年來牢固として因襲し來つた封建制度が破壊され、士農工商の人爲的階級が打破された社会革命であつた。これまで職業は身分あるいは特權というようなものによつて制限されておつたが、維新以後まず士農工商というような身分制度を撤廢すると共に、經濟活動および職業の自由の原則を確立した。たとえば明治元年には商業における株仲間を撤廢し、明治四年には武士が農工商のいずれの職業に就くことも許され、明治五年には農民が農業以外の如何なる職業に就くことも許されたのである。もつとも、身分制度を撤廢したといつてもそれは不徹底なもので、旧來の身分制度の実体が相当程度残されたようである。しかし、職業の自由は全く解放されたのである。同時に寛永十六年（一六三九年）以來二百二十年間（安政五年一八五八年まで）の長期に亘る鎖國によつて著しく近代的發展から遅れた日本が、ようやく鎖國の夢からさめて、西欧の近代的な資本主義的生産方法をはじめ近代的諸制度を輸入して、長足の進歩を遂げようとなつたのである。當時の日本は封建的生産關係は相當に崩壊に向い、手工業技術による資本主義的生産方法も或る程度發展していたが、まだ――産業資本は幼弱であり、したがつて高度に發展した西欧の近代資本主義の逼迫は、日本をしてあらゆる部面において急速に近代的變革を行うことを要求した。ところでこの

西欧諸國に隆々として發展していた近代資本主義ならびにそれが生んだところの近代的年少労働者は、どうして發生し、またどのように経過してきたかを、産業革命の先駆者英國に視野を拡めてその歴史をひもといてみよう。

(1)

徳川の中葉、早くも海のかなたでは産業革命の烽火が打ちあげられ、英國の産業史上に大變動が起つた。即ち一七六四年にはジェームス・ハーグリーブスがジェニー紡績機を發明し、一七六九年リチャード・アークライトが水力紡績機を、ゼームス・ワットが蒸汽機関を完成し、続いて一七七九年にはクロンプトンがミュール紡績機の發明をなし、一七八七年には、エドマンド・カートライトがジョン・ケイのフライシャットルを應用した力織布機を見事に完成して、旧來の産業組織を根底から搖がし始めた。

産業革命の直接原因は、機械の發明にあつたことはひろく認められているところである。しかしもつとつきつめて考えれば、これらの諸機械發明以前に、間接の原因ともいうべきものをみる事ができる。それは十六世紀以來英國に醸生された思想上の潮流である。昔からの傳統的な習慣の束縛を脱して、物事を合理的に考える風が起り、この合理的思索を産業上に移すことになつた。そこでできるだけ少い費用でできるだけ大なる効果を収めるために機械を發明して人力に代えるという運動が起り、同時に分業法が進歩した。これ即ち合理的經營である。

機械および分業法を用いて合理的經營をするということは産業革命の精神であるが、その精神はどうしても資本的の打算とならざるを得なかつた。企業に資本を投じてできるだけ多くの利潤を挙げるために優秀な頭腦の力を注ぐということになる。そこでこの産業革命時代において新しい資本主義の企業に成功した人は一時に多くの富を得て成金となつた、アークライトもそしてワットも。かれらは社会上新しい一階級を成して社会的及び政治的に大勢力を振うことになつた。いわゆる「実業の將帥」(Captain of Industry)はこの期に數多く現われたのである。

こうして資本家の投資により工場制度のもとに生産が行われ、資本家が多数の労働者を雇入れて一定の規律のもとに働かせることとなり、いわゆる「工場都市」が発生して田舎の人口を吸収した。そこで一方にこの英雄の実業家階級が現われると同時に、他方には紡績女工や織布工や石炭坑夫のごとき賃銀労働者が大集團となつて現われ、これが社会の下層に一階級をなした。そしてかれらは生涯独立の親方とならずして賃銀のためにその労働を賣らなければならなかつた。

2

次々といわれた新式機械の發明と共に労働形態も發展して來たが、この説明に先だつて旧時代の工業と年少労働について述べる必要がある。

ところで機械の發明はまず纖維工業に起つたのでこの方面の事情を調べてみる。

そも／＼英國の牧羊は國民的産業であつて中世には羊毛が主要輸出品であり、それが近世になると毛織物として輸出され、十八世紀にはすでに輸出品総額の三分の二を占めていたといわれる。故に英國では家内工業の發達も比較的にはやく十五世紀以來「元機屋」が存在しており、かれらはたゞかれらの居住する都市及び其の周囲の農村を顧客として極く小規模の手工的生産をなしていた。東南部のノリッチを中心とする地方、西南部のブリストルを中心とする地方、並びに北部ヨークシャ地方がそれぞれ特色ある機業地であり、人口も英國中最も密であつた。その生産組織は大抵元機屋から賃機の方法により農民に原料を供給して紡績及び織布をなさしめていた。

当時の英國において、婦人や子どもは主として紡績を仕事とした。この紡績というのは手挽車を用いて一本ずつ糸を引いたのであつて、その仕事は賃機屋が自らする外に非常に多くの賃挽を専門にする農家があつたのである。したがつて相当多数の子ども達がこの仕事についていたことが推測される。

しかるに、当時英國には羊毛の外、絹・麻、木綿の織物も行われたが、その組織は皆毛織の場合と同じであつた。たゞ木綿だけは当時英國のみならず、欧州全体において全く新しい商品であつて、原料は印度又はアメリカから輸入され、製品の販路も主に海外にあつた。この工業はヨークシヤの西隣にあるランカシヤ地方に行われ、その沿革の新しいだけに毛織の如く傳統の束縛を受けることなくすこぶる活氣に富んでいた。したがつて新機械の如きも毛織工業では特殊技術をもつた旧式職人等の有力な反対を受けたが、木綿工業地では比較的自由にこれを用いることができた。されば産業革命の発端である大發明が先ずランカシヤで成就されたのは当然とみるべきである。

③

新發明の最も早く現われたのは一七六四年ジェームス・ハーグリーヴスの考案したジェニー紡機(小型の紡績機械)である。その後一七六九年リチャード・アークライトが大規模の水力紡績機械を發明した。アークライトはこの機械發明後自ら工場を経営し巨万の富を得た發明家兼実業家であつた。これはジェニー紡機の如く小型でないから人間の力では動かす水力をもつて運轉した。したがつてその仕事は個人の住宅ではできないので別に工場を設けて機械を据付け、数百人の労働者を働かして多量の綿糸を造り出すこととした。これが実に工場制度の嚆矢であり、近代の年少労働の發生でもある。その後十年たつてクロンプトンがミュール紡績機(これはハーグリーヴスとアークライトの機械を折衷して造つた)を發明した。

このようにして木綿紡績の仕事が先ず農家の手を離れて工場の仕事になつた。そして機械は水力を要するので山中の水流に沿うて工場が設けられた。このランカシヤは東に丘陵を負い、西に海を控えているので製造にも輸出にも甚だ便利な土地であつた。

しかし紡績工場は長くこゝに止つてはいなかつた。ジェームス・ワットが蒸汽機関を發明すると水車にかわつて蒸汽

力が機械を運轉するようになったからである。そこで紡績工場は山間から平地に移つたが、幸にもランカシャ地方は石炭が豊富であつたからたちまちにして大工場が発生し、今まで牧場原野にすぎなかつたこの地方は黒煙揚げて立つ「工場都市」の盛況を呈した。

紡績がこのようた勢で進んで來ると、織布の方もこれに伴われて繁忙となり、機械力應用の必要を感じるに至つた。そこで一七八七年にはエドマンド・カートライトが多年苦心の末に蒸汽力によつて運轉する織布機械力織布機を發明し、これがために織布も亦農村を去つて工場の仕事にされてしまつた。前に農業を兼ねて織布をやつていた労働者は、一時紡績の進歩のために非常に忙しくなり、賃銀も高くなり、生活も比較的ゆたかになつていたのに、この新しい競争者が現われてからは年々その地位を奪われて零落して行つた。そればかりか紡績にしても織布にしても、当時の機械は大抵今日よりは小規模であつて、婦人やこどもに運轉させる方が好都合であつた。それがために当時の織維工場では主として婦人やこどもを使用したから、織布工は非常に困難を極めて行つた。この頃ランカシャ及びヨークシャの工場都市では手機工が失業して遊んでいて、その妻子が工場へ通つてようやく一家の生計を支えるといういような不健全な状態であつた。甚だしいのは幼兒をその父親が背負つて毎朝工場へ連れて行つたということである。

このようにして工場制度は先ず木綿工業に始まり、それから毛織物その他の織物もこれに倣つて生産方法を改めることとなつた。毛織物の場合も、最初に紡績が機械化され次いで織布に及んだのである。

最初工場が山中に設けられた時代には工場主は應募者のないのに困つたけれども、結局大都市の救貧院から孤兒や貧兒を數十人又は数百人ずつ一團として雇つて來て職工として使用した。これらの貧兒は十四・五才位までで、その中には五・六才の幼年さえもあつたということである。これらの幼少年工は皆工場附屬の寄宿舎に收容されきわめて粗末なバラックだての部屋に起居した。食物も衣服も粗惡で、その上に労働時間は一日十二時間から十六時間にも達

し、衛生状態も悪く、傳染病や負傷のために斃れるものが甚だ多かつたという。そればかりか、人里はなれたこの地には、宗教々育の力も全く及ばなかつたので、兒童は無智無節制で、怠ければきびしい折檻を受ける辛さに、鞭の下に強いられて働き、風紀上も頗る墮落した。この悲惨な状態に対して社会の世論と同情があつまつて、ついに一八〇二年「木綿工場に於ける徒弟の健康及び道德に関する法律」が制定された。この法律は英國における最古の工場法であり、また年少労働者保護法の最初のものである。これは労働時間の制限、寄宿舎の設備、教育の設備等について簡単な規定をなしたもので、謂わば救貧法の延長に過ぎず、実際には殆んど空文に帰したといふことである。

工場が都会に移つてからは貧家の子女も容易に通勤できるので寄宿舎の必要は漸次なくなつたが、その労働状態は依然として改まらなかつた。一八一九年ロバート・オウエン等の盡力で通過したところの工場法でさえ最低年令は九才であつて、十六才以下のものに限り労働時間を十二時間に制限するに過ぎなかつたのである。しかも一八三三年の工場法發布まで工場監督官が置かれなかつたから、この法も実際には勵行されないで依然として年少労働者に夜業さえも行われたようである。

繊維工業と並んで重要な工業は石炭と鉄の工業であつた。機械を作るには鉄を要し、鉄を作るには石炭が入用である。それに石炭は蒸汽力の本源であるから機械を運轉するにも亦入用である。そこで英國の北部及び中部の石炭の豊富な地方に鉄工業が起り、炭坑が發達し、繊維工業が栄えるということになつた。

ところで鉱山労働の状態はどうであつたらうか。鉱山経営については、多くの場合が坑主自ら大経営を行うか、あるいはバッテリー(battery)と称する親分に採鉱を請負わしめたようである。バッテリーは即ち坑夫頭又は飯場の親分のようなもので、自らその損益の責任を負わされているために部下を圧迫して賃銀を引下げることはかり考え、坑内

の安全設備なども坑主の大経営の場合に比して劣つていたらしい。何れにしても、鉱山はその多くが人里離れた山間の僻地にあり、その上他人の眼に触れない地下の仕事であるから、すべてが無智な坑夫等のなすまゝに任され、人命にかかわるような事故も多かつたという。特に坑内において妙齢の女子をして四這となつて鉱車をひかせ、十才以下の児童を終日暗黒の坑道に立たせて番をさせた事実が世間に知られると政界の一大問題となり、一八四二年女子及び幼少年の鉱山地下労働を禁止することとなつた。

(4)

最後に工場法を唱導し、殊に婦人幼少年の労働者の保護のために身をもつて貢献した偉大な先覚者ロバート・オウエンについて少しく研究をしてみよう。

ロバート・オウエンは一七七一年北ウェールズ・モントゴメリイシャーのニュータウンで生れた。ニュータウンは、小綺麗な、景色のいゝ土地にある田舎の村で、商賣も普通のもがある許りで工業としてはごく少しのフランネル機があるのみであつた。生家は相当地位もよく富裕であつたと察せられるが、当時の社会制度に基いてのかれは父の友人の紹介でスタムフォードのある呉服屋に徒弟としてすみこんだ。これは一七八一年のことである。これがそもそまのかれの生涯における振出しであり、その後大紡績会社の専務取締となつたが、かれの志は一個の成金よりも遙かに高い処にあつたので、先ず自己の工場を中心として一つの模範村を立てることに努力した。

オウエンは非常に天才的な人物であり、その思想も亦全く独創的であつた。かれの意見では、凡そ人間の善惡は先天的でなくして境遇によつて定まるものだから、下層階級も亦その教育によつて立派な市民にすることができるといふ道理である。そこでかれはスコットランドのニウ・ラナアックという山紫水明の地に経営したところの工場で、そこに働く人々の性格の上に有害な影響を與える如き境遇に包まれているこの人々の状態を一変させようと努力した。

この頃、ニウ・ラナアツクの人々は、一家を構えて村に居住している約千三百人と、教区からえた四百から五百の貧しいこどもとから成り立つていた。その子供たちは五才から十才まで位にみえたが、——七才から十二才と称されていた——当時これらのこどもたちには十分な衣食住があたえられており、長い労働の後には読み書きを教える試もなされていた。しかしこどもたちの体力が消耗し盡された後の教育は、たゞ二重にかれらを苦しめるばかりで実際には何もならなかつた。そこでオウエンは先ず小児の雇用契約は廃棄すべきこと、この上更に貧乏人のこどもを入れさせないこと、また村の家屋や道路は改良させ、貧乏人のこどもの代りに新たな家族を迎えるために新しい、より善い家を建てること、更に又工場内部は模様替えし、旧式機械は新式に代えること等を決心した。かれの第一の仕事は、人々を閉む悪状態を良い状態に置換える施設をするにあつた。二千人の職工に社宅を與えて清潔法を行わしめ、飲酒賭博を戒め、労働時間を短縮し、消費組合・共済組合を設け、幼年者のためには立派な学校を設けて普通教育を施すこととした。こうして経営十六年の長きに亘る間にその模範村は天下に名声を馳せ、かれはその経験に基いて工場法の制定を唱道した。

当時の模様についてオウエンは次のように述べている。

「性格形成に関する四論文を出版し、ひろく播布し、こうして自分の社会に関する新見解を世に公にしてから、私の注意は一轉して公的の諸方策に向つた、旭日のような勢で急速に増加しつゝあつた羊毛・綿糸・亞麻・麻・絹の諸工場にやとわれている小兒・青年・大人にむかつて何等か恒久的実質的な救済を與えんとする考えを以て、それら諸工場にはそれ以上の年の者は勿論、ごく幼い小兒を雇うのを常としたのだ。私の経験は今（一八一五年）木綿製造業務にすでに二十五年間やすみなくつづいていた。始めの頃には自分の關係紡績工場を同業の綿糸紡績業者に開放もしていたし、細糸（即ち一二〇番手から三〇〇番手以上までの糸）の最初の紡績業者でもあつたので、全

國の工場はひとしく私には公開されていた。私は北から南へとそれら工場の大部分を訪れた。そこに雇われている小児及び労働者の状態に対して正しい判断を形成しえんがために、こうして私はこれらの工場に用いられている機械の重要さ及びその急速なる年々の改良を見た。又これらの新機械力の奴隷と化しつつあるいとけない小児その他の人々の悪化した状態をも如実に知ってきた。どんな反対があろうとも、アメリカの奴隷制度は悪しく愚であり將來もなおそうであろうが、英國工場の白人奴隷制度はこの無統制時代においては、私が後に西印度諸島及び合衆國で見た家庭奴隷よりはるかに悪いものであつた。多くの点において殊に健康・食物・衣類に関しては、後者はこれから大英國の内國工場のしいたげられ墮落させられた小児や労働者より遙によく待遇されていた。」⁽²⁾

この当時小児は六才で綿糸・羊毛・亚麻・絹紡績工場に入るのを許されていたが、時々五才で入るものさえあつた。労働時間は夏でも冬でも法律によつて制限はされず、普通一日に十四時間であつた。ニウ・ラナアックの労働時間は十時間四十五分であつたが、最も残忍強慾なものは十六時間の長きに亘つていたようである。しかも大抵の場合工場は人爲的に熱せられて、健康に最もわるい状態を呈していた。こうした年少労働に対してオウエンは労働保護立法を問題とし、その結果が一八一九年の法律となつて通過したことは前にも述べたところであるが、オウエンは工場法についても頗る徹底した意見を有し「掃除の行届かぬ油の切れた機械が能率を減する如く、生きた機械の人間も其の生活状態を善くしなければ生産を増すことは出来ぬ」といい、永久の基礎を有するためには眼前の繁栄をなげうつても人民の健康と徳性とを維持するために工業を抑制しなければならないことを認めていた。これに対するかれの政策は第一に工場労働者の最低年令を定めること、第二に少年労働者の労働時間を制限すること、第三に此の規定を実行するため政府の監督官を設けることであつて、大体現今の法制の骨組を具えていた。しかしオウエンはこの如き卓見を抱いたに拘らず、自己の提案が実業家の反対のために骨抜となつたのを憤つて、その後は他の問題に走つてしまつた。

その後一八三三年アシュレー卿(かれは三百年來の名門に生れ、保守党に属し、國立教会の熱心なる信徒であつた。)が初めて工場法運動を統率し、繊維工場における少年労働者適用の工場法が發布され、初めて工場監督官を置くことになつた。

(1) 中世に於ては立派な市民の子が apprentice として奉公にて、後に一人前のギルドの一員となり、又店を開いた。オウエンの當時に於てもかかる丁稚制度及び店分けの制度が存在して、彼は苦もなく故郷をでることができた。

(2) ロバート・オウエン著『自叙傳』第七章

三

英國では一七六〇年代綿糸紡績業を中心として産業革命がはじまつたが、当時の日本は二世紀余にわたる鎖國制度(一六三九年——一八五八年)がおこなわれており近代的發展をいちじるしく遅らしめた。安政六年(一八五九年)日本が開國したとき、英國を先頭とする欧米諸國においては、近代資本主義は隆々として發展しており、なかならず英國は「世界の工場」といわれていた。西欧のすでに高度に發展した近代資本主義の圧迫が、日本をして、急速に近代的變革を行うことを要求したことについては第二章に述べたが、その近代的變革を行うことなしには、日本は獨立國として發展するを得なかつた。

かくて維新の變革運動により、急速に西欧の近代的な資本主義的生産方法をはじめ、近代的諸制度を輸入移植したのである。

しかるに日本の資本主義發達史をみるに、明治維新から明治二十年(一八六八年——一八八七年)ごろまでは資本の原始的蓄積期、あるいは産業革命の準備期であつた。維新以後明治十一年頃までは、軍需工業をはじめ、製糸・綿糸紡績・屑糸紡績・鉾山などに模範官營政策が盛んに行われた。しかし明治十四年からはじまつた紙幣整理という

デフレーションの過程において、それらの模範工場・官営鉾山等はつき／＼に民間資本へ安く拂下げられ、それが財閥を急に發展せしめる基礎となつた。このデフレの結果農民や小生産者たちが非常な困難におちいり、又小商工業者も同様破産して無産労働者となるものが多く、他方においては大資本家や大地主はますます資本を蓄積し、いわゆる資本の原始的蓄積が強行され、来るべき産業資本の確立の準備となつた。デフレーションは、明治十八年まで続き翌十九年より好況となり、二十一・二十二年にその絶頂に達し、鉄道・紡績を中心として企業熱が勃興した。しかし、明治二十三年に入り、その好況が崩れて経済恐慌がおこつた。

その後も近代産業は発達したが、明治二十七八年の日清戦争の直後おとすれた大好況の過程において、紡績・製糸においては近代的機械産業がともかくも確立した。こうして機械の採用により前時代の手工業は機械工業へと移り、婦人・幼少年の労働力が多量に採用された。農民や職人の間から工場へ入つて働く者が増加し、女もこどもも工場に出て働かなければならない者が多くなり、工場における婦人・児童酷使の現象があらわれて來た。

(1)

ヨーロッパでは十九世紀の前半が最も著しい児童酷使の時代であつたが、日本では、この現象は一八七九・八〇年ごろからあらわれ、ことに綿糸紡績業・生糸製糸業およびマツチ工業においていちじるしかつたようである。(ところが西洋紡績機械は寛永・安政の幕末時代に、薩摩藩に輸入されたのが日本では最初であるが、この時藩主は藩の家中の子女を女工とし、若侍を男工に使つた。百姓や町人は女工になりたくともなれず、藩に属する者のみその特権があつた。したがつて当時の女工の社会的地位は非常に高かつたのである。)

英國では、最初都市から遠く隔つたランカシャの山中に紡績機械が据えられたとき、大都市の孤兒や貧兒を雇つて

來て働かせた。ところがわが國においては、これと反対に、大阪や東京などの大都市に突如として創設された紡績工場は、遠く隔つた地方に向つてその労働力を要求した。英國では救貧院がねらわれたのであつたが、日本では半封建的農村が源泉であつた。

当時綿糸紡績工場に雇われた年少労働者の年令について、横山源之助著『日本の下層社会』をみると、

「職工特に工女の年令は十五才以上二十才以下なるは最も多く、而して年令の長ざるは粗紡機若くは紐機に属し、幼なるは精紡機に属するは通例なるが、長ざるも十六・七才、大抵十二才乃至十四・五才、甚しきは七・八才の兒女を精紡に見る事あり……」⁽¹⁾

とある。

労働時間は大体十二時間制が原則であつたが、実際には全國の工場殆んどが紡績十二時間、織布十四時間までおこなつていたようである。⁽²⁾

休憩時間の割当は何処の工場も大抵九時に十五分、正午に三十分、午後三時に十五分、都合一時間であり、三十分の間に晝の食事をとる。しかしながら實際休憩するのは男工ならびに直接台を持たぬ見廻工くらいなもので、一般女工には殆んど休憩がないも同様、何となれば運轉はとめるにしても、台の掃除とか次の段取りとかで十五分や二十分は忽ち潰れてしまうからである。

夜業は午後六時から午前六時迄が通例のようである。徹夜業は、はじめ繁忙期における臨時制度として発生したものであるが、外國に比し著しく高價である機械をできるだけ能率的に使うために、労働者を極度に犠牲にするのを有利とするという事情から常則的な制度に固定した。

「深更二時三時の頃睡魔の襲い来る最も激しく、電燈白く工女の姿をうつして淋し、各工業主によりて云ふ所を異

にす、雖も其の言ふ所に拠れば、夜間の生産高は、晝間に比して一割半乃至二割を減すと。夜勤の交替は一週間なるは各会社殆ど同一なり、職工を甲乙二部に分かち、甲乙交り／＼一週間毎に交替し、交替の際は機械掃除のため夜業者に四時間居残仕事の義務を附す。」⁽²⁾

休日は大休一週間毎であつたらしいが、機械の掃除日をこれにあてゐるため、職工の言い分によれば一ヶ月に二回、晝間の労働者と夜間の労働者と各々二回あるに過ぎなかつたという。

賃金についてみると、日給制と請負制とがあり、大阪府下では連條機、粗紡機、細機、細綿機は請負賃銀で、他は概ね日給定額賃銀を例としたようである。一例として明治三十年の平野紡績会社の日給賃銀を挙げてみよう。

混綿部	男工	二十四錢	女工	十三・四錢
打綿部	男工	最高三十錢	最低十八錢	
精紡部	女工	最高二十錢	最低六錢	(四錢なるは一人あり)

備考 明治三十年当時平野紡績は二割の利益配当をしている。横山源之助『日本の下層社会』同じく平野紡績会社の請負賃銀は次の通りである。

一日の所謂平均額は

連條機	十八錢七厘
始紡機	二十一錢六厘
間紡機	十九錢四厘
練紡機	十八錢五厘六毛
細機	二十一錢

廻 締 機 三十三錢 六 厘

(横山源之助 前掲)

なお明治三十五年になつても、メリヤス工場の幼年工の賃金は男で十一錢から三錢、女で九錢から三錢であつた。(4) しかも紡績工場や製糸工場では罰金制度があつて、女工の賃金は実際にはもつとすくなかつたのである。細井和喜藏著『女工哀史』に書かれた罰金制度によると、織布部についてみると、木綿の等級を一等品から四等品までに分け一等品のみを合格とする。二等品以下は不合格品として次のように罰金をとる。

二 等 品	織 賃	二 割 引
三 等 品	織 賃	半 減
四 等 品	織 賃	沒 收

この不合格品が不可抗た機械の故障とか、原料の粗悪とか、あるいは前工程の欠陥による場合(これらが原因の八〇%を占めている)でも罰金は不当に取り立てられ、一疋の木綿を織る場合二日も汗みどころになつて働かねばならぬとき二日の給料は皆無に帰してしまふのである。

罰金制度と並んで女工虐待の一つに懲罰制度があつた。それは如何なる場合に課せられたかと云えば、粗悪製品を作つたり、仕事上の些々たる欠点ある場合、又機械の取扱を粗漏にしこれを破損した場合、あるいは上達がおそいか規律に違反した場合などであつた。幼者が夜業の際睡魔に襲われてなまけたとか、木管を一本床の上におとしたとかいつては双手に水桶を持つて立たせられ、なまけたと云つては庭箒をさしのべこれまた一時間以上も直立させられた。そうして漸次手が下つていくのをみて、主任ははたと鞭打つたのであつた。こんな虐待が実際に行われたということは左の小唄が最もよく表書していると思われる。

工場は地獄よ 主任が鬼で

廻わる運轉 火の車……

また当時行われた賞旗制度も結果としては甚だしい女工虐待と酷使に陥らざるを得なかつた。この方法は能率増進のために行われたもので余分の経済的支出を要することなく、單に「優勝旗」獲得への女工の名譽心を煽ることによつて目的を達する。又これが達成されたときには見番に特別賞與を伴う場合もあつたので、かれは優勝旗を勝ち得んがために自分の受持工女を驅使し、便所にゆく暇も水を飲む機会も與えないほどであつた。

産業革命發展の過程において、年少労働者は種々の犠牲を要求されたが、徹夜業と並んで寄宿舎制度もその一つであつた。英國においては工場が都會に移ると寄宿舎の必要が漸次なくなつたが、日本ではこれと反対に建設工場の附近に居住するものなどは問題にせず、わざわざ遠隔の地方より高價な費用をかけて若い娘を募集しこれを寄宿舎に入れて使つた。したがつて日本には非常に寄宿舎が多いが、そもそも寄宿舎は、低賃金や過重労働その他低劣な労働諸條件により極度に疲労した従業者に対して、翌日の労働力の再生産に必要な休息を與え、又單に出稼の職工に住居を供するといふだけでなく、かれらに家庭生活に代替すべき快適で衛生的な施設を提供することを目的としなければならぬ。ところが当時の寄宿舎はむしろ職工の足留め、能率増進という経済的要求に根ざしていたのである。明治四三年（一九一〇年）の調査によれば、紡績・生糸・織物のごときわが國の三大工業においては、いずれも工員の六割乃至八割六分は寄宿工であつたという。しかるに寄宿舎は拘禁制を含んでおり、女工の逃亡出入を防がんとするために寄宿舎の各室に外部から鎖錠した例もありこれがために失火の際多数の工女を焼死せしめた事實は余りにも有名である。

(5) しかもその寄宿舎には不備不潔なものが多かつた。

「大概一疊に付き工女一人を容れ工女二人に對夜具一組（上下各一枚）を給す、室に押入もなく棚もなく往々疊に

代ふるに蔭を以てしたる処もあり又避難設備もなきもの多し、地方に依つては夏分蚊帳を給せず明り窓等に蚊帳地の布片を貼布するに過ぎざるものあり……………」⁽⁶⁾

さらに工女の外出は厳しく制限された。外出は成績の良好な者に限り一ヶ月に一ぺん位許されたが、規定時間より五分でも遅れると忽ち刑罰として一ヶ月間は閉門された。これは個人の門止め法であるがとき／＼寄宿全体の門止めが行われた。それは工場の横手へ夜店が出る時とか、祭り、又は舎内でもよつとした催物をやる時などで、その時は全員が足を封じられた。いま『女工哀史』によつてその状況をうかがおう。

「死の幕のような氣味悪いナマコ板をめぐるせた工場の塀外へ、バンド紐に結えた風呂敷にお錢包んでおろす女工。かの女はこうして場外の店から買物をするのであるが、時々巡視に発見されて小ひどいこと叱られ、おまけに買った品物まで沒收されて了う。しかし、これにも飽きたらないのか、会社は遂に一間の塀へ持つて行つて、どうしても登れぬようグリスつけた鉄條網を張りまわすのである。女工はうたう。

籠の鳥より 監獄よりも

寄宿すまいは 尙 辛 い……………」

寄宿流れて 工場が焼けて

門番コレラで 死ねばよい……………」

(2)

明治二十九年桐生・足利地方の手工業に働いた女工は三万七千八百二十人に達していた。⁽⁷⁾

この多数の女工は当時如何なる状況におかれていたであらうか。これについて横山源之助は次のように述べている。

「就いて之を聴くを求めんとするも渠等はジャーガー器械に身を寄せて黙々、苦も樂も愉快も不愉快も、有りて訴えざるか答ふるに憚るものあるか敢て自由を説明せんとする者なく、更に問ふるに答ふる者なし。渠等苦なきか、果して平らかならざるものなきか、声を揃へて樂しげに謠ふを聴けば、嫌だ／＼よ機織廢めて、甲斐絹織屋のお神さん

更に謠ふものに耳を傾くれば、「お鉢引き寄せ、割飯眺め、米はないかと、眼に涙へ中略は是れかれ等が胸中の消息を虚飾なく洩して、其の境遇の如何なるものなるやを余輩に教ゆる所の叙情詩にして、能く實際を謠ふて毫も事実と相違するを見ざるが故なり。」

米と麥と等分にした割飯に蜜食には何の菜もなく朝晩は味噌汁がつくのみ、しかも汁の中身はいつも菜葉。こうした粗末な食物の待遇を受けて、朝は未明から夜の十時まで働かされるのが通例。家によつては十一時まで夜業を行い、あるいは四時頃から起きて働かねばならなかつた。休憩時間も與えられず、休息するのは飲食時間以外にはなく、七・八月の盛夏の頃だけ午後一時から二時頃まで休息を與えられた。

これら工女の年令は十二・三才から十四・五才若しくは十七・八より二十を過ぎる者もあり、年期は織戸によつて相違したが、三年・五年・七年が普通行われる年限であつた。しかも工女養成を目的とするこの見習期限は、實際業を修むるに要する年期ではなくして、主人が勝手氣儘に使役する目的をもつてかかる長年期を定め、自己の圧制の下におくのが常であつた。

またこれらの工女は見習であるが故に、一定した給金は與えられず、たゞ三年の者は五円、五年は十円、十二円、七年のものは二十円の金を賞譽金として與えられるに過ぎない。しかしながらこれも實際には行われず、そのみか却つて前借を償わんがために約定年限の外、半ヶ年もしくは一ヶ年を余計に勤める者もあつた。

工女らのこうした状況に關し、横山源之助は左のように述懐している。

「『竹になりたや桐生の竹に、繻子や緞子の綾竹に』と、常にかれ等は自己の希望を語ふと雖、あゝ何んの時か桐生の綾竹とやなるを得べき。」⁽⁸⁾

紡績に次いで見るべきものは燐寸工場であらう。殊に燐寸工場には貧民部落の多くの幼児が働いており、児童の労働を見るに最も恰好の材料を得るものと云われている。

「総して孰れの燐寸工場に於ても見る事となるが他の工場に比して細民の兒女多く、而して職工に幼年者を見るは燐寸工場なりとす、職工の過半は十才より十四・五才の児童なり、中には八才なるもあり、甚しきは六・七才なるも見ること多し、特に軸並職工の如き其の七八分までは十才未満、世間の児童は學校に入り、いろはを習ふに苦めるを燐寸工場の児童は軸並枠の間に挟まり、左右をきよろ／＼眺めながら軸木を並べつゝあるなり。」⁽⁹⁾

また神戸のマッチ製造場では、母が乳を呑んでいる子を抱き五つ六つになる者を連れて工場へゆき、母と、五つ六つの子とが共にマッチの軸をそろえる仕事をしていたという。手先の細かい仕事は、これらのこどもたちに最も適し、軸並の如きは一枠五十本五十五段になれる二千七百五十本の軸木を、熟練者で日に五十枠、普通の者で三十五・六枠を並べるところを、八才九才の小兒でも二十枠を並べ、呼び才十二才より十四・五才のものは常に多額の賃銀を得ていたという。その賃銀は通例三十四・五錢であり、十才十一才位のこどもでも日に十錢を稼いでいたといわれている。

(3)

明治維新の革命以後、西洋諸國から諸種の機械が輸入されて、日本においても紡績業をはじめ年々各種の新工業が起り、到る所に煙突が聳え、黒煙の競う世となつた。退いて旧來から存する小工業の状態をみれば、新工業のために

其の範圍を侵略されながらもなおその大半は依然として存続し、昔からの慣習と所謂職人氣質とをもつて一種の社會を作り、その組織も頗る整然としていた。

親分と徒弟との關係は、昔の封建社會のそれとは大分異なり、情交においても、年限においても、又その後の關係においてもかなり相違はしたものの、まだこの社會には半封建的な制度が多分に残されていた。

まず年期についてみると、昔は七年乃至八年であつたが、當時は大低徴兵適令までを年限とし、長くて五・六年、短いのは三・四年に減じられていた。地方・都會のいずれの職業を問はず、昔に比べれば一年二年、あるいは三年を減じないところはなかつたらしい。

また、大工・左官・石工のように、修業年限の長い職業は昔の年期徒弟と同じく親方の家に寝食し、衣類等も一切親方の世話になつたが、製本・下駄・足袋等の如き修業年限の短いものは、親方の家に寄宿する面倒を省き、日々母親に甘えながら家から通うのを常とした。したがつて親方と徒弟との情交もうすく、淋しく、そして冷やかであつたという。

年期修了後の關係をみれば、昔は七年の年期を終れば更に半年又は一年を「礼奉公」として勤めた者が多かつた。ところがこの頃は、一人立の見込がつくと義理人情に拘わることなく、たとえ年期が残つていてもそれを胡摩化して去る者が多かつたといわれている。徳川時代の職人は、寒詣りして技倆を磨き、諸國を巡つて所謂わたりの苦難をなめ、親方の許で長年月年期を入れたというのに當時の年期小僧はどうであつたらうか。

「年期小僧にして中途に親方の家を出でたる者あらんか、世間は一親方を中途に出た奴ぞ、あのような子供と遊んではならぬ」と竊に自己の子供を戒め、而して中途にし出でたる当人も深く之を慚ぢたるに、当今は小僧先生平然として次の日より親方の前を往來するなり。」⁽¹⁰⁾

(4)

また当時の小作人及び小自作人の若い者の多くは、下男あるいは下女として働きに出た。男子の場合、十五才(1)になると作男として地主の家に奉公したが、給金は驚く程僅少であつた——村落によつて多少の差はあつたようである——所謂「一人前」のもので年二十七円、十六・七才の少年は二十円前後で、日額にするとわずかに六錢二厘にしかならなかつた。遊び日というのが一年に三十日位あつたがこの日は午前十一時頃まで主人の用事を勤め、晝飯が終るとある者は小酒屋へ行き、またある者は路上をさまよいて無駄口を聞くのを無上の樂しみとしていた。その他村に依つて一月一杯作男を親の許に還す風習をみる処もあつたようであるが、この場合二月一日に主人の許に還るのを鬼の手に戻ると云つたそうである。

下女についてみると、その給金ばわずかに三錢前後、そのほかに俗に云う「七つ道具(2)を貰い受けた。下男は所謂遊び日には午後から思ふ儘遊ぶことができたが、下女は年中氣樂に遊べる日とてなく、たゞ遊び日の夜は夜業をしなくても主人に叱られないで済んだ。

しかしながら当時の機織工女、製糸工女は下女に比べてはるかに給金がよかつたため、以前は下女に出たような少女まで工場に憧れるようになった。ましてや都会から來る募集人の巧言に誘われて多くの少女がこれにはしり、都会はいうまでもなく、地方においても年々下女拂底の声を聞くこと頻であつたという。

(1) 横山源之助『日本の下層社会』

(2) 細井和喜蔵『女工哀史』

(3) 横山、前掲書

(4) 農商務省『職工事情』

(5) 明治三十二年一月二十四日愛知縣下葉栗郡光明村織物工場の焼失の際に、工女三十一名を瞬く間に白骨化した事実である。

それは女工の出入を嚴禁するために二階に宿泊させ、表より鉄の錠を下しておいたところが、出火の際に錠を取はずしなかつたため、無慙にも三十一名の工女を焼き殺してしまつたのである。

(6) 生糸職事情

(7) 横山、前掲書、

(8) 同書

(9) 同書

(10) 同書

(11) 旧幕時代の税目に歛役米というのがあつて、各村落において十五才になると、貧富にかかわらず一人に付年二升の人頭税を負担した。しがつて当時(明治二十九年)十五才に至ると、若連中の仲間に入り、物日・祭礼等の場合、他の兄貴株と肩を並べて口を利けた。そこで作男となつて地主の許に奉公しはじめると多くは十五才であつた。

(12) 「七つ道具」とは前垂・笠・下紐・手拭・腕ぬき・たすき・木綿一反である。

四

産業革命發展の過程において、年少労働者が種々の犠牲を要求されたのは既述のとおりであるが、殊に賃金の低廉にもかかわらず労働時間が驚くほど長かつたこと、徹夜業が身体の消耗を來したこと、寄宿舎が拘禁制を含み意思の束縛を含んでいたこと、また殆んど抵抗力を持たない年少労働者に容赦なく搾取と虐待が行われたことなど、働く者の状態は余りに悲惨であつた。そしてこの悲惨な状態の救済主として明治政府は積極的な保護政策にのり出し、遂に明治四十四年工場法の制定をみるに至つた。これは英國の工場法より百年余りたつた一九一一年である。

(1)

工場法は制定後五ヶ年の準備期間を経て大正五年九月実施されたが、その効力を及ぼしたのは全工場ではなかつ

た。これの適用は常時十五人以上の職工を使用する工場に限つたので、非適用工場における年少労働者の状態は少しも進歩を示していなかつた。その例を織物工場についてみれば、

「京都府丹後地方の織物業では依然として一日十六時間から十八時間の労働を行わしめ、休憩時間の定めもなく、その労働は頗る不規則である。」

「静岡縣遠江地方では、十二才未満の幼年工を使用していない織物工場というものは皆無である。甚しきは十才未満の者をさえ使用し、しかも就業時間は平均一日十五・六時間の長きに及んでいる。」

そも／＼工場法は幼年及び婦人労働の制限及び禁止がその立法理由の第一であり、かれらを保護職工の範疇に一括してこれを保護することになつたにも拘らず、年令制限については頗る消極的態度をとつた。それは、最低労働年令が十二才、最高年令は十四才と定め、しかも本法施行の際引續いて就業していた十才以上の者にはその労働を認めたこと等に現れている、それにも拘らずこれらの規則に違反して幼年工を使用するものは依然として多く、監督官吏の臨検の際に、倉庫や山林へ押かくしたり、急いで帰宅させたりした事実がかなりあつたのである。

工場法実施と年少労働について最後に注意すべきことは、解雇の問題である。十才に満たない者は勿論、又十五才未満の年少労働者についても、法規の制限を蒙る煩を蒙えてこれを解雇した。この際相当の手当を受けた者はごく少数で、その多くは少しの手当も受けなかつた。その結果家計にまで支障を來し、それがために衛生その他の施設が劣悪不備な非適用工場に就業したり、ルンペンになつたり、女子の或る者に至つては好ましからぬ職業への第一歩に足を踏み入れざるを得なかつたなど、工場法の立法精神に矛盾した現象が発生した。

工場法の実施により、わが國では始めて就労年令は原則として十二才となつたが、輕易な業務については十一才まで低められ、それさえも、しば／＼工場主によつて違反されていた。しかも当時の産業ではこの輕易な業務が圧倒的

比重を占めていたのである。しかし、大戦後の労働運動の昂揚と國際的圧力により、大正十二年（一九二三年）「工業労働者最低年令法」が制定、同十五年（一九二六年）に施行され、最低就労年令は原則として十四才に引き上げられた。この場合にも、織維業者の利害が考慮されて、十二才以上十四才未満の者でも小学教育を修了した者の就労を例外なく許容している。

時代は下つて昭和十二年七月七日日華事変が勃発すると、翌十三年四月一日「國家總動員法」が公布され五月五日から施行された。又「大日本産業報國會」が組織され、産報運動は政府の労働行政運営の手段として全國に強力に押し進められることになった。そして昭和十四年夏はじめて労働動員計画が実施された。当時生産拡充計画が行われていたので労働需給は次第に窮屈になり、その給源として新規小学校卒業業者や農業従事者の多くを採用した。したがって食糧増産の必要なこの時、農繁期には農村に人手不足を來し、学生生徒の勤勞奉仕隊組織の必要さへ起つた。又國民學校では荒地を開墾して報國農場を作り、上級生は鋤を振り下級生は草むしりなどに汗をしばり、貴重な授業時間を割いて強制労働に従事せざるを得なかつたのである。まして工場に働く年少者たちは、軍需品の急速な補給の必要から産業の全機能を挙げてこれに當つたので、労働時間など相当の無理をして延長がなされたことは周知のとおりである。

次いで昭和十六年十二月八日に太平洋戦争が勃発し、十九年になると物的生産力挽回のため人的動員を強化した。そこで「学徒並に女子動員の強化」が行われ十四・五才の者からペンを捨てて連日工場へと通つた。この新措置にもとずいて勤務に動員される学徒の数は中等學校一年生以上大学々生を含めて、全國四百万の多きに上るといわれた。これは日本の教育界にとつて空前の異変であると共に、労働界においても劃期的な事件であつた。女といえども物凄く響をたてる大型旋盤と取組む者もあり、あるいは明けても暮れても増産々々の声に連日一時間乃至二時間の残業を行つたり、冬季生理日も厭わずに長時間洗油に手や足をひたしていなければならなかつた。動員学徒でさえかか

る労働を強制されておつた当時のことであるから、工場年少労働者の労働状態に至つては、今更述べる必要はないと思ふ。

(1) 風早八十二『日本社会政策史』第四章第三節参照

五

年少労働は戦後においてもまだ解決されていない。そればかりか却つて戦争によつて多くの新しい問題が発生したことは注意すべきである。それは戦争によつて父を失つた多くの母子家族の問題、孤兒の増大、浮浪兒、不良兒の増加、学習の破壊、さらに戦禍による生活の一般的窮乏等で、これらの問題が婦人・年少労働者の激増をもたらしたことは当然である。

ところで昭和二二年(一九四七年)九月に実施された労働基準法が、第六章「女子及び年少者」において、女子・年少労働者に関するいろいろの事項を規定し、これまで日本の工場法が極めて消極的な態度をとつていた年令制限についても、最低年令を十五才に、保護年令を十五才以上十八才未満に引上げ、さらに同年発足した労働省が女子及年少者に関する行政部門として「婦人少年局」を設けて、これが法規に関する事項と、婦人及び年少労働者の特殊な労働問題を取扱うことになつたのは著しい進歩とみるべきである。

かように労働基準法が制定され、さらに昭和二三年(一九四八年)四月には児童福祉法が施行されて児童は法律上保護されその地位は高められた。しかし現実には果してどうであらうか。

第一に問題となるのは終戦後急激にふえた街頭労働である。街頭に働く少年少女の中には義務教育在学中の者が多く、しかもその労働が繁華街や夜の巷などで一定の制限時間もなく行われていることは好ましくない状況である。そ

の上これらのこともちは單なる家計補助のために働いているのではなくて、その多くが一家の生計の支柱をなしているなど、問題は一そう深刻である。しかるにかれらは、「労働基準法」の適用もなく、保護の手から全く遠ざけられて路傍に放任されているのである。

一方労働基準法によつて特別の保護を受けている工場に働く年少者の状況をみるに、依然として証明書の備付けは悪く、最低年令、労働時間、休日、危険有害業務の禁止などについても、毎月すくなくならぬ違反が報告されている。要するに、労働基準法によつて年少労働の保護が形式的には規定されたが、現実にはまだまだ法律に対する世人の認識が低く、年少労働者保護の最低基準さえも完全に守られない現状である。

殊に農村の因習は依然として打破されず、最近においても兒童の身賣りが明るみに出されて世をおどろかしている。このように年少労働問題は、労働基準法の実施後二年余り経た今日なおも解決をみることに能わず、むしろ戦後の特殊現象としてより多くの社会性を帯び、問題は一そう複雑化している。

しかし現在、戦後の労働者家族の生活窮乏は、家族の一人でも多くを労働市場に投げだして家計を補わなければならない必要に迫られている。したがつて年少労働が、工場に街頭に増加していくのは当然である。それが農村の場合では、一人でも多く家族の口べらしを行つて家計を助けるために、そのこどもの人権さえも無視され、人身賣買が行われる結果になるのである。

以上概観してきたように、年少労働問題は世の進歩と共に漸次改善の跡を示してきたが、今日なお未解決の問題も多々あるのであつて、以下の敘述においてわれわれは、問題の所在について解明を行うと共に、年少労働者保護について採られてきた措置について説明を試みるであらう。



年少労働保護の必然性

——なぜ年少労働者は特別に

保護されなければならないか——

目次

一、年少労働保護の労働科学的必然性	四〇
（一）医学的見地	四一
（1）身体外形の発達	四一
（2）身体機能の発達	四二
（3）基礎的新陳代謝の変化	四二
（4）罹病率	四三
（5）労働による身体の發育障害	四三
（二）心理学的見地	四五
（1）知能の発達	四五

（2）人格の発達	四六
（3）災害發生率	四七
二、年少労働保護の社会科学的必然性	四九
（一）經濟的見地	五〇
（1）労働力の保全	五〇
（2）労働市場の均行維持	五四
（3）國際商品市場の均行維持	五六
（二）社会的見地	六〇

年少労働保護の必然性

近世の労働の歴史をみると、年少労働の発生と発展の経過の中に、なぜ年少労働者は特別に保護されなければならないか、そして、どのようなようにして保護されるにいたったか、という質問に対する解答が、事実をもつて示されているのを容易に知ることができる。

このような質問——いまではすでに平凡にして常識的となつているものではあるが——に対する解答、すなわち、年少労働保護の必然性について、歴史的事実から抽象された科学的研究の成果、あるいは年少労働者の人間としての生物学的構造や機能についての科学的研究の結果などに基いて、それをやゝ組織的にのべてみよう。

年少労働保護の必然性について語るには、大別して次のような二つの観点から語らねばならない。その一つは、年少者の精神および身体の構造や機能に対して、労働することはどのような影響を與えるであろうか、また年少労働者の精神および身体の機能やその発達を阻害しないような適正な労働とはどのような条件のものであるか、などの問題について解答を與えようとする観点、すなわち、年少労働者の人間的、生物学的構造や機能の特性と労働との関係に関する自然科学的研究を行ういわゆる労働科学（医学心理学）的観点である。

そして第二の観点は、なぜ産業や社会は年少労働者の保護を必要とするにいたったか、また年少労働者の保護によつて産業や社会はどのような利益をえることができるか、という課題に対して解答を與えようとする観点、すなわち、年少労働者を労働力として経済的要因の一つとみなし、あるいは社会的発展の一要因として取りあつかういわゆる社会科学（経済的および社会的）観点である。

一、年少労働保護の労働科學的必然性

先にものべたが、労働科學は、人間の生物的機能と労働との間の最も合理的な関係をみいだそうと努力する科學の一分野を指すものである。そして年少労働者がその科學的研究の対象とされるときは、年少者のそのような機能の特殊性を観察し、その特殊性に應じる最も合理的な労働との関係を發見することに、この科學分野の努力は傾けられるのである。このようにしていままでに收められた年少労働者に関するこの科學の諸成果が物語るものは、およそ次の通りである。

近代の労働科學は、いわゆる年少期に人間の体格外形および生理的機能の著しい發達が示され、この年令期には内部的労働負荷が極めて大きく、エネルギーの大部分は身体外形および機能の發育のために消費されるので、この時期に適正でない外的労働負担が加えられるときは、個体の發育は著しく障害せられ、したがって、適正な生活環境にある年少者——例えば學生生徒に比較して、この時期を不適正な労働の環境に生活している年少者の身体は、その發育を著しく阻害されていることを実証している。

また同様に精神機能の發達についても、いわゆる年少期は最も著しい發達を示す時期であり、この時期を在學した年少者と、労働に従事している年少者について比較してみると、例えば比較的高度な精神機能である知能についてみると、比較的單純な機能についてもその差は著しいが、とくに複雑な知能にいたるほど、労働している年少者の方が一層甚しく劣っていることを示している。

知的機能ばかりでなく知的内容についてもこの傾向は同様である。

なお、精神の総合的機能ともみなされる人格の發達についても、近代の經濟機構に必然的な労働の高度の機械化と

分業化は、個々の労働から全く総合的あるいは創造的意味を消滅させて、労働を單に機械の一部分にまで化している。このような労働の中におかれるときは、年少期的精神特性である自我の発見追究、あるいは創造的なものゝあるがれからくる人格の自主的活動への意欲は全く実現することを許されず、人格の高度な発展は甚しく阻害されるのである。

また、これらの身体的および精神的な年少期諸特性は、年少労働者の産業疲労、産業疾病あるいは産業災害を一般労働者の場合よりも一しお高率にしているのである。

このように、近代の労働科学の諸成果は、年少労働者の労働について、保護的制限が加えられなければならないことを的確に示しているのである。なお詳しくのべるならば――

(一) 医学的見地

(1) 身体外形の発達

(イ) 男子は、身長の間増育は十三才、十四才に至つて最高を示し(年間約六―七糎)、その後速度を減じ、二十才でほぼ発育を完了する。体重も、七才から十才までは年間約二キロを増すにすぎないが、十三才、十四才では最高を示し、年間増育は四―六キロにのぼり、以後速度を減じ二十才でほぼ完了する。胸囲の発育も体重に類似し、十三才―十五才の間の増育が最も著しい。

(ロ) 女子は、身長の間増育は男子よりも早く十一―十三才で最高を示し、十八才で一應完了する。体重は十二才―十四才で最も増育が著しく、十九才で一應終止する。胸囲も体重と大体同じ傾向を示している。〔労働科学研究〕第十

(2) 身体機能の発達

筋力、肺活量、心臓血管系機能などの発達についても、男子は十四才、女子は十一才から十四才までが發育率の最高を示している。例えば筋肉は大体十五才―十六才の間は年間三キロを増す。肺臓は十三才以後になると急激に発達する。特に心臓の發育は内分泌腺の影響をうけていわゆる思春期に最高を示す。(前掲書)

(3) 基礎的新陳代謝の変化

人間の生命の保持のために必要なエネルギー量は基礎的新陳代謝によつて表示されるが、これは成人(日本人)の値を一〇〇とすれば、十二才では二三%、十三才では九一%、十四才では一〇%の増加を示し、十三才は飛び抜けて大である。女子の場合は十二才―十四才の間に最高に達している。平均して十二才ないし十四才までの間は二〇%も高いのである。

この事實は、この年令期の者の内部的労働負荷が大きいこと、すなわち身体の外形、機能の發育に多大のエネルギーを要することを意味するのである。

したがつて、この期間に適正でない外的労働負担を加えるときは、身体の發育に要するエネルギーがこのために消費されるため、その發育は阻害され、生活能力の基本である身体外形や身体機能の發育は完成しなくなるのである。(前掲書)

(4) 罹病率

労働條件を同一にし、集團生活をしている多数の女子についての調査結果によれば、年令別疾病率は十三才、十四才が最高を示し、(五九・四%、六四・五%)、年令の増加に従つて低下し、十九才にいたつて最低となり、(四五%)以後再び少しく増加している。肺結核に対する罹患率もほとんど同じ傾向である。この事實は、十三才、十四才という年令

期は外的環境または外的疾病誘因に対して最も抵抗力が薄弱であることを物語るものである。(前掲書)

(5) 労働による身体の發育障害

学校生徒と年少労働者の身体發育の比較研究の結果によれば、適正な環境と陶冶の下にある学校生徒の、身長、体重、胸囲の發育は、十二才では同様であるものが、年令が増加するに従つて、その發育は相違し、労働しているものの發育は低劣となつてくる。そして十七、八才でその差は最大となる。年少労働者には生徒にみられる十二才から十四才までの顯著な増育はみられないのである。そしてその年令以後にまでこの發育抑制は持続するのである。

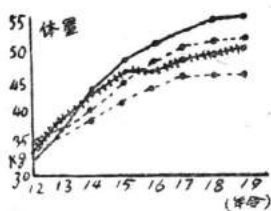
また十四才以下で労働についた女子と、十八才を越えて労働についた女子との身体的發育の差異を測定してみると、栄養状態の主な表示である上膊部の発達に最も著しい差異を生じ、前者は後者よりも劣つていることが示されている。

なお、十八才未満の年少者と、その年令以上のものとが同一労働條件の下におかれるときは、前者は後者よりも一層深刻な影響と労働條件からうけることは明白であつて、例えば夜業期の体重の減少、交替休日の体重の回復は、共に十八才に満ない年少者に顯著である。これはその年令期の者の、強力な發育性を示すものであるが、それだけにそれに加えられる抑制的な外的要素によつてうける影響の大きさを示すものである。(前掲書)

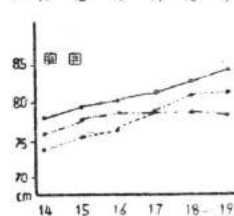
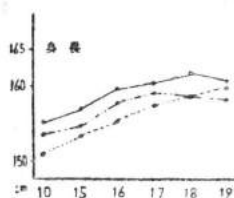
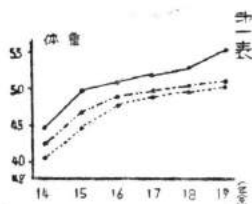
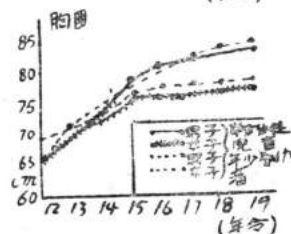
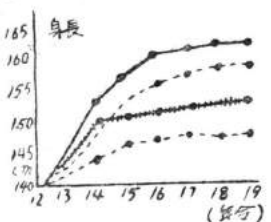
ある調査について、十四才から十九才までの全國、年少労働者および学生々徒の体重、身長の發育の比較をみると、学生々徒の發育はもつともよく、年令の増すに従つて順調な發育増加の傾向を示し、發育持続の年令も高いのに対して、年少労働者は發育量でも最低に位し、しかも發育カーブの上昇も比較的緩慢であり、特に身長などは学生々徒がなお盛んな發育を続けている十七才あたりからすでに發育は停止しようとしている(寺本「労働基準法解説」(第一表))。

また他の調査について年少労働者および学生々徒兒童の身体發育の相違をみると、体重、身長について、ともに

全國民、年少労働者及び学生生徒の体力検査比較表



表二



学生生徒 ———
全 民 ———
年少労働者 - - - - -

(昭和十七年度厚生省健康局調)

(年少労働者……昭和十年度厚生省調査
学生生徒……昭和十年度文部省調査)

四四

十二才では学生生徒年少労働者もほぼ同様であるにもかかわらず、年令を増すに従つて年少労働者の発育度は低下し、十八、九才で両者の間には大きな間隔ができてゐる。これは身長が最も甚しい。(前掲書)(第二表)

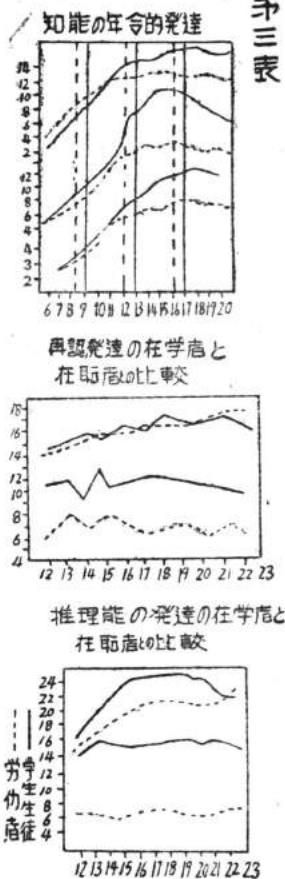
このように、以上のべた科学的諸研究の結果からして、一般に年少期から労働を余儀なくされてゐる労働者は、不適正な労働條件と環境のもとに、過重な労働負荷と有害な環境要因によつて、その身体が発育は著しく阻害されてゐることが明白にされる。

(11) 心理学的見地

(1) 知能の発達

満六才から四十才までの者（日本人）約一万二千名について行われた知能検査の結果によれば、「再認」、「推理」および「洞察」などの知的機能は、いずれも六才から女子は九才、男子は十才までに大きな発達を示し、さらに女子は十才から十三才、男子は十一才から十四才までの期間に最大の発達を現わすものである。そしてその後も発達を持續して女子は十七

表三



いてこれを比較してみると、年少労働者の知能発達的一般能力では甚しく歪められ、在学年少者よりも著しく低劣となつてゐる。そしてこの隔りは、「再認」など比較的單純な知的機能よりも「推理」とか「洞察」という高度な知能にいたるほど益々甚しくなつてゐる（『労働科学研究』第十二卷第一号）（第三表）。

才、男子は十八才の期間にほど頂点に達するものである。

ところが、工場労働に従事している年少者と在学している年少者につ

(2) 人格の発達

幼くして不健全な労働環境におかれた者は根本的な知的機能の発達、知的内容の充実などを阻害される上に、近代の生産過程に伴う労働の機械化や部分化あるいは不健全で低迷的な人的環境などによつて、精神の年少期的特性であるおう盛な創造、総合の意欲、自我拡大の意欲あるいは精神的充実の意欲など高度な精神生活の実現発展が圧えられて、人格の高度な発達が阻害されるに到り、たゞ官能的欲望を充足するだけの卑近な生活に終始するような低度な人格の段階に低迷するにいたるのである(前掲書)。

例えば戦後社会に大きな問題を投げけている青少年の不良化の問題なども、労働環境から招來されるこのような人格の未発達に大きな原因がおかれていゝと考へられるのである。

昭和一八年以降犯罪青少年(二五歳未満)の職業別調(警察統計)

年別	職種別						計
	学生、生徒	工場労働者	店員	農業	その他職業	無職者	
昭和一八年	一六、二九	三、五四四	二、六四〇	八、一九四	二四、九三二	一五、三六六	九七、六七四
昭和一九年	二〇、五六三	四、二八六	一、四一五	八、一九九	二五、三六五	一六、四二九	一一、二七七
昭和二〇年	二、二七	三、五六	五七一	七、七八八	一六、六九二	一七、〇〇三	八二、〇八七
昭和二一年	一五、七一	三、〇六六	二、六〇一	三、〇一七	五九、九七一	七八、五二二	三三、五六六
昭和二二年	二〇、〇四六	三、七五五	四、八二二	三、八七七	五八、三八九	七七、五三七	二〇、五七四
昭和二三三年	二、三九六	一、三三八	八、一六五	一、三三五	四四、六四一	四六、八〇三	一一、七五一

註 無職者のなかには、いわゆる闇屋が含まれている。

第四表 (一)

第四表 (11)

昭和二三、二四年、年少労働者および学令児童生徒数

年次	年少労働者数	学令児童生徒数
昭和二三 年	九四二、五九四人 (十二月末)	一四、一九四、五六九人 (五月末)
昭和二四年	八六二、二六八人 (九月末)	一六、一三六、五五三人 (四月末)

(註) ① 年少労働者は十八才未満のもので、労働基準法適用事業報告による。(全国)

② 学令児童生徒は義務教育中(学校在籍)のもので、文部統計速報による。(全国)

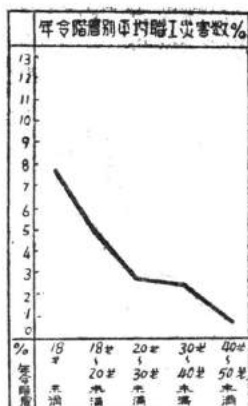
③ 本表と前表とを比較すると、年少労働者数は学令児童生徒数よりも著しく少いにもかかわらず、犯罪数は前者の方が多くなっていることがわかる。

世界各國とも戦時および戦後に青少年の不良化や犯罪が増加し、いずれもその原因を軍需産業におびたどしい年少者が動員されたことに帰している。わが國の戦後の犯罪統計をみても、労働青少年の犯罪化は、一般学生々徒の犯罪化傾向に比べて極めて高率を示していることがみられる。(第四表)

(3) 災害発生率

精神の年少期的特性とみられる過敏な感受性、精神的不安定性、判断力や注意力の不足、旺盛な好奇心や冒險慾、

第五表



この表は昭和十七年五月一ヶ月間に於ける工業活動用金属機械等製造工場について調査したものである。

(労働安全研究所誌)

薄弱な責任感あるいは強い反抗心などは、産業災害の大きな内的誘因となるものである。したがって年少労働者が成人労働者と同一條件の労働に従事するときは、成人労働者に比べて著しく高い災害率を示すものであることは、内外の災害統計が等しく示しているところである。(第五表)

以上の労働科学的研究の諸成果は、等しく、年少期は心身の形成発達に最も重要な時期であり、これらの年令期のものが不適當な労働に従事するときは、その心身の成育は甚しく阻害されることを実証している。

そして、心身の基本的成育に決定的に重要な年令期は十六才までであり、この年令までの者のエネルギーはほとんど自己成長のために消費されて外的労働を負担するゆとりを残さないで、男女共に十六才になれば充分安心して外的労働のためにエネルギーを行使することができないのである。従つてこの年令以下のものは労働につくことを禁じなければならないものである。労働科学的見地からみれば十六才が最も合理的な労働の最低年令ということになるのである(労働科学研究前掲号)。

そして、同じく労働科学の教えるところによれば、心身育成の進行は十八才の頃まで続けられ、この年令までの者はやはり大きな自己消費エネルギーを要し、外的労働を受け入れる余地はなお少いので、体力の外的労働負担は可なり軽減されなければならず、また未成育な知的能力に應じるように知的労働負担も軽減されなければならないので

ある。したがつて、この年令までの者が労働につく場合は、労働の條件に特別の制限を加えて労働の負担を量的質的に軽減しなければならぬものである。これで見ると労働科学からみた最も合理的な保護年令は満十八才からということになるわけである（前掲書）。

なお、このことは、労働する年少者自身の心身が阻害されることを意味するばかりでなく、労働能力に乏しい者が労働を負担するときは当然低能率労働となり、あるいは高率の事故を誘起し生産自身も量的あるいは質的に損傷せられることにもなるわけである。

二、年少労働保護の社会科学的必然性

近世の労働史は、労働手段の機械化に伴つて年少労働者の産業への廣汎な使用がもたらされたが、それはやがて年少者死亡率の増大、國民体位の低下、無教育者の増大、あるいは國民文化や道德の頹廢をもたせ、これに対して世人の注意は強く注がれ、やがて重大な社会問題にまで發展してきたことを、教える。

然しながら、このような情勢がかもされたにもかゝらず、年少労働者の保護措置の実現をみるにいたるまでには相当の時日を要し、しかもようやくこれが設けられるに到つても、保護の基準は労働科学の示す合理的な基準には及びもつかないものにすぎなかつたことをも、労働史は教えるのである。

その後幾多の変遷を経てその基準は高められ改善されてはきたが、なお現在の基準からしても、労働科学の示す理想的基準に完全に合致するものとはいへないのである。

例えば、わが國の最低年令の制度をみても、ある時代は満十二才であつたことがあり、あるいは満十四才となり、

いまは満十五才となつたが、なお労働科学の要求する最低年令の理想までには達しているとはいえない。

では一体何がこの理想の実現をはばむのであろうか。しかも、一方ではこのように理想の実現をこぼみながらも、なぜ労働保護の制度は実現し、しかも段々とその基準を高めて行くのであろうか、という質問に対する解答を求めてみよう。

(一) 経済的見地

(1) 労働力の保全

年少労働者は保護されなければならない、そして労働科学の要求する最も合理的な年少労働者に対する労働の基準は実現されなければならない。このような理想は、特定の個人の理想としてだけに止らず、一部世論となり、また社会問題にまで発展しても、なお速かにはその実現をみることができなかつたという歴史的事実は、年少労働保護がたゞ主意的な理想や人道主義的な感傷などによつてのみできるものでないことを物語るものである。

年少労働保護は、近代の社会、経済の発展が、自らそれを必要とする段階に達したときに始めて、必然的に自らのためにそれを産出したものであるという。極めて客観的そして必然的な事象である。——といつて、このことは全く主意的なものゝ力の寄與を否定してしまうことを意味するのではないが——。

年少労働保護は、年少労働力の生産えの無制限そして不当な使用によつて、社会的生産力の維持がも早困難となるにいたるまでに労働力が磨減損耗されるにいたつて——それは社会的には、年少者死亡率の増加、國民体位の低下あるいは社会道德の頹廢などの現象として表現される——社会的総資本——それは國家が代表する——によつて、自身

の擁護のために、はじめてその実現をみるにいたるのである。

けれども、このようにして実現された年少労働保護の基準も——その実現そのものが経済法則の所産であると同じく、経済法則の支配の外にあることは許されないのである。したがってその基準は、労働力を短期間に磨滅することなく、長期にわたつて絶えず利潤を産みだす泉となるに最も合理的な水準である外はないのである。このような水準は必しも、労働科学の要求する理想的な年少者の労働の基準と合致するものではない。利潤を産みだすことを強く制限するような高すぎる基準の場合は、経済法則はおのずからその採用を拒み、最も合理的に利潤を産みだすことのできる水準でのみそれを採用しようとするのである。

年少労働保護は、このように冷静でありかつ合理主義的な経済法則のもとに、発生とその後の発展とを必然的にさ
れているのである。

わが國の場合について具体的にこの過程をみれば、近代のわが國の經濟は、女子年少労働者の無制限かつ不当な使用によつて、急速に發展し、その商品は世界市場に急激な進出をみせたが、そのことは反面國民体位の低下と労働力の質的低下をもたらし、また生産手段の高度化を妨げる原因ともなり、わが國經濟の大きな弱点ともなつた。それはまたわが國が自ら戰爭を誘發し、しかも自ら敗戦を招いたことの最大の原因となつたといえよう。なおそれは、戦後折角わが國としては劃期的な高水準の労働保護が実現したにもかかわらず、その基準はなお國際水準や労働科学的水準よりも低位に止らなければならなかつた原因ともなつてゐるわけである。

いゝかえれば、わが國の經濟は、女子年少労働力の不合理な使用により急激に發展した。同時にそれによつて急激な自己破産——戰爭を媒介として——をまねいて始めて、その不当を自覺し、合理的な労働水準の採用に思ひ至つたのである。けれども安價労働力の無制限な使用は生産手段の高度化を阻害する要因ともなるものであり、これに戰爭

の破壊も加わつて、わが國現在の低生産性産業は、高度な労働水準によつては産業自身を維持することができず、また利潤の産出を保つことができないので——、折角戦後採用された労働水準もまた、國際水準の高さ、労働科学の要求する水準にまで達することができないでいるわけである。

いうまでもなく近代の經濟制度は、利潤の産出によつて築かれて行くのである。けれども、この經濟制度が、労働によつて産出される利潤の吸収の上に成りたつていているという事實は、いささかも、この吸収をしないで合理的な方法——それは一見利潤を引きさげような外見をもつて——で行かうとする働きをいなむものではない。

労働史が教えるように、産業革命を経て、いわゆる元本的蓄積に専念してきた初期資本主義の時代にあつては、労働者に対する法的な保護も、労働者自身の自主的組織もまだ存在せず、いわゆる原始的な労働関係のもとに、女子や年少者は無制限な廣汎な労働に使用され、強制的、身分的な労働関係につながれて、これらの女子や年少労働者たちは、甚しい低賃金その他苛酷な労働條件と不健康で危険な労働環境のもとに、極度の過重労働にこきつかわれていたのであつた。

このような労働の結果は、当然女子や年少労働者の心身を極度の磨滅、荒廃におとし入れて行くばかりでなく、全体としての労働階級をも身体的磨滅、文化的荒廃そして道德的頹廢において行くのである。

ところが、資本にとつて、このような労働力の量的減少や質的低下は、生産の最も重要な要素としての労働力の全体としての磨滅と減少とを意味し、それはまた全体としての經濟そのものの衰退や發展の阻止を意味するものである。したがつて、それはまた、利潤の減退をも意味するものである。

近代の經濟制度は、それ自身合理主義的な基礎の上に立つてゐるものである。したがつて、このような不合理な方法によつてはいつまでも自分自身を保つて行くことはできない。それは利潤どころか、自己自身を破壊に導いて行く

ものであるという反省に、全体としての資本自身が思いつくにいたるのである。

けれども、全体としての資本——社会的総資本の立場——それは國家によつて代表される——からするこのような反省、すなわち労働力の不合理な使用に対する否定的配慮は、個々の經濟——個別資本の不合理な労働力の使用への無限の欲望と対立するに到るものである。

總資本的立場からする労働力の全体的磨滅は、そのまゝでは個別資本にとつての労働力の磨滅を意味しない。なぜならば、個別資本にとつては、現在使用している労働力は、決してかけ替えのないものではなく、たとえ現在使用している労働力が磨滅しつつして、もはやその労働力の再生産がきかなくなつたとしても、他からいくらでも労働力の新手を補充することができるのである。そして現在の經濟制度は、好都合にもつねにそれを可能にするような、絶對的あるいは相對的な過剩人口——いわゆる産業予備軍——のプールを不斷に産み出すようにできているのである。

そこで、社会的總資本の立場からする、労働力のより合理的な使用への配慮は、個別資本にとつては、みすみす目の前にある餌に覆をかぶせようとして外から延ばされる大きな手のように、対立する邪魔ものとして現れるのである。

總資本的立場は、個別資本にとつて、經濟以外の力——社会的、政治的な力、そして國家の力——として現れ、それはあたかも經濟一般に対する圧迫であるかのように感じられるものである。

總資本と個別資本は、究極的には利害の合致がみられるにもかゝらず、經過的には対立するものとして現れ、しかも總資本の力が經濟外的力——國家權力として現れ、その強制によつて始めて、個別資本は利己的にしてどんな利潤への吸着から自分を開放するに至るのである。その時に始めて、個別資本は年少労働者のみならず一般労働者を不適正な使用から開放し、より高くより合理的な労働の基準を採用するに至るのである。

近世の年少労働保護が実現し、そしてそれが法制的形態をとつて現われるに至る経過はこのようなものである。いかえれば、年少労働保護はこのような経済的法則のもとに、必然的に発生し発展してきたのである。

それを具体的にみるならば、労働保護に対する社会的總資本的要請は極めて切実であつたにもかゝらず、工場法は明治末期に至つてようやく、一部資本家群の猛烈な反対の中に制定をみることはできたが、しかもそれは大正五年にいたるまでその施行をみることはできなかったという、わが國近代の労働史的事実の中に、最も端的にその例をみるのできるのである。

なを、總資本からのこのような圧力に加えるに、個別資本は、その不合理な労働力の使用によつて、労働者の自己防衛の運動、すなわち労働者の團結、ストライキ、失業者の抗議運動などをひき起すにいたり、自ら招いたこのような圧力によつてもまた、從來の不合理な労働力使用について自己反省し、自己抑制に思い及ぶに至るのである。

以上のべたことを要約すれば、近代の経済制度は労働力の不合理な使用によつて自らを發展させることができたにもかゝらず、發展のある段階に達すると、労働力の不合理な使用そのことによつて、また自身の發展を阻害されるに至るのである。その時に始めて経済自身その不合理を反省し、自身のためにその最も合理的な方法を採用しそれを實踐するに至るものである。年少労働者の無制限な使用の禁止、労働の諸條件の向上などは、このようにして経済自身が自らのために採用した合理的手段の一つである。すなわち、それは経済自身の自己運動法則の所産の一つとみなされなければならないものである。

それは、年少労働保護の実現の経済的必然性の第一のそして最も根本的な要因となるものである。——それは、経済の生産過程に行われる労働力の再生産の合理化過程として最初に把握されるものである。

(2) 労働市場の均行維持

年少労働保護は、このように経済の生産過程を通じてのみ必然的に生起される現象ではなく、その生起の必然性は、経済の流通過程の中にもまたみられるものである。

年少労働者の労働力は、たゞ輕易な労働力であるばかりでなく、また安價な労働力としてその特質をもち、それゆゑに近代の経済過程の中に老大な使用をみたのである。

近代の産業を特徴づける生産手段の高度な機械化は、輕易な労働力の使用と、それによつても充分な生産力を保証することを可能にする安價な労働力として、年少労働者の産業への使用をもたらせたのである。安價な労働力は安價な生産品——安價な商品の基礎である。近代の経済は一面商品経済として特徴づけられ、それは安價にして優良な商品をもつて市場に争うことによつてのみ自身を發展させることができるのである。

商品市場は安價な商品を要求する。そのことは生産コスト引下げの要求を意味する。それはまた生産コスト引下げのための安價な労働力の使用を要求することでもある。このようにして、輕易にして安價な労働力として年少労働者の無制限な産業への使用が要求されるにいたつたのである。

商品経済として特徴づけられる近代の経済では、労働力もまた商品として表れる。そして、労働市場を支配する法則は一般商品市場の場合と同じく、より安價なものを需要するのである。それは安價な労働力と高價な労働力の競争そしてまた労働力の市場價格の全般的引下げを要求するのである。

それは成人労働力に対する年少労働力の労働市場での需要競争として現われ、年少労働力の需要は成人労働力の需要の制限となり、またその市場價格の切下げとなつて現われるのである。

それはやがてこの場合も、成人労働者の失業の増大その他の現象を惹き起し、全体としての労働力の破壊現象のみならず、やがて労働者の抗議その他の社会的圧力となつて経済の外から経済に作用を及ぼすに至るのである。

そして、それによつてまた、經濟自身安價労働力としての年少労働者の無制限な使用に対する自己反省と自己制御——經濟外の力を媒介として——とが生れてくるのである。

このような過程の中に、年少労働保護發生と發展の經濟的必然性の第二の要因がみられるわけである。

(3) 國際商品市場の均行維持

近代經濟は、商品市場に無限に安價な商品を送り込み、市場の爭奪によつて自身の生命を發展させることに、その特性があることは先にものべた。

安價な労働力として年少労働者たちの無制限な使用によつて、元本的蓄積に専念してきた初期資本主義段階をすでに越えて、それらの蓄積はさらに一層高度に機械化した労働手段を生み、低い生産性の労働手段の中にむやみに安價な労働力を投入するよりも、高度な生産性の労働手段の中により適正な價格の労働力を、より適正な仕方によつて使用する方が有利であるという、合理主義的段階にまで、すでに先進諸國の經濟的發展は達しかけていたのであつた。

ところが、立ちおくれて出発したわが國の經濟は、これらの先進諸國と競つて、世界市場に商品を割り込ませるためには、一しおその價格を安價なものとしなければならず、しかもその蓄積の低度に應じて労働手段の生産性も低度なので、商品價格の切り下げはひたすら労働力の價格の切り下げの外になく、無制限な低價格労働力の使用となつたのである。これが近世のわが國の、女子や年少労働者の常識を逸した低賃金と劣悪な労働條件の基礎である。しかもわが國農業經濟の特性は、このような安價労働力の無限の給源的役割を果していたのである。しかもそれは、西欧では生産コストの切り下げのためには生産手段の機械化が高度化され、女子年少者の労働力は、輕易労働力としてのみに主使用されていたにもかゝらず、わが國では、手工業的産業部面——安價労働力として——廣く使用されることを基礎づけていたのである。わが國の年少労働者は輕易労働力としてよりも安價労働力としてより多く利用され

ていたという特性をもっていたのである。

いずれにせよ、安價労働力としての年少者や女子の廣汎な労働への使用は、しかも最も安價なその買取りと最も效果的な——それは效率的な利用を意味しない——その労働力の利用の仕方は、おくれて立上つたわが國の近代經濟を急速に發展させ、安價な労働力による高率な利潤の吸収は、産業の部門によつては、資本の蓄積を急速に増大していつたのである。そしてそれは、可なり生産性の高い高度に機械化された生産機械の導入を可能にし、またそれは、わが國産業の國際經濟への立入り、世界市場への商品の送り込み、資本主義先進國との市場の爭奪戦への加入をもたらししたのであつた。

そして、先にのべたような絶對的安價労働力のプールを抱いているわが國經濟の特性は、他の資本主義諸國と違つて、高い生産性をもつている労働手段——高度な機械化産業へ、最も安價な労働力を廣汎にしかも不斷に使用することを可能とし、世界にユニークなこの鬼に金棒のような經濟作用は、わが國の商品の生産費を常軌を逸して安價なものとし、それは世界の商品市場を制圧し、ソシアルダンピングによつて世界市場を攪亂するにいたつたのである。そしていうまでもなくそれは世界戰爭の誘因となり、また敗戦の原因ともなつたものである。

一方それは國內市場からみて、蓄積度の高い部門の、高生産性の労働手段と安價労働の結びつきが生産する低價格商品は、蓄積の低い、低生産性の労働手段——手工業的あるいは半手工業的——による商品を國內市場から制圧し、高生産性の産業は益々肥え太る半面、低生産性の産業は、生産コストの切り下げのために益々労働力の價格を引下げ、安價労働力の使用をいよいよ擴張して行つたのである。

それは國內の女子や年少労働者の労働條件を極度にまで劣惡化し、その労働を極度にまで苛酷なものに陥らせて行つたのである。

近世の戦争の原因を（少くともわが國に關する限り）底に潜んだ根本的なところにまで掘り下げてみると、その原因の一端としてこのような安價労働力——女子年少者の労働力の不合理にして不適當な使用に基礎づけられた、安價商品による世界市場の爭奪にみつけだすことができるといつてもよいのである。——勿論それは複雑な過程をとつて現われるものではあるが——。しかも、その戦争によつて敗北をこうむつた原因もまた、このような労働力の不合理な使用にあることができるのである。

これもまた國際的規模のもとに行われる近代經濟の自己運動の法則から外れるものではない。

そして、こゝにも、近代の年少労働保護を必然的にする經濟的要因の一つがみられるのである。

不合理な労働力の使用は、國際經濟の過程においても、國際的労働力の磨滅、人類の破滅を意味するものであり、それは戦争を通じて最も激烈な姿で發現され、またその故に、戦争は最も激越な手段で、個別資本と國家總資本の両方に対する勸告と抗議を行うのである。

近世の労働史は、戦争を通じて、つねに労働保護は高度に發展し、労働者の労働の水準が急速に高度化されるモメントを與えられたことをもまた教えるのである。

國際經濟の發展と、それにつづく戦争による手負い自己破壊による近代經濟の自己反省は、労働力使用に關する國際的基準を產出するに到るのである。その表現としてみられるのが國際労働機關であり、國際労働會議である。それは世界各國に適正な労働基準を示し、世界經濟の恐るべき自己破壊の再來を防止しようとするものである。ちようど、國內の總資本の立場が個別資本に対するのと類似する。國際労働條約や勸告は、いわば世界總資本が、一國總資本に対して、一國總資本がその利潤のために自らの力で採ることを躊躇している労働基準の高度合理化の道を、そして世界的規模の經濟外的——政治的方法——によつて示そうとするものとみることができるのである。——それが

いまだ少し政治力を有つならばより効果的であり、戦争の防止もできるであらう。

安價労働力——安價商品——市場攪乱——戦争、このような國際經濟の發展過程は、世界總資本を聰明にし、反省的にしたのである。わが國の最近の年少労働保護が、このような國際的政治力——軍事力を媒介とする——からの刺戟と力とによつて、實現と發展とを助けられたことは知られている通りである。

わが國の現在の労働基準法の制定された経過の中に、如上の世界經濟からの作用を、可なり明瞭にそして典型的にみることができるようである。

この制度すなわち労働基準法は、わが國總資本自身の、戦争の痛手による自己反省の所産ではあるが、これに加へるに、國際的經濟過程の一環として、その影響——それは經濟外的な力の形をとつて現れる政治的、軍事的力として——の加勢のもとに實現したということは否めないものと考えられる。

いゝかえるならば、この法は、わが國經濟の發展過程の產物であるばかりでなく、世界經濟の發展過程の必然的所産（可なり直接的な）として解されなければならないであらう。

いずれにせよ、近代の年少労働保護は、年少労働それ自身の發生と發展とがそうであるように、近代經濟の法則によつて發生と發展とを必然的にせられ、その内容をなしている労働の基準もまた經濟法則の支配の内に決定せられるものである。そして労働力の保全としては生産過程に結びつき、その生産する商品を通じては商品市場に、また労働力自身商品として労働市場に結びついて、經濟法則の嚴然とした支配のもとに、年少労働保護は必然的に發生し發展してきた極めて客觀的な現象として理解されるのである。

けれども、この事は、初めにのべたように、主意的な人間の力の寄與を介入させることをいさゝかも否むものではない。

主意的な力——それは社会的なもの、あるいは政治的なものとして、経済的なものに必然的に基礎づけられながら、しかも経済外的な力として、経済的なものに作用し、年少労働保護の発生と発展とに寄與する——について、次のべてみよう。

(一) 社会的見地

さきに、個別資本は、その際限のない利潤吸収の欲望を、総資本的立場からする外的圧力と、労働者自身の自律的抗争の圧力が加わるときに始めて阻止され、不合理な労働力の使用を改めるにいたるものであり、制度化された労働保護はこれらの外的力の結果としてまたその表現として理解されるものであることをのべた。

このような総資本の経済外的作用も、また労働者の自律的運動も、ともに経済的必然性の所産であるにもかゝらず、そして再び経済に作用するものであるにもかゝらず、それは社会過程のものとしての独自の運動法則をもっているものでもある。

例えば、年少労働者の不当な産業への使用は、直接的に労働力の磨滅として経済的な破壊的役割を果たすばかりでなく、年少者死亡率などの増加、年少者の学力低下や犯罪不良化の増大、國民体位の低下、國民文化水準の下降あるいは國民道德の頹廢などとして社会的破壊作用として表現され、全体としての社会的発展の阻止をもたらすものである。

総資本の立場は、社会的に表現される場合は、それらの事象をたゞ経済的破壊現象として把えるばかりでなく、社会自身のこととして把え、社会自身のためにそれを憂慮し社会自身のためにその阻止の努力を行うものである。

また労働者自身の自律的運動の場合も同様であつて、それは経済要素としてだけではなく、社会的存在としての労働

働者自身の發展、すなわちその社会的生活、文化、地位、道德の向上と發展を目的として、その運動は進められ發展されて行くものである。

そして兩者とも、その運動は、一般的社会的力から結合凝集して政治的力にまで發展して行くものである。

年少労働保護の發生や發展はこのような社会過程の所産としてもみられるわけであつて、それは経済的必然性の所産であり、究極的には経済法則の埒外にあることは不可能であるにもかゝらず、一應経済的なものゝ外にある社会的な必然性とその意義とをもつてゐるものである。

すなわち、年少労働者の産業への不当の使用がもたらす、先にのべたような、青少年の体位、文化あるいは道德的低下などという社会的破壊現象に対する社会的立場からする阻止として、また健全な社会發展の促進として、年少労働保護はその實現を必然的にされ、またその社会的意義をもつてゐるものである。

全般的な社会發展を目的とし、全般的な社会的運動としてそれが進行される場合は、それは總資本の自己擁護過程の社会的表現とみなすことができ、また、労働者層という一社会層の發展が主に目的とされ、主としてその運動として進行される場合は、経済要素としての労働力の自己保存過程の社会的表現とみなすことができるであらう。これらの兩者の運動の合致点に、制度化された労働保護は出現するのである。

けれども、もしも労働保護が純粋に社会發展の所産であり、また社会的理想の實現のためのものであるとすれば、労働保護の發展は何の障害もなく順調に行われる筈である。ところが先にのべたように、社会的發展の法則自身は一應独自の方法をもつもののようでありながらも、究極的には経済的な法則の埒外にあるものではないので、その發展はある段階に達するときに、経済的なものから強く制限の圧力を加えられ、その發展は一時停止されるものである。

社会的理想の追究の手段でありまた結果として現われたようにみかけられる労働保護も、このようにして、経済法則と対立するときは、その成長を阻まれるのである。すなわちそれが總体としての利潤を甚しく低下させる作用をもつに到るときは、直ちにストップをかけられるのである。

いままでに、充分ではなかつたが、年少労働保護の必然性について、労働科学および社会科学の両方の立場から、一應明かにすることができた。

年少労働保護の制度は、その発生や発展の過程がどうであらうと、それによつてまもられている現在の年少労働者は、そのなかつた、またあつても極めて薄かつた以前の年少労働者にくらべると、格段にめぐまれた労働生活をおくつてゐるわけである。けれども、いままでのように様々な理由から、その制度も現在なお充分にあらゆる職場に滲透し、もれなく年少労働者をまもりつくしているとはいえない。また、その制度に含まれている労働の基準も、まだ理想の基準に達しているとはいえない。

年少労働保護が、一人の年少労働者をものがさずまゐることができ、またその基準がさらに理想に近ずいて行くうちに、今後も不斷の努力をつづけなければならぬ。



年少労働の現況

目次

一、年少労働力人口、年少有業者及び年少失業者……………	六五
二、学令児童生徒とその就労状況……………	七〇
三、年少労働者……………	七五

(1) 年少労働者の就労状況……………	七五
(2) 年少労働に關する基準法の違反状況……………	八一
(3) 技能者養成……………	八三
(4) 年少労働者の産業災害……………	八五

一、年少労働力人口、年少有業者及び年少失業者

年少労働の概観という課題には極めて廣い範圍にまたがる問題が含まれるであろうが、ここでは主として數的な觀察の上から、年少労働がどのような位置を占めているかという点に主眼を置いて検討を進めることとした。

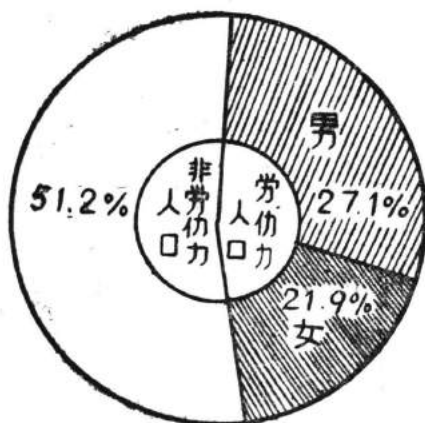
昭和二十二年臨時國勢調査結果報告によると、同年十月一日現在の数え年十五才から十九才までの人口は男四、二六四、〇三八人、女四、一九四、五七七人、計八、四五八、六一五人である。

また總理廳統計局が行つた労働力調査によつて同年十月上旬の右と同年令層の労働力人口をみると、男二二一九万

人、女一八四万人、計四一三万人となつてゐる。従つて数え年十五才から十九才までの人口八四五万（便宜上千位以下切捨て）に対して、同年令層の労働力人口の割合は四八・九％で、残りの五一・一％四三二万人が非労働力人口となり、労働力人口と非労働力人口の割合はほぼ同じである。

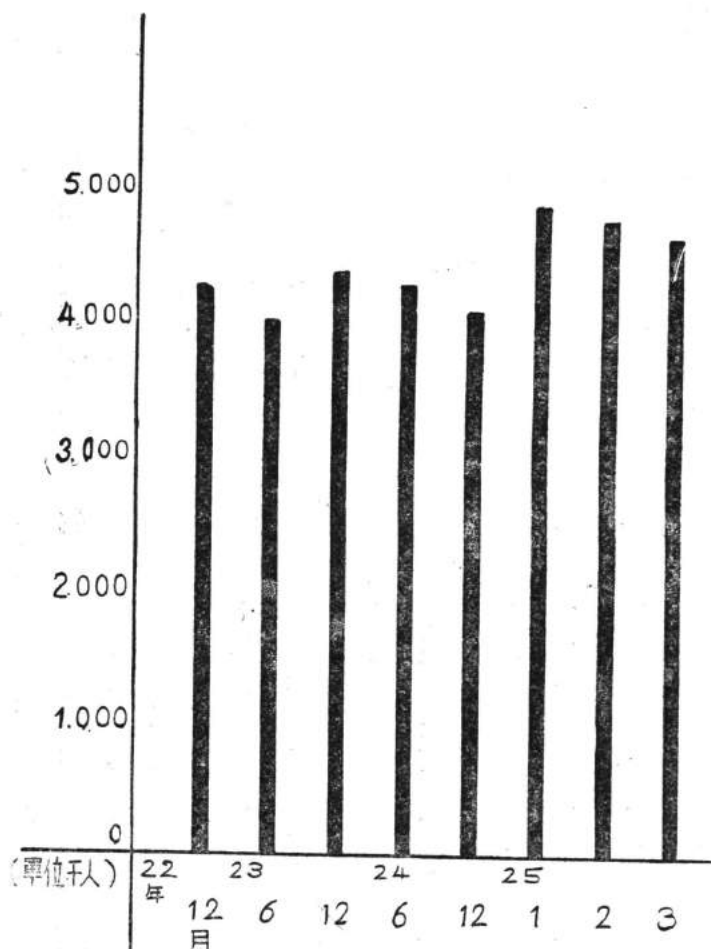
また男女別に人口に対する労働力の割合を見ると、男子は五三・八％、女子は四三・九％で、男子の方が約一割多い。労働力人口中に於ける男女の割合は男五五・四％、女四四・六％で、ここにも男子の方が女子よりも約一割近く多

いという数字が現はれてゐる。



註、労働力の中には職を持つてゐる者、職をもちながら休業してゐる者、仕事をさがしてゐる失業者などを含み、非労働力の中には労働力以外の部分、すなわち幼児、学生、老人や家庭の主婦のように就業しておらず、就業する意思もない人達を含んでゐる。従つて労働力人口と非労働力人口を合せた数が人口である。

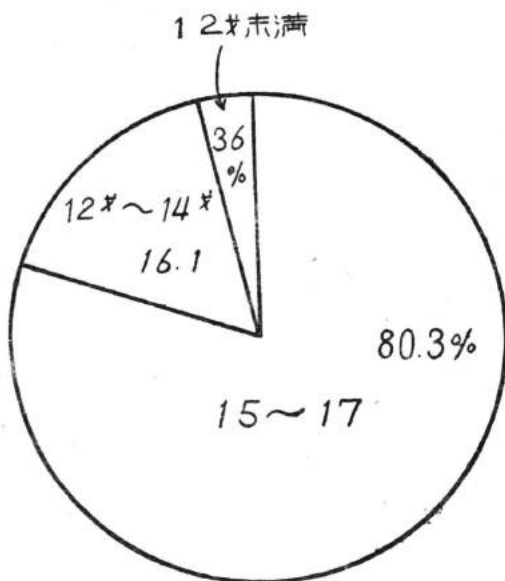
年少労働力人口



註 昭和24年12月以前は数元年 15才 - 19才
 昭和25年1月以降は満 14才 - 19才

「……一國の經濟的繁榮はこの労働力人口の動向によつて左右されるし、また逆に一國の經濟的狀態の變化はこの労働力人口の構成に反映されるのである。一方個人の立場からみれば、各個人は労働をして收入を得、それによつてみずからの生活を維持している。従つてはたらく意志があるのに就業の機会をもたない失業者の存在は大きな社會問題である。かくのごとく労働力人口の動向をつかむことは一國の經濟的、社會的狀態を判断する上にかくべからざる要件」(総理府統計局労働力調査解説一頁—二頁)である。

年少有業者の割合別階級年齢



ことに次代の生産と文化を担う年少労働力人口の動向については大きな関心が拂われなければならない。

次に昭和二十二年臨時國勢調査の結果によれば、年少有業者は、總数二、九六一、五三八人で、全有業者總数二九、三四九、三三三人に対し、一〇・一%に当り、昭和二十三年十二月末現在の労働基準法の適用を受ける事業に働く年少労働者数が同じく適用事業に働く全労働者

数の九・六%に当ると殆んど同じ傾向を見ることが出来る。

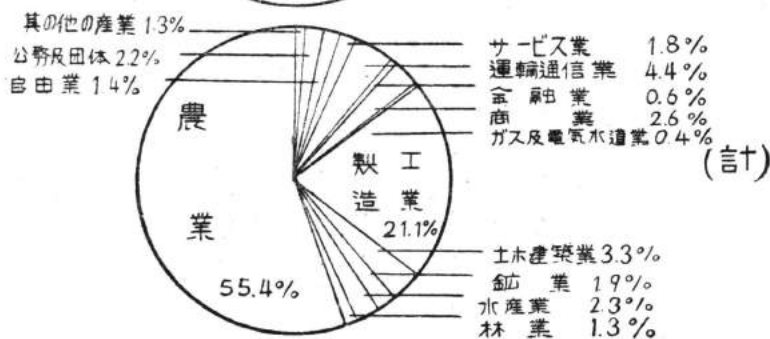
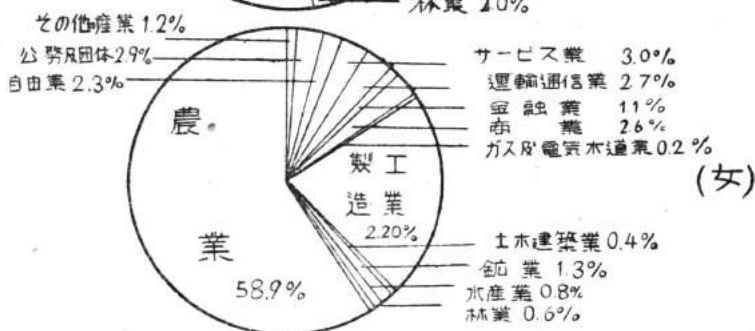
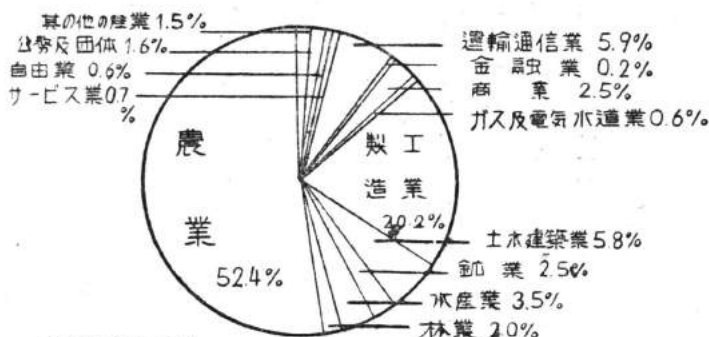
年齢階級別に年少有業者数をみると、十二才未満の者一〇六、七〇五人で年少有業者總数の三・六%、十二才から

十四才までの者四七七、五三八人で、一六・一％、十五才から十七才の者二、三七七、二九五人で八〇・三％となっている。

各産業中年少有業者の最も多いのは農業の一・六三九、七四一人で全年少有業者数の五五・四％を占め、第二位は製造工業の六二四、〇八九人で二一・一％、つづいて運輸通信業、土木建築業などがあり、林業、自由業、サービス業などは最も少い。これによつてみると農業と製造工業とを合せて七六・五％となり、年少有業者の大半がこの二産業に集中していることがわかる。この傾向は男女年少有業者についても大体同様であるが、女子年少有業者の場合の方が、この二産業に集中している度合はやや高い。

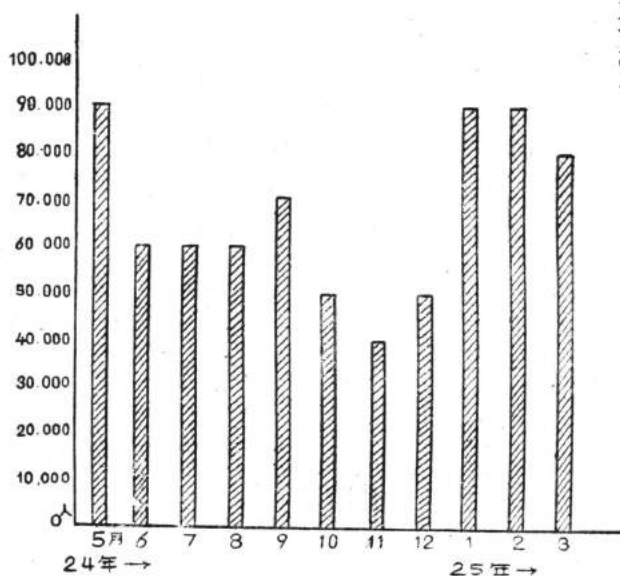
全男子有業者数に対する年少男子有業者数の割合の最も高い産業は農業の一・六％で、水産業の一・四％、製造工業の九％がこれに次ぎ、最も低い割合を示しているのは自由業の一・五％で、公務及び団体、商業等の順である。

全女子有業者数に対する年少女子有業者数の場合では最も高い割合を示しているのは、製造工業の二三・六％で、運輸通信業の二二・五％、金融業の一九・五％がこれにつづき、最も低い割合を示しているのは商業の六・二％で、自由業、農業がこれにつづいている。製造工業や運輸通信業における年少女子の比率が全女子有業者数に比べて高いのは、製糸業、紡績業及び電話交換等の部門に年少女子が極めて多いことによるものである。



次に年少失業者についてみると総理府統計局の労働力調査報告によれば、昭和二十四年五月以降の各月別年少完全失業者（註）は次表のとおりで最も少いのは昭和二十四年十一月の四万、最も多いのは同年五月及び二十五年一月、二月の九万である。

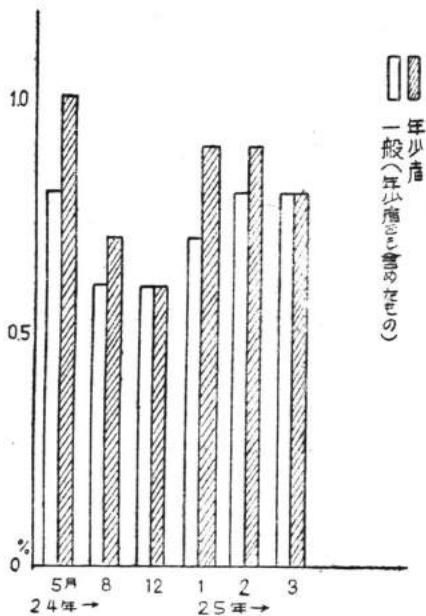
年少（14～19才）完全失業者数



完全失業者総数に対する年少完全失業者の割合は、昭和二十四年十一月の二・一％が最低で最高は昭和二十五年一月の二二・五％で、他はこの間を上下しているという状況である。

また年少者の完全失業の率が一般の完全失業の率に比較して高いか低いかを見るために労働力人口総数に対する一般完全失業者の割合と年少労働人口に対する年少完全失業者の割合とを比較すると、次表のとおりである。

労働人口総数に対する一般完全失業数
と年少労働人口に対する年少完全
失業指数の割合比較表



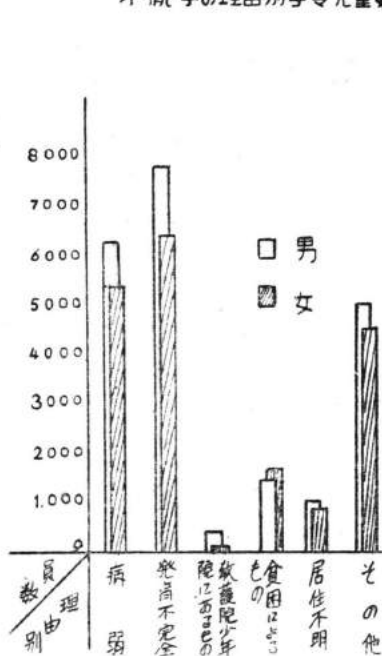
この労働力調査報告に現
われた完全失業者は、調査
期間中全然就業しなかつた
もので、就業を希望し、且
つ就業が可能であつて就職
運動をしている者という極
めて厳格な制限附の失業者
であるので、一般に失業者
といわれるものとはその範
囲や数が大きくずれている
ことを念頭におかなければ
ならない。

(註) ここにいう年少者の年齢は昭和二十四年十二月以前は数え年十五才から十九才、昭和二十五年一月以降は満十四才から満十九才のものである。

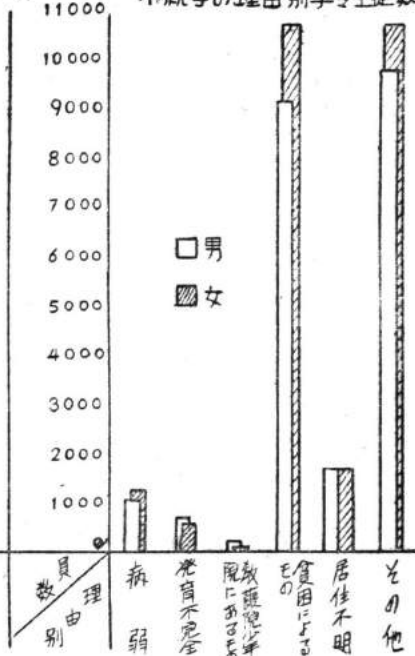
二、学令兒童生徒とその就労状況

文部統計速報第三十二号によれば、昭和二十四年四月三十日現在の学令兒童数一〇、九七二、四六七人、学令生徒数

不就学の理由別学令児童数



不就学の理由別学令生徒数



五一六四、〇八六人、計一六、一三六、五五三人で全人口の大約二割に當る。

学令児童の就学率は九九・六％、学令生徒の就学率は九九・一％となつてゐる。従つて学令児童の〇・四％、学令生徒の〇・九％がそれ／＼不就学率である。不就学者を实数でみると、学令児童四〇、七七八人、学令生徒四七、五五五人、計八八、三三三人となつてゐる。

不就学を理由別にみると、学令児童では發育不良完全三四・八％で第一位で、貧困によるものは七・三％となつてゐるが、学令生徒では貧困によるものが四一・七％の高率を示してゐる。

内閣の中央青少年問題協議会が青少年不良化防止対策の資料を得るために行つた、昭和二十四年四月一日以降昭和二十五年三月末日迄に於ける小学校、中学校の児童及び生徒の長期欠勤者の調査の中間集計によれば、未報告の十一都道府縣を除き、小学校では、在籍者七、四四八、七六五人に

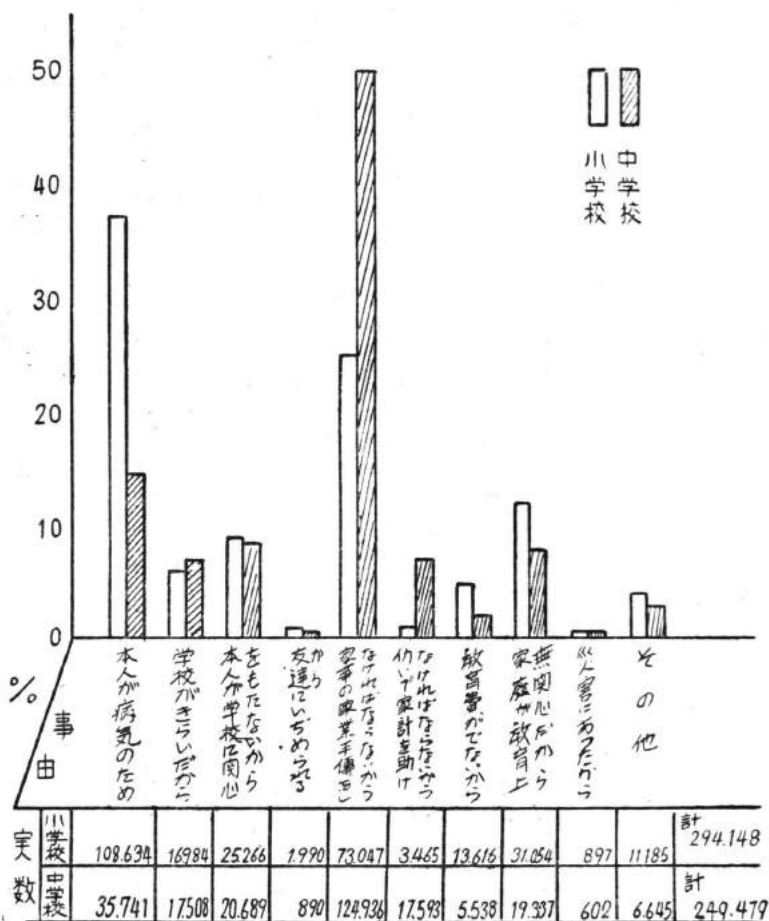
対し長期欠席者二九四、一四八人で、三・九%に当り、中学校では在籍者三、二九二、二二三人に對し長期欠席者二四九、四七九人で七・六%に當る。

今この長期欠席者を欠席理由別にみると、小学校では「本人が病氣のため」が一〇八、六三四人で長期欠席者総数の三七・一%で第一位、「働いて家計を助けなければならないから」が七三、〇四七人で全体の二五・〇%を占め、第二位は「災害があつたから」で一二・〇%「友達にいちめられるから」が九・〇%という順になつてゐる。「家事家業の手傳をしなければならないから」「教育費がないから」「働いて家計を助けなければならないから」といういわゆる直接家庭經濟の貧困によるものを合せると、実数で七八、五〇二人で、全体の二七・〇%に當る。中学校では「家事家業の手傳をしなければならないから」というものが、一二四、九三六人で長期欠席者総数の五〇・〇%で第一位、次いで「本人が病氣のため」が一四・三%、「本人が学校に関心を持たないから」が八・三%という順になつてゐる。

「家事家業の手傳をしなければならないから」「働いて家計を助けなければならないから」「教育費がないから」という家庭經濟の貧困によると認められるものを合せると実数で一四八、〇六七人で実に長欠者総数の五九・二%にあたる。さらに「家庭が教育に無関心だから」というものの中には、家庭經濟の貧困のために子供の教育などに関心を持つて居れないというようなものが相当多数含まれてゐることも想像に難くない。

小、中学合せて約五四万に達する長欠児童生徒のうち家庭經濟の貧困による二〇万を超える児童や生徒たちの或る者は家業や家事に従事し、或る者は工場に入り、また或る者は靴磨きや新聞賣のような街頭労働に従事したり、いわゆる人身賣買としてわずかな前借金で数年間も身賣りするというような道を辿つてゐるのである。(人身賣買や街頭労働の問題は、第三部のそれらの項に述べられてゐるので省略する)この事實はたゞに六、三制義務教育の危機の問題だけに止まらず、極めて複雑困難な多くの問題を内包してゐるのである。まさにこのような長期欠席児童の激増

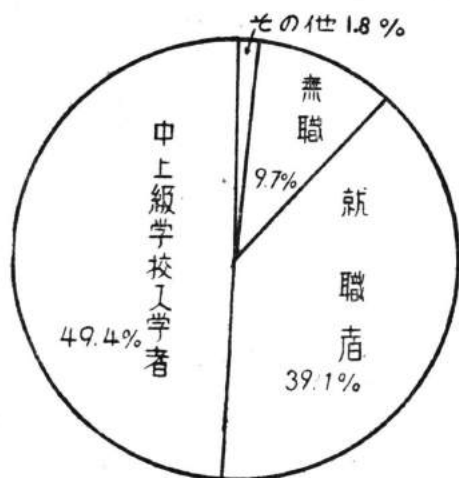
自 昭和24年4月1日)
至 昭和25年3月31日)



とその様相こそは今の日本の経済的、社会的病理現象の集中的なあらわれである。

次に昭和二十三年度新制中学卒業生（昭和二十四年三月卒業生）の卒業後の状況を卒業三ヶ月後の六月三十日現在で調査した結果を文部統計速報三三号によつてみると、総数一、二八三、三一人の中上級学校に入学した者は約半数の六三三、六七〇人、就職した者五〇一、六三二人で三九・一%、無業一二四、二九五人で九・七%その他となつてゐる。

昭和23年度新制中学卒業生の
卒業後の状況

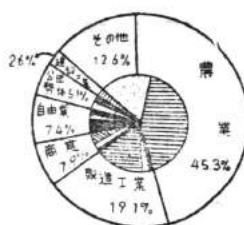


てゐる。

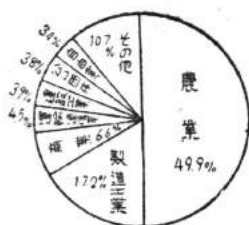
この年度の卒業生は未だ義務制でなかつたものであるから、上級学校通学者の比率も最初の義務制による卒業者を送り出す二十四年度の上級学校の進学者の比率よりも高いであらうことも想像される。また就職した五〇一、六三二人の就職状況を産業別にみると、農業に従事した者は過半数の五六%をしめ、製造工業一九・八%、商業六・八%の順となつてゐる。

この産業別就職者の割合は、次の図表に示すとおり國勢調査によるわが國の産業別就業人口の割合と大体一致してゐる。

学校卒業生の
就職状況



産業別
就業人口



三、年少労働者

(1) 年少労働者の就労状況

わが國に於ても工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年令法などの労働者保護法が存在したが、これらの法規は極めて断片的であり、適用の対象となる労働者の範囲も狭く、またその内容も國際水準を下廻ると甚しいものであつた。しかもこれらの法規は戦争中を通じて殆んどその実施が停止された有様であつた。

終戦後從來の労働保護行政の復活のみならず、

労働者の解放、労働者の基本的権利の確立および労働者の地位の向上を積極的に実現する新しい指導理念と基本方針に基いてその具体策の一つとして、労働基準法が制定されるに至つた。

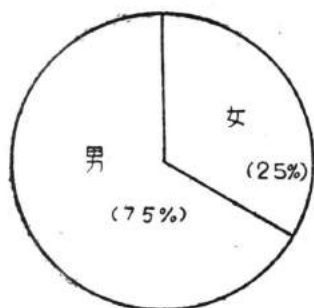
基準法の施行によつて労働保護水準は一挙に國際水準にまで高められ、その適用事業や労働者数は極めて廣い範囲に及ぶこととなり、対象となる年少労働者も百数十万人に達するに至つた。

ここで取扱われる年少労働者は基準法の適用を受ける事業に使用される百数十万の年少労働者であり、前節の年少有業者とはその範囲は異なるのであ

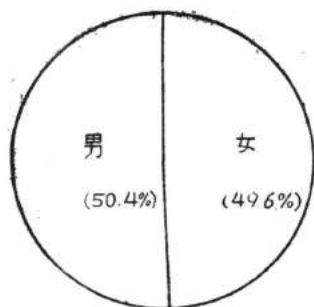
みると報告提出事業場五〇八、〇一五に対して年少労働者数は九四二、五九四人である。ところが基準法の適用を受ける事業場数は同年報によると推定七三八、四一一で報告提出率は六八・七％であるから、これによつて單純に（報告を提出しない事業場は小規模経営のものが多く、従つて年少労働者数も報告を提出した事業の平均年少者数より少ないであろう）ということを一應無視して）算術計算を行うと、年少労働者数は一、三七二、〇四三人となる。この外に基準法の準用を受ける事業（國家公務員法の適用を受けるもの）に働く年少者が同じく二十三年十二月末現在で、一二二、九三二人あるので、兩者を合せ一、四九四、九七五人となり、基準法の適用（準用を含め）を受ける年少労働者数は、昭和二十三年十二月末現在において約一五〇万人と推定される。

右年報によつて年少労働者数を業種別にみると、基準法第八條第一号の工業では年少労働者総数の六五・三％を占め、第二位を占める交通関係でも僅かに五・七％に過ぎない。これを労働者全体でみた場合、工業が総数の四五％を占めているのと比較すると、年少者の場合は工業に集中している割合が極めて高いことを示している。

全労働者

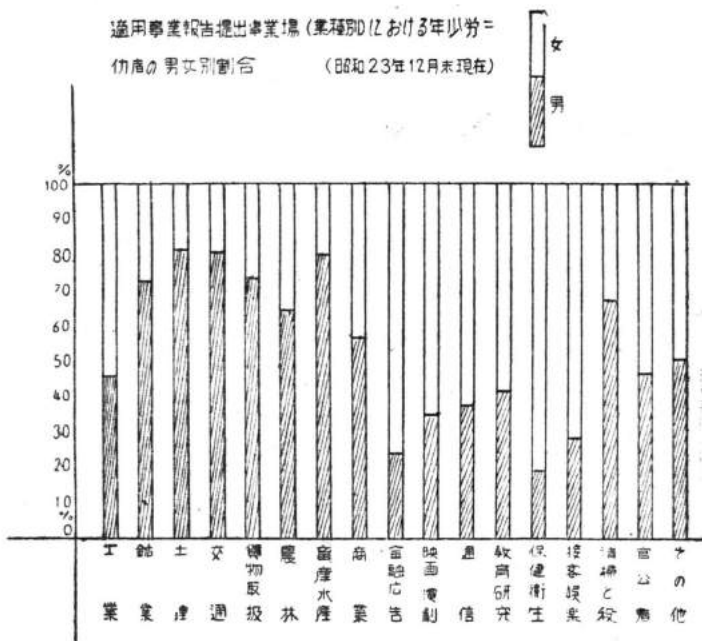


年少労働者



次にこれを性別にみると、男子年少労働者数は四七四、六六九人（五〇・四％）、女子年少労働者数は四六八、〇五五（四九・六％）で、兩者殆んど等しい。これを全労働者についてみた場合、男子労働者数は総数の七五％、女子労働者数は二五％で、男子労働者数は女子労働者数の三倍に当るのと比較して、誠に著しい相違を發見する。

適用事業報告提出事業場（業種別における年少労働者の男女別割合）
（昭和23年12月末現在）



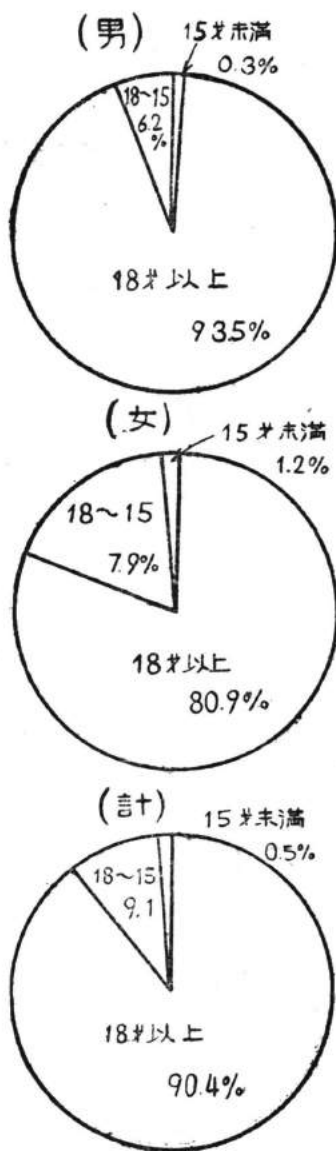
これは女子年少労働者が長ずるに従つて結婚などによつて家庭の人となることを意味するものであり、女子労働者の在職年数の短いことを推定させるに足る数字でもある。業種別に男女の比較をみると、工業では女子の方がやや高い割合を示しているが、鉱業、土産、交通、貨物取扱、畜産水産、清掃、と殺などでは男子の比率が女子のそれを圧倒して多く、金融、廣告、映画、演劇、通信、保健、衛生、接客、娯楽などでは女子の方が圧倒的に多い。

次に年令別構成をみると、満十八才以上八、八三六、七〇〇人で総数の九〇・四％、満十五才以上満十八才未満の者は八八九、〇九〇人で九・一％、満十五才未満の者は五三、五〇四人で〇・五％である。

十五才以上満十八才未満の者は男子四四九、六七三人、女子四三九、五四七人で、総数において男子の三分の一に過ぎぬ女子労働者が、この年令層においては男子との絶対数において余り相違せず、男女それぞれの総数に対する比率にお

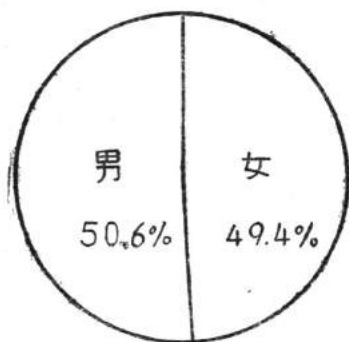
ても年少男子の六・一％に対して年少女子は一七・九％の高率を示し、しかもその中の七割以上に当る三一・一、〇八一人が第一号の工業に使用されている。同じ第一号の事業における年少男子労働者数は二六八、三〇四人で年少女子より少い。

年令別の率

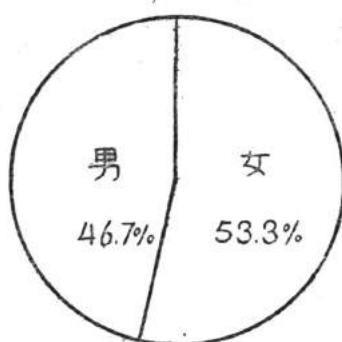


満十五才未満の児童については、原則として、これを労働者として使用することは禁止されているが、満十四才以上で義務教育の課程を修了した者については、その使用を認める経過規定が設けられていると共に、いわゆる工業的

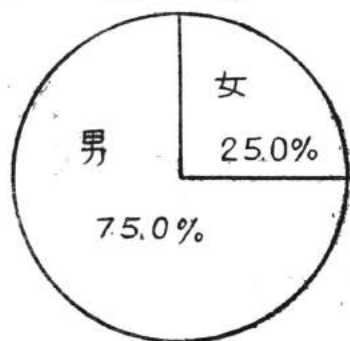
15 ~ 18



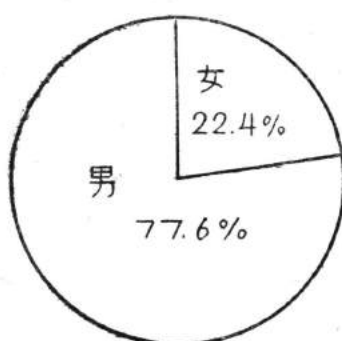
15歳未満



総 数



18歳以上



企業を除く事業では、労働基準監督署長の許可を要件としてその使用が認められている。

六、三制義務教育の完全実施により、昭和二十五年四月以降は、右の経過規定に該当する者はない筈であり、工業、鉱業、土建、交通及び貨物取扱の事業に使用されている満十五才未満の男子一五、五一六人、女子二四、七五〇人の年少者は、この経過規定該当者である筈だから、昭和二十五年四月以降においては消滅すべき数字であるが、この中には違法に使用されている児童も若干数含まれていることも推察できる。また非工業的企業においては今後も許可を要件として、満十五才未満の児童を使用することができるが、これらの事業に使用されている児童は、男子九、四八〇人、女子三、七五八人でこの中には、前述の経過規定で許可を要しない者と、許可を受けて使用されている者との両者が含まれている。従つてこの経過期間満了後の昭和二十五年四月以降には基準法がよく守られその監督が充分行届くならば、全適用事業場において使用される満十五才未満の児童は極めて少数となるであらうと想像される。

次に適用事業報告を提出した事業の年少労働者数について、昭和二十三年十二月末と昭和二十四年九月末の推移をみると、実数において男四四、八〇八人、女三五、六四八人、計八〇、四五六人の減少をしめし、総数に対する減少率は男四・六％、女三・六％、計八・二％である。

業種別にみると減少したものは工業外十二業種で、実数において工業の二五、一四九人の減少を筆頭に、鉱業の一六、三五〇人、通信の一四、三一五人、交通の一、五八七人の順となり、逆に増加したものは商業の九、八三一人と畜産、水産の一、四七〇人、外に接客娯楽、清掃、と殺がそれぞれ六一人と四七人の増加をしめしているにすぎない。

(2) 年少労働者に関する基準法の違反状況

労働基準法が使用者によつてどのように守られているかということを計る一つの、しかも重要なバロメーターは基

準法の違反件数である。勿論これらの違反は監督官の臨検によつて発見され摘発されて始めて表面に現われるものであるから、監督官の数や監督業務の進捗の程度によつて左右されることは当然である。基準法施行以來これらの違反件数が増加の傾向を辿つて居ることは一般的に監督行政の整備と監督技術の向上、監督業務の進捗によるものとみるのが妥当であらう。

違反の内容についてみると、故意悪質違反というよりは、むしろ法の不知に基く帳簿書類の備付、保存、作成を怠つたなどの形式違反が大体毎月の違反の半数を占めている。

しかし、形式的違反はときに賃金、年令、労働時間などの実質的違反を隠すために行われることもあり、また形式的違反が往々にして実質的違反の温床となることもあるので、形式的違反であるからといつて軽視することはできない。

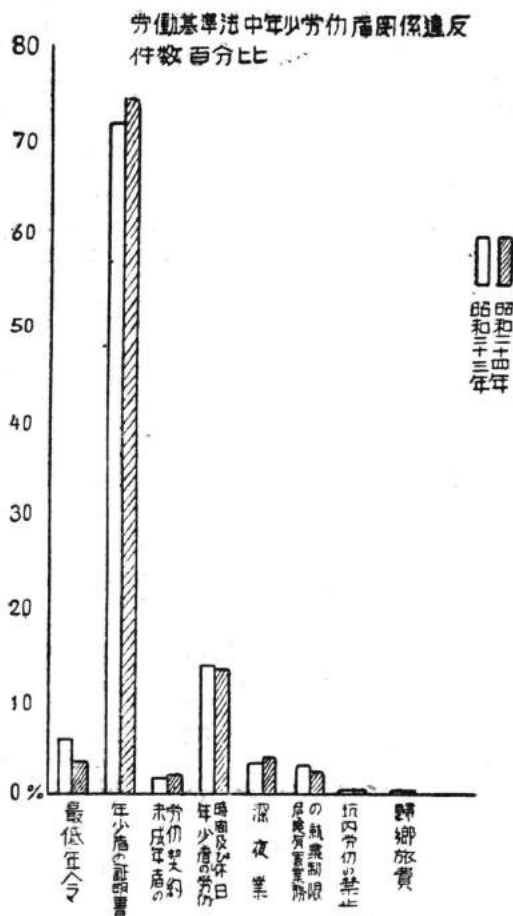
そしてこれらの違反が大規模事業場に於て低く、中小規模の事業場に高いことも毎月変らない。

従來わが國の低賃金労働の基盤といわれた女子及び年少者の労働條件に関する違反も毎月相当数に上ることは特に見逃し得ない。

年少者関係の違反件数を基準監督年報によつてみると、昭和二十三年中の累計では違反件数五〇六、二四七に対し、年少者関係違反件数は四一、八一五で八・三％に当り、昭和二十四年中の累計では違反総件数一、二五五、二五〇に対し、年少者関係違反件数は、七四、三七三で五・九％に当る。二十三年中及び二十四年中の違反件数を比較すると、違反総件数は前年より約一五〇％、七四九、〇〇三件の増加、年少者関係違反件数では約八〇％、三二、五五八件の増加となつている。

昭和二十三年中の年少者関係違反件数四一、八一五の中年少者の証明書備付違反が三〇、〇八三件で七一・九％に

当り最も多く、労働時間及び休日に関する違反五、七七八件で一三・八%、最低年令違反二、三七六件で五・七%の順になっている。この傾向は二十四年中の違反件数についても大体同じであるが、二十四年では深夜業に関する違反が第三位に昇っている。



年少関係の實質的違反では、労働時間、休日、深夜業に関するものと最低年令以下の児童の使用に関するものが最も重要な位置を占めている。経済界の不況や事業の経営難打開のための安易な手段として最も抵抗の弱い年少労働者にその犠牲が求められるとするならば、年少労働者保護の上からも嚴重な警戒を要する。

(3) 技能者養成

新制中学を出て直ちに職

業に就く年少者は將來の生産の担い手として各職場に入り、事業場はこれらの新人を受け入れて、それぞれの方法で技能を習得させるための職業教育を行うのであるが、技能習得に長期間を要する事業では、組織的な技能教育計画が樹てられなければならない。

工場法は徒弟制度を一定の取締のもとに法認して技能者養成の問題の解決を図ろうとしたが、徒弟という名義で年少労働者を酷使する弊害は跡を絶たないばかりか、日進月歩する科学的技術を充分にこなせるような技能の習得はこのような徒弟制度では勿論、学校教育でも充分達せられなかつた。

戦時中は、近代戦の要請から、國家總動員法第二十二條及び工場事業場技能者養成令等によつて技能者の養成が企てられたが、結局戦時勞務動員の一環としての措置にすぎなかつたので、終戦と共に全面的に廃止された。

勞働基準法は、徒弟制度の弊害を排除すると共に、他方長期の教育を必要とし、且つ学校教育では十分にその目的が達せられない特定の技能者を勞働の過程を通じて養成するために、特別の一章が設けられている。

昭和二十二年十一月一日から施行された技能者養成規程では十五種の職種が指定され、二十三年六月さらに三十二種の職種が追加された。

昭和二十三年十二月一日現在の技能習得者数は、一、九六八名でその中十八才未満の年少者が一、五六一名を占め約八〇%にあたる。

昭和二十四年六月以降の技能者養成事業場数及び雇入技能習得者数の推移は次のとおりである。

認可事業場数及び雇入技能習得者推移表

認可事業場数					雇入技能習得者数				
昭和 二四、六一	" 二四、九、一	" 二四、二、一	" 二五、四、一五	" 二五、六、三〇	" 二四、六、一	" 二四、九、一	" 二四、二、一	" 二五、四、一五	" 二五、六、三〇
一九 一、六	一九 二、九	一九 三、二	一九 四、五	一九 五、八	一九 六、一	一九 七、四	一九 八、七	一九 九、〇	一九 〇、三

(4) 年少労働者の産業災害

心身共に未熟で、しかも現在この両面に於てたえず成長発展しているために頗る不安定な状態におかれている年少者が、一般成人に比較して、産業災害の多いことは、常識でも考えられるのであるが、多くの災害統計によつても立証されている。

殊に基準法が施行される前には年少者の災害率は非常に高かつたが、基準法が施行されて年少者に対して重量物運搬の制限をしたり、危険な作業や有害な作業に就くことを禁止した結果、年少者の災害は減少の傾向を辿っている。これは基準法がもたらした一つの大きな効果であらう。

この問題については第三部の年少労働者の産業災害の項で詳しく取扱われているのでここでは省略する。

附 表

目 次

1. 満年令各才別および男女別人口
2. 産業別有業者総数に対する年少有業者数および比率
3. 産業別性別各年令別年少有業者数
4. 男女別年令別労働力人口および非労働力人口
5. 男女別年令別完全失業者数
6. 業種別適用事業報告提出事業場労働者数調
7. 年少者関係違反件数
8. 昭和27年度新制中学校卒業者の卒業後の状況
9. 昭和28年度新制中学校卒業者の就職状況
10. 学令児童生徒数および就学率
11. 不就学の理由別学令児童生徒数

1. 滿年令各才別及び男女別人口

(全 國 總 数)

昭和22年臨時國勢調査結果報告 總理府統計局

昭 和 22 年 10 月 1 日 現 在

年 令	計	男	女
0	2,497,635	1,274,051	1,223,585
1	1,555,304	790,690	764,614
2	1,647,839	832,073	815,766
3	2,009,319	1,014,303	994,016
4	1,952,549	986,990	965,559
5	2,011,228	1,018,877	992,351
6	1,984,883	1,002,728	982,155
7	1,802,502	909,484	893,018
8	1,596,523	806,104	790,419
9	1,703,879	860,213	843,666
10	1,790,432	906,820	883,612
11	1,820,310	917,676	902,634
12	1,759,687	887,522	872,165
13	1,702,909	859,262	843,647
14	1,739,355	878,009	861,346
15	1,728,432	871,785	856,647
16	1,706,358	861,470	844,888
17	1,641,512	826,178	815,334
18	1,615,668	805,677	808,991
19	1,571,887	778,462	793,425
20	1,556,865	779,465	777,400
21 ~ 30	12,024,647	5,463,928	6,560,719
31 ~ 40	9,917,810	4,696,379	5,221,431
41 ~ 50	7,804,175	3,963,296	3,840,879
51 ~ 60	5,580,875	2,803,198	2,777,677
61 ~ 70	3,630,447	1,648,432	1,982,015
71 ~ 80	1,498,697	603,045	895,652
81 ~ 90	241,269	79,730	161,539
91 ~ 100	9,446	2,543	6,903
101 以 上	31	10	21
合 計	78,101,473	38,129,399	39,972,074

2. 産業別有業者総数に対する年少有業者数及び比率

(註 年少有業者は満18才未満)

産 業	全 有 業 者		年 少 有 業 者					
	男	女	計	男	男(%)	女	女(%)	計
1. 農 業	7,210,722	7,822,486	15,033,208	833,954	11.6	805,767	10.3	1,639,741
2. 林 業	379,180	56,119	435,299	31,644	8.3	7,743	13.8	39,387
3. 水 産 業	491,642	80,265	571,907	56,249	11.4	11,406	14.2	67,655
4. 漁 業	521,595	91,849	613,444	38,859	7.5	17,289	18.8	56,148
5. 建設工業業	1,080,113	45,937	1,125,750	91,656	8.5	5,943	13.0	97,599
6. 製造工業業	3,578,430	1,276,784	4,855,214	322,328	9.0	301,761	23.6	624,089
7. ガス及電気水道業	151,820	17,936	169,756	9,492	6.3	2,877	16.0	12,369
8. 商 業	1,213,392	571,491	1,784,883	40,341	3.3	35,311	6.2	75,652
9. 金 融 業	141,570	75,073	216,643	2,823	2.0	14,664	19.5	17,484
10. 運輸通信業	1,185,770	162,192	1,348,162	94,604	8.0	36,501	22.5	131,105
11. サービス業	282,143	380,481	662,624	11,836	4.2	41,038	10.8	52,874
12. 自 由 業	595,679	394,659	990,338	9,089	1.5	31,902	8.1	40,991
13. 公 共 業	908,035	260,222	1,168,257	25,511	2.8	40,890	15.7	66,401
14. 其 他 の 産 業	257,309	116,539	373,848	24,201	9.4	15,839	13.6	40,040
合 計	17,997,600	11,351,733	29,349,333	1,592,587	8.8	1,368,951	12.1	2,961,538
								10.1

註

- 昭和22年臨時国勢調査の結果による。
- 本表には水害地(東京都足立区、葛飾区、江戸川区、南埼玉郡の8ヶ所、北埼玉郡の6ヶ町村、木下郡賀郡の2ヶ村、足利郡の4ヶ町村)の数並ひに水害地以外に於ける就業取應不明数3万人を含まない。
- 次の表(3)もこの註による。

3. 産業別性別各年齢年少有業者数

(その一)

産業	男							
	総数	満12才未満	満12才	13才	14才	15才	16才	17才
1. 農 業	833,954	49,743	30,615	46,421	91,246	176,628	216,264	223,037
2. 林 業	31,644	425	423	1,046	3,031	6,465	9,083	11,171
3. 水 産 業	56,249	1,239	982	2,214	6,213	12,892	15,964	16,745
4. 鉱 業	38,859	105	128	482	2,692	8,041	11,880	15,531
5. (建設工業) 土木建築業	91,656	296	403	1,355	6,803	20,558	30,046	32,195
6. 製造工業	322,328	1,293	1,669	6,371	29,910	77,162	99,190	106,733
7. ガス水道	9,492	26	40	108	520	1,660	2,851	4,287
8. 電気業	40,341	837	885	1,532	3,934	8,255	10,936	13,962
9. 金融業	2,823	11	24	37	144	381	603	1,623
10. 運輸通信業	94,604	156	213	642	3,469	12,642	29,584	47,898
11. サービス業	11,836	211	162	349	1,075	2,452	3,447	4,140
12. 自由業	9,089	428	235	334	687	1,493	2,124	3,818
13. 公務及団体	25,511	79	120	254	1,270	4,192	7,147	12,449
14. その他の産業	24,201	1,461	759	1,082	2,070	4,166	6,498	8,165
合 計	1,592,587	56,310	36,658	62,227	153,054	336,957	445,617	501,754

3. 産業別性別各年令別年少有業者数

(その二)

産 業	女							
	総 数	満12才未満	満12才	" 13 才	" 14 才	" 15 才	" 16 才	" 17 才
1. 農 業	805,787	45,447	27,459	43,311	85,636	62,367	207,215	234,352
2. 林 業	7,743	281	179	422	884	1,618	1,678	2,481
3. 水 産 業	11,406	826	517	709	1,293	2,263	2,727	3,071
4. 飲 業 (建設工業)	17,289	38	55	182	1,043	3,152	5,532	7,237
5. 土木建築業	5,948	52	44	111	453	1,012	1,740	2,531
6. 製造工業及電気業	301,761	896	1,499	7,783	33,802	71,432	87,421	95,856
7. ガス水道業	2,877	8	7	34	151	517	842	1,318
8. 商 業	35,311	616	483	967	2,725	6,087	9,837	14,596
9. 金融業	14,664	11	18	58	657	2,355	3,924	7,641
10. 運輸通信業	36,501	63	39	170	1,639	5,474	11,094	17,972
11. サービス業	41,038	464	543	1,491	4,040	8,156	11,285	15,059
12. 自由業	31,902	275	196	393	1,562	4,768	8,776	15,932
13. 公移及団体	40,890	48	56	182	1,431	5,382	11,460	22,331
14. その他の産業	15,839	1,368	711	955	1,649	2,669	3,725	4,762
合 計	1,368,951	50,395	31,806	56,768	137,015	272,252	367,576	448,139

3. 産業別性別各年令別年少有業者数

(その三)

産 業	計							
	総 数	満12才未満	満12才	" 13 才	" 14 才	" 15 才	" 16 才	" 17 才
1. 農 業	1,639,741	95,190	58,074	89,732	176,882	338,995	423,479	457,389
2. 林 業	39,387	706	602	1,468	3,915	8,083	10,961	13,652
3. 水 産 業	67,655	2,065	1,499	2,923	7,506	15,155	18,691	19,816
4. 鉱 業 (建設工業)	56,148	143	183	664	3,735	11,193	17,462	22,768
5. 土木建築業	97,599	348	447	1,466	7,256	21,570	31,786	34,726
6. 製造工業 電気業	624,089	2,191	3,168	14,154	63,712	148,594	186,681	205,589
7. 化学工業	12,369	34	47	142	671	2,177	3,693	5,605
8. 金属工業	75,652	1,453	1,368	2,499	6,659	14,342	20,773	28,558
9. 運輸通信業	17,487	22	42	95	801	2,736	4,527	9,264
10. 運輸通信業	131,105	219	252	812	5,158	18,116	40,678	65,870
11. サービス業	52,874	675	705	1,840	5,115	10,608	14,732	19,199
12. 自由業	40,991	703	431	727	2,249	6,231	10,903	19,750
13. 公務及団体	66,401	127	176	436	2,701	9,574	18,607	34,780
14. その他の産業	40,040	2,829	1,470	2,037	3,719	6,835	10,223	12,927
合 計	2,961,538	106,705	68,464	118,995	290,079	614,209	813,193	949,893

4. 男女別年令別労働力人口および非労働力人口

(單位千人)

調 査 期 間	總 數					男					女				
	總數 才	14~19 才	20~39 才	40~64 才	65才 以上	總數 才	14~19 才	20~39 才	40~64 才	65才 以上	總數 才	14~19 才	20~39 才	40~64 才	65才 以上
昭和21年12月 昭和22年 6月 12月	54,420 53,980 55,310	8,480 8,560 8,580	22,220 23,150 23,380	17,970 17,680 18,440	4,740 4,590 4,910	4,240 4,290 4,440	10,540 10,570 10,710	8,760 8,810 9,120	2,070 1,940 2,080	28,800 28,350 28,970	4,240 4,270 4,140	12,670 12,570 12,670	9,210 8,870 9,320	2,980 2,650 2,840	2,980 2,650 2,840
昭和23年 6月 昭和24年 6月 12月	55,264 8,610 55,210	23,870 23,090 23,460	4,430 4,230 4,200	26,480 26,420 26,420	5,320 5,320 5,320	10,640 10,570 10,640	8,760 8,810 9,120	2,070 1,940 2,080	28,800 28,350 28,970	4,240 4,270 4,140	12,670 12,570 12,670	9,210 8,870 9,320	2,980 2,650 2,840	2,980 2,650 2,840	2,980 2,650 2,840
昭和25年 1月 2月	55,320 10,480	23,080				10,640 6,000	8,670 8,670	1,800 28,790	5,140 12,450	8,770 8,770				2,420 2,420	2,420 2,420
昭和21年12月 昭和22年 6月 12月	35,140 36,010 36,630	4,270 4,020 4,360	16,840 17,300 17,340	12,340 12,900 12,980	1,690 1,700 1,950	2,370 2,120 2,230	9,830 10,080 10,110	8,160 8,280 8,340	1,090 1,160 1,180	13,680 14,370 14,770	1,900 1,910 2,130	7,000 7,220 7,230	4,190 4,610 4,650	590 630 770	590 630 770
昭和23年 6月 昭和24年 6月 12月	37,300 38,210 37,300	4,080 4,290 4,080	18,040 18,850 18,040	13,060 13,970 13,060	2,120 2,160 2,170	10,330 10,620 10,010	8,160 8,160 8,160	1,360 1,280 1,360	15,010 15,850 15,010	1,920 7,420 7,420	1,920 7,420 7,420	5,300 5,300 5,300	4,300 4,300 4,300	430 430 430	430 430 430
昭和25年 1月 2月	33,930 34,360	4,890 4,760	16,110 16,350	11,680 11,950	1,230 1,290	21,300 21,500	7,800 7,920	820 860	12,570 12,860	2,170 2,100	6,090 6,300	3,880 4,030		430 430	430 430
昭和21年12月 昭和22年 6月 12月	18,400 17,360 17,100	4,460 4,200 4,290	5,910 5,820 5,530	5,080 4,700 4,460	2,960 2,600 3,780	3,970 3,780 3,970	2,120 2,060 2,150	460 480 550	480 400 470	500 760 800	14,440 13,580 13,130	2,330 2,130 2,140	5,450 5,340 4,980	4,600 4,220 3,990	2,050 1,880 2,020
昭和23年 6月 昭和24年 6月 12月	17,950 4,550 5,570	5,820 5,800 6,980	4,460 4,820 5,750	2,810 2,810 2,980	3,970 3,180 5,070	2,150 2,200 2,600	550 520 620	870 870 800	990 990 950	16,210 16,210 15,960	2,980 2,980 2,980	6,360 6,360 6,170	4,770 4,770 4,770	2,050 2,050 2,050	2,050 2,050 2,050
昭和25年 1月 2月	20,960	5,720	6,730	5,570	2,940	4,990	2,670	560	800	950	15,960	3,050	6,170	4,770	1,990

(総理府統計局昭和5年2月分)

九三

6. 業種別適用事業報告提出事業場労働者数調

(昭和24年9月末日現在)

法 第 八 條 別 号	区 分 業 種 別	満15才未満			満15才以上満18才未満			満18才以上			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	工業	3,411	5,340	8,751	266,970	315,009	581,979	3,066,835	1,067,422	4,134,257	3,337,216	1,387,771	4,724,987
2	鉱業	286	195	481	22,678	9,421	32,099	577,975	76,214	654,189	600,939	85,830	686,769
3	土 建	96	45	141	25,179	5,626	30,805	953,189	105,669	1,059,857	978,464	111,339	1,089,803
4	交通	2,361	57	2,418	31,860	7,426	39,286	746,230	67,231	813,461	783,451	74,714	855,165
5	貨物取扱	42	16	58	3,489	1,464	4,953	147,570	16,902	164,472	151,101	18,382	169,483
6	農 林	2,8	144	352	6,114	3,422	9,536	116,930	25,169	142,099	123,252	28,735	151,987
7	畜産・水産	342	32	374	5,321	1,293	6,614	110,042	12,873	122,915	115,715	14,198	129,903
8	商 業	7,027	1,011	8,038	25,136	21,646	46,782	389,851	177,352	567,203	422,014	200,007	622,023
9	金融・廣告	142	136	278	5,811	18,439	24,25	150,714	94,688	245,402	156,667	113,263	269,930
10	映画・演劇	79	67	146	699	1,705	2,404	25,474	16,951	42,425	26,252	18,733	44,985
11	通 信	44	23	67	2,170	2,793	4,963	31,236	13,622	44,858	33,450	16,438	49,888
12	教育・研究	162	117	279	3,978	6,042	10,020	319,017	187,541	500,558	323,157	193,700	516,857
13	保健・衛生	9	82	91	953	8,699	9,652	48,016	68,284	116,300	48,978	77,065	126,043
14	接客・娯楽	23	81	101	1,396	3,837	5,233	33,107	92,599	125,706	34,523	96,517	131,040
15	清掃・居殺	1		1	253	219	472	9,336	2,334	11,670	9,590	2,553	12,143
16	官公廳	69	290	359	8,273	10,306	18,579	376,636	90,381	467,077	385,038	100,977	486,015
17	その他	30	60	90	5,232	7,364	12,616	213,695	79,771	293,466	2,8,977	87,195	306,172
	計	14,329	7,696	22,025	415,532	424,711	840,243	7,351,913	2,195,012	9,546,925	7,745,774	2,627,419	10,373,193

7. 年少者関係違反件数

年 別	区 分 月 別	違反 総件 数	A 総 計	B 最 低 年 令	C 年少者の 証明書	D 労務 成 熟 年 者 の 約	E 同	F 年時 間 及 休 日 の 労働	G 深夜 業	H 危険 業 害 業 制 の 限	I 坑内 労働 の 禁 止	J 帰郷 旅 費
昭和 二十 四年	1	86,647	6,057	214	4,641	58	33	763	185	126	13	4
	2	111,931	7,084	302	5,090	200	41	983	270	177	18	3
	3	141,825	7,962	288	5,983	234	109	883	236	210	16	3
	4	114,243	6,949	255	5,169	242	24	855	229	153	19	6
	5	111,272	7,063	201	5,461	65	14	885	264	153	10	10
	6	102,977	6,343	242	4,830	45	11	818	247	128	20	2
	7	101,867	5,194	180	3,874	33	17	615	229	170	15	1
	8	70,249	4,264	177	3,156	28	16	566	232	81	7	1
	9	82,583	4,435	123	3,408	43	16	686	238	113	8	5
	10	122,833	7,139	267	5,223	92	23	1,031	296	194	11	2
	11	112,930	6,633	296	4,834	63	31	982	264	147	9	7
	12	95,895	5,248	159	3,718	49	47	917	244	102	8	4
計		1,255,252	74,371	2,704	55,182	1,152	382	10,064	2,934	1,751	154	48

註 違反総件数は年少者及び成人を含めた総数である。

8. 昭和 23 年度新制中学校卒業者の卒業後の状況

文部統計速報33号

性 別	男	女	計
総 括	679,820	603,491	1,283,311
上級学校に入学した者	348,906	284,764	633,670
就 職 し た 者	280,143	221,489	501,632
無 業	38,423	85,872	124,295
死 亡	179	195	374
不 詳	12,169	11,171	23,340

9. 昭和 23 年度新制中学校卒業者の就職状況

文部統計速報33号

区 分	男	女	計
総 計	280,143	221,489	501,632
1 農 林 業	153,802	126,990	280,792
2 水 産 業	1,995	417	2,412
3 設 工 業	8,046	1,766	9,812
4 造 工 業	1,840	570	2,410
5 製 造 工 業	11,882	534	12,466
6 (1) 金 属 工 業	53,551	40,537	99,098
(2) 機 械 工 業	8,148	1,233	9,431
(3) 造 船 工 業	14,355	2,292	16,647
(4) 化 学 工 業	2,697	294	2,991
(5) 紡 織 工 業	4,353	2,473	6,831
(6) 製 材 及 び	4,877	26,011	30,888
(7) 木 製 品 工 業	10,054	1,115	11,209
(8) 食 料 品 工 業	4,202	2,690	6,892
(9) 印 刷 及 製 本 業	3,381	1,423	4,804
(10) そ の 他 の 工 業	6,479	2,916	9,395
7 ガ ス 電 氣 及 び	2,357	648	3,005
8 水 道 業	19,899	14,098	33,997
(1) 卸 賣 業	2,936	1,181	4,117
(2) 小 賣 業	9,971	7,142	17,113
(3) 其 の 他 の 商 業	6,992	5,775	12,767
9 金 融 業	1,159	2,825	3,984
10 運 輸 通 信 業	4,796	4,427	9,223
(1) 陸 運 業	2,372	870	3,242
(2) 水 産 業	998	239	1,237
(3) 通 信 業	1,426	3,318	4,744
11 サ ー ビ ス 業	1,386	3,714	5,100
12 自 由 業	2,741	7,143	9,884
13 公 益 団 体	5,541	9,486	15,027
14 そ の 他 の 産 業	6,148	8,284	14,432

10. 学令児童、生徒数および就学率 (昭和24.4.30現在) (文部統計速報32号)

区分	総数			就学中の者			就学していない者			就学率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総指	8,177,446	7,959,107	16,136,553	8,132,810	7,915,410	16,048,204	44,636,433	697,883	333	99.45	99.45	99.45
学令児童	5,554,082	5,418,385	10,972,467	5,532,123	5,399,566	10,931,689	21,959,181	819,407	778	99.61	99.65	99.63
学令生徒	2,623,364	2,540,722	5,164,086	2,600,687	2,515,844	5,116,531	22,677,248	876,475	555	99.14	99.02	99.08

11. 不就学の理由別学令児童、生徒数 (昭和24.4.30現在) (文部統計速報32号)

区分	不就学学令児童			不就学学令生徒			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総数	21,959	18,819	40,778	22,677	24,878	47,555	44,636	43,697	88,333
病弱	6,326	5,344	11,670	1,114	1,199	2,313	7,440	6,543	13,983
養育不全	7,733	6,442	14,175	600	559	1,159	8,333	7,001	15,334
救護院、少年院にあるもの	320	110	430	272	74	346	592	184	776
貧困による者	1,453	1,567	3,020	9,162	10,688	19,850	10,615	12,255	22,870
居所不明	1,035	879	1,914	1,656	1,655	3,311	2,691	2,534	5,225
その他	5,092	4,477	9,569	9,873	10,703	20,576	14,965	15,180	30,145

第二部

わが国の年少労働保護制度



工場法から労働基準法へ

目次

一、工場法の制定	101
----------	-----

二、工場法の内容とその施行経過	103
三、労働基準法の制定	105

一、工場法の制定

將來の労働力培養のためには、母性保護に関する多くの規定を設けることが極めて緊要であると同様に、現在及び近い將來における労働力を維持する点から考えて、少年工の保護も亦極めて大切な事柄であつて、彼等の健康や教養は、やがてその國の運命を左右するものである。

ところが我が國工業においては、その後進性から、その生産を、多量にしかも安價に製出しようとするために、賃金の低廉な少年工又は婦女子を多く雇用し、勢い耐えられる限り労働に従事させる傾向にあつた。従つてその結果の如何に恐ろしいことは、先進國に比べ我が國労働者の疾病率の高かつたのを見ても明らかである。若しこのまゝ永く放任すれば、工場労働者の年々増加する反面において、其の体質は、年々其の衰弱の度を加え、数十年を経過しな

いうちに我が國民の体位は一般的に低下して行くことが憂えられていたのである。

かくして、國家百年の見地より労働力を維持培養する必要から、特に女子及び十六才未満の年少者を保護するために、大正五年に我が國始めての労働保護立法として工場法が施行され、いろ／＼の保護規定が定められたのである。

我が國の工場立法制定のそも／＼の発端は、明治十五年、即ち農商務省が内務省から分離した翌年、工務局内に調査課を設けて、労役法及び工場條例に関する資料を各府縣に求めたのに其の端を発するものと言われる。

工場法制定の沿革を記述するに當つて、試みに三期に分けてみたいと思う。

第一期は前記明治十五年から同二十年に至る五ヶ年間とする。此の期間に農商務省は「労役法」「師弟契約法」「職工並びに徒弟條例」を調査立案し、關係團體又は諮問機關に意見を徴し、二十年六月に至つて、職工條例案及び職工徒弟條例案を脱稿したのである。但し此の兩案はいずれも世に出なくて廢案になつて了つたが、これが後年工場法制定の起源をなすものとなつたのである。

第二期は明治二十二年から同三十三年に至る十年間とする。其の間政府は、初め「汽罐取締法」の資料を集め、次いで「工場及び製造業における傭主と被傭者相互の權利義務を保護し其の業務の發達永続を企画する」目的を以て「職工條例」の要否を各機關團體に諮問し、更に明治二十九年、地方長官會議において職工保護及び取締規則の制定に關してその意見を徴して調査研究の結果、「工場法案」として第十一議會に提出したのである。しかしながら、不幸にして議會解散のため同法案は又廢案となつてしまつたのである。

第三期は明治三十三年から同四十三年に至る十ヶ年とする。

政府は明治三十三年、議會の協賛を経て特に工場調査員を設け、三十五年十一月に「工場法案要領」を發表して廣く世の意見を求め、これを譯文に提出しようとしたが、明治三十七、八年の戦争によつてその提出の機会を失い、更

に明治四十二年十月「工場法案の説明」という冊子を編集して工業関係団体、各官廳等に配布して、これに対する公私の意見を求めたが、中央衛生会は法律施行後五年を期して十六才未満の者及び女子の夜間就業禁止を答申し、内務省はこの採択を希望したので、農商務大臣、内務大臣の會議を経て、閣議で決定し、第二十六議會に提出したのである。がしかし、夜業禁止に対して綿糸紡績業者の猛烈な反対運動に遭つたので、政府は尙調査修正の必要があると認めて終に撤回したのである。

政府は更に一層研究、修正をして各關係官廳、公私團體に意見を求めて其の答申案を「生産調査会」にかけ、更に修正を加え閣議の手続を了えて、明治四十年、第二十七議會に提出したのである。そうして、同議會において、政府案の「常時職工十人以上」を「十五人以上」と訂正した外は、大多数の賛成を得て、こゝに始めて本法が成立して、明治四十四年三月二十八日、公布されたのである。(註)

(註) 岡実氏「工場法論」、岡崎氏「工場法の理論と實際」に據る。

二、工場法の内容とその施行經過

工場法においては、職工を保護するのに、年令と性に分け、又十六才未満の少年工及び女性を一般成年男工と分け、これを「保護職工」と称して種々特殊の保護制限を加えていた。工場法実施当時においては、十二才未満の所謂、幼年工を認めて、これを十五才未満の男子工と略同様に取扱つたのであるが、後述のように、大正十五年に改正されて全くこれを削除し、別に「工業労働者最低年令法」を設けて制限をなすこととなつたのである。

(一) 保護職工の就業時間

一、制限の原則

保護職工の就業時間は、一日につき十一時間を超えてはならないと規定している（第三條第一項）。同一人が二以上の工場に働く場合、此の一日十一時間の計算は、其等各工場における職工の就業時間を通算するもので、工場主は通算十一時間以上の労働をさせてはならない（第三條、第三項）。

二、深夜業の禁止

保護職工の深夜の就業は禁止されている（第四條第一項）。此処にいう深夜とは、午後十時から午前五時までであつて、工場主は、此の時間内において保護職工を就業させてはならないのであるが、例外として、行政官廳の許可を受けて、午後十一時まで就業させてもよいことになっている（第四條第二項）。

三、休日

保護職工は、毎月少くとも二回の休日を設定することと定められている（第七條第一項）。此の休日は、暦日による一日でなく、継続した二十四時間を意味するものであつて、職工が交替就業の場合は、十二時間の休養時間は、休日二十四時間に算入することができることとなつてゐる。又深夜業を許された工場は、毎月少くとも四回の休日を設定しなければならない（法附則第四項）。此の休日もまた、或一定の事由（避くべからざる事由によつて臨時必要がある場合等）のもとに臨時廢止し、或は此の制限規定の適用を停止させられることもある（第八條第二項）。

四、休憩時間

休憩時間は、就業時間の長短によつて、これを異にし、尙配置並びにその與え方についての次の様な規定がある。

イ、就業時間と休憩時間の長短

次の表の様に規定されている（第七條第一項）。

一日の就業時間	休憩時間
六時間まで	制限なし
六時間を超ゆる時	少くとも三〇分
十時間を超ゆる時	〃 一時間

ロ、休憩時間の與え方、

原則として工場一斉に與えること。但し許可を得た時は、これによらなくてもよい（第七條第一項）。

即ち行政官廳の許可を得た場合の外は工場一斉に休憩を與え、同一工場内で一部休憩し、一部作業してはならないのである（第七條第二項）。

五、夏季の休憩時間

夏季において一時間以上の休憩時間を設ける場合に、工場主は、許可を得て、其の超える時間以内、就業時間を延長することができる。但し、この延長時間は、一時間を超えることはできない（第七條第三項）。

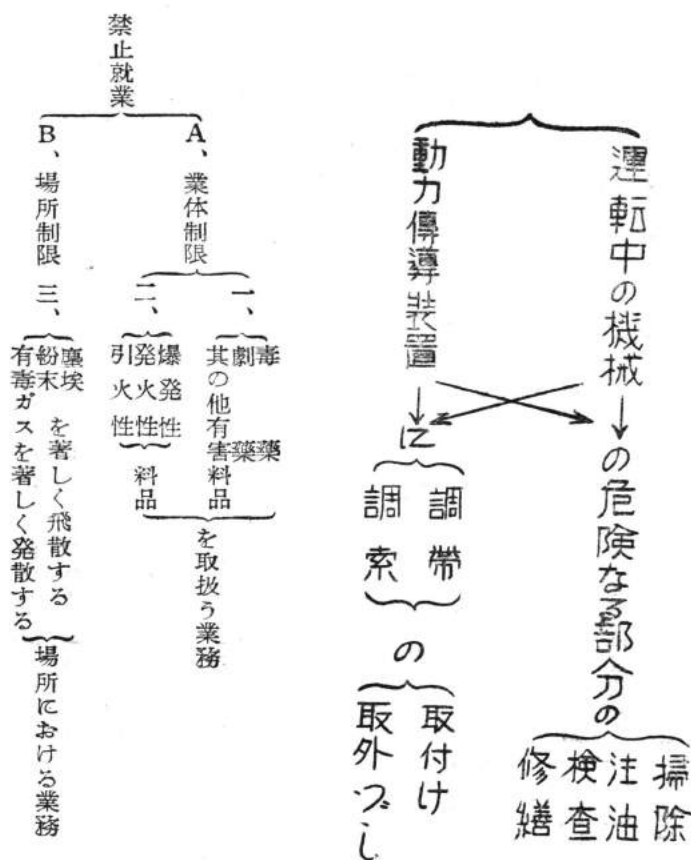
六、休日及び休憩の臨時廃止

止むを得ない場合、又は必要な場合に限り、一定の制限の下に行政官廳の許可を得て、休日、休憩時間の廃止を許されたのである。

その休日、休憩廃止を一覽表にすれば次のとおりとなる。

五	四	三	二	一	
（豫め）認可 （豫め）	届出 （其都度）	許可 不要	許可 （期間を限り）	大臣 指定	手續
繁忙期	同	同	同	臨時 必要	臨時 時時
季節により繁忙 なる事業	合 臨時必要ある場 合	急速腐敗、変質 する虞ある原料、 材料の損失を防 ぐため	避くべからざる 理由	天災事変のため 天災の虞あるた め	事由 條件
一年に付き百二 十日の割合を超 えざる限り	一月に付き七日 を超えざる期間	一、継続四日以 上、に涉らず 二、一月に付き 七日を超えざ る限り	特に制限なし	制限なし	制限除 外期間
就業時間一時間 以内延長	就業時間を二時 間以内延長	同 前	一、十一時間以 上、の連続 二、十六才以上 の女工深夜業 三、毎月二回の 休日廢止	指定事業種類指 定地域内に限り 休日休憩全部	制限除 外範圍
認可期間中は四 を許さず	定期（五）認可の 期間内は不可				備 考
同 第四項	同 第三項	同 第二項 但書	同 第二項	法第八條 第一項	規 法

(二) 危険有害業務の禁止
一、危険作業



工業主は保護職工を上の業務に就かせてはならない（第九條）。

右の外、危険な業務に就かせることは禁ぜられている（第九條）。

二、衛生上有害作業

工業主は十六才未満の男女工を左の業務に就かせることは禁ぜられている（第十條）。

右の外、危険又は衛生上有害な場所における業務に就かせてはならない（第十條）。

以上の様な内容をもつ工場法は、五ヶ年という長期の準備期間を経て、大正五年九月遂に実施されたのであるが、しかし、その效力を及ぼしたのは全工場ではなく、次の三種工場に限定されたのである。

工場法施行開始期（大正五年十二月末）現在工場適用工場数

	工 場 数	職 工 数
イ、常時十五人以上の職工使用	一四、二四九	一、〇七八、八六一人
ロ、事業の性質危険又は衛生上有害な虞あるもの（十五人以上の工場は含まず）	四、四〇九	二五、三一〇人
ハ、軽易な事業で常時十五人以上使用原動機使用	三八九	一六、一五七人
計	一九、〇四七	一、一二〇、三二八人

しかしして施行当初には工場法を故意に免れようとして、工場の分割を図り、或いは其の規模を縮め、又は使用職工の数を減少しようとする工場主が相当あつた。しかしながら、時あたかも第一次世界大戦時の好景氣に向つた時期であり、拡大する市場にふさわしく急速な生産拡張（機械の増台、工場規模の拡大）が要求され、このことがその工場の規模を分割しようとする傾向を相殺してあまりあつた。従つて工場法実施後、適用工場数は増大したことは勿論であるが、工場数に対する比重においては却つて益々減少しており、左の第一表、第二表に示すように、殊に労働者数については此の關係が一層顯著である。（註）（第一表、第二表参照）

第一表 工場法適用工場数及び百分比（「工場監督年報」より算出）

全工場職工総数	工場法適用工場職工総数	全男工数	工場法適用男工数	全女工数	工場法適用女工数
一九一六年末	一、一〇〇、三三二	—	四六二、九四四	—	六一五、九二七
一九一九年末	一、六二一、九六〇 (100)	七四一、一七七 (100)	六七一、七二八 (96.6)	八七〇、七九八 (100)	八三五、七八一 (98.1)
一九二一年末	一、六五五、八二二 (100)	七五七、三五四 (100)	六二九、五四七 (83.2)	八七八、四六六 (100)	八三八、七五三 (98.9)
一九二五年末	一、八〇七、三六八 (100)	八五二、五五四 (100)	六三六、一五〇 (74.6)	九五五、八二七 (100)	八九四、〇九四 (93.5)

第二表 同 右 指 数

全工場職工総数	工場法適用工場職工総数	全男工数	工場法適用男工数	全女工数	工場法適用女工数
一九一四年末	一〇〇	一〇〇	—	一〇〇	—
一九一六年末	—	一〇〇、〇	—	—	一〇〇、〇
一九一九年末	一七〇	一九三	一三五、六	一五四	一三三、七
一九二一年末	一七三	一九七	一二七、〇	一五六	一三四、二
一九二五年末	一九一	二二〇	一二八、四	一六九	一四三、一

（註）

即ち、右の二表が示す如く、工場労働者総数に対する工場法適用労働者数の比重は、大正八年末九三、五から同十年末八九、七、十四年末八四、六と著しく通減している。

しかし、婦人労働者においては、此の間に変化がなく、通減したのは男子労働者（九六、八三、七四・六）であることがわかる。労働者指数は、一七〇から、一七三、一九一と増加しているのに対して、適用労働者指数は一三四・六、

一三一、一三六・六と全く停滯している。男子労働者は一三五から、一二七、一二八・四と却つて減退している（風早氏、日本社会政策史による）

その結果、工場法には保護規定が定められたにも拘らず、適用されない工場は一般に小規模、小資本、設備不完全、就業時間無制限であり、又休憩時間は皆無であるか、さもなければ著しく短く且つ不規則であり、その間は請負制だから賃金は支拂われない。また危険有害業務に就かせる傾向があり、寄宿工の場合は年工期であり、家族的の名目の下に親方的、家長的陶冶に服せしめる、などの状態であつた。

このような悪條件をもつ、工場法の適用のない工場の例として、織物工場について、工場法実施後についてみると（註）、京都府丹後地方の織物業では依然として一日十六時間乃至十八時間という法外な就業を継続している。休憩時間の定めなく事実においても頗る不規則である。静岡縣遠江地方では十二才未満の幼年工を使用してゐない織物工場というものは皆無である。甚しいのは十才未満の者さえ使用し、しかも就業時間は平均一日十五・六時間に及んでいる。群馬、岐阜、福島等においてもいずれも適用工場より一、二時間長い。設備は採光、換氣、排水等不良のもの多く、食事は炊事場で立食し、又は職場で労働の傍らこれをなすものがある。夜は店先又は台所で数人同衾であり、寝具はもとより寝衣すら各人につき一定していない。

（註） 大正六年「第一回工場監督年報」七六頁

このように適用されない工場においては、工場法実施前の諸工場におけるあらゆる劣悪諸條件が、工場法実施後かえつて今度は大手を振ることになつたのであつて、適用されない工場数が全工場数に対する割合において、それが大であればあるほど、その劣悪諸條件の残存が全工場一般を制約してしまい、これに対するマイナスの原因となつてゐることは争ひの余地ないところである。殊に同一産業について、適用工場と適用されない工場との工場規模の略々等

しいものにあつては、適用工場では職工保護施設費を負担し、適用のない工場ではこれを免れている關係上、競争能力にハンディキャツプをつけられている適用工場は、勢いその労働條件を適用のない工場のような劣悪な條件にまでして競争に打勝とうとするような状態におちいつたのである。

一方、適用工場についても、工場法は保護職工に対して労働時間を十二時間以内とし、施行後十五年間は、二時間以内は延長することを認めたのであつて、十四時間労働という長時間労働が公然と許されたのである。又、午後十時から午前四時迄の深夜業を禁止したのであるが、これも亦次のような夥しい例外によつて、全くその效力を減殺されてしまつた。

即ち(1) 一時に作業をなすことを必要とする特殊の事由ある業務に就業させるとき、(2) 夜間の作業を必要とする特殊の事由ある業務に就業させるとき、(3) 晝夜連続作業を必要とする特殊の事由ある業務に職工を二組以上に分ち、交替に就業させるとき、等については許されたのである。

工場法は更に「職工を二組以上に分ち、交替に就業せしむる場合においては、本法施行後十五年間、第四條―深夜業禁止規定―を適用せず」は規定して、深夜業禁止規定を結局有名無実化したばかりでなく、かえつて二組交替制の一般化を促進せしめたものと言えよう。

英國においても、一八三三年法が、労働者の就業時間を、午前五時半から午後八時半までの十五時間と規定しており、少年労働者(十三才以上十八才未満)は一日十二時間を超えて就業させてはならない。同様に、九才乃至十二才の児童労働は、一日につき八時間を超えてはならない、との幼少年労働者保護に関する規定を採用したのである。その結果、この十五時間の間、機械を最も有効に運轉させ、又労働力を法規の許す限り最も有効に驅使するために交替制が發明された。

しかしながら、英國の交替制と我が國の交替制とは異なるのであつて、英國は夜業禁止の勵行を前提とするのである。これに反して、我が國では、夜業と交替制とは相互補充をなし、交替制の採用は却つて夜業の存許容の條件となつたのである。いわば、我が國では深夜業と交替制とは異語同義に外ならないものである。

ところが、大正八年に第一回國際労働會議がワシントンにおいて開催されて以來、我が國も年々政府、資本家、労働者の各代表を派遣したのである。その結果、我が國の工場法にも種々の國際的勧告に基く改正が必要となり、先ず大正十二年に工場法の適用工場を「常時一〇人以上使用工場」とし、その適用範圍を廣くして、前記のような弊害を少くするようにしたのである。次いで同年、「幼年工」という一節を除き、これを工場法適用工場だけでなく、廣大な作業全体に亘つて十四才未満の幼年者の労働を禁止することとなつた。これを前述のように「工業労働者最低年令法」と稱し、この二つの改正と並んで、更に、女子及び十六才未満の労働者については一日一〇時間労働の原則（工場法実施の当初には一時間）が定められ、いずれも大正十五年から実施されたのである。又、更に昭和四年には、年少及び婦人労働者の深夜業禁止の原則も例外なく定められ、杭内労働の禁止も定められたのである。

いずれにせよ、工場法実施は多かれ少なかれ適用工場における労働時間を短縮したのである。労働時間制限の最も重要な直接の立法理由は、労働者殊に年少及び婦人労働者の保護にあつたのであるが、我が國工場法施行によつてもかゝる進歩的效果があらわれたことは確かなところである。

第一回（大正六年）の工場監督年報には、幼年少者が、就業時間短縮によつて、特に佐賀のセメント業において其の健康及び育兒上好影響を與えたことをあげているが、このような効果は必ずや全國的に存在したに相違ないと思われる。この外休憩時間の設定のため、従前の如く先を争つて食事を攝り、咀嚼半ばにして作業場に帰るといふ状態が少くなつたことなどがあげられている。

歐洲諸國においても「労働時間制限」は比較的早く立法化したにも拘らず、年令制限についてはそう早くなかった。ドイツにおいても一八三九年の保護法により、九才以下の幼年工の工場、鉱山等への就業を禁止し、十六才未満の幼年工の労働時間を十時間以内に制限したのであるとして、一八五三年には十二才未満の幼年工の就業を禁止し、イギリスにおいても一八一九年の製造所條例は九才以下の幼年者の就業を禁止、十六才未満の幼年工の労働時間を十二時間に制限したのであるが、年令に関しては、その後労働時間が十時間より八時間へと短縮されたにも拘らず、大きな改良は行われていない。

(註) Hatchins & Harrison, History of Factory Legislation. 1911 及び風早八十二氏「日本社会政策史」

我が國工場法も亦この点について同じように、最低労働年令を一應十二才としながら、同時に本法施行の際、引続き就業させていた十才以上の者を認め、又輕易な業務については條件附就業を容認している。保護職工の最高年令を十四才とした事も消極的であつたと言える。

第三表 工場法実施後の保護職工数

〔工場監督年報第一回(大正六年)及び第四回(大正九年)から算出〕

年次	分類		保護職工の合計	工場法適用工場職工総数	職工総数に対する保護職工の割合
	男	女			
一九一六年	三五、三〇六	六四、八八六	六六、一九三	一、一〇〇、三三八	五九%
一九一九年	二三、七四四	八三、七六一	一〇五、二五五	一、五〇七、四九六	七〇%

又右の第三表によれば、工場法施行開始当時、十五才未満(男工)三五、三〇六人を数えたが、大正八年には早くも二三、七四四人に減少し、此の間工場法実施による年令向上が行われたことは事実である。

だが、工場主は、安價の幼年男工に代つて、同様に安價の女工を以てしたのである。婦人労働者数は此の間、六二四、八八六から八三五、七八一人へと激増し、結局保護職工総数も此の間却つて六六〇、一九二人より一、〇五九、三五人へと激増、適用職工数に対する保護職工数は、五九%から七〇%へと増大している。

婦人、幼年労働者が特殊の重要比重を占めていることは、前述のように、日本資本主義の機構であり、此処に、これ等の労働者保護の役割をもつ労働立法が社会的に要求されるに至る強い必要性が生じる。と同時に、他方、婦人幼年労働力が農村潜在的過剰人口により、絶えることなく、潤次に創出されるので、法律—工場法—だけを以てしては、到底完全に保護することはできない。

然しながら、工場法の施行を困難とする外在的な要因のみが問題なのではない。実施された工場法自体にも、未だ尠からぬ欠陥をその中に包蔵していたことを看過することはできない。

先ず第一に、工場法適用の範囲が甚だしく限定されており、そのために、適用工場は、五人以上使用工場総数だけに対する割合をみても、僅か六割弱（大正八年）を占めるに過ぎなかつたのである。

労働者についてみても、前述のように労働者保護のための工場法実施の年月の進むにつれて、労働者の圧倒的に、そして益々大きな比重がこの適用から除外されている。このことはこれ等適用されない工場及び労働者における旧來のあらゆる劣性諸條件が、何等改善を受けないまゝに残存していることを意味するだけでなく、それが適用工場及び労働者の諸條件を低劣化させる。否工場法の適用自体を阻止する動機となつたことを示すものである。第二に工場法違反の夥しいこと、それは工場監督制度の不整備にもよるであろうが、より根本的な要因は、廣汎な適用されない工場の存在のためではなかつたろうか。

かくして、尠からぬ欠陥をもつ工場法が施行されてから支那事変に至る迄の間は、不景氣、恐慌などによつて事業

の廢止が行われたために労働者は致命的な失業危機に見舞れた時代である。尤も昭和六年、滿洲事変以後、軍需工業、輸出産業に景氣は誘れたが、その間一般労働者の保護の措置は余り講ぜられていなかった。昭和四年及び昭和一〇年には工場法、鉱業法などの一部改正があつて、それに伴う關係施行令や規則にも重要な改正（坑内労働一〇時間、女子及び十六才未満の地不労働の禁止）が行われた。

その後終戦までは、所謂戦時であつて、この時代の労働部門の中心課題は「人的資源」調達にあり、そのために労働者の保護は或程度まで停止されなければならなかつた。即ち就業時間は或る程度延長され、年少労働者、女子労働者の使用制限も解かなければならなかつたのである。即ち國家總動員法に基いて、労働者を保護するための法律を戦時中眠らせる幾多の戦時特例が發布されたのである。例えば工場法戦時特例、工場法施行規則戦時特例、鉱夫労役扶助規則の特例に關する件などそれである。

三、労働基準法の制定

終戦にともないわが國は、ボツダム宣言を受諾することによつて平和を愛し、民主々義を指導原理とする國として生れかわることゝなつた。

と同時に、國家總動員法に基く工場法戦時特例、同關係法例、鉱夫労役扶助規則の特例に關する件を廢止することによつて、工場法などの労働保護法による労働者の保護を戦前に復活させたのであるが、わが國のように封建的労働制度が少なからず殘存し、又労働條件がかつてチープレーバーの名を以つて世界的に知られたように、國際的水準より著しく低い國においては、労働組合による労働者の自主的行爲と並んで國家の積極的な保護の必要なことは自ら明らかである。

昭和二十二年三月六日の衆議院本會議における厚生大臣の「労働基準法案」提案理由説明にもあるように、「工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年令法等の從來の労働保護法は、特定の労働者を対象としての特定の事項について断片的に労働條件の内容を規定しており、そのねらいは女子及び年少者の保護あるいは産業災害の犠牲者に対する生活の扶助ということが目的であつて」それは「恩恵」の程度を出なかつたのである。従つて「全面的に労働條件の基準を定めることを目的とした法律ではなかつた」のである。

「新憲法は、その第二十七條第二項において―賃金、労働時間、休息その他の勤務條件に関する基準は法律でこれを定める―と規定している。若し労働條件が労働者の最低生活を保障するに足るものであるならば、近時における労働不安は解消することができるとは思ふ。」と。

以上のように新憲法の趣旨に基いて、法律によつて全面的に労働條件の基準を定め、封建的なあらゆる部門を排除する目的を以つて、昭和二十二年、第九十三議會において労働基準法案が提案されたのである。

この法案の作成に當つて考慮した事項は、第一に労働條件の決定に関する基本原則を闡明し「労働條件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充すべきもの」たることを定めた。第二に労働關係の封建制の排除、第三に労働條件の最低基準を國際水準にまで引上げることである。従つて一九一九年以來國際労働會議で最低基準として採択されている八時間制、週休制、年次有給休暇等は当然取入れることとした。かくして労働基準法案は原案どおり可決せられ、昭和二十二年三月二十七日に成立し、四月七日法律第四十九号をもつて公布せられ同年九月一日から実施せられたのである。

労働基準法は、從來の工場法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年令法、商店法等により断片的に規定されていた保護規定をすべて網羅し吸収するものであるばかりでなく、その内容の廣汎な点においても、又労働條件最低基準

のレベルにおいても、従来の労働保護規定に比べて全く面目を一新して著しく進歩したものであつて、労働條件の基準に関する統一的基本法として労働憲章ともいふべき法律である。

労働基準法案が世間の論議的となつていた当時、ある学者は次の通りにいわれた。すなわち「労働基準法の創定は、その草案に対して多少の批評と希望とは述べられてはいるが、ともかくわが労働者には寧ろ大いに歓迎されているといつてよい。」又「労働基準法の制定は、むしろ、工場法の延長であり、それは高々新しい時代に即應した工場法にすぎないともみられる。しかし、その内容と外観とから言えば、それは明かに工場法からは区別されねばならない。」と。

第一にそれは一部の人々からは、新憲法における生存権の擁護に即應するものでなければならず、この点でそれは正に新憲法附属の労働憲章たるべきものであるとさう期待されているのであつて、基準法の草案が果して、この期待によく副い得るかどうか多少問題であるとしても、それが新憲法の精神に即して生存権の擁護を具体的に狙うものであることは注目すべきことである。即ち、草案第一條によれば「労働條件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすに足るものでなければならぬ。少くともかゝる目標が明確にされていることにも、われ／＼は過去の工場的労働立法との相違を認めねばならない。そして第二に工場法とこれを中核として実施されて來た從來からの一連の労働者保護法に比較すれば、労働基準法の草案は既に内容的には相当かけ離れて進歩的なものを含んでいる。例えば事働八時間制の規定の如き、或は又、最低賃金制度の企画の如き、その他注目すべきものは必ずしも一、二には止まらない。第三に基準法の制定によつて、工場法を初めとして、過去の多くの労働者保護法が改廢せしめられることから、既に何人にも明らかのように、労働基準法は從來の個々に制定實施せられて來ていた保護法の多くのものを集大成するという形態をとつてゐるのである。

(註) 藤林敬三氏「労働基準法案の批判」による。(昭和二十二年三月)

ともあれ、日本の勤労大衆が、適正な労働條件による労働の機会を享受し得ること、及び労働條件の最低水準を維持し、且つ不断にこれを高めながら、究極には賃金奴隷たる地位から解放せらるに至るべき手段を保障せられねばならないことは、少くとも日本の再発足の條件でなければならない筈である。



國際労働水準と年少者の労働基準

目次

一、はしがき……………二九

二、國際労働水準と年少者の労働基準……………一三
三、むすび……………一六

一、はしがき

労働問題を國際的にとり上げることとは、いかに重要であらうか。一國或いは一地方について例をとつてみても、たまたま或る工場主が、自発的に従業員の労働條件を改善したとする。すると同じ地方の同じ種類の工場では、自然にそれにならつて労働條件の改善をするであらうか。他の工場では却つてその機に乗じて競争に勝とうとするため、折角待遇改善を行い、將來の眞の利益をはかつた工場も遂にその時の競争にたえられず、悪い労働條件に逆もどりすることになるであらう。この場合労働者の團結により、良い工場の労働條件にまで引上げればよいのだが、それは余り

期待出来ない場合が多い。そこで國家の力で法律を作つて、不良工場は取りしめり、優良工場の改善を助けなければならぬ。これと同様の事が國際間にもいえるのである。殊に國際間では、或る國で労働保護を実施すれば、一時的には生産費が増し、貿易上の競争國に対して通商上不利な立場におかれるため、労働保護は各國單獨には実行しにくい。ここに、労働保護立法には始めから國際的性質があることが認められよう。國際労働憲章においても一九一九年の前文には、『一國において人道的労働條件を採用しないときは、他の諸國で労働條件の改善を企図するものに対し障礙となる』と云つてゐるが、一九四四年のフィラデルフィア宣言は、さらに強い言葉で、『一地方での貧困は全体の繁榮の脅威となる』と宣言してゐる。

では年少労働問題は、國際労働中どの程度重要であらうか。殊に労働者の保護は、年少労働保護に始まるといわれているだけあつて、一九一九年にベルサイユで締結された平和條約の第十三編「労働」にも、『兒童労働を廃止すること』及び年少者の労働に対してその教育を繼續することができ、なお身体の正當な発達を確保する制度を設けること』を九項目の一つに明記されている。なお、國際労働條約をさめる國際労働總會——世界の労働問題・社會問題の議會で各國は毎年の總會に政府と経営者と労働者の代表を送る——においては、第一回で「工業最低年令條約」を採択した。続いて第二回の總會は「海上最低年令條約」、第三回においては「農業最低年令條約」と殆んど毎回の様に、年少労働に關係する條約又は勧告を採択してゐるのである。このように一九一九年第一回から現在まで三二回の總會中、條約九八に対し一四、勧告八七に対し一〇が年少労働關係で、又その他の條約中にも年少者に関する條項が含まれてゐる。これらの條約・勧告の影響によつて、非常に遅れてゐたわが國の年少労働保護立法も幾分促進され、工場法、工業労働者最低年令法等がわすかながらも施行されて、終戦まで至つたのである。ところが終戦後のわが國にはその一章に女子年少者關係を含む労働基準法が制定され、世界に誇り得る年少労働保護立法として実施されて、すで

に四年を経過した。

ここに改めて、國際労働水準とわが國の年少労働という問題をとら上げたのは、果して世界に誇り得る水準であるうか、又基準法が日本の經濟社会の現状からみていきすぎている、或いは年少者を保護するの余り却つて職場からしめ出す結果となつてゐる等の批判がきかれるが、國際水準上果して妥当であらうか。これらの点に答えるためにも、又積極的には今後の年少労働保護をいかにすべきかとの指針を得るためにも、むだではないと思う。

なお、あわせて世界各國の保護立法も比較検討したいが、アジア諸國の資料は不明であるから、ここでは米・英・ソの三ヶ國のみを取上げる。この三國の比較において、わが國と同じ資本主義經濟機構の國と、社会主義經濟機構の國との年少労働保護上の根本的差異——前者は、低賃金で利用できる年少者の濫用による次代の労働力の磨滅を防ぐための保護であるに對し、後者は、商品としての労働者でなく未成熟な人間としての年少労働者保護である等——をみられればと思ひ參考に供したのである。(資料は労働省労働統計調査部資料に基く。アメリカは公正労働基準法とニューヨーク・フロリダ、ユタの各洲兒童労働法。イギリスは英國工場法。ソビエトはソビエト共和國労働法。)

二、國際労働水準と年少者の労働基準

ここでは労働基準法でいう年少労働者に直接間接に關係あるもののみについて記すことにする。

一、條約	條約番号	採択總會名
第一号	工業的企業における労働時間を一日八時間一週四十八時間に制限する條約	第一回

第五号	工業に使用しうる児童の最低年令を定める條約	一回
第六号	工業に使用せられる年少者の夜業に關する條約	一
第一〇号	農業に使用しうる児童の年令に關する條約	三
第一三号	ペイント塗における白鉛の使用に關する條約	三
第二〇号	パン焼工場における夜間作業に關する條約	七
第三三号	非工業的勞務に使用しうる児童の年令に關する條約	一六
五九号	工業に使用しうる児童の最低年令を定める條約 (一九三七年正)	二三
六〇号	非工業的勞務に使用しうる児童の最低年令に關する條約 (一九三七年正)	二三
七七号	工業における児童及び年少者の雇用に對する適性体格検査に關する條約	二九
七八号	非工業的業務における職業適性の爲の児童及び年少者の体格検査に關する條約	二九
七九号	非工業的業務における児童及び年少者の夜業の制限に關する條約	二九
九〇号	工業に使用される年少者の夜業に關する條約 (一九四八年正)	三一

二、勸告		
勸告番号	勸告名	採択 委員会名
第四号	鉛中毒に對する婦人及び児童の保護に關する勸告	第一回
一四	農業における児童及び年少者の夜業に關する勸告	三

一五〃	農業技術教育の発達に関する勧告	三回
四〇〃	非工業的勞務に使用しうる兒童の年令に関する勧告	一六〃
四五〃	年少者の失業に関する勧告	一九〃
五二〃	家族的企業における工業的勞務に使用しうる兒童の最低年令に関する勧告	二三〃
五七〃	職業訓練に関する勧告	二五〃
六〇〃	徒弟制度に関する勧告	二五〃
七九〃	兒童及び年少者の職業適性体格検査に関する勧告	二九〃
八〇〃	非工業的業務における兒童及び年少者の夜業の制限に関する勧告	二九〃

(一) 年少労働保護法規適用の範圍

○ 家族的企業の最低年令勧告（勸五二号）

年少労働者の最低年令を定めた條約第五九号では、一定の制限のもとに家族的企業は適用外となつてゐるので、この勧告によつて、家族的企業にも最低年令法を適用するように勧告している。

日本が國では、工業的な又は非工業的な企業に勤めている年少労働者は、ともに基準法の保護の対象となつてゐるが、いわゆる家族的企業は適用になつてゐない。すなわち「同居の親族だけを使用する事業と事務所に働く者」と「家事使用人」は除外されている（労働基準法第八條）。

アメリカ——工業的又は非工業的な企業に使用されてゐるすべての年少労働者と、街頭労働者（新聞賣り、靴みが、

き等)が対象であるが、自分の家が他の個人の家に関連した家事、又は農事に使用されるものは除かれている。

イギリス——工業的非工業的企業に使用される年少労働者が対象であるが、やはり家族労働者と家事使用人は除かれている。¹⁾

ソビエト——家内労働者をも含めて雇用によつて労働に従事するすべての者が保護をうけている。

(二) 工業の最低年令

○ 工業最低年令條約(條五号)

改正(條五九号)

工業的な企業の最低年令は、一九一九年の條約によると一四才で、なお日本に対しては特例が認められ、一二才で小学校の教課を修了していれば使用できることになっていた。それが一九三七年の改正によつて、最低年令は一五才に引き上げられ、一五才未満の兒童はあらゆる公私の工業的企業で使用されることはできないと規定されたのである。(その中家族的企業は除かれる)。この時も日本側の主張によつて、日本に対する特例は認められたが、最低年令は一四才に引上げられ、鉱山や工場の危い場所や不健康な作業につく者は、一六才以上という規定となつたのである。

日本——わが國では、工場法時代には最低年令一二才であつたが、一〇才以上の者の例外を認めたり義務教育を修了している者の就業も認められるなど不完全であつた。しかし第一回の國際労働會議で最低年令條約が採択され、わが國でも一九二六年七月三日——それから七年後ではあるが——これを批准することにより、工業労働者最低年令法が制定されたのである。

現在の労働基準法では、國際水準なみの一五才を最低年令としている（労働基準法第五十六條）。アメリカ・イギリス・ソビエトはいずれも一六才で、國際水準の一五才を上廻っている。

（三）非工業最低年令

○ 非工業最低年令條約（條三三號）

改正（條六〇號）

非工業における最低年令は、前に述べた工業最低年令、又は海上において使用される年少者や、農業に使用される年少者の最低年令條約と関連している。それは以上の三つの條約に規定されなかつた職業についている年少者の最低年令を定め、年少者の使用を制限するために採択されたのである。これも一九三二年に制定されたのを、一九三七年に改正している。すなわち、改正前は一四才を最低年令とし、例外として特殊な軽易労働については、一二才以上のものを学校の授業時間外にだけ就業させてよいと認められていた。それが改正によつて、工業最低年令同様に最低年令一五才に引上げられ、なお一五才以上でも初等学校に出席する必要のある者は、使用できないことになつてゐる。除外例も一二才から一三才となり、一三才以上の児童は授業時間外にだけ、一定の制限のもとで軽易な労働に使用してもよいのである。その上街路や公衆の出入りする場所で、巡回商業するもの又は露店で常に働く者等は、一五才よりも高い最低年令を定めるよう規定されている。

日本——わが國の非工業最低年令の原則は國際水準と同様一五才であるが、除外例において國際水準より一才低く一二才と定められている（基準法第五十六條二項）。

アメリカ——原則として一六才、除外例は一四才でやはり國際水準より一才上廻っている。たゞ、アメリカでは各

州の事情によつて多少の差があり、例えばニューヨークの例では修学時間外に農事又は他の戸外労働に従事する者には一二才を例外として認めている。又フロリダ州では一二才ユタ州では一四才である。

イギリス・ソビエツトともに除外例一四才と定めている。

○ 非工業最低年令勧告（勸四〇号）

この勧告は、前の條約に定めてある規定の実施に關して、更に詳しい規定を定めている。輕易な労働とは、兒童が教育を充分にうけることができ、なお身体上、知識上、道德上の發達が保障されるためには、兒童が学校に出席することが必要な間は、できるだけ大きく使用制限するように勧告している。輕易労働の種類例としては、走り使い、新聞配達、運動又は競技を行うことに關連して使用される小さい仕事、それに花や果物の採取をしたり販賣するような業務をあげている。

なお、重要なことは、公衆娯樂又は活動写真製作の際の役者とか補役としての出演者も、一二才未満の者は原則として禁止することとなつている。ただ藝術、科学又は教育のために必要な限り、最少の例外のみ許されることを勧告している。

日本——これに対しわが國では、一二才未満でも映画演劇事業の兒童は、年令に制限なく、許可証明書さえあれば使用してもよいのである（基準法第五十六條二項但書）。

（四）保護年令

工業最低年令條約により一八才未満が保護年令である。

わが國でも一八才未満（基準法第五十七條）米・英・ソともに一八才未満を保護年令と規定している。

(五) 証 明 書 制 度

○ 工業最低年令條約（條五九号）

年少労働保護規定を實行しやすくするため、國際労働條約にも証明書制度が規定されている。その一つとして、工業的な企業の使用者は、使用している十八才未満のすべての年少労働者の、名前と生年月日を記載した帳簿を備えつけるよう定めてある。

日本——わが國では、やはり一八才未満の者すべてに年令証明書が必要であり、事業所に備付ける事になつてゐる（基準法第五十七條）。

○ 非工業最低年令勸告（勸四〇号）

一五才未満の者を軽易な労働に使用するときは、まず親又は後見人の同意と、医師の証明書、それに必要のあるときは学校当局の意見を求める。そして作業の性質や形態が、學業に差支えないとみとめられ、兒童の身体にとつて適することが確認されたときに、許可証が下附されるのである。その許可証には、兒童の夜業や休日労働を禁止するため、使用時間数を明示し、兒童の年令、作業の性質、作業の開始と終了の日を必ず記載するよう定められている。

なお、街上商業の者には、特別の徽章を着用するよう要求されている。

日本——この規定がわが國で制度化され、一五才未満の者に使用許可証明書が必要とされている。すなわち、一五才未満で就業しようとする者は、その許可を申請する用紙に必要な事項を記し、学校長、親権者又は後見人の署名を受け、労働基準監督署に提出するのである（基準法第五十七條二項）。

アメリカ——州によつて異なるが一例を示せば、フロリダ州において、一四才から一六才の者は使用許可証明書、一七才——一八才の学童は特別許可証明書、一六才——一八才は年令証明書を必要とする。ユタ州では一四才——一五才の者は使用許可証明書、一六才——一八才の者は正規使用許可証明書、一八才以下の学童は特別使用許可証明書、一八才——二二才の者は年令証明書を必要とする。

イギリス——一四才から一八才の者に検査医の検査によつて、その業務に適するとの証明書をもらわなければならない。

ソビエト——一四才から一六才の者は、監督官が全ソ連労働組合中央会議と協議して、労働人民委員部の發布する特別訓令によつて就職の許可をする。

(六) 賃 金

○ 徒弟制度に関する勧告(勧六〇号)

國際労働條約に、特別年少労働者の賃金に関する規定はないが、徒弟制度に関する勧告中に賃金に少しふれている。それは、徒弟に支給される現金報酬又はその他の報酬がどのように定められるか、又徒弟期間中の報酬の増加率が、どのような率であるかということについては、國で適當な措置を講ずるよう勧告しているのである。

日本——これに対し、わが國の技能者養成規程においては、使用者は満一八才未満の者が技能養成期間中に、出來高拂いその他の請負制を行つてはならないと規定している(技能者養成規程二七條)。この外基準法では、未成年者は独立して賃金を請求することができ、親権者や後見人等が未成年者の賃金を代つて受取るとは禁じられているのである(基準法第五九條)。

アメリカ——特に年少者のみの賃金保護はない。

イギリス——同じくなし。

ソビエツト——具体的に年少者の賃金保護が規定されている。それは、年少者が成年労働者に比べて労働時間が短いので、そのために賃金が減らないように、時間にかかわらず全一日分の賃金が支拂われる。又出来高拂制の作業を許可されている一六才から一八才の年少者には、成年者と同一の出来高評價によつて等級がきめられる。なおその評價された等級に対する賃金に、二時間分の割増しをつけて支拂われる。

(七) 労働時間

○ 工業労働時間條約(條一号)

○ 非工業最低年令條約(條六〇号)

この條約では、工業的企業の労働時間は、原則として、一日八時間・一週四八時間以内と定められている。しかし、この條約にも当時日本は特殊事情を主張して、一五才以上の者は一週五七時間以内、一五才未満は四八時間以内という例外規定が認められていた。

一五才未満の者については、條約六〇号によつて、授業と労働の時間を通算して一日七時間をこえてはならないことを規定し、しかもその中労働時間は、授業日はもちろん、学校の休日であつても、一日二時間をこえてはならないと定めてある。

日本——労働基準法以前は、わが國の特殊事情について例外が認められていたにもかかわらず、労働時間に制限を加える國際労働條約の規定は、中々実行されなかつたのである。しかし基準法では、一五才以上一八才未満は一日八時

間一週四八時間の原則を用い、例外として、或る一日を四時間以内に短縮すれば、他の日を一〇時間まで延長できるとうたつてゐる。時間外労働も、災害や、公務員等の特殊の場合の他は許されていない（基準法第三十二條・三十三條）。一五才未満については、修学時間を通算して一日七時間一週四二時間であり、國際水準なみであるが、労働時間だけの制限はない（基準法第六十條）。

アメリカ——州法によつて異なるが、フロリダ州では、一六才未満の修学兒童が修学時間を通算して、一日八時間以内となつてゐる。ニューヨーク州では、一六才以上は國際水準なみで、一六才未満の者は一週四四時間である。その中修学兒童は一日三時間、一週二三時間以内働ける。業種によつては時間外労働が認められるものもある。例えばホテルや果物包装業等。

イギリス——殆んどアメリカに同じである。

ソビエツト——一六才から一八才の者は一日六時間、それ以下の者は一日四時間以内で、時間外労働は絶対認められない。

（八） 休 憩

○ 非工業最低年令勧告（勸四〇号）

この勧告において一五才未満の兒童に対する休憩の勧告がなされている。具体的ではないが、一日の労働時間の制限は、学校の時間割や年令に應じてすること、又午前の授業前と、午前と午後の授業の間、及び午後の授業の直後に充分に休憩を確保するようにと定めてゐる。

日本——わが國は特別年少者の休憩についての定めはないが、成年者同様、労働時間が六時間以上るときは四五

分、八時間以上の場合は一時間の休憩を要する（基準法第三十四條）。

アメリカ——始業後六時間以内に、少くとも三〇分の食事休憩を與えるよう定めている。ニューヨーク州では工場では一時間、商店会社では四五分となつてゐる。

イギリス——始業後四時間半以内に三〇分休憩を與えること。

ソビエット——規則正しく中断できる作業では、始業後四時間以内に休憩させねばならない。時間は三〇分以上二時間。中断できない作業でも食事の機会は與えること。

（九） 休 日

條約一号によつて、一週一回の休日があらゆる種類の労働者に要求され、なお條約六〇号によつて、一五才未満の年少者は、日曜日と法定の公の休日は労働を禁止するよう規定されている。

日本——わが國においても一週少くとも一回、四週間を通じて四回以上の休日が原則である。なお、一八才未満の者は、公務員を除いて、休日労働は禁止されている（基準法第三十三條・三十五條・六十條）。

アメリカ——週休制である。

イギリス——日曜が休日で、年少者の休日労働は許されない。

ソビエット——すべての労働者に、毎週四二時間以上の継続した休日が與えられる。そのほか祭日と毎年六日の特別休日が設定される。

（十） 年 次 有 給 休 暇

○ 年次有給休暇條約（條五二号）

年少者のみの規定はないが、一年間連続して働いた者には一二労働日を原則とし、勤務期間が多くなるにつれて休暇を多くするよう規定している。

日本——わが労働基準法では、一年間継続して勤務した者で、全労働日の八割以上出勤していれば、六日間を継続又は分割の形で請求できる。技能養成中の年少者は一二日で、勤務期間が一年をこえれば、その期間に従つて最高二〇日まで増すことと規定されている（基準法三十九條・七十二條）。

アメリカ——規定なし。

イギリス——一二ヶ月につき一週間。

ソビエト——五ヶ月半以上続けて勤務すれば、年に一回一ヶ月以上の定期休暇を與えられ、休暇前に平均賃金の前拂いをうける。

（十一）深夜業禁止

○ 工業年少者夜業條約（條六号）

○ 工業年少者夜業改正條約（條九〇号）

深夜業に関しては、第一回の總會では、一八才未満の者が原則として禁止されていたが、日本は例外が認められ、一六才未満の者に適用するという定めであつた。これも最低年令労働時間同様に、日本人は欧米人より発情期的發育について、二年早熟であるとの根拠のもとに主張したものである。

これが一九四八年次のように改正された。先ず原則として、一八才未満の者は午後一〇時から午前七時までの中

の、最少限七時間を含む一二時間の夜間労働を禁止している。一六才未満では、午後一〇時から朝六時までの八時間を含む一二時間とし、日本に對する除外例は認められていない。

日本——この條約を基とし、基準法では、一八才未満の者は午後一〇時から午前五時までの間、一五才未満の者は午後八時から午前五時までの間就業できない。たゞ一六才以上の交替制の男子は除かれ、又交替制の場合は三〇分の余裕が認められる。その他例外として農林・水産業・電話業・保健衛生業等は認められる（基準法六十二條）。

アメリカ——フロリダ州の例をあげれば、一六才以下は午後八時から午前六時三〇分、一六才以上は午後一〇時から午前六時の間夜業を禁じている。一四才から一八才の音楽演劇に働く者は、午後一時まで許される。

イギリス——一六才未満は午後六時から午前七時まで、一六才から一八才の者は午後八時から午前七時、土曜日は午後一時から午前七時までの間就業できない。例外としては、交替制の一六才以上の男子は、午後一〇時から午前六時の間の深夜に週日に使用できる。

ソビエト——一八才未満の者は、すべて絶対に深夜業はさせてならない規定である。

（十二） 危険有害業務就業制限

○ 鉛中毒勧告（勸四号）

○ 白鉛使用禁止條約（條一三号）

一八才未満の兒童については、特別にまとまつた禁止條約はない。たゞ勸告四号によつて、鉛中毒に對する兒童の保護が勧告されている。例えば、亜鉛銹や鉛銹を製鍊する爐作業や、蓄電池の製造、又は修繕における混合・煉合の作業、又はこれらの作業室の掃除等々を禁止している。

更に條約一三号では、白鉛と鉛の硫酸塩を用いたり、これらの顔料を含んでいる他の製品を用いて、工業的なペイント塗の作業をするときは、一八才未満のものの使用を禁ずることを定めている。

以上の二つの規定に対し、わが國の一八才未満の者には、もつと詳しい規定が設けられ、鉛のように衛生上有害な業務はもちろんのこと、重量物制限、安全上危険な仕事、福祉上有害な仕事について就業が禁止されている（基準法第六十三條）。

なお、一五才未満の者については勸告四〇号で、公衆娯樂において軽わざの演技のような仕事や、病院や診療所の傳染のおそれある仕事、又はアルコール飲料の販賣施設でお客を接待する仕事は、禁止するよう勸告している。

日本——わが國でも、一五才未満は特に公衆の娯樂を目的として、曲馬又は軽わざをする仕事や、戸々について道路などで歌謡遊藝等の演技をする仕事や、旅館・料理店・飲食店又は娯樂場での仕事は禁じている（女子年少者労働基準規則十五條）。

アメリカ——フロリダ州では、一八才未満に禁止するものとして、やはり生命・健康・安全又は福祉に危険有害な作業場や作業をあげている。一六才未満の者には、特に安全衛生上の危険有害業務を細かく規定してある外、二一才未満の者すべてに、福祉上有害な賭博場・玉突場・酒類販賣の部屋等の仕事を禁じている。

イギリス——一八才未満の者に、重荷の運搬や安全衛生上危険有害な業務を禁止している。

ソビエット——特に困難で、健康上有害と思われる仕事や地下労働を禁止し、その一覽表と標準表は、全ソ労組中央会議と協議して定められている。

(十二) その他

○ 年少者失業勧告（勸四五号）

これは年少失業者が、失業によつて品性が損われ、又職業上の技能も減することによつて、多くの年少者に悪い影響を與えとともに、國民の將來の發展をおびやかすものであるというので論議され、勧告案となつたのである。内容について一例をあげれば、學校の卒業年令を一五才以上に引下げるとともに、卒業しても適當な職のない者には、見つかるまで引続いて學校に出席させること、或いは年少失業者のために、娯樂施設や社会施設を設置することをすすめる、又は特別授産場や、年令に適した特別公共事業を組織するよう勧告している。

○ 徒弟制度勧告（勸六〇号）

徒弟制度に關して、考慮すべき原則と基準がかかげられている。これによると、徒弟の訓練制度の必要な業種には、徒弟制度を最も有効に実施できるようないろ／＼の措置が必要であると、詳しく勧告している。例えば、使用者が徒弟を採用したり訓練するために必要な技術的資格とか、年少者が徒弟制度へ入門するときの條件や、使用者と徒弟の間の相互的な權利と義務又は徒弟の賃金等。

わが國の技能者養成規程を参照されたい。

○ 職業訓練勧告（勸五七号）

國際労働總会は、第三回の會議で農業技術教育の発達に關する勧告を採択し、又第二三回會議では、建築業の職業教育勧告を採択することによつて、或る程度この問題を取扱つてきた。更に、一九回の年少失業者勧告でも、職

業訓練のための措置を一般化することに寄與してきたが、新たに、この職業訓練勧告によつて、原則や方法の詳しい規定が作られたのである。

内容の二・三を述べれば、義務教育においても、筋肉労働の觀念や、趣味、又は労働を尊重する心を發達させること、又は義務教育から職業訓練に移る前に、兒童の職業的能力を決め、撰択しやすくするため準備工作を利用させること、或いは技術的・職業的知識を發達させる機会を充分に與えることとし、その上技術學校・職業學校はすべて無料としている。実地訓練についても、なるべく實際の企業的環境と同一にし、出來れば作業場で實地にやるることなどを規定している。

又この訓練の結果資格を與えられ、發布される証明書は全國を通じて承認されること等を定めてある。

○ 年少者体格検査（工業）條約（條七七号）

○ 年少者体格検査（非工業）條約（條七八号）

○ 年少者体格検査勧告（勸七九号）

年少労働者の特別体格検査について詳細な規定と、それを補足する勧告が採択されている。

條約の方は、工業と非工業とあるが、大体同じような規定である。この條約によると、兒童及び一八才未満の年少者は、充分な体格検査によつて、その労働に適すると認められなければ使用できない。その体格検査は、國の權限ある機關がみとめた資格のある医師が行つて、診断書又は労働手帳に記入するよう規定されている。

勧告は、二つの体格検査に關する條約を補足して、細かい規定を設けている。

かつて日本が、年少者や女子を低賃金・長時間労働で使用し、ソーシャルダンピングをしていたため、世界中の非難を浴びたことは周知の事実である。

日本の経済が完全に再建復興し、國際經濟の中で發展していくためには、どうしても基準法を完全実施して、昔のようなソーシャルダングをしていないことを、各國に認めさせなければならぬ。その労働基準法、なかなしく年少労働保護法規は、日本の現状にとつて急進的すぎるとの印象を與えているが、今まで列挙してきた簡單な國際水準にてらしても、そうではないことが証明されることと思う。わが労働基準法は、以上述べたほかに労働契約を獨立して行うとか、生理休暇、帰郷旅費等、國際條約にない規定も含んではいないが、大体國際的最低水準なみか少し下廻る規定もあり、先進國に比べればまだまだ差があるといわねばならない。この國際水準なみの基準法を、日本の經濟事情にあわないと批判することは正しいであろうか。一九四九年開かれた國際労働の纖維委員會でも、日本の經濟事情かつてのような低賃金、長時間労働で、年少者や女子の犠牲によつて復活するのは絶対に許さない。各國はこれを嚴重に監視するといふような決議をしている。このように、わが國の年少労働保護は世界各國の注視の的であり、わが國が經濟上發展していくための重大な要素でもある。

なお、一九四九年六月ジュネブで行われた國際労働會議の席上で、司令部のヘブラー労働課長が、日本代表として述べた次のような言葉のなかに、深い意義を認識し、廣く視野を世界に向けて、せめて國際水準なみの年少労働保護法を、積極的に守つていきたいと思う。それは、「日本は労働基準法の実施を通じて、今までの日本とはまるで違つた新しい日本が築かれつつある。労働基準法の実施は、日本の民主化及び日本の經濟の發展のために、欠くべからざるものである。」と述べて、各國代表の歡迎をうけた言葉である。



年少者と労働基準法

目次

一、最低年令	一九
二、年少者の證明書	二五
三、未成年者の労働契約	二四
四、年少者の労働時間及休日	一四七
五、深夜業	一五〇
六、危険有害業務の就業制限	一五二
七、坑内労働の禁止	一五七
八、歸郷旅費	一五八

終戦後、新しいイデオロギーの下に再建を誓つた我が國としては、従来いろいろな弊害を醸していた低賃金、長時間労働に依存し、一部の犠牲において國際貿易場裡に臨むなどは、もつての外のことである。既に三十年も前から國際間の不評を招いていたことでだけでも、それは絶対に許されない立場におかれているのである。

前述の年少労働の發展過程と保護の緊要性の結論は、おのずから現行労働基準法の遵守を必要とするといえよう。それでは、労働基準法はどんな形で年少労働者を保護しているであろうか。法的体系からいえば、労働基準法では、第六章で特に「女子及び年少者」の章を設け、年少労働者には成年労働者よりも更に手厚い保護を加えており、労働基準法に基く労働省令「女子年少者労働基準規則」では更に、細かな規定を設けている。又技能養成については

同じく「技能者養成規程」が、寄宿舎については「事業場附屬寄宿舎規程」があり、これ等を読み合わせると、基準法での年少労働者の保護制度の全貌が把握するわけである。

年少労働者に関する労働基準法の保護規定を大きく分けると、大体四つの要点になる。つまり、第一に最低年令とこれに伴う証明書制度、第二は労働時間、休日、深夜業についての保護、第三は危険有害業務の就業制限、第四は労働契約等についての保護となつてゐるが、以下これらの内容について逐條的に解説することとする。

一、最低年令

法第五十六條 満十五才に満たない兒童は労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の兒童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、兒童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の兒童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない兒童についても同様である。

参照條文 法第八條

女子年少者労働基準規則

第一條

第三條第一項（ ）

第四條

第五條

第八條

(註) 横線のある條文は實質的に失効していて單に形骸を残しているにすぎない。即ち昭和二十五年度からは、新學制の実施に伴い満十四歳以上で満十五歳未満の義務教育修了の兒童は存在しなくなり、事実上このための例外規定を適用する對象がなくなつたことによる(昭和二五、三、二七、婦勞第七号通牒)。従つて以下に出てくる場合もこの点の解説は省略するこ

とした。

労働基準法は、我が國では、はじめての世界的労働條件の水準をきめたものであることは既に述べた通りであるが、この淵源となる憲法は、労働者が人としての生活をすることを保障し、更に「児童を酷使してはならない」ことを謳っている。

子供は、將來の日本を担つて立つ國民であり、中堅労働者となる人たちもいよう。これらの年少者は心身共に發育盛りの時期にあるので、その健康や教育に支障のないように發育の段階に應じた特別の保護を加えることが望ましい。この考え方はどの國にも共通して年少労働保護立法の基盤になつてゐる。従つて、國際労働會議の勸告基準に倣つて最低年令を満十五才とし、原則として、この年令以下の児童の労働を禁止し、満十八才までを保護年令ときめ、これらの年少者には一定の保護を與えることとした。

國際労働水準の項にみるように、米國、英國、ソヴィエツト等の國ではこの最低年令を十六才としている。これは、各國の國民の体力、發育狀況、或いはその國の經濟的事由など廣く考え合わされた上でのことである。

以上のように我國の最低年令は満十五才ときめられたが、これに對しては非工業的労働に使用できる例外を認めた。法第八條には労働基準法の適用を受ける事業場を列挙しているが、このうち、物の製造加工、鋳業、土木建築その他工作物の建設、改造、破壊などの事業、道路、鉄道、船舶などによる旅客又は貨物の運送、船きよ、船舶、停車場又は倉庫における貨物の取扱（第一号から第五号まで）の事業に係らない職業については、一定の行政監督の下に例外的な労働を許可することとした。

即ち、本條第二項の明文にあるように、法第八條の第六号——第十七号に規定された非工業的企業内の仕事で、児童の健康、福祉に有害でなく、且つ、軽労働に属するものについては、行政官廳（労働基準監督署）の許可によつて

修學時間外の労働を認めることにした。女子年少者労働基準規則第十五條は、この場合に許可してはいけな業務として、同規則第十三條に規定する危険有害業務の外、曲馬、軽わざなど四種類の業務をあげ、更にそれ以外の業務でも、兒童の健康、福祉に有害であり又労働が過重であると認めた場合は、許可を與えないことにしている。

なお最低年令に関する例外として満十二才を下廻つて許可を受け得るのは映画、演劇の子役に従事する場合である。これは事業經營の必要性や兒童労働保護の面からみても必ずしも全面的に禁止するほどのことはないと考えられたからである。米國の公正労働基準法でもこの種の業務に就ては兒童労働の禁止規定を適用しないことになつてゐる。

この規定に基ずく許可の手續きについては参照條文として右に掲げた規則の條項の中に詳しい規定があるが、その手續の概略を説明すると、

先ず、働きたいと思う年少者（満十五才未満）は本籍役場から年令証明書を取りよせ、住所地を管轄する労働基準監督署から「就業許可申請書」の用紙を貰い、これに自分の氏名、生年月日、住所などを記入し、次に雇主からは仕事の種類、賃金、労働時間などを、それから学校長の意見を、最後に両親又は後見人の同意をそれぞれ書込んで貰う。以上の記入が終つたら、年令証明書を添えて、両親又は後見人と一緒に監督署に行き、右申請書を提出する。この場合、必しも両親に限らず、片親が一方の親を代理して出頭することも可能である。労働基準監督署長は申請書の内容をみて、本人の心身の状況を直接調査した上で働いてもよいと認定すれば、年令証明書は本人に返し、「使用許可証明書」を使用者に発行すると同時に、本人にもその旨を傳える。この場合両親と同行できないときは手紙で申請書を送るか、或いは一人で申請書を提出してきたときは「臨時使用許可証明書」を発行し、後で本人の働くところを監督官が調べにいつてから普通の証明書にとりかえることになつてゐる。これと反対に、許可を與えない場合は、右申請書類は兒童に返還し、その旨を使用者となるべき者に通知することになつてゐる。

こうして発行された「使用許可証明書」は常にその事業場に備付けておかねばならない。これは監督官が臨検した場合、年少者をその許された業務内容と同一の労働に従事させているか否かの参考となり、これによつてこの年少労働者は常に保護されることとなる。又使用者にとつては、これを備付けていることによつて無意識のうちに法律違反に問われることなく、安心して使うことができることになるのである。但し、一旦許可を受けた後でも、申請書の記載に虚偽又は不正があつたことが発見されたり、児童の就業が、児童の健康、教育、福祉に有害であると認めた場合は、労働基準監督署長は使用者に対し、その使用を一時停止させ又は許可を取消すことができる。この場合、例えばサーカスのように轉々として巡業する業務についての取消は、事業場管轄の監督署長において使用者に一時停止を命じ、発行された住所地の監督署長に連絡して取消を求める措置をとることができる。

以上是個々の年少者が就業する場合であるが、中学在学中の児童が学校の計劃に基ずいて休暇中において集團的に校外において実習する場合も本條の適用がある。本來ならば、学校当局が行う教育活動として行う実習は正課とみなされ、これに対しては労働基準法を真正面から適用することは不適當である。然し、過去の事例において、たまたま実習の名の下に働く児童の災害その他について充分の保護を與え得なかつたのである。従つてこのような実習に対しては、むしろ労働保護の裏付けと相俟つて行われることが、將來労働者となる児童の職業指導としては望ましいことといわなければならない。この場合の許可申請手續については、両親又は後見人と運行し個々に許可をうけることは煩雜であるから、学校長が生徒の委任をうけ一括申請するの便宜を與えることにした（昭和二五、四、五婦給第六七号、文初職第一三八号共同通牒）。

なお、本條違反に対しては一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処することになつており、労働基準法に関する罰則のうち第二位の重い刑罰を以つて臨んでいる。

二、年少者の証明書

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年令を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならぬ。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

参照條文 女子年少者労働基準規則第二條 第九條

保護年令と最低年令に關する規定を嚴格に実施するためには、年令証明書が必要である。

工業労働者最低年令法（大正十二年）第三條では、生年月日や學歷を記載した名簿の備え付けを要求していたが、使用者の作成する名簿では不充分なので、基準法では戸籍事務を掌る者の戸籍証明書の備え付けを必要とした。こゝでいう戸籍証明書は、戸籍謄本又は戸籍抄本である必要はなく、本人の姓名、生年月日、出生地、両親の名前などを記入し、相違ないことを戸籍事務管理者から証明して貰えばよい。この証明は特に無料で行うことになる（法第百十一條参照）。

本條第二項で、満十五才以下の年少労働者について学校長の証明書や両親の同意書を要求しているのは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の適用によつて義務教育は満十五才に達した日の属する学年を以つて終了することになっているので、これらの児童の労働が最も大切な就学に差支えないように確保してやることと、誘拐などの犯罪行為による労働に追いやられることのないよう配慮しているためである。

前條で説明してあるように、事実上の取扱いとしては、監督署備え付けの「就業許可申請書」用紙に各該当欄が設けられているから、別にこのための独立した書類を作成する必要はない。

年令証明書も、使用許可証明書と同様に、事業場に常時備え付けておかねばならない。その根本理由は、保護年令者の保護の裏付けとして使用許可書備付けの場合と同じ使命を持つものである。従つてその年少労働者がやめた場合は本人に返還しなければならない。使用許可証明書は、その発行人である監督署長に返還することとなるが、若し当該年少者が満十五才に達した後も引続き就業しているときは、その備付の使用許可証明書は年令証明書として取扱われる（昭和二四、五、十一、婦勞第一四一号通牒）。

なお、本條の備付義務違反は、五千円以下の罰金に問われる。

三、未成年者の労働契約

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

参照條文 女子年少者労働基準規則第十條

從來、我が國ではよく親と事業主との契約で子供を働かせ、事業主が親の依頼によつて賃金を管理し、親元送金が行われた「女工哀史」の中にもみえているように何年かの間、無形の拘束を受けて奴隸的な労働を余儀なくされた事例が多い。また、子供に対する觀念も子宝とはいつても親の宝であつてその他の所有物と同様の效用を果たす具に使わ

れ、一般社会慣習として美化された親孝行が横行した。昔からあつた徒弟制度、藝娼妓の養子縁組など合法的な親権の濫用は周知のとおりである。このように、子供を収入源として工場その他に質入れするような労働契約を締結するために親権を行使することは、明らかに親権の濫用であるが、従来このような親権の濫用を防止するための労働法規はなかつた。

従つて我が國では、特にその温床をなした封建的家族制度の廃止と共に民主主義的教育の徹底を期するためにも、長くさびついていた絆をたちきるために、特に本條制定の必然性があつたわけである。

民法上、成年者は満二十才にして初めて法律上の行為能力を有し、例外的に、營業に對してのみ未成年者にも成年者と同一の能力あることを許している。本條によつて、年少者は労働契約の締結についてのみ、民法上の例外を認めたと解する向もあるが、労働契約の締結に関して、年少者を成年者と同一の能力者とみるだけでは、親権の正当な行使による保護までも排除することとなり、本人のためには却つて保護にならない場合もあり得る。問題は親権の濫用を防止するにある。労働契約の締結は財産に関する法律行為の一と解釈されるので、民法上、未成年の子の財産に関する法律行為の代理権を認めているように、労働契約の締結に代行権を認めるとすれば、前述したような質入的労働契約締結の契機を助成する弊害がないとはいえない。従つて親権者は未成年者に代つて労働契約をすることを禁止したのである。この「代つて労働契約を締結してはならない」というのは、法定代理人としても又委任代理人としても締結してはならないという意味であるから、未成年者自身が契約締結の当事者となり、親権者は單にこれに同意を与えるに過ぎないこととなる。後見人についても同様である。

本條第一項は、このように親権の濫用から年少労働者を保護するために設けられた規定であるが、親の經濟的地位の向上をはかり、家族全体が人たるに値する生活を保障されない限り、このような法律的措施だけでは、問題の本質

的解決とはならないことは、改めて強調するまでもないであろう。この例証としては近時、東北地方に端を發した兒童の人身賣買事件によつて明かである（後述參照）。

第二項では、労働關係が成立した後、その労働契約が未成年労働者に不利であると認めるときは、法定代理人又は監督機關が將來に向つて労働契約を解除することができるゝと規定した。

民法第八二三條第二項によれば、營業を許された未成年者がその營業に堪えない事跡がある場合は、親権者はその許可を取消することができるとしているが、本條では、必ずしも未成年労働者がその労働に堪えないという事跡あることを必要とせず、ただその労働契約が未成年者にとつて不利だと認められる事実さえあれば、契約が解除できることにした。このように解除の原因を緩やかにした方が労働保護のためには適切であると考えられたからである。また、契約の解除は、民法上の解除権行使の効果のように、現狀回復義務を伴うものではなく、單に將來に向つて労働契約の效力を失わせることにした。これは、労働契約の性質上現狀に戻すことは妥當でないので、法律關係の安定を図るために必要なことである。

なお、この解除権を法定代理人に限らず、所轄の労働基準監督署長にも認めたのは、むしろ行政機關にこのような権限を行使させる方が、より適切だという点にある。兒童福祉法でも兒童の福祉保全のために、行政機關の関與を同様に認めている。

いうまでもなく、右による場合とは別に、本人自ら労働契約の解除をすることは何等差支えないのである。なお、本條違反は前條と同じく五千円の罰金に問われる。

第五十九條 未成年者は、獨立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受

け取つてはならない。

参照條文 法第十八條

法第二四條

民法第八二四條

前條で説明してあるように、子に代つてなされる親権者の労働契約は、結果的には賃金の親元送金を招き、事業主側の強制貯金を慾まゝにした。労働基準法では強制貯金の禁止と賃金の直接拂いの規定を設けているが（第一八條、第二四條）、未成年者の労働賃金の代理受領は民法上認められているところから、この弊害を完全に除去するためには使用者に対する義務規定だけでは不十分である、前條と兩々相俟つて、賃金の代理受領をも禁止する必要があるので本條が設けられたのである。即ち民法第八二四條に対する特別規定として賃金に対する年少者の独立請求権を認めただけである。

従つて、親元送金が行われた場合は、使用者が法第二四條違反に問われ、親権者又は後見人は本條違反に問われることとなる。終戦後、この規定の適用によつて、子供が濫費するようになつたり、親不孝を助長する契機になるものであるとの非難が一部にはないが、この規定自体は年少労働者自身の自由意思に基ずく親元送金を決して否定しているわけではなく、本人の自由意思を尊重し、骨肉の至情に基ずく眞の親孝行を助長することに狙いがあるといつてよい。なお、本條違反も前條と同じで、五千円の罰金に問われることになつてゐる。

四、年少者の労働時間及び休日

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。
第五十六條 第二項の規定によつて使用する兒童については、第三十二條第一項の労働時間は、修学時間を通算

して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、満十五才以上（第五十六條第一項但書に規定する満十四才以上を含む。）で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

（参照条文） 法第四一條 施行規則第三四條

法第三十二條に定められている一般労働者に対する八時間労働制は、労働者の文化的生活保持のために原則としてきめられた制度である。従つて成年労働者にはこの原則の特例もあり、その融通性にはかなり巾がある。

然し、健全な發育を助長しなければならない年少労働者に対しては、彼等の健康保持のための考慮が必要である。そこで、本條第一項で保護年令の者には、厳格な八時間制を採用し、四週間を通じた平均八時間制（第三二條第二項）、労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定に基づく時間外労働及び休日労働（第三六條）、非工業的企業、例えば旅客、貨物の運送業務や物品販賣、金融、保険事業、興行、電信電話、研究調査、看護、接客業等の例外規定（第四十條）は全く適用されることがないようにし、ただ、非常災害の場合の時間外労働や原始産業その他特定の職業に従事する者についてのみ、時間の延長を認めるか又は制限しないことにしてある。但し、このような厳格な八時間制では現実の必要に即應しない場合も予想されるので、第三項で一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮するときは、一週四十八時間の枠内で他の日の労働時間を十時間まで延長することができることにした。例えば、土曜を半休制にして他の日は八時間制をとっている事業場では、土曜以外の四日間は続けて九時間の労働ができることになる。ここにいう「他の日」は他の一日を意味するものではないからである。そして、この規定による労働

時間の延長は法第三十二條第二項のように、必ずしも就業規則その他による定めをしておく必要はないのであるが、延長の最大限は一日十時間までとし、又、たとえ一週間四十八時間の枠内であつても、特定の日に八時間を超えて労働するときは、一週のうち一日は必ず四時間以内に短縮しなければならぬのである。ともあれ、本條の解釈に當つては、常に、一週間の枠を基準にして考えればよい。例えば、週休制の例外規定である法第三十五條第二項は本條により排除されていないため、年少労働者にも適用されることになるので、四週間を通じ四日以上休日と與えればよいことになるが、八時間制をとるところでは、同一週間（日曜から土曜まで）中の休日の変更はできても、他の週に亘つて休日を変更することは出来ない。但し、一日七時間制又はそれ以下のように、一週を通算しても四十八時間にならないところでは、四十八時間に達するまでの時間について週休制の例外が認められるわけである（昭和二五、五、二六基收一四三九号通牒）。

最低年令以下の年少労働者については、第五十六條第二項の規定によつて、修学時間外に使用することが許可の要件とされているのは、前述したとおりである。然し、修学時間外なら何時間でもよいことになれば却つて過重な負担をかけることになる。従つて、十五才未満の者については、修学時間を通算して一日七時間、一週間四十二時間とした。そして、この場合は、保護年令者に許されているような土曜半休を代償とする例外的な時間延長も認めず、より一層厳格な七時間労働制をとつてゐる。

十五才未満の者は大体中学校在学中ということになるが、一日の授業時間は凡そ六時間に分けられている。とすれば、一時間の労働しか許されないことになる訳である。この使用許可を受けて働いている者の業種をみると、その九〇％は新聞配達で、次は映画演劇の子役となつてゐる。新聞配達の所要時間は大体二時間位の実情にある。従つて、学校における授業時間以外の休憩時間は、この労働時間に通算する必要がないと解釈されている（昭和二三、十一、

二基收一二七六号通牒)。

また、新聞配達は断続労働と認められていない(昭和二三、四、九、基発第五七五号通牒)から、断続労働としての労働時間、休憩、休日に関する適用除外の許可は與えられないので、右の解釈によつて合法的に就業できるわけである。また、働く修学児童の休日の振替については、使用者が本條第二項の範囲内で別に修学日に第三十五條の休日と與えておればその児童を修学時間のない日(通常日曜日)に労働させることは差支えない(昭和二三、七、一五、基收一七九九号通牒)。

なお、本條の違反は六月以下の懲役又は五千円以下の罰金を科せられるが、本條第三項の運営によらない、年少者労働者の時間外労働の違反は、第三十二條違反として取上げられる。但し、その責は同一罰則規定によるものである。

五、深夜業

第六十二條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満た

いた者については、この限りではない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

参照條文　法第四一條　施行規則第三四條　女子年少者労働基準規則第十一條

女子や年少者の夜間労働は特にその健康や福祉に有害であるばかりでなく、社会的にも悪い影響を及ぼすということとは、既に証的に明かにされてきたところである。國際労働會議では第一回の會議で、夜間における婦人使用に関する條約案と工業に使用される年少者の夜業に関する條約案を採択したこともその重要な意義をもつことが判らう。原則として、年少労働者は、午後十時から午前五時までの深夜業に従事させてはならない。交替制をとる場合に限つて満十六才の男子にのみ例外を認めることにした。又地域的な事情を勘案して、——例えば北海道、東北地方の冬期などの時刻を考慮して——一時間のずれを認め、行政官廳の許可の下に例外的時刻を三十分ずつ延長を認めるだけに止めている。

ここに交替制というのは、一労働者の労働時間が交替する制度である。いわば、前番、後番又は晝勤夜勤などの勤務が一定期間毎に変更される勤務制のことである。

以上の一般的例外の外に、第四項で非常の場合と特別の事業にだけ例外を規定している。

非常の場合とは、災害、緊急、不可抗力その他客觀的に避けることのできない場合であるから回帰性のないものであることを條件として特例が認められ、又年少労働者にも農林業、水産業、畜産業等の原始産業、病院、電話交換などについては深夜業が許されている。但し、最低年令以下の児童については、法第五十六條第二項にいう児童の健康

及び福祉に反することになるから、この面から許可されないことになる。

映画演劇に従事する最低年令以下の子役の深夜業については特別規定なく、保護年令の年少者と同じ範疇におかれているから、午後十時から午前五時までの時間を禁止されていることになる。この場合、文理からいえば、満十二才以上の子役は午後八時までしか使用できないのに、満十二才以下の子役は午後十時まで使用できるとれる。然し、満十二才未満の子供に午後十時までの労働を認めているのは、論理上満十二才以上の子役が午後十時まで認められていることを前提としているものであるというまでもない。

なお、本條違反は六ヶ月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処せられ、前條及び次の第六十三條違反と同様に取扱われている。

六、危険有害業務の就業制限

第六十三條 使用者は満十八才に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス、若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用すること

ができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

参照條文 法第四九條 法第七十條 女子年少者労働基準規則第十二條 第十三條 第十五條

前條において説明したように、年少労働者は発育の過程にあるため、身体的、精神的未熟からくる災害が多い。これは、過去の災害統計資料の等しく実証しているところである。年少者の注意力や判断力の不足などからくる災害は、本人自身ばかりでなく、他の成人労働者の災害を惹起する原因ともなるので、むしろ危険有害な業務に就かせないことが、安全とこれに伴う生産能率をたかめる効果があるといふことができる。

従つて、工場法以來のこの考え方を踏襲し、一般労働者に対する危険業務や特殊業務への就業制限の強化と対応し、更に年少者には女子と共に重量物の運搬を加えて、強力な制限をすることにした。即ち重量物については、年令別、男女別、断続、継続作業別に、それぞれ重量の限度をきめ、安全の見地から、汽罐のかまたき、起重機運搬、危険な機械の取扱ひ、爆発性、発火性の物の取扱ひなど四十一種の仕事を、衛生的見地からは、水銀、砒素など有害な薬品の取扱ひ、著しい高温、低温の仕事等十種類を、更に福祉の立場から酒類の醸造、屠殺など五種類の仕事を禁止している。

継続、断続労働の別は手持時間と作業時間の折半程度を標準としてきめられるので（昭和二三、四、五基卒第五三、五号通牒）、重量物を取扱う業務のうち継続、断続作業の別は勤務時間中の重量物を取扱う作業時間とそれ以外の作業時間の多寡を標準にして決められるものである（昭和二五、二、婦勞第二五号通牒）。

概括的に説明したとおり、禁止業務は女子年少者労働基準規則第十三條に五十六号に亘る業務を詳細に列举しているので、ここでは特に参考のためこの規定を左に掲げることとしその一つ一つについて解説することは避けるが、な

お、同規則第十五條には、最低年令以下の兒童の使用許可は、次に掲げる業務について與えてはいけなと規定してゐる。

- 一、公衆の娛樂を目的として曲馬又は輕わざを行う業務
- 二、戸々について又は道路その他これに準ずる場所、歌謡遊藝その他の演技を行う業務
- 三、旅館、料理店、飲食店又は娛樂場における業務
- 四、エレベータ運轉の業務
- 五、労働基準監督署長が兒童の生命、健康若しくは有害であると認めた業務

第十三條 満十八才に滿たない者を就かせてはならない業務の範圍は、次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン溶接裝置の作業主任者の業務
- 六 映写機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 圧縮ガス又は液化ガス製造裝置の作業主任者の業務
- 九 危險物の取扱主任者の業務
- 十 巻揚能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務

- 十一 溶鉱炉、金屬熔解炉又は電氣炉の作業主任者の業務
- 十二 金屬の熱間圧延の作業主任者の業務

十三 三十馬力以上の原動機による制限圧力ニキログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務

十四 乾燥室の作業主任者の業務

十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター運轉の業務

十六 動力による軌條運轉機關並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務

十七 動力による巻上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く）、運搬機又は索道運轉の業務

十八 高压（特別高压を含む）電線路及びこれに属する電氣機械及び器具の取扱の業務

十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導裝置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二十 天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務

二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼器の點火の業務

二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務

二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務

二十四 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く）又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務

二十五 動力によつて運轉する圧機の金型若しくは切斷機の刃部の調整又は掃除の業務

二十六 操車場構内における軌道車輛の入換運轉、連結又は解放の業務

二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四〇〇メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の業務

二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓縮機又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務

二十九 動力による打拔機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務

三十一 木工用かな機、單軸面取機を用いる業務

三十二 岩石鉋物の破碎機に材料を送給する業務

三十三 火藥、爆藥、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイ

ト若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務

三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務

三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二

硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務

三十六 圧縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

三十七 水銀、砒素、黄りん、砒化水素酸、塩酸、硝酸、苛性アルカリ、石炭酸其の他これに準ずる有害なものを取扱う業務

三十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、砒素、塩素、毒酸、アニリン其の他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを發散する場所における業務

三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務

四十一 丸太足場の組立又は解体の業務、但し、地上における補助作業を除く

四十二 直径三十五センチメートル以上の伐木の業務

四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務

四十四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五 ラジウム放射線、エックス線其の他の有害放射線に曝される業務

四十六 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

四十八 異常気圧下における業務

四十九 さく岩機、鋸打機等の使用によつて身体に著しい振動を與える業務

五十 ボイラー製造等福列な騒音を發する場所における業務

五十一 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務、但し、保健婦等障礙婦助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く

五十二 酒類醸造の業務

五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務

五十四 監獄又は精神病院における業務

五十五 酒席に侍する業務

五十六 特殊の遊興的接客業における業務、但し、昭和二十四年三月末日までは満十六歳以上の者を除く

五十七 前記各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務

本條の例外的取扱いとしては、技能者養成規程の中に一部緩和されていることに留意する必要がある。

なお、本條違反は前條と同じ責に問われるが、最低年令の規定違反が同時に年少者の虐待に亘るときは、児童福祉法の最高刑罰十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に該当する（児童福祉法第六十條、第六十四條）。

七、坑内労働の禁止

第六十四條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。

地下労働が女子及び年少者の健康にとつて特別の有害業務であることは廣く認められているところである。我が國では、昭和三年に鉱夫労務扶助規則の一部を改正し、女子及び年少者の坑内労働を五ヶ年の猶予期間を設けて禁止したが、戦時中には特例でこの制限が停止され、終戦後再び連合軍当局の指示により昭和二十二年三月から全面的に、女子及び年少者の坑内労働は禁止されることになったのである。女子、年少者の坑内労働禁止による石炭その他重要鉱物の生産の影響や配置轉換の問題など困難が事情が附随したのであるが、この問題は事の緊要性に鑑み、終戦後の

労働保護問題として最初にとり上げられたわけである。そして本法施行後一ケ年間（昭和二十三年八月末まで）の猶予期間を経て、全面的に実施されている。

なお、本條違反は、第五十六條違反と同じく、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金を以つて臨み、基準法上第二位の重い刑を課せられることになつてゐる。

八、帰郷旅費

第六十八條 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りではない。

参照條文 法第十五條 女子年少者労働基準規則第十七條

法第十五條は、一般労働者に対して、労働契約の締結の際提示された労働條件が事実と相違する場合、労働者側から契約の即時解除ができることとし、この場合、就業ため住居を変更した労働者は、契約解除の日から十四日以内に帰郷するときは、使用者において、必要な帰郷旅費を負担すべきことを定めている。

女子、年少者の場合は、右の如く契約違反に対する損害賠償責任の一部として要求しているのではなく、解雇された女子及び年少者が困惑の末、路頭に迷い、思わぬ境遇に身を沈めたり、誘拐されることを防止するがために設けられた保護規定である。これは、「女工哀史」などにも書かれている事例があり、工場法時代から採用されてきた特別の保護立法例である。出来得れば、「退職の日から」と定められた方が、より保護の徹底を期し得ることになつたであらう。

うが、他面本人の我儘で退職する場合とのけじめもつかない上に、移動率の極めて高い女子及び年少者の退職者総てに帰郷旅費を負担させることは、使用者に酷なことにもなるとの理由から、工場法当時と同様「解雇」の場合であること、十四日以内に帰郷することを条件として支給の責を負わせることにした。但し、「女子年少者の責に帰すべき事由」については使用者の一方的認定に任せず、法第二十條の解雇予告の場合と同じく、労働基準監督署の認定に俟たなければならないとし、その公正な運用を期している。

帰郷の意義については、本籍、前住所の如何に拘らず、当該年少者が實際的に生活の本拠とする場所であり、父母その他の保護をうける場合はその者の居住所と解される。

必要な旅費の範囲とは、車馬賃及び日当を含むものであるが、必ずしも金銭によらずとも切符や弁当などの現物で支給しても差支えない。荷物の送還費などについても、就業のため必要であつたと認められるものの範囲においては、負担する必要があるものと解されている。

その他の法令における年少者に関する規定



(一) 職業安定法における年少者に関する規定について

(一)

新憲法は「侵すことのできない永久の権利」として國民の基本的人權を掲げており、勞働に対しても勞働の民主化を期し、その第二十二條には「何人も公共の福祉に反しない限り……職業選擇の自由を有する」とし、同じく二十七條には「すべての國民は勤勞の權利を有し義務を負ふ」と規定している。

職業安定法はこの新しい憲法の趣旨にそつて制定されたのは論ずるまでもなく、同法は飽くまでも個人の自由意志を尊重しつゝ、その有する能力に適當な職業に就く機会を與えて、その職業安定を図ると同時に、動員、徵用等の手段を排除し、國家にとつて重要な産業に必要な勞働力の充實を図り、以て經濟の興隆に寄與しようとする二大方針を宣明しているのである。

従つて、同法における年少者に関する規定もその埒外にあるものではない。同法の特質は職業紹介以外にも職業指導及び職業輔導に関する規定を設け、適職選擇並びに技能習得による就職の便宜を計ることを目的としており、勞働基準法が主として就職後の勞働保護を目的としているのとは對比する。以下職業安定法における年少者に関する條項に

ついで簡述することとする。

(一)

先ず職業安定法総則には「何人も……職業紹介、職業補導等について差別的取扱をうけることがない……」(第三條)とあつて、この法律が、年少者に対しても平等取扱をしていることは明らかであり、また政府の行う業務の條項(六)には「個人、團體、學校又は關係行政廳の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること」(第四條)とあり、協力者として學校を挙げていることは年少者との關係を表現するものである。

(二)

同法第二章、職業指導においては年少者に関する多くの規定がなされており、同條項に関する施行規則には明確に年少者の職業指導の重要性を説き、年少者の適職斡旋に努めるべきことを明文文化してある。その一斑を示せば次の如くである。

すなわち「公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者、その他職業について特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行はなければならない」(法二十二條)

右の規定を受けて施行規則には次の規定がある。

3、公共職業安定所は、職業指導の円滑な發展を図るため、學校教職員を代表する者、雇用主を代表する者(中略)を以て職業指導協議会を設け、次に掲げる事項について意見を聞かなければならない。

一、適職選擇の指導方法に関する事項

二、就職時の援助及就職後の補導に関する事項

三、其他職業指導及び學生又は生徒の職業紹介に関する事項

7、職業安定局長は、年少者に対し特別の職業指導を行ふ必要がある場合においては、公共職業安定所を指定し、年少者に対する特別の職業指導に関する事項を専掌する部門を設置することができる。

8、公共職業安定所は、年少者の就職について教育及社会福祉関係機関と協力しなければならない。

「公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し、学校の行う職業指導に協力しなければならない」（法第二十五条）

（四）

第四節「学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介」の條項には、学校の学生及び生徒、又は卒業生の職業紹介の円滑化を目途として、彼等のアルバイトの援助と適職選擇の助言の規定を設けると同時に、必要に應じては彼等の就職をより円滑化するために、公共職業安定所の業務の一部をも学校に担当せしめる規定さへ設けているのである。すなわち、

「公共職業安定所長は、学校教育法の第一條の規定による学校の学生若しくは生徒（中略）の職業紹介を円滑に行うため必要があるとき、学校の長の同意を得て、又学校の長の要請によりその学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる」（下略）（法二十五條の二）

更に、中学校修了生は、未だ年少で特別の配慮をする必要があるもので、公共職業安定所においては、一般求職者と區別して一定期間、特別な処置を採っているが、第三章職業紹介の條項中「学校の行う無料紹介事業」において次の規定を設け、彼等の就職についての從來の格を重ぬないよう保護を考慮している。

即ち、

「学校教育法第一條の規定による（中略）大学及高等学校以外の学校の長が、その学校を卒業した者について行う

職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六ヶ月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者をその住所又は、居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。（下略）」（法第三十三の二）

（五）

第二章中職業補導においては年少者が学校教育以外の技術を習得することにより、就職の機会の増大を計つて、次の如く規定している。

「職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて必要な職業科目について行はなければならない（中略）この法律の職業補導には学校教育法に基いて行はれる一般職業教育を含まない、労働大臣は職業補導の計画を樹立するに當つては、関係教育行政の協力を得て学校の施設の最も有効な活動を図ると共に、学校における職業教育との重複を避けなければならない」（下略）（法二十六條）

「都道府県知事は、学校の施設が職業補導を行うに適當であると認める場合には、その学校の長の同意を得て、その施設において学校を卒業し、新たに職業に就こうとするものに対し職業補導を行うことができる」（規則十八條）

「労働大臣は（中略）職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを經營せしめるものとする（下略）（法二十七條）

職業補導事業は、目下、各種学校として取扱われ、都道府県の經營として、全國約三五〇ヶ所の數と、種目五十有餘種の公共職業補導所として、運營せられ、多くの年少者の技能習得に成果を収めている。

(11) 児童福祉法における年少労働者に関する規定について

(1)

由來、わが國における児童福祉に関する法律は、所謂「児童保護」の域を脱せず、例えば「児童虐待防止法（昭八、四）」とか少年救護法（昭八、五）或いは少年法（大一一、四）の如く、主として要保護児童に関する法律であつたのである。

然るに敗戦後の社会的混乱は誠に甚しいものがあつたので、政府は「浮浪兒その他児童保護等の應急措置（昭二一、四、一五）」又は「主要地方浮浪兒等保護要綱」（昭二一、九、一九）其他の一連の應急的施策を実施せざるを得ざるに至り、こゝに漸く、社会事業家の年來提唱し來つた。児童に関する総合的な、しかも積極性を有する福祉法の制定の氣運を醸生したのである。すなわち、中央社会事業委員會の答申を口火として、所謂「児童保護」は「児童福祉」へと急轉回し、こゝに始めて一般児童の保護を中心とする児童福祉の基本法即ち「児童福祉法」は昭和二十二年十二月十二日を期して呱呱の声を聞くに至つたのであつた。

児童福祉法総則の規定こそ児童福祉の黎明であらねばならない。

「すべての國民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるやうに努めなければならない。すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」（法第一條）

「國及地方公共團體は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負ふ」（法第二條）

「前二條に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべての児童に関する法令の施行にあつて常に尊重されなければならない」（法第三條）

(11)

この法律における児童とは、その定義の中にあるように、乳児、幼児、少年に分れ、その中、少年については、小學校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者と規定している（法第四條）。従つて、年少労働者の保護も自ら、この法の中に含まれるのである。

(12)

年少労働に対する規定としては、第二章、福祉の措置及び保障の項において、

「何人も左の各号に掲げる行爲をしてはならない」（法第三十四條）と冒頭に、九項目をあげて禁止條項を規定している。

一 不具奇形の児童を公衆の觀覽に供する行爲

二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行爲

三 公衆の娛樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行爲

四 満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊藝その他の演技を業務としてさせる行爲

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行爲を業務としてさせる行爲

六 児童に淫行をさせる行爲

七 前各号に掲げる行爲をする處のある者その他児童に対し、刑罰法令に觸れる行爲をなす處のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行爲及び当該引渡し行爲のなされる處があるで情を知つて、他人に児童を引き渡す行爲

八 成人及び児童のための正当な職業紹介機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつ旋する行爲

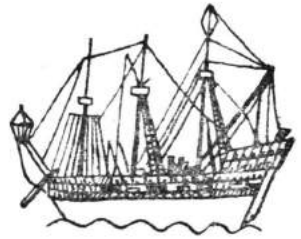
九 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか、又は家庭裁判所、都道府縣知事又は児童相談所の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を與える行爲をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行爲

以上の條項に違反した者に対しては、罰則として十年以下の懲役又は三万円以下の罰金が課せられることとなつてゐる。

(四)

児童福祉法では、その基本的児童福祉を有効ならしめるために、児童福祉審議会、児童福祉司及び児童委員の制度を設け、加うるに児童相談所の設置を規定して居り、その実績は、短時日にも拘わらず、児童に関するあらゆる面において著しく改善され、次代の希望の保護を促進しつゝあるのである。

第三部 年少労働の諸問題



年少労働者の職業指導と雇用

目次

はしがき	一六	四 職業指導の方法	一七
一 職業指導とは	一七	① 就職前の指導	一七
二 どうして年少労働者に職業指導が必要か	一七	② 就職時の指導	一七
三 職業指導の現状	一七	③ 就職後の指導	一七
		五 今後の職業指導	一八
		六 年少労働者の雇用問題	一八

はしがき

現代の社会は私達の生活を支えてくれる多くの人々の働きによつて成り立つてゐる。即ち昔私達の先祖がしたように、一人で畑もつくり、衣服もつくり、住居もつくるような事をしないで、或る人は田を耕し、或る人はそれを精米し、或る人はそれを運び、或る人はそれを賣り、或る人はそれを買い求めて食べる等、仕事が多業化され、人々は各々その中の一部分を受もつて働いている。これは生産に直接間接に関係する多くの職業があり、これに携わつてゐる

多くの労働者によつて現代の社会が成り立つてゐることを意味する。そこで職業につく人々に、その能力に應じた職につく機会を與え、労働力を最大に發揮させ、人と職業とを最も合理的に結合させる事によつて、各人に幸福な生活を與え、同時に生産力を高めてゆくのは、社会發展のための一つの重要な要素である。その目的を果す手段の一つとして職業指導が行われるようになった。

職業指導とは

實際に職業指導として行われたのは比較的最近であるが、その思想はギリシヤ時代のプラトンの言葉にも現れてゐる。即ち「人は何時最もよく成功するか。努力を多くの職業に分けた時か、或はたゞ一つに注いだ時か。如何なる人も同様には生れない。各個人の生れつきもつてゐる性能は違つてゐる。或る者は或る仕事に適し、他の者は又他の仕事に適し、各人が或る天與の職業に従事する時に其の質もよく、量も多く、且つ容易に出来る」と云う言葉があり、職業に対する適性、適職の考え方が既に含まれてゐる註(一)。その後欧米において多くの意見が出されたが、組織的な職業指導は一九〇一年フランク・パーソンスがボストン市民相談所を設けた時から始つた。一九〇八年にはシヨウ女史が市民相談所の組織を拡張し、職業相談所と改め、青少年の職業指導並に紹介を始めた。この初期の職業指導の考え方は、現在の職業指導の意義と深い関連があるので、パーソンスの挙げた職業相談所の目的使命を要約すると次の如くである。

(1) 青年が指導、訓育を受けず学校から職業に移る場合の時間、労力の無駄の原因を研究し、これをなくする爲に助力する。

(2) 青年が最も適した生涯の職業を選ぶための指導を補助する。

(3) 学校と職業との協力により、より一層社会に貢献させる。

(4) 職業の教育的及び能率的要件と、將來の発達の状態を研究して職業分析を完成する。

(5) 職業指導をするための設備、職業指導をする有資格者の養成訓練をする。

(6) 職業に関する一切の解決指導を行う相談所でないといけない。 註(二)

このように、初期の職業指導において既にその根本的な考え方が示されているが、時代の移り変りと共に進展し、各方面で種々の説が出され、現在わが國の職業安定法の中では職業指導を次のように規定している。即ち「職業に就こうとする者に対し、その者に適當な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適應性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うこと」とある。その他の方面でも、「個人が職業を選び、準備をし、就職して、その職業に適應、向上するのを助ける過程である」と云う様な意見が多く、前記の法律も含めて、職業指導をこの様な意味に解釈してよいであろう、更に注意しなければならないのは、職業指導が個人の生活指導であり、継続的に長期間にわたつて行わなければならないものである事と、あくまでも援助であるから個人の意志を尊重する事を忘れてはならない。(但しこゝでいう個人は、社会から独立した個人ではなく、社会との関連性においてとらえねばならない。

註(一) 職業指導講演集 大日本職業指導協会 1962

註(二) Choosing a Vocation 1908 永松 聖

二、どうして年少労働者に職業指導が必要か

どうして年少労働者に職業指導が特に必要なのか考えてみよう。

現在働いている労働者の中には多くの年少労働者がいて、社会のために大きな役割を果たしている。けれどもこれらの年少労働者が伸び／＼と働き、健全な成長を遂げているかと云うと、多くの問題がある。現在は法律によつて保護され、手工業時代の徒弟制度の頃のように虐待されている年少労働者は少いが、近代の産業の進歩は他の面で年少労働者に良くない影響を與えている。それは、機械化が進み、作業が分割され合理化され、人間の機械化、機械への隷属化が行われている事である。例えば、今まで手工業的な流れ作業であつたのが、機械製品を他の機械にかける間を手工業的な作業で補つて行く様な場合には、そこで働く労働者は一分の休みもなく機械で搬ばれた製品を処理して次の機械に廻さなければならぬ、そのために瞬時も席を立てないし、休む暇もない。そして機械速度がこの労働者の作業速度に最も適したものならよいが、それ以上であるなら、その作業が連続するときは無理が重なり、心身に障礙を起し、殊に年少労働者の場合は成長を阻害される。

又創造性をもつた優秀な年少労働者が單調な筋肉作業に就業した場合とか、能力がないのに複雑な作業に就業した場合等、年少労働者は勤労意欲を失ひ、生涯の目標を誤り、不良化したり、災害を受けたりして心身に傷手を受ける場合が多い。そこで年少労働者の特殊性からみて前記の様な誤りをくり返さないため、多くの面から年少労働者に職業指導が特に必要である理由を挙げてみよう。

① 年少労働者の心身保護の立場から

年少者の特殊性について簡単にふれてみると、年少者は心身が未発達であると同時に、それが成長の過程にある。即ち年少者は成人に較べてみると、身長、体重、胸囲、その他について劣つている計りでなく、色々な身体の動き、複雑な機械の運轉、細かい作業、危険物を避けたりする機敏な動作等々に就ても劣つている。又精神の方面では知能、記憶力、推理力等々あらゆる精神の働きが劣つて居り、又同時にそれらが急激に発達する時期であるので、激しい動

搖性、不安定性を備えている。そのために最も理想的に考えれば、このような年少者の心身の特性に対して好ましくない要素を濃厚に含んでいる労働の環境よりも成長に好ましい教育的環境に置くことが望ましいが、現在の社会経済状態では望めないで、労働者となつた年少者を出来る限り保護する必要がある。又職業が年少労働者に與える影響を、労働科学的研究の結果により調べてみると、繊維工業に働いている女子労働者と、学校に在学している同じ年令の女子の身体發育状態の比較では、身長は十二才で兩者殆んど同じだが、それ以上年令が増加するに従つて、一年間の發育量は学生の方が大となり、しかも女子労働者の方が幾分早く發育を停止する。(註(一))

また、成熟後満十八才以上で始めて工場労働に従事した者と、満十四才以下で就職した者との身体發育を比較して身長、胸囲、その他すべて成熟後の就職者が優つていることが明らかにされている。(註(二))

同様に、精神的能力の發達に関する調査によると、在學者は十二才以後急速に伸び、男子は十八才、女子は十七才頃まで發達するが、工場労働者は十二才以後殆んど發達していない。(註(三))

疾病の調査によると、結核では十四・五才から二十才までの労働者が非常に多く、災害を受けた件数は年少労働者、殊に低年の労働者程多い。(註(四))

この様に年少労働者は心身の發達を阻害されるので、年少労働者を適した処に配置し、更に成長を伸せるように保護育成しなければならぬ。

② 年少労働者の將來性を伸すという立場から

一九四七年春のアメリカにおける調査によると、ある州では一四―一五才では五五%、一六―一七才では六五%、一八―一九才では八十%の人々が夫々働いているが、年令の少い者程將來性の乏しい職につき、しかも多くは悪い條件の労働に従事している。そしてこの調査では職業的能力は、長い教育と養成とを経た者程高いと結論している。(註(五))

この様に年少労働者は將來性の乏しい職業につけられ、適應性を伸すための教育、養成の機会を失ひ、將來の生活について暗い氣持にさせられる事が多い。そこで前に記したような特殊性をもつた年少労働者を、彼らに最も適した將來性のある職業につけ、立派な勤勞意欲と態度をもたせるように指導することによつて、彼らの生涯に明るい希望と向上心を植へつけることが出来るであらう。

③ 經濟的な立場から

年少労働者は現在日本の産業に大きな地位を占めてゐると共に、現在は未完成だが將來熟練した優秀な労働者として生産に寄與し、社會を進化發展させる大きな役割をもつものである。その爲に職業指導は國家經濟の見地からも必要であらう。

以上年少労働者に特に職業指導が必要である理由を三つの立場から挙げてみたが、これらの三つは個々別々のものではなく相互に関連のあるもので、要するにこれらの理由の綜合として職業指導の必要が考えられねばならない。

註(一) 勞務輔導、伊藤 博、村中兼松 1942
註(二) 同

註(三) 年少労働者の教育と訓練、労働省婦人少年局 1950

註(四) 労働の科学 1949, 11.

註(五) 同

三、職業指導の現状

最も組織的に職業指導を行つてゐるのは職業安定所であり、学校、工場等では個別的に行つてゐるところもあるが、行われて居ないところが多いと思われる。職業安定所並びに学校では、職業安定法により職業指導の義務を負う

ので、専門の係員により次の様な指導を行つてゐる。即ち次の年度に卒業する新制中学、新制高校の就職希望者に対して職業講話——職業に就く心構え、住宅、賃金の問題、産業の将来性、適應性等についての講話——を行い、適性検査を施し、個人の希望を考慮して、十二月に全國的な需給調整會議をもち、各縣にわりふり、最も適した職業に就ける。就職後は文書質問、訪問等により職業に対する適應性を伸す様に指導する。学校における指導は、職業科の時間に職業に就ての知識を與えたり、工業等の専門学校では若干実習を行つて居るところもあるが、各学校によつて差が激しくあまり活発ではない。工場では、新しく工場に入つた時に適性配置を行うため検査をしたり、一定期間研修を行い、一般教育と共に職業指導を行うところもあるが、職業に対する適應性を伸せる様な職業指導を行つて居るところは少い。

四、職業指導の方法

職業指導の意義は前述したが、更にその内容に就て具体的に考へてみると次の事が考へられる。即ち指導を受けた人が「職業に就ての知識を得て、職業体験をし、同時に自己を知り、自発的に自分の行くさきを探究し、その職につき、そこに於て順應し、向上して行くこと」を援助する過程であり、それに基いて、職業指導の方法が樹てられる。これらの職業指導は長期に亘つて行われるので、三つの段階に分けて具体的な方法を考へてみよう。

(1) 就職前の指導

(2) 就職時の指導

(3) 就職後の指導

(1) 就職前の指導

就職前の指導としては主として学校における職業指導が挙げられる。東京都が昭和二四年三月中学を卒業して就職

した者について調べたところ、学校に対する希望として男女とも、「先生に責任ある職業の指導がほしい」、「適職にあつ旋してほしい」、「就職後役にたつ職業教育をしてほしい」等と云う希望が非常に多かつた。これは今迄の学校における職業教育の不充分であつた事を意味するのではなからうか。現在学校における職業教育は職業安定所の働きかけによつて僅に行われたり、社会科学、職業家庭科と云うような形式をとつたり、或は水産科、工業科と云うような専門の科目として行われたりしているが、大部分は職業知識を與える程度で、前記の職業指導の内容全体に及んでいなくて、又各学校により非常に差が甚しい。そこで今後の問題としては、学校自らが、教育課程の一部としてある程度の年月をかけ、職業指導の行える優秀な教員によつて独自性をもつた職業指導を行うべきであらう。例えば、ある産業のある作業は、何のために、どのような動作をして、そのやり方はどうするものか、作業者はどのような資格、経験が要り、年令は何才位が適当で、將來性はあるかどうか、或はその職業に就くには身体的にも精神的にもどのようなことが必要か、即ち相当程度の筋肉労働であるとか、事故の多い作業で機敏な動作と、むらのない精神状態を要するとか、災害に対する絶え間ない緊張が必要であるとか云う智識を得させ、それと同時に彼ら自身どういう性質で、疾病があるかないか、身体の働きはどうであるかと云うことを知り、それであるから將來はどのような様なところで働きたいとか云う判断を、学校卒業までに自らつけられる様になるのが理想である。即ち学生の職業に対する批判力、個性に対する反省力、職業生活に対する理解と勤労態度の育成が得られ、それと教師の指導観察が長期間行われて、始めて適する職業を選ぶ基礎が出来上るのである。但しこれには、優秀な教員、職業についての前記のような内容を含んだ判り易い解説書、実習見学の機会、自己の心身を調べる設備用具（身体的測定器・心理的検査用具）等が條件として必要である。但し職業専門学校以外の学校では一般基礎的学科を減じ、水準を下げてまで、職業教育を重視する様な危険がないよう適切な指導が必要であらう。

(2) 就職時の指導

就職時の指導は、就職前の指導を生かし、更に科学的嚴密さを以て行われねばならない。昭和一六年の東京職業指導所管内の調査によると、年少労働者の約一一％は就職後三ヶ月で退職して居り、大・中・小三工場五八四名に対する職業調査によると、約二〇％は長く続いて現在の職に居たくないと言っており、理由としては、「他の仕事につきたい」「現在の仕事は健康に悪い」「仕事に適しない」等が圧倒的で、これはその人々が不適当な職業に就いた爲である。又昭和二四年ある大工場の年少労働者の調査によると、約三八％は現在の仕事が面白くないと言っている。この様に就職後年少労働者に相当数の不満があるのは、他に多くの原因もあるが、不適当な職業に就いた事が原因となる場合が少くない。就職時の配置の指導は主として職業安定所、又は事業所内で行われるが、こゝでは求職者に対し種々な調査を行いその人の性能を調べた上、最も適したところに配置しなければならぬ。この調査は履歴書のようなものではなく、身体、精神の狀態、働きを科学的に檢べると共に、年少者自身の希望も尊重した次のような内容で行われることが望ましい。即ち身体検査、身体の働きの検査、性格検査、知能検査、特殊性能検査、作業検査等の適性検査を行つて総合的にその人の性能を調べ、環境條件、本人の希望、検査者の客観的な意見を合せて進むべき職業を定め、それと共に年少者は成人と較べると多くの特殊性を有し、又個人差も激しいので、年少労働者一般に適した職業を職業分析により調べ、更にその職業に要する性能を分析し、求職者の性能に最も適した職業を探して就職出来るように援助しなければならない。年少者一般に適する職業としては、危険有害性の伴わない安全健康な職業で、心身ともに伸べる將來性のある職業で、社会的経済的に發展性のある職業が最も望ましい。労働医学心理学研究所の調査によると、職業指導を科学的に行つて適性配置をした場合と、適性配置を行わないで配置した場合を比較すると、前者では実務作業への不適当者が全体の二・五％に過ぎなかつたが、後者では二四・〇％に及んだ。現在の実狀では科

學的指導は不充分であるが、この様に指導を科學的に行うことによつて或程度まで效果的になることは明らかである。註(一) 勿論適性検査そのものに、年少者の成長後の性能まで確實に検べられる優秀なものは殆んどなく、絶對的信賴性はないが、相當の救果を挙げている点からみて、今後は所謂カンに頼らず科學的指導を行い、同時に方法を高度に科學化する研究が進められるべきであらう。

(3) 就職後の指導

これは主として事業場、就業現場における指導である。こゝにおいては、適性配置がなされている場合はよいが、なされていない場合は、前述した方法により先ず適性配置が行われねばならない。それ以後は適應性を伸すため、一般教育、技術教育、安全教育等の指導を行うと共に、就職した年少労働者が果して満足して働いているか、或はどこに不満があるかと云うことを、年少労働者自身の意見をきいて調べると共に、その職業の専門家、或は職業指導の係員がその年少労働者の仕事振り、能率、心身状態の変化等を科學的、具体的に調べて、半年とか一年の結果をみて、良くない場合は配置轉換させるなど、職業指導の結果を確認しなければならぬ。又特に年少労働者に対しては、その成長を助けるために、一定の時間を與えて職場の技術、理論を指導し適應性を伸して行くべきであらう。一方就職前の指導者即ち教師とか、就職時の指導者、職業安定所員、就職後の事業所に於ける指導者等多くの人々が協力して総合的な指導がなされ、學校に於ける個人的な指導から、社会、經濟状態を充分顧慮した社会の一員としての指導になつてゆくことが望ましい。

以上抽象的に職業指導の方法に就てふれてきたが、實際問題としては非常な危惧が伴う。例えば環境條件を悪くしてそれに無理に年少労働者を適應させようしたり、科學的検査を首切りの資料としたりする事が現在の社会では行われ易く、これに當る人々の慎重な態度が望ましい。

五、今後の職業指導

以上職業指導に就て種々の点に互つて述べてきたが、要するに現在行われている職業指導は未だ理想から程遠いものである。そこで今後の職業指導の問題として次の様な諸点が考えられる。

(1) 学校では合理的に職業指導が行えるような制度を確立すること。

(2) 職業安定所は更に科学的に、組織的に指導し、新規学校卒業者はかりでなく、ひろく就職希望者に指導が行えるようにして、他の機関とも協力してゆくことが望ましい。

(3) 指導者の養成或は再教育機関を設置すべきであらう。

(4) 具体的方法について

(イ) 更に科学性を高めるための研究を進め、非科学的な方法を改めること。

(ロ) 一部専門家のみの研究に終らず、誰にでも判るような易しい出版物等により廣く啓蒙を行うこと。

(ハ) 職業指導の方法は、適性検査を行うとか、職業の知識を與えるとか云うように一つの方法のみに頼らず、

多面的な方法を用いて総合的な指導をすること。

職業指導は直接的には労働保護の目的をもつが、同時に労働人口政策の一部として國家經濟に與える影響は大である。それであるから前記の諸点に充分に力をそぐことが必要であり、また關係諸機関の協力が如何に重要であるかと云うことが明らかであらう。

六、年少労働者の雇用問題

年少労働者の雇用問題と職業指導は、本質的には異なるが、職業指導を實際に行うのには、現実の雇用状態が大きく影響してくるので、年少労働者の雇用状態に就て考えてみよう。

そこでわが國に於ける年少労働者の雇用状態の移り変りを、労働省職業安定局の調査により調べてみると、次の如くである。

全國中学卒業予定者のうち、就職希望者は昭和二二年度より二三年度の方が九一%増加し、二四年度は二三年度の四〇%の増加を示している。又二四年度の卒業予定者の実数は一、五五二、七〇七名で就職希望者の実数は八七五、一五五名なので、新規卒業業者の中、五六%は就職を希望していることになる、このように年少者の就職希望者が増加していることは、年々、年少者を養つてゐる家庭の經濟状態が悪くなり、最も教育的環境に置く必要のある年少者を働かせねばならなくなつてきた事を意味するのであらう。

更にこれらの求職者に対する求人数をみてゆくと、二三年度は二二年度より一二%増加しているのに、二四年度は二三年度に較べ四九%減少している。そこで求人数に対する求職者数の比率をみると、二二年度は五二%、二三年度は八八%であるが、二四年度は二四一%で逆に求人数が求職者の二分の一にも及ばないことになつてゐる。これは種々の經濟的原因により、新しく人を雇入れるところが減じて來たのと、前記のような年少者の就職希望者の激増によるためであらう。

次に就職率をみると、二二年度は七九%、二三年度は五五%、二四年度は二月末までに約三〇%の就職見込しかなく、年少失業者の増加と云う現象が現われてきている。そこで最近の状態として、二四年度新制中学卒業生は大体二

月から六月迄位に公共職業安定所に職業のあつ旋を申し込むので、二五年二月以降六月迄の毎月の求人、求職の受付状態を職業安定局の資料により調べると、次表の如くである。

全國新制中學新規卒業生求人・求職狀態 (毎月受付數)

二五年五月現在 (職業安定局調)

項目 月別	求 人		計	求 職 者		計
	男	女		男	女	
二 月	一五、三一三	二四、八八〇	四〇、一九三	五九、九〇七	六五、四五九	一二五、三六六
三 月	一六、五九九	一二、四七三	二九、〇七二	一七、六五〇	一七、七四五	三五、九九五
四 月	一三、四八八	一〇、一〇四	二三、五九二	九、八六四	八、一五五	一八、〇一九
五 月	八、七六二	七、三一	一六、〇七三	五、〇四三	四、八六四	九、九〇七
六 月	四、〇七五	四、〇八二	八、一五〇	二、九八一	三、三二〇	六、三〇一

この表では、月別の求職者數の 化は一定の時期的なもので判らないが、求人數の变化をみると月毎に減少して居り、ごく最近の安定所の話によるとばつたり求人數が減つていと云うことである。

又昭和二五年三月の安定所の調査によると、全國中學卒業生の就職狀態は次の如くである、即ち求職者數は二三七、〇〇〇名、求人數は一四〇、八二〇名、総就職者數は一二七、一六〇名で就職率は五四%である。そこでこの統計から少年少失業者が多數出ることが予測される。

以上職業安定所で扱つた新制中学新規卒業生の雇用状態の移り変りと、現状に就て調べたが、安定所で職を求める年少者は新規卒業生以外にも相当数あり、学校、その他の機関を通じて職業を求め、或は就職する者もあるので、こゝで扱つた実数は年少労働者全体のものではないが、こゝにみられる傾向は雇用状態を表わしたものと云えよう。

以上、年少労働者の雇用状態は、一般労働者の場合と同じに國家經濟の影響を受けて、就職希望者が増加するに拘らず、新規採用は急激に減少し、年少失業者が増加する傾向にある。

そこで年少者が失業した場合どのような状態に置かれるかと云うことを考えてみると、彼らは人生の門出に於てつまずいたため、將來の希望を失い、非常な打撃を被る。そして將來立派な労働者となるための勤勞意欲を失い、未完成的のまゝ貧困な家庭に置かれた時は、精神的に歪められるばかりでなく、社会的に悪い行爲を行うまでに墮落する恐れもある。

そこで現在のように將來の生産を担う年少者が顕在或は潜在の失業者として増加してゆくことは、年少者自身の一生を害うばかりでなく國家の經濟、社会状態にまで大なる影響を及ぼすことが考えられる。

理想的に云えば、國民全体の經濟状態の向上の上になつて生活と就學の保障がなされ、教育を受ける期間が延長されることが年少者にとつては一番望ましい事であるが、現実の社会經濟状態ではそれが不可能であるので、次のような諸点に就て、行きすまつた年少労働者の雇用問題の改善を考えてみたい。

(1) 就業機會の増大

職業安定所、学校その他の機関が個々に當つて非常な努力をしているが、それも限度があるので、即ち全國的にみて絶対雇用数はほど一定しているの、積極的に年少労働者に適する職業の擴張を行うとか、失業救済事業、社会保障制度による生活保護事業等の國家的な大きな対策を樹てねはならない。

(2) 適性配置

現在最低の線までできている一般家庭の生活では就業すると云うことが最も急務となつてゐるが、年少者の將來を考へるときどの様な職業にでも就職させると云うのではなく、職業指導による科学的な配置をしなければならぬ。

年少労働者の雇用状態が客観情勢の影響を受けてこの様に悪化の一路を辿り、しかも、適切な指導も充分なされてゐない現在、一刻も早く年少者雇用の爲の適切な対策がとられ、同時に一層科学的な職業指導が行われねばならぬ。



年少労働者の労働條件

— 労働時間と賃金についての考察 —

目次

一、労働條件の意味	一八四
二、年少労働者の労働時間	一九五
三、年少労働者の賃金	一九三

一、労働條件の意味

労働條件という言葉の意味している範囲は極めて廣く、こころみに、社会科学において、これを定義しているのを見ると、「物を生産するための労働に際して労働する人に作用してきて、その人の労働のやり方や労働の効果に影響をあたえるすべての要件」が労働條件であるといつてゐる。しかし、一般には、この労働條件は内部的労働條件（労働者の心身の内部におこり、労働に影響をあたえるもの）と外部的労働條件（労働に際して労働者に外部から影響をあたえるもの）とに分れて、後者をさして労働條件という場合が普通のものである。そこで、以下この概念に従ふことにする。

労働基準法では、労働條件に関する規定として、その第一條に、「労働條件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と述べ、働く者が労働の生活を通じて享けるべき権利の原則を

示している。しかし、これは極めて概念的なものであつて、現実の問題として、人たるに値する生活とは具体的にどのようなものをさすかは一概に言い得ない。それは、社会的、経済的諸要件を綜合判断して始めて可能であり、又、一面わが國の國際的な特殊な事情も考慮されなければならない。したがつて、人たるに値する生活は、歴史的にその具体的内容は変遷するものであり、労働條件も相對的に考察されなければならない。

そこで、同法第一條第二項において、「この法律で定める労働條件の基準は最低のものである」といい、労働基準法で決められた種々の基準は少くとも、労働者が人たるに値する生活を営むための最低のものであることを明らかにし、これが理想的あるいは標準的基準として乱用されることを防ぐと共に、可能な場合には、更に高い基準の実現を希望していることを示している。

このように、労働基準法では、労働者の労働條件向上のために、種々の保護規定を定めてはいるが、現下の社会経済のもとにおいては、この最低線すらも維持され難いのが実狀のようである。

本稿では、年少労働者の労働條件がどのようなものであるかを、主として、労働時間と賃金の面から、その現状を考察し、さらに、もしもいまだ年少労働者の労働條件が劣悪であるとするならば、その原因は、どのようなところにあるか、などの問題について考察しようとするものである。

二、年少労働者の労働時間

年少労働者保護対策の重要な一面として、労働時間の問題がある。この問題は、歴史的には産業革命以後、各國において重大な関心が拂われるようになった。というのは、所謂資本主義社会成立の結果、使用者は資本の蓄積・利潤の追求のため、労働者に対して、必要労働時間のみに止まらず、剰余労働をも要求し、また資本家間の競争の激化

は、労働時間の無制限延長の傾向をもたらし、その結果として労働者の心身の荒廃消耗をひき起すにいたつた。そこで、各國においては、人道上、保健上あるいは労働力保持の問題として、特に、年少者についてその保護の対策が眞剣に考究され、それは法制として実現されて現在までに發展してきた。それでは、現在どのように労働時間の面では年少者は保護されているであらうか。

いま、各國の労働時間に関する保護状況を知る一つの手掛りとして、國際労働會議で採択されている條約案について見ると次のようである。

工業的企業に使用される場合、十五才以上十八才未満の者は一日八時間、一週四八時間、十三才以上十四才未満の者は修学日、学校休日とも一日二時間を超えて使用することはできず、また授業と労働時間を通算して一日七時間を超えてはならないと規定している（一九三七年第三條）。わが國で規定されている労働基準法による年少者の労働時間も大体これと同様であり、十五才以上十八才未満の者は一日八時間、一週四八時間、一日四時間以内に短縮した場合、他の日を十時間まで延長することが認められている。また十五才未満の児童については修学時間を通算して一日七時間、一週四二時間と規定している（労働基準法第六十條）。

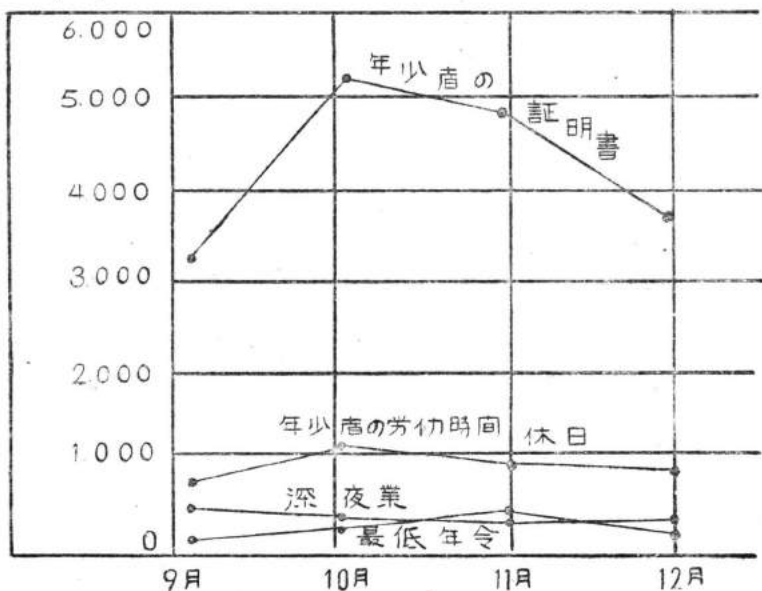
以上、現在國際的に採用されている年少者に関する最大許容労働時間及びわが國におけるそれを説明したが、これは、法文上の規定であつて、現実の社會經濟の中にあつては、この最低線すらも維持され難い。このことは、次の基準法の違反状況によつても明らかである。即ち、昭和二十四年十月から十二月までの三ヶ月間における年少者に関する労働基準法の違反状況（別表（一）参照）について見ると、實質的な違反では、労働時間及び休日に関するものが全体の一五、四％、深夜業四、二％で合計一九、六％。次が、最低年令二、八％、危険有害業務の就業制限二、三％が主なものであり、労働時間に関する違反事実が圧倒的に多い。このことは、資本蓄積のためにとられ勝ちな労働

第一表 労働基準法中、第六章関係の違反状況

条文別違反件数

順位	法 條 文		10月	11月	12月	計	%
		計	7,119	6,133	5,248	19,020	100
4	56	最低年令	267	296	159	722	3.8
1	57	年少者の証明書	5,223	4,884	3,718	13,775	72.4
6	58	未成年者の労働契約	92	63	79	204	1.1
7	59	同上	23	31	47	101	0.5
2	60	年少者の労働時間休日	1,031	982	917	2,930	15.4
8	62	深夜業	276	264	244	804	4.2
5	63	危険有害業務の就業制限	194	147	102	443	2.3
8	64	坑内労働の禁止	11	9	8	28	0.1
9	68	帰郷旅費	2	7	4	13	0.07

年少者関係違反件数



の強化の犠牲として年少者が如何に利用されているかを知る反面、労働時間の問題が年少労働者の保護対策の重要な面として取り上げられなければならないことを物語っている。

次に、産業別に労働時間の問題を考察する。

ここに述べるものは、年少労働課で、昭和二十三年に、製造工業部門の二六工場について行つた調査の結果の中、労働時間に関するものの概要である。

調査結果の内容にふれる前に、製造工業部門を調査対象として選んだ理由を述べると、この産業部門は、現在一般には最も高度な資本主義的發展を示し、現代の産業の根幹として、社会的生産力の主要な部分を占め、かつ、現代の労働市場において最も多数の年少労働者を需要していること。また社会的生産力維持のための労働力育成のためにも、多数の年少者が供給されなければならない部面であるため、労働力構成のうえでも、年少労働者の占める比率の最も大きい産業部門であること等の故である。

このことは、労働基準局で調査した「業種別適用事業報告提出事業所労働者調査——昭和二十四年九月末日現在——」(第二表参照)によつても明らかである。即ち、各産業別に、年少労働者が全労働者に占める割合を見ると、工業部門は、全労働者四、七二四、九八七名中、五九〇、七三〇人で一二、五%を占め、次は交通業の一、七%、通信業の一〇、一%の順で最低は教育、研究の二、〇%となっており、製造工業部門が各産業中、年少労働者の占めるウェイトが最も高くなっている。

第二表 産業別、全労働者に対する年少労働者の比率

産 業 別	全労働者 (a)	年少労働者 (b)	百分比 $\frac{b}{a}$
工 業	4,724,737	590,730	12.5%
鉱 業	686,769	32,580	4.7
土 建	1,039,803	30,946	3.0
交 通	353,165	41,704	11.7
貨 物 取 扱	169,483	5,011	3.0
農 林	151,987	9,888	6.5
諸 水 産	129,903	6,938	5.4
商 業	622,023	54,820	8.8
金 融、 廣 告	269,930	24,528	9.1
映 画、 演 劇	44,985	2,550	5.6
通 信	49,888	5,030	10.1
教 育、 研 究	516,857	10,299	2.0
保 健、 衛 生	126,043	9,743	7.7
接 客、 娛 樂	131,040	5,334	4.1
清 掃、 居 殺	12,143	473	3.9
官 公 署	486,015	18,938	3.9
そ の 他	806,172	12,706	4.1
計	10,373,193	862,268	8.8

業種別適用事業報告提出事業所労働者調

(昭和24年9月末日現在) による

以上の理由から製造工業部門を選んだが、その労働時間に関して見ると次のようである。
 先ず、所定実働時間（これは就業規則にうたわれている労働時間であり、年少者と成人との区別は認められない）

について見ると、「第三表その一」のように、八時間と、七時間とが全体の産業を通じて最も多く、ともに調査した二六事業所のうち、八事業所がそうである。次に多いのが七時間十五分で、六事業所、次が七時間四五分の三事業所であつた。次に、これを産業別に見ると、化学工業は七時間が最も多く、七事業所中四つがそうで、後は七時間十五分の三事業所である。機械器具工業も六事業所中三までが七時間、二が七時間十五分、一が七時間四五分であつた。そして金属工業は二事業所中七時間と七時間十五分が各一事業所宛であつた。ところが、紡織工業では七事業所中五までが八時間であり、あと一つずつが七時間四十五分と七時間二十分である。そして、食糧品工業は二事業所ともに八時間、印刷業では八時間と七時間四五分が各一宛である。これで見れば、紡織工業が一般に労働時間が最も長く、次に食糧品工業となつており、年少労働者の占めている割合の大きい工業部門に労働時間が長いことを知る。

次に所定休憩時間について見れば、四五分のものが十六事業所、一時間のものが十事業所で、全般に四五分のものが多くなつてゐる。これについては産業別の特殊的な傾向は、この結果では明確でないが、それでも、紡織部門は、長時間労働の割合に休憩時間は短い。あれ／＼が調査した対象は、極めてそのケースが狭いのであるが、同年に、労働省統計調査部と、総理府統計局とが協力して行つた實際労働時間に關する産業別の傾向（第三表その二）とこれとを比較して見ると、大体同じ傾向がみとめられるように思う。そして、産業別に見た場合、紡織工業や、食料品工業の労働時間は全産業平均の労働時間を上廻つており、次節に述べる賃金の問題とも関連して、この産業部門に傳統的に残されているチープレーバーの流れを、いまでも窺うことができる。これは恐らく労働者の自律的組織力が年少労働者は成年労働者に比べて薄弱であるために使用者に対する発言権が弱いことなどが大きな原因の一つであると考えられる。

以上、年少労働者の労働時間について、法制上の最大許容労働時間と各事業所で行われている労働時間の現状とを

年少者は、かれらの一生のうちで心身の成長が最も著しい時期にあり、したがって、かれらは自分の生命を維持するうちに、さらに自身の發育のためのエネルギーを多大に必要とするので、適正でない過重な労働負荷が加えられる

考察した。

(第三表その一) 製造工業における事業所別労働時間および休憩時間

		計	金属工業	機械器具工業	化学工業	紡織工業	食料品工業	印刷及製本業
労働時間	計	26	2	6	7	7	9	2
	(月) 7.00	8	1	3	4			
	7.15	6	1	2	3			
	7.20	1				1		
	7.45	3		1		1		1
	8.00	8				5	2	1
休憩時間	計	26	2	6	7	7	2	2
	0.45	16	1	5	4	5		1
	1.00	10	1	1	3	2	2	1

(註) 23年度に、年少労働課において調査したもの

(第三表その二) 製造工業における一日の平均実動時間

産業別		平均	金属工業	機械器具工業	化学工業	紡織工業	食料品工業	印刷及製本業
実動時間	年少労働者	1.7	7.6	7.6	7.4	8.0	8.0	7.8
	全労働者	7.8	7.8	7.9	7.5	8.1	8.0	7.8

(註1) 労働省大臣官房統計調査部作製の23年度個人別賃金調査結果による。

2) ここにいう年少労働者は、数え年20才未満の者である。

ときは、折角の發育のためのエネルギーも、この労働のために消費されて、その發育は著しく阻害される。このことは、いろいろの調査研究の結果実証されている。

年少労働者の發育が劣悪であることは、過重な労働の結果によることは前述のとおりである。この過重な労働の原因としては、長時間労働、低賃金、機械設備の不備、環境の劣悪などいろいろの條件が錯綜していると考えられるが、この中でも長時間労働は最も普遍的なそして大きな原因として指摘される。

そこで、法律によつて、一定時間以内についてのみ年少労働者の労働を許可し、深夜業あるいは時間外労働は原則的にこれを禁止している。しかし、これは最大の許容労働時間であつて、年少労働者に最適の労働時間は次のことに留意して、それぞれの部内で決定されることが望ましい。すなわち第一に、現在の産業活動はその様態が非常に複雑であるから各産業の最適労働時間の長さは各々異なることが当然であること第二に、年少労働者が従事する作業の種類及び性、年令、倒人差などによつて、適正労働時間はそれぞれ異なること。

第三に、年少労働者の余暇生活的面特に教育生活的面やその内容と関連させて適正労働時間は考えられなければならないこと。

第四に、決められた労働時間によつて、生産しうるいわゆる社会的な生産物がその國の一定生活水準を維持できるようなものであること、また國際的なその國の經濟的社会的政治的な地位も考慮されなければならないこと等である。

三、年少労働者の賃金

年少労働者の賃金を論じるためには、その能率の程度（熟練度を含む）あるいは職務の内容（責任度を含む）など

を綜合して、成人者と比較判断の結果種々論じられるのが妥当であらうが、ここでは極めて一般的に年少者の賃金の現状を見ることとする。

次に示す第四表は、労働省労働統計調査部において、昭和二十三年に調査した賃金報告のうち製造工業部門における、年少労働者の平均賃金と、全労働者のそれとを示したものである。（この表における年少労働者は、数え年二十歳未満の者である。）

別表第四その1によれば、全産業部門を通じて、年少者の賃金は全労働者のそれに比べて約半分の額にしか達していない。即ち、最も比率の高いその他の工業部門においても、六三、二%にしか達していない。そして、最低は、食料品工業の四六、三%であり、全労働者に対する年少労働者の賃金の割合は、四八、九%となつている。

さらに、年少者のウェイトの高い産業部門である紡織工業や食料品工業は、全労働者の平均賃金についても、他の産業部門のそれに比較して低くなつている。

第四表その1 製造工業における部門別全労働者と年少労働者との賃金比較

	計	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及土石工業	紡織工業	製材及木製品工業	食料品工業	印刷及製本業	其の他の業	修理業
(a) 全労働者	六、一六五	七、八五三	六、九三二	六、八七六	六、五三三	三、五〇九	四、一八二	六、三三七	七、〇一八	四、四四七	七、四三〇
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(b) 年少者	三、〇四四	四、一七七	三、五九〇	三、五七五	三、五五六	二、一九九	二、四〇五	二、八八九	三、三六九	二、六八八	三、九八三
百分比 b/a	四八・九	五三・一	五・三	五二・九	五四・二	六二・六	五七・六	四六・三	四八・〇	六三・二	五三・五

(註) 1、昭和二十三年労働省労働統計調査部調査結果による 2、ここにいる年少者とは数え年二十才未満の者を指す。

次に、傳統的にチープレーバーの存続する産業部門といわれる紡織部門は、各部門における年少労働者のうちで、最も低い（別表第四その2参照）。即ち、紡織部門の年少労働者の平均賃金を一〇〇とした場合、最も賃金の高い金属工業における年少労働者の平均賃金の比率は一九〇で紡織工業の約二倍近くになっており、最も低い部門の製材及び木製品工業でも一〇九となつてゐる。そして、製造工業全体の年少労働者の平均賃金の比率は一三七となつてゐる。しかも、労働時間は、前節において述べた如く、比較的長時間労働を示している。このことからして紡織部門は依然として比較的低賃金であり、いわゆるチープレーバーであるといわれる一つの傾向は見出されるであらう。

第四表その2 製造工業中、紡織工業と他の部門との比較

部 門 別	紡織工業	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及土石工業	製材及木製品工業	食料品工業	印刷及製本業	其の他の工業	修理事業	計
平均賃金	11,122.24	14,177.7	13,344.0	14,717.4	13,334.4	11,703.5	11,669.9	13,354.9	12,646.6	13,946.3	13,101.4
割 合	100	129	123	133	124	105	105	123	113	125	118

（註）1、昭和二十三年労働省労働統計調査部調査結果による

2、ここに示す平均賃金は数え年二十才未満の者に關するものである。

このように年少労働者の賃金が低賃金であることの原因は、どのような点にあるのであろうか。以下その原因と思われるもの若干について一般的な考察を試みる。

わが國の賃金制度の特徴は、先ず学歴、年令、性別により初任給が決定され、これを勤続年数に應じて昇給せしめて、生活費の上昇を補い、比較的高額な賞與あるいは退職後に退職手当を支給することによつて、労働者を、その

職にとどめる策を講じているところに特徴があるといれてゐる（佐間田氏——賃金問題の扱い方）。

そもそも賃金は、その本質からして、労働者の生産性によつて評價せられるべきである。ところが、わが國の賃金は先に述べたように、労働の生産性とは全く結びつかないものであり、さりとて、労働者の生活費を充分に支拂い得るものでもなかつた。そして、労働者と使用者との間を封建的な主従關係とみなし、賃金を一方的、恩惠的な給付と考える思想が濃厚であつた。このことは、年少労働者に関しては、徒弟制度という形態の中にみられ、「女工哀史」あるいは「職工事情」等に詳細に述べられている。そして、この思想の片鱗を、「見習工」という觀念の中にとどめているように思う。われ／＼が、昭和二十五年四月、電球及び眞空管製造業の事業所調査を実施した際、小企業の工場において、見習工（事実は何らの教習も行わず、勿論監督機關の認可もうけていなかった）という名目のもとに、明らかに差別的な取扱ひを行つていたところがあつた。この点に、年少労働者の賃金が低賃金であることの第一の原因が見られる。

次に、戦後の賃金形態が極めて生活給的な色彩を濃厚にしていることである。この証左として、第一に、基本給が全給與額に占める割合は極めて縮少し、その反面生活給的な諸手当が増加していることである。即ち、戦前の昭和十五年に、日本工業協会で調査した結果によれば、基本給は全給與額の六〇％乃至七〇％を占めていた。ところが、戦後の昭和二十三年に労働省労働統計調査部で調査した結果によれば、三八、五％に縮少しており、その反面、生活給的な諸手当の占める割合が激増している。第二に、工業部門における年令別労働者賃金の比較について見ると、三十歳未満の者については、その差異は、それ程見られないが、三十歳以上の年令にある者が戦後は急激に上昇していることである。即ち、二十歳以上三十歳未満の者を基準にした場合、戦前の昭和十一年内閣統計局で調査した結果によれば、三十歳以上の男子は、一三八％、女子一一二％、二十歳以下の所謂年少労働者は男子五二％、女子七六％であ

つたものが、戦後昭和二十一年に厚生省勤労者給與状況調査によると、三十歳以上の男子は一六二%、女子一九九%、年少者の男子五八%、女子七七%となつてゐる。以上の二点によつても、戦後の賃金が異常に生活給的になつてゐることを示している。戦後の賃金形態が、このような傾向を示した原因は、インフレーションによる戦後の特殊な経済事情によるものが大きい。そして、このような社会経済の中にあつては、労働者自体の生活が脅威にさらされ、この結果、生活の安定が急務となり、能率や技術の適正な評價はおろそかとなつてくる。そして、賃金の本質である生産性とは関係のない所謂年令給、勤続給、扶養手当などが増大する結果となる。しかも、これらの大部分は、年少労働者にとつては関係のないものである。このことの中に、年少労働者の低賃金である原因の第一が見られる。

第三に、賃金は労働者の生産性によつて評價されるべきものであるが、又一面、この賃金は少くとも労働者の生活を保障するだけの額でなければならぬ。ところが労働者が使用者に対して労働力賣買の契約を結ぶ場合、明日の生活のためのストックを持たない弱者としての立場から價值どおりの支拂を要求する力をもたないのが通例である。勿論労働組合運動の發展によつて、弱者たる地位を克服し、対等の立場で団体契約を締結することができるとなつたものの、未だに、これらの組織を有しない労働者も少なく、さらに團結権、罷業権の制限等と相まつて、充分な賃金を得られないのが現状である。そこで、一家の生計を保持するための一助として、その子女を職場に働かせることとなり、したがつて、これらの子女は家計の補助的な色彩を濃厚に帯びたものとなつてゐる。これらの年少労働者が家計の補助的存在であることは、例えば、年少労働課で昭和二十三年十一月働く年少者保護運動の一環として行はれた各大会に、出席の年少労働者について、かれらの、労働態度および労働状態を知るために行つた調査によれば、四〇、八九七人中、七七%が家計の補助から働くようになったことから見ても、このことは云えるように思う。このように家計の補助として働く場合、使用者は、所謂親がかりの者と見做し、年少労働者は、せい／＼自分自身を養う

に足りる金額だけしか要求できないのが現状である。このことの中に、年少労働者の賃金が高まらない第三の原因がある。

さらに、これと關聯して、農村出身の子弟の多い部門に、低賃金の傾向が見られる。先に、紡織部門は、各産業間でも最低の賃金であることを見たが、これらの労働力の給源地は、殆んど農村に依存していることである。蕪沢氏によれば、紡織工業の労働力の給源地が、農村にあり、(第表五)参照)出稼労働の性格を有していることを述べているが、農村の生活水準及び家計の補助的存在と相關連して、年少者の賃金の高まらない一つの潜在的原因をなしている。

なお、紡織などの産業部門の賃金が他に比べて常に低位である理由の一つは、このように女子や年少者の多いとこ

第五表

事業所、所在府縣出身者数	四七、八二六人	五三・二%
隣接府縣出身者数	一三、七二五人	一五・三%
遠隔府縣出身者数	二八、三〇八人	三一・五%
合 計	八九、八五九人	一〇〇%

昭和二十二年五月紡織同業会調

- (1) 綿紡十社七九工場(鐘紡洲本、東京二工場を含まず)
五月末現在籍女子工員について調査、
- (2) 但し鐘紡六工場のみは二月末現在、

ろでは、労働者の組織力が自然薄弱となるために、使用者から充分労働者の権利を得ることが困難であることとなる。これは労働時間の場合と同じである。

以上、年少労働者の労働條件について、労働時間及び賃金の面から極く一部ではあるが、若干の考察をほどこし

た。

年少者は、いうまでもなく、心身共に未成熟であつて、彼等が、のび／＼と學業に専心できることの望ましいことは論をまたない。しかしながら、現実において、このことが不可能であるとすれば、この現実を如何に有意義たらしめるかの努力が必要であらう。現実の社会の矛盾を單に矛盾として見るだけに止まらず、さらに、矛盾を克服する努力が年少労働者自身に必要であり、又社会の義務でもあらう。ともあれ、年少労働者は、明日の世代を担う者であり、されば、彼等は健全に鍛えられ、育成されなければならない。

以上年少労働者の労働時間および賃金について、若干の考察をしたが、年少労働者は心身共に未成熟であり成育期にあるのでのびのびと學業に専心できることの望ましいことは云うまでもない。しかし、現実にはどうしても働かねばならない者が少くないので、それらに対しては、労働の諸條件の中からできるだけ好ましくない要素を除いて、かれらを健全に労働させながら成人労働者に育成するための努力が必要である。それは彼ら自身のため、労働者層のためばかりでなく、社会、産業の全般のためでもある。このためには労働時間や賃金に対する考慮は最も重要な意味をもち、これについて益々眞剣に考えられることが必要であらう。



年少労働者の産業災害

目次

一、年少労働者の就労状況

一九九

二、年少労働者の特質

二〇三

三、年少労働者の災害傾向

二〇五

四、年少労働者産業安全対策

二〇九

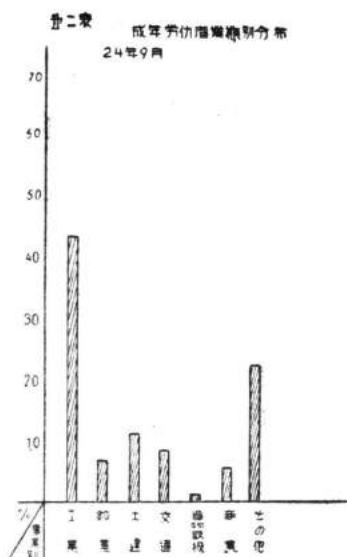
一、年少労働者の就労状況

日本が直面する理想國家の再建は若き世代の双肩にかゝり、彼等の健全な精神と健康な身体を基盤として始めてその成就が期待出来るのである。

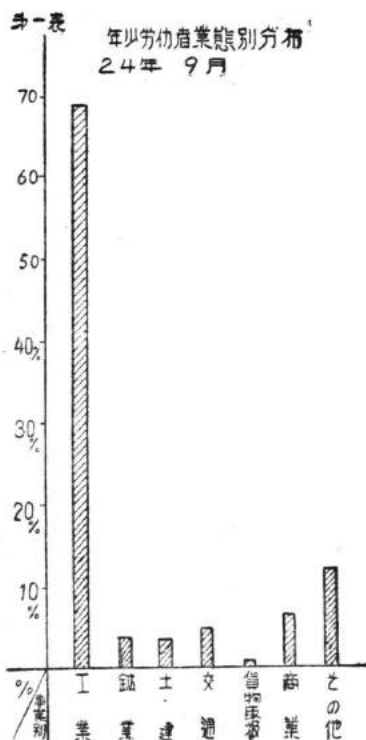
昭和二十四年九月現在において労働基準法適用事業に就労する全労働者数は約一、〇三七万人で、そのうち満十八才に満たないで今日既に生産の一端を担っている年少労働者の数は約八・三％に当る八十六万弱となつてゐる。

これを業態別に見ると、第一表に示す通り工業的企業に就労するものが六八・五％を占め他を断然圧倒してゐる。

次に各業態における年少労働者の性別構成を第三表によつて見ると、工業的企業においては、男子の方がはるかに女子を上廻っている。

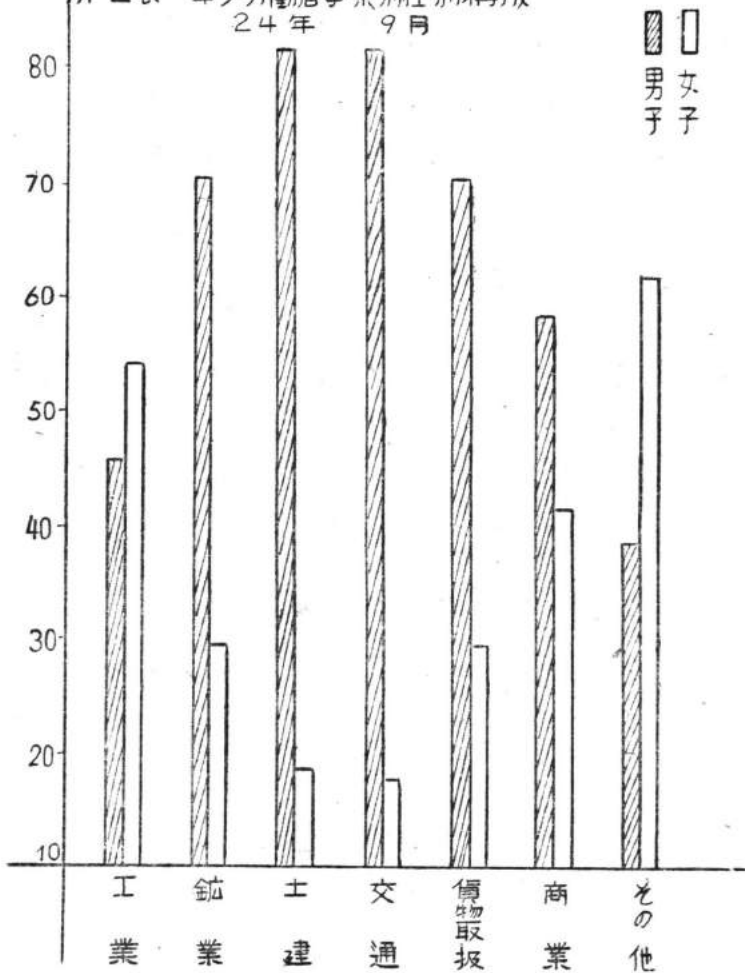


これを成人労働者の分布状態を示した第二表に比べると著しい相違である。



昭和二十四年九月労働省労働基準局監督課資料都道府県別適用事業場数調に基いて作製したもの。

表三 構成別性別労働者年少率



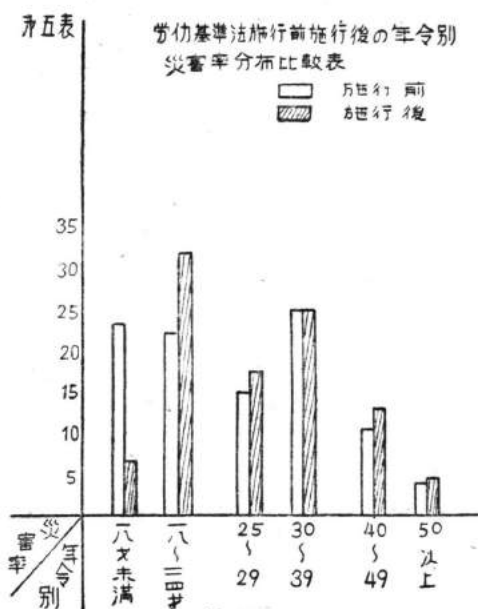
さてこのような就労状態にある年少労働者の保護の状態を見ると、労働基準法の施行によつて戦前及び戦時中に比較すると飛躍的に引上げられてはいる。(第四表参照)

第四表 基準法施行前及び施行後の年令別災害分布表

区 分	年 令 別						計
	18 才未満 年少労働者	18～24	25～29	30～39	40～49	50以上	
基準法施行前の分布	370人	351人	226人	394人	158人	64人	1,573人
年令別災害分布							
%	23.52%	22.31	15.00	25.04	10.04	4.06	100%
一才當り平均 災害分布	28.9	23.4	22.0	18.4	7.3		100%
年少成年別 災害分布	23.52	76.43					100%
基準法施行後の分布							
年令別災害分布	3,188人	15,812人	8,793人	12,336人	6,536人	2,307人	48,901人
%	6.42	32.33	17.98	2.19	13.36	4.61	100%
一才當り平均 災害分布	1.5	33.7	26.2	18.4	9.7		100%
年少成年別 災害分布	6.42	93.58					100%

基準法の施行前の災害分布は昭和十七年産業安全研究所で調査したもので、制定後の災害分布は昭和二十三年労働省労働基準局安全課資料より作製したものであるが、危険有害業務に対する年少労働者の就業禁止の措置が労働基準法に制定せられて以来、これが年少労働者災害防止の上にどのように影響しているかは次の五表を見れば明らかである。労働基準法の制定される以前の災害統計では年少労働者の災害は全災害数の二三%余りを占めていたのに、同法が施行されてのちの統計では約六%余まで減少しているのである。基準法の施行によつて年少労働者の災害は約四分

の一にまで減少したといえるのであるが、果して彼等の貴重な生命と健康が完全に維持されているであろうかといふと、それは災害統計に俟つまでもなく今日の段階においては十分であると云い得ないのである。



二、災害と年少労働者の特質

災害を誘発する條件は、加害物件、被害條件等の外的要素が質量共に全く同程度に数多くの人に作用したとしても、総ての人が同様に災害を発生するということにはならない。例えば、同一の機械や工具を使って同一時間に同一重の

仕事にしても、怪我をする人とならない人がある。それは災害を誘発する條件が物理的、化学的、機械的、身体的な内的要素をも合せて構成されるからである。十五、六才から十八、九才という若い年令期の人達は所謂周辺人と称せられて成人と子供の中間にあり、一面成人の様相を呈し乍ら一面子供の段階にある。そのために完全と不完全との混合が見られるのである。それはこの年令期が人生において最も急激な変化を示す段階であつて、精神的にも身体的にもその発達はこの時期において著しく動搖するところから現われる結果に外ならない。

そこで年少者の精神的特質とする所はどうかというと、大体次の点が考えられ、これが災害と関連を伴つてくるのである。

一、一般に感受性に富み些細な刺激に対して強く反應するため、とつさの場合に処置を誤つて災害を拡大することがある。

二、概して、判断力が不足している。従つて機械装置、特殊危険物、重量物の取扱、高所作業等に基づく危険性を誤認したり自己の能力を過信して仕事を早めさせる結果、災害を誘発する場合がある。

三、探求欲が旺盛である。この特性は習得能力の増大を意味し矢張り教育効果を挙げるけれども、ときには好奇心から基礎知識を出し抜く結果、機械災害や特殊危険物災害を誘発する欠点ともなる。

四、後期においてすべてが批判的に傾き、これが過度にわたると反抗的態度が強くなる、教え方が論理的であり、科学的であつて彼等を納得させることが適切であればよいが、適切を欠くと生意氣な行動に出たり逆な態度に出て、安全戒律を輕視し或は無視する結果となる。

五、責任感が乏しい、その他他人に及ぼす災害の原因を作り易い。例えば物の置き方積み方の欠陥が誰かを傷けるといふようなことに心を配ることが少い。

次に身体的特質としては、

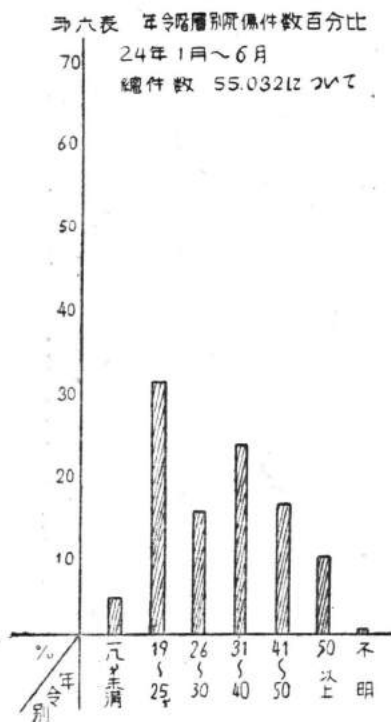
一、体力が伴わないのに仕事に対する力の配分が平衡を欠くため、体力の抵抗や支持力が少く疲労を早めるので、災害を誘引する。

二、毒劇性、刺激性、振動、騒音、有害光線等に対する抵抗力が弱い。従て、成人にとつては反應を生じない範囲のものも、年少者の場合には明らかに反應を現わすといふことが多い。

三、年少労働者の災害傾向

年少労働者の災害には、彼等の特質や特殊條件を反映した一つの傾向が見られる。

第六表は昭和二十四年一月～六月における産業別災害を、労働省労働基準局安全課の資料により作製したものであるが、災害総件数は五五、〇三二件で、その発生件数の百分比を見ると、満十八才に満たない年少労働者数は全体の四・五％で、実数は二、四八一件である。その次期段階である十八才以後が第一位で、三十才から四十才迄がこれに次ぎ、年少労働者が最低位である。この年少労働者が最低位であるといふことは



多くの危険業務に対する就業制限によつて比較的危険性の少い作業環境におかれているためで、この保護条件のはずれた次期段階にある十八才―二十五才の百分比を見ると、三一%という最高率を示していることを注意したい。

この急激な変化というのは、危険業務に対する就業制限が急に解かれるのに対し職場の安全条件が整わないことと年少労働時代における安全教育の不足を物語っていると解してよいであろう。

第七表は昭和二十三年全国安全週間に際して都道府県労働基準局から報告された資料に基いて労働省労働基準局安全課が集計したもので、製造工業五〇七、建設工業三七、鉱業五九、交通運輸業二三、荷役業八三、ガス電気及び水道業一二、その他一二合計七三四の事業場について調査したもので、調査対象の労働者数は総計五四〇、七九七名である。調査期間は労働基準法施行の日即ち昭和二十二年九月一日から昭和二十三年五月三十一日に至る九ヶ月間で、この間に発生した災害による死亡、重傷（休業十四日以上）軽傷（休業三日以上十四日未満）微傷（休業一日以上三日未満）について集計したもので、年齢階層別に死傷原因から見た分布を百分比で現わしたものである。

第七表 労働者年齢階層別死傷原因別分布（百分比）

原因別	年齢別					計
	18才未満	18～29	30～39	40～49	50以上	
動力運轉	20.7	14.0	12.2	12.6	7.6	14.3
作業行動	60.1	63.0	67.2	70.0	77.4	65.2
特殊危険物	8.4	10.0	7.4	5.8	3.8	8.1
その他諸原因	10.8	11.0	13.2	11.6	11.2	12.4

動力運轉に基く災害の占める割合は年少労働者が最高位にあつて、逐次年齢の進むに従つて下廻つてゐる。

これは今日の機械的生産施設は年少労働者を受け入れるための安全条件に不十分な点が多い証左であると同時に、安全教育の不足を示唆しているものである。悪く解釈すれば、就業制限の不徹底ということにもなる。以上のことはいずれも特殊危険物災害についても考えられる。

作業行動災害は年令の増加にともない漸増の傾向を示して年少労働者のその占める割合は六〇・一%になっている。

これは、安全教育の充実によつてかなり防ぐことの出来るものである。

第八表 年少労働者性別死傷原因別統計

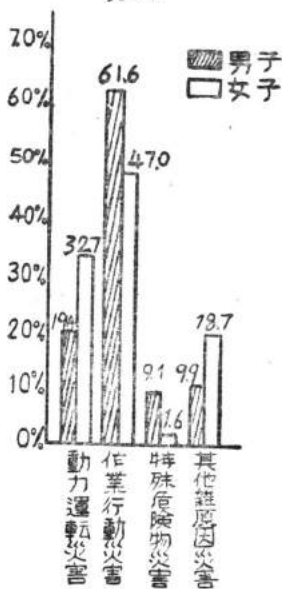
原因別	性別		件数		比率%		原因別分布		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
動力運轉	545	104	649	84	16	100	19.4	32.7	20.7
作業行動	1,740	149	1,889	91	9	100	61.6	47.0	60.1
特殊危険物	256	5	26	98	2	100	6.1	1.6	8.4
その他諸原因	280	59	339	83	17	100	9.9	18.7	10.8
	2,821	317	3,138	90	10	100	100	100	100

第八表は年少労働者の死傷災害を性別と原因別に比較した統計である。この表から示された件数から災害発生率を年千人率で算出すると、男子が一〇九であるのに対し、女子は僅かに一二という低率を示すのである。この相違は明らかに年少男子の職場と年少女子のそれとが著しく異つてゐることが主因であつて、内容的要素の相違ではないこと

は明らかである。

性別年齢別
原因別
労働者
死傷件数
分布

表九



第九表で年少労働者の全災害九〇%を占める男子の災害を男子としての枠で、また一〇%を占める女子は女子の枠として、各原因別の割合を検討して見ると、男子女子共に作業行動災害がその過半数を占め、男子の特殊危険物災害は年少女子のそれに対して約五・七倍であり、逆に動力運轉災害の年少女子は年少男子の約一・七倍である。これは年少女子は紡織工業、通信工業、その他の軽工業で許された範囲の機械作業に従事するものが多く、行動範囲の広い運搬作業、揚重作業その他の雑役に従事することが年少男子に比べて少いからである。

又死亡の大部分は男子で、原動機、鋸機、圧機、研磨機、動力揚重機、運搬機、電氣その他の特殊危険物による災害はいずれも殆んど男子で、調帯、車軸、齒車、轉子機等による女子労働者の死亡及び重傷の総計三四〇件について調査した結果によると、(厚生省研究所産業安全部昭和十八年中職工死傷報告による)そのうち三〇件は髪と作業服から誘発されたものであつて、髪によるものが九件、上衣によるものが一〇件、下衣によるものが二件、手袋による

ものが九件ということである。髪によるもの九件のうち七件は無帽であり、上衣によるもの一〇件は、総て袖口から巻き込まれたものであることを示している。髪又は作業服と関係をもつ加害物件ではボール盤、フライス盤、旋盤、プレス、ネジ切機その他の機械となつてゐる。

昭和十八年一月～十月に至る十ヶ月間に都下の金属工業及び機械器具工業において発生した女子労働者の軽傷一二〇件中、髪によるもの僅かに一件、上衣によるもの僅かに二件という統計である。この点から考えて髪又は作業服装から誘発される災害は、死亡、重傷の危険性が著しく高いということになるのである。

四、年少労働者の産業安全対策

昭和二十四年度中には、死亡三、七四九名、重傷五七二、四五五名、計死傷総数五七六、二〇四名を出している。即ち一日平均十名の死亡者と、一分間に四名の割合で死傷災害が発生していることは、労働基準法の施行下にあつてもいかに産業災害が多いかを実証している。個人差による例外を除けば、概して同一の危険性業務或は不完全な労働環境において発生する死傷災害は成人労働者よりも年少労働者の方がはるかに高いということは常識でもあり、種々の統計にもはつきり表われているのである。その主因となるものは前にも述べた通り、彼等には成人労働者に劣る幾多の精神的及び身体的な條件が存在するからである。

この不利な條件を補うためには、彼等のため特別に設けられている法規を守ることが勿論、各事業場において、種々な手段が取られなければならない。

まず第一に物的対策によつて彼等の労働環境から危険性を驅逐することである。例えば、

一、原動機、動力傳導装置、機械装置等の配置を適正にする。

二、綜合運轉方式を單獨（個別）運轉方式に改める。

三、安全裝置、危害防止の柵囲、覆等を完備する。

四、工具、道具類を改善整備する。

五、作業床の高さを適正化する。

六、揚重運搬の施設を安全化する。

七、通路、階段の安全保持を図る。

八、電氣設備内圧容器類、危険物貯藏設備等に対する近接を防止する。

九、照明通風等を適正化する。

一〇、作業服裝、保護具等を改善整備する。

一一、警鈴、信号、危険標識等を完備する。

一二、緊急避難設備を増強する。

これ等は成人労働者にも共通して必要なことであるが、特に年少労働者のおる労働環境の場合には、特別の留意が必要である。

次に規制的措置によつて年少労働者の作業行動を制限し監督を嚴にする。例えば、

一、年少労働者に対する特別な作業規則或は安全心得を定める。

二、安全動作、正しい作業方式を定める。

三、災害頻発性素質者その他不適應者の適正配置をする。

四、生理日に就業する女子の適正業務を考慮する。

五、整理、整頓の標準を定める。

以上の物的安全対策と規制的安全措置の効果を完璧にするためには、先ず安全の重要性を理解させ、危害防止上の知識を授けるほか、この問題の解決は、すべてのものが教育と指導を必要とするように、災害もまた安全教育の充実強化及びその方法の適正に俟つ以外にはないのである。然らば彼等には如何に教育し指導するかとなると、それは何処までも彼等年令層の特長を考慮し、戦後政治経済その他の國情と共に思想の一変した今日、嘗ての上意下達風の威圧的態度に出るような指導者に対しては、今日の若い世代は、ついていけないばかりでなく、むしろ反動的に出ることが多いのである。従つて支配的又は威嚇的態度を捨て去つて眞に指導者としての本質的性格、例えば同情的である、理解が深い、明朗である、誠実で親切で熱意がある、意志が強い、抱擁力が大きい、公平である等によつて敬愛される性格をもち、その上に教育上必要な程度の知識、技術、経験によつて信頼感もたれるというような資質のある指導者が望まれるのである。更に教える方が上手であるということは必須の要件である。そして年少者自体に、正しい作業様式こそ技能的習熟と身体的安全を興えるという信念を植えつけ、安全思想を吹き込むことが肝要である。

一、災害は必ず防止できる。

二、災害は職場の恥辱である。

三、安全は義務であり、職場道徳である。

四、安全と能率は生産における車の両輪である。

五、安全は協力が必要とする。

以上の如き災害の実態を認識し、給ての人がこれら年少労働者を災害から護ることに協力することによつて、災害は必ず防止され、生産と能率は向上し、彼等年少者をして楽しく安心して働かせることができ、新しい日本建設の立

派な中堅として育成することができるのである。

(参考資料 年少労働者の教育と訓練)



年少労働者の教育

目次

一、年少労働者の教育の意義と基本的観点……………	二三
二、年少労働者の教育と労働保護……………	三四
三、年少労働者の教育と教育の機会均等……………	三六
四、年少労働者の教育の三つの面……………	三八
五、年少労働者の教育の今後のあり方……………	三九

一、年少労働者の教育の意義と基本的観点

年少労働者の教育の一般的意義や必要についてはいまさら語ることもしらないであろう。

年少労働者の教育は、個人の側からみれば、年少労働者自身の労働者および社会人としての資質を高め、その労働能力、生活能力また社会的活動能力あるいはその文化的能力を向上させ、かれら自身の幸福を増すものであることはもちろんである。

また、総合的な立場からみれば、年少労働者の教育は、労働生産性の向上——従つて産業の発展を裏付け、またそ

の上に築かれる社会的文化あるいは社会全般の発展進歩をもたらすものである。と同時に、労働者全般の社会的、経済的および文化的向上をもたらすものであることはいうまでもない。

このように、年少労働者の教育は、産業および社会にとつても、また年少労働者自身にとつても極めて重要な意義をもつており、またその必要は当面の問題として極めて切実である。

そして、年少労働者の教育の問題は、まず基本的な二つの観点から取扱われなければならない。その一は、労働者としての年少労働者の教育の問題であり、も一は、年少者としての年少労働者の教育の問題である。すなわち、一方は労働問題として教育を取扱う観点であり、他方は教育問題としての取扱い方である。

もちろん、こゝでは、主として前者の観点すなわち労働の問題としての観点から、年少労働者の教育の問題を取扱つて行くのがあたりまえである。とはいへ、この両面はたがいに不可分の結びつきを示している部面が多いので、機械的に兩分してあつかうわけには行かず後者の立場についても觸れなければならない場合が多いのはもちろんである。

それでは次に、年少労働者の教育の問題に関するこの二つの観点について、そのアウトラインを示してみよう。

二、年少労働者の教育と労働保護

いうまでもなく、まだ發育の途上にある未熟な年少労働者の心身を、かれらに健康な労働生活を営ませ、また健全な完成した成人労働者にまで成育するように、その労働生活の過程の中で保護しようとするに、年少労働者に対する労働保護の意義があるとするならば、年少労働保護は本来年少労働者に対する教育の課題をそのうちに含んでおり、しかもそれが過半の意義を占めているものであるということは明白である。

幼くして働かねばならなかつた年少労働者の心身の成長や人格の發展が、過重な労働の負担や不健全な環境、あるいは教育機会からの離脱などのために、むしろ阻まれてきた幾多の歴史的事実や、近世の労働科学的研究の成果が教えていることはいまでは常識である。そして、そのような事實はひとり年少労働者自身の不幸であるばかりでなく、ひいては総労働力の保持を困難にし、——したがつて産業そして社会全体の發展をも阻害するにいたるものである。近世の年少労働保護の諸制度は主としてこのような、総労働力の保全育成の手段として、産業および社会自身の自己防衛として、その成立を必然づけられたものである。とわいえ、年少者の生活権や人権の擁護の觀念がその中に含まれていることも忘れてはならない。

このようにして生れた近世の年少者に関する労働保護の制度が、それをやまとし、それをめぐつて歴史的にその發展を示してきた要点の一つは、いうまでもなく、労働の最低年令および保護年令とそれに伴う労働の諸條件に対する保護的規制の制度である。それらが意図するものは、未熟な、そして成育期の年少労働者に対して——余りに幼い者については労働自身がすでに過重な負担であるために、かれらを労働のすべてから遠ざけ、やゝ成長した者に対しては成人なみの過重な労働の負担を軽減し、また不健全な労働の環境からかれらを遠ざけて、その心身を労働による阻害からまもろうとするのである。それはまた年少者に対してひたすらに、あるいはできるだけ多く、心身の將來への成育の機会を與えようとする企図をも含んでいるものである。

このように、近世の年少労働保護の制度は、年少労働者に対して、その当面の生活を擁護しようとする意図と、將來への育成を図ろうとする企図の二の課題を含んでいるものである。教育の問題はたゞこの「將來への育成」の課題に結びついているだけのものではなく、「当面の生活の擁護」というもう一つの課題とも深く関連しているのである。

年少労働者に対する当面の生活の擁護とは、それは年少労働者に対する「人たるに値する生活」——すなわち「健

康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働の過程を通じて保障することである。そして年少者にとつて最も健康で文化的な生活とは自己育成の生活である。したがつて、年少労働者に対して健康で文化的な生活を與えるということは、かれらに教育の生活を與えるということと同義であるといつてよい。教育は、このように「健康で文化的な生活」として、年少者の「当面の生活の擁護」の課題とも結びつくのである。しかし、こゝでは主として將來への育成の問題として教育の問題を取り扱うことにする。

このように、年少労働者の教育の問題は、年少労働者の育成の問題としてばかりか、文化的生活の問題としても捉えられなければならないのであるが、いずれにせよ、教育の問題が年少労働保護の中に占めている位置は極めて大きく、その全体を蔽つていふこともできるのである。いゝかえれば、積極面からみれば、年少者の労働保護は労働生活の過程を通じて行ふ教育そのものであるともいえるわけである。

さきにのべたことは、いまさらいわずもがなのことではあつたが、年少労働者の教育の問題を、なぜ労働保護の一環として捉えなければならないか、そしてその中に占めているその問題の重要さはどうか、という問に対して一般的なかたちで答え、年少労働者の教育の問題が労働問題の観点から取りあげられることの必然性と、その問題の位置とを一般的に示してみたわけである。

三、年少労働者の教育と教育の機会均等

以上は年少労働者の教育を労働保護の側面からみてその必然的關係を明にしたのであつたが、年少労働者の教育はまた他に次のような観点からもこれをみななければならない。

それは教育の問題としての観点からである。そして、それには教育の機会均等という現代の民主的敎育原理の観点

がまず考えられなければならない。すべての國民は、ひとしく、その能力に應じる教育を受ける機会を與えられなければならない。これは教育の根本的理念であり、また健康で文化的な生活を営む權利とひとしく最も基本的な人權である。

ところが、この權利の享有も、幼くして労働をよぎなくされている年少労働者にとつては、手のとどかぬ空の星にもひとしく、高次の教育の機会は選ばれ惠まれた少数者の専有にしかすぎなかつた。これが從來の教育の姿であつたし、なおいまも、このような様相は濃厚である。國家社會の根本的生命力である生産を、けなげにも幼くして担つて立つている年少労働者が、その上に始めて咲きほこることのできる文化や教育の恩恵に浴することが最も少いとは、これより大きな矛盾はない。高次の階級の教育の機会は從來から年少労働者には縁なきものにすぎなかつた。そればかりか、義務教育すらも放棄をよぎなくされている年少労働者の数はいまま少くないのである。

はじめにのべたように、近代の労働科学その他の研究成果の報じるところによれば、年少の働いている者は、めぐまれて學校に學んでいるものに比べて、その心身の機能は著しく劣弱となつてゐる。それは機能についてばかりでなくその内容について同様である。そればかりか人格の完成の阻害も著しいことは、現今の犯罪統計について、労働する青少年に犯罪化や不良化の傾向が濃厚であることをみても明である。それらの事實は、年少の労働する者が教育の機会から阻まれていることにその原因の大きな一端をもつてゐるのである。そこで、近代の労働保護の制度が、労働の最低年令を定めて年少者を教育機会の最低線からの脱落からまもり、また保護年令とその間の特別な労働條件の基準をもうけて、働いている年少者にも教育の機会を享受するゆとりを與えようとしてゐるのである。このように近代の労働保護制度に含まれてゐる年少労働者に関する規定は、年少者に対する教育機会の保障、均等な教育機会の付與を企て、民主的敎育原理の実現のために場を與えようとしてゐると解釋されてもよいのである。

現代の教育制度もまた、年少者に対して均等な教育機会を與えるために、義務教育よりも高次な教育階程のうちにこのための新しい制度をもうけている。それは、高等学校の定時制の課程である。——少くともそれは原理的にはこれをねらっているのである。それは労働するものにも均しく高等教育の機会を與えようとする制度であり、近代の民主的教育原理の実踐的努力の表現である。

このように、近代の教育制度もまた、労働保護の制度と同じく、年少労働者に対して、労働を許しながら教育の機会を與えようと努力し歩み寄っているのである。

年少労働者の教育の問題に關する「教育の観点」の全体が、教育機会の均等の問題だけで充たされているとは考えられないが、こゝでは最も重要であり、最も緊密に年少労働者の問題に結びついていると思われるので、これだけに ついて觸れておく。

四、年少労働者の教育の三つの面

年少労働者は、年少者でありかつ労働者である。それは一般年少者に対しては労働の環境にある年少者として特質すけられ、一般労働者に対しては年少であることによつて特色すけられているものである。

したがつて、年少労働者の育成にあつては、労働する年少者を一般年少者とともに一般的成人にまで育成する面と、年少の労働者を成年労働者にまで育成する面との二つに分けて考へてみることができる。

年少労働者育成の前者のような面について行われる教育が、一般教育あるいは基礎教育とふつうよばれているものであり、それは個人としてまた社会人として年少労働者の人間的資質を一般的に高めることを目標としており、一般の青少年に対して行われるものと同様の意味をもつたものである。けれども、それは年少労働者に対して行われる場

合は労働の環境にある者としての特殊性に應じるように行われなければならないという差異をもっている。

後者のようなすなわち、年少の労働者を成年労働者にまで育成しようという面について行われる教育は、また、技能教育と労働教育（狭義——以下同じ）の二つの面に分れる。そして、技能教育は、労働者としての労働能力の育成に焦点を注いで行われる教育であるのに対して、労働教育は、労働者としての社会的能力の育成に焦点の注がれる教育であるということができるであらう。

このように、年少労働者の教育は、年少労働者の育成される夫々の面に應じて、およびその三の教育の側面をもっており、その他のものはこの三の面に包含させて考えることができるであらう。

次に、このような年少労働者の教育の三の面についてのべてみよう。

（一）一般教育あるいは基礎教育（註一）

一般教育、それは、年少労働者の個人または社会人としての資質を向上発展させるための教育である。そして、比較的低次のものは、義務教育としてひとしくしてあまねく年少者に義務づけられている種類の教育であり、その高次のものは、もしも年少労働者が「恵まれた少数の者」としての社会的——経済的環境に運命づけられていたとしたならば、義務教育を終えたとすぐに労働の代りに進んでいたであらう高次の教育階程、すなわち高等学校や大学の教育を指すものである。それは教育の本道ともいうべきものであり、高次のものに進むほど人間生活の諸能力を総合的に発展完成させる諸要素を濃く含んでいる教育である。

義務教育ばかりでなく、このような高次の一般教育もまた、それをうける機会は——能力をもっている者には——均等でなければならぬ。めぐまれた少数の者ばかりでなく、労働している者にもそれは充分に享有されるものとならなければならないのである。

この教育の機会を年少労働者に充分享有させるためには、労働の諸條件と環境とを整え向上させて、年少労働者に充分な余暇を與え、それを有意義に利用するに足る時間と物質と体力のゆとりを與えなければならぬ。

また、他面からは、その教育の制度や方法も、労働する者に充分利用されるように適應させなければならぬ。このような課題に答えようとするものが、近代の教育制度にとりいれられている定時制高等学校の学制である。それは働いている者に対しても高等一般教育の均等な機会を與えようとする民主的教育原理の一つの実踐である。それは教育の側から労働に対して積極的に差し延べられた手の一である。これに対しては、労働の側からもまた積極的に手を差し延べてこれと握手しなければならぬ。

一般に高等学校の教育目標を要約すれば次の三点となる。すなわち、社会的資質の向上、職業的能力の強化、および個人的素質の向上である。

このような教育目標からしても、この教育は年少労働保護の目指す、年少労働者の育成の課題といかにもびつたりとくるものである。そして定時制高等学校の場合も勿論この目標にvarietyはなく、しかも全日制高等学校の場合と教育の程度も内容も同一のものである。変つてゐるのは授業時間とその配置である。その時間は通常労働する青少年の労働余暇の時刻と合致するように多くは夜間となつてゐる。しかし、事業場に併置されているものには、交替制労働時間と授業時間の配置をうまく組み合せて、晝間と午後授業が行われているものもある。少い例としては授業時間も労働時間も長さを半日（四時間）として、午前と午後授業と労働とを交替にし、授業時間数の不足は修業年数を延ばして補つてゐるところもある。

労働保護の適切な運用と、この教育制度の適切な運用とがうまく合致されるならば、この制度による教育は、年少労働者の教育として最も好ましいものとなるであらう。

なお、定時制高等学校についていまだ少し説明を加えるならば、

定時制高等学校は、先にものべたように、労働余暇を利用して学ぶように制度化された高等教育であるが、その教育目標は一般高等学校と全く同一であるばかりでなく、教育内容の実質的程度、修了者に與えられる資格、教師の資質、施設設備などについても、原則的には同一水準を目標としているものである。ただ、全日制課程の生徒は、毎日学校へきて、一日五時間か六時間の授業をうけるが、定時制の課程の生徒は、必ずしも毎日に学校へこない、またきても一日二時間か三時間でかえることもある。けれども、教育の内容劣らないのである。

終戦前にあつた青年学校の場合は、教育の内容にも程度にも、またその他諸條件に、中学校や高等学校との間に大いに差があり、これらとは全く差別された別個の教育制度であつたが、定時制高等学校の場合は、原理的にはいさゝかのハンディキャップも付けられていないのである。

定時制高等学校が労働余暇を利用して行われる教育として適當であるその他の理由の一つとしては、授業日時の制度とともに、教育科目の單位制の特性が挙げられる。これは、生徒が劃一的に同様の全科目の授業をうけるのではなく、各人の個性、生活條件あるいは將來の希望などに應じて、科目を選択することのできる制度になつてゐる。

定時制の場合は、学年制を統一に行わないで、誰でもが同じ科目を同じ学年でやるとは限らず、卒業までに一定数の科目單位を都合のよい学年で選択して授業をうければよいことになつてゐる。

一定の單位（八十五單位——全日制と同じ）をとれば卒業できるわけである。したがつて、定時制高等学校では修業年限は、学校によつても異なるし、また生徒によつても同一ではない。卒業までの年頃は四年程度が最も多く、五年、六年とかゝつて卒業するものもある。

また定時制高校はその経営主体や経営形態も多様であることができる。官、公、私（財團法人）立があり、地域別

に設けることもでき、職域に設けることもできる。職域の場合は、事業場の経営者が単独で設ける場合もあり、いくつかの事業主が協同して設けることもでき、また例えば公立のものの分教場を職域の中に設けることもできる。あるいは、全日制と併置することもできるし、定時制単独であつてもよい。

またその課程も、一般高等教育でなく実業、専門高等教育とすることもできる。

いずれにせよ、定時制高等学校の制度は、教育内容、方法その他、年少労働者のための教育として最もふさわしいものであるからして、年少者労働者に対して最も修学を励めることが必要であり、また教育制度としても年少労働者に対してさらに廣くその門を開くことが必要である。

定時制高等学校の外、一般的教養や生活能力の一般的充実を目的として行われる各種学校や短期講習ふうの補習教育なども、この一般教育の部面の教育とみなされるであらう。

これらも職場内に附設され、事業経営者やその他関係者によつて経営されているものもあり、あるいは地域の施設として、その経営者は職場の経営者と無関係のもの、あるいは公共的なものもあるが、これらの教育施設も、定時制高等学校がさらに普及されるまでの段階として、あるいはそれを利用することのできないものゝための教育として極めてその意義は大きく、その奨励も大いに望ましいものである。

(註一)

國語	九單位	十單位（内五單位は一般社会で、他の五單位は、日本史・世界史・人文地理・時間問題のどれか一科目で）		
数学	五單位	（一般数学・解析（Ⅰ）・解析（Ⅱ）または幾何のどれか一科目で）		
理科	五單位	（生物・化学・物理または地学のどれか一科目で）		
保健体育	九單位			
計	三十八單位			

高等学校教科、科目、授業時間数、及び單位数表			
教科	科目	總時間数	（單位数）
國語	國語（甲）	七〇	（二）一〇（六）
國語	國語（乙）	七〇	（二）一〇（六）
漢語	文	七〇	（二）一〇（六）
社会	一般社会	一七五	（五）
社会	日本史	一七五	（五）
社会	世界史	一七五	（五）
社会	人文地理	一七五	（五）
社会	時事問題	一七五	（五）

家 庭	藝 能	保 健 体 育	理 科	數 学
被食家保家一 庭般 ·經家 服物理育族庭	工書図音 作道画樂	体保 育健	地生化物 学物学理	解幾解一 析析般 (二)(一)何数学
二四五 (七)一四九〇 (一四) 七〇 (二)一四〇 (四) 七〇 (二)一四〇 (四) 一七五 (五)一三五〇 (一〇) 一七五 (五)一三五〇 (一〇)	七〇 (二)一四〇 (六) 七〇 (二)一四〇 (六) 七〇 (二)一四〇 (六) 七〇 (二)一四〇 (六)	三一五 (九)一三八五 (一一)	一七五 (五) 一七五 (五) 一七五 (五) 一七五 (五)	一七五 (五) 一七五 (五) 一七五 (五) 一七五 (五)

外	國	語	一七五 (五) 五二五 (一五)
農	業		
工	業		
商	業		
水	産		
家	庭	技	藝
そ	の	他	特
に	必	要	な
科	目		

(二) 技能教育、育(註2)

次は技術教育、技能教育である。この教育は一面では年少労働者の労働生産性の量的質的向上を計つて直接的な産業の発展を目指し、あるいは産業や文化のための技術保存を企てる場合もある。そして他の面からすれば、年少労働者の労働の技術的能力を強化し適應化して、年少労働者の労働生活とそれを通じて社会生活の將來への発展と確保とを企てようとするものである。がいずれにせよ、労働の実技能能力に重点がおかれ、現在従事した將來それについて伸びようとする業務の實際に即して行われる教育である。

この部面の教育には、法に基く技能者養成制度やT・W・I（職場補導）の教育はもとより、非組織的な徒弟職成、見習制度などが含まれる。

従来から徒弟制度のもとに行われてきたこの教育が、近來にいたつて労働基準法により法的裏付けをされた理由は、徒弟制度にみられた濃厚な封建的労働形態から年少労働者を解放する目的と、非組織的で不合理な往來の教育の仕方やその内容を組織的に合理化しまた近代化して、技能向上の効果を一そう的確にしようとする目的からである。年少労働者に行われる教育として、産業経営者にとつて、この技能教育ほどその必要の切実であつた教育の部面は従来からなかつたわけで、産業経営にとつては、その効果はたゞちに生産率の量および質の向上となり、経営の上に大きプラスとなるばかりか、技能労働を必要とする部面では、それがなくては経営の維持すらもできないものである。したがつて労働者の教育として、最も早くから、いわば自然発生的に、各個の経営によつてその必要から採用されてきたものである。けれども徒弟制度としてのこの教育は、その發生の時代とともに含んでいたいわゆる封建的要素を、近代にいたるまでその中に包含し持続してき、しかも近代經濟の機構はその要素を却つて自身の利益のために逆用することによつて、それを強く溫存していたのである。

幸に労働基準法は、その内に技能者養成に関する定めを置いて、その養成方法を合理化するとともにその中に含まれている封建的要素の排除に努めているので、この法に基く技能者養成が廣く行われるときは、従前以上に、この教育のもつている極めて着実な効果は、年少労働者の技能向上にも、産業的利益の向上の上にも、たちまちにして實現されるばかりか、産業や労働形態の中に残留している封建的要素の排除にも顯著に役立つものである。なお、それに基く技能者養成には、たゞ腕をみがく、というだけの訓練ではなくて、一般的知識あるいは基本的専門知識を向上させる要素があわせて含まれているので、それらの要素は、年少労働者の技能ばかりでなく一般的資質を向上させ、従

つて、労働者全般の質的向上、社会的、文化的あるいは道德的向上、ひいては産業および社会全般の発展にも、大きに役立つものであると考えられる。

いずれにせよ、近代的形態のもとに、技能者養成の施設が廣く実施さることは最も、切実な、そしてつとも手つとり早く実現可能な年少労働者の教育に対する当面の希望である。

なおこの技能教育の部面には、労働者の労働環境への適應性を育てようとする安全教育や衛生教育なども含めて考えてもよい。それは直接的な業務の技能とは云い難いが、それと不可分の結びついているものである。

また労働保護という言葉を廣く解釈するならば、就職前に行われる職業補導などもこの教育に含めて考えてもよい。

なお附言したいことは、労働基準法の技能者養成の定めには、その間はいわばひき合われ労働力である養成中の年少労働者に対して、一般的労働條件の基準を合理的基礎に立つて引下げることが認められ、経営者の経済負担を軽減するように充分の考慮を拂つてゐることも忘れてならないことである。たとえば、法の定めに従つて技能者養成を行う場合には、普通は一ケ年以内に定めてある労働契約期間を養成期間中（三、四ケ年）は延長することができ、また最低賃金が法定された場合も養成中の者にはそれを下まわつて教習課程に應じた賃金を支拂うこともでき、また現金支拂の原則に対して現物給與も認められ、あるいは、年少労働者の危険有害の禁止業務も、養成教習に必要なものについては、一定の條件をつけてこれを緩和することができるのである。

（註 2） 一、指定技能および養成期間表

（分類番号）	（技 能）	（養成期間）	（分類番号）	（技 能）	（養成期間）
一ノ一	金 属 工 藝 師	三 年	①	鋳 造 金 師	同

三ノ二〇	機械組立	工	同	五ノ一	電氣	工	同
三ノ二一	自動車組立	工	同	五ノ二	電路	工	同
三ノ二二	義裝	工	同	六ノ一	大	工	同
三ノ二三	舟大	工	同	六ノ二	建具	職	同
三ノ二四	義肢	工	同	六ノ三	家具	職	同
三ノ二五	自動車修理	工	同	六ノ四	タイル	工	同
四	精密印刷	工	同	六ノ五	配管	工	同

教 習 事 項				教 習 時 間
一 社 會 科	2 勞 働 科	3 技 能 と 作 業 能 率	二 体 育 科	
第一年度 七〇	第一年度 七〇	第一年度 七〇	第一年度 三五 一一〇 一一五	
第二年度 七〇	第二年度 七〇	第二年度 七〇	第二年度 三五 一一〇 一一五	
第三年度 七〇	第三年度 七〇	第三年度 七〇	第三年度 三五 一一〇 一一五	

備

考

(三) 勞働教育

いわゆる「労働教育」は、廣義に解釈すれば、労働者教育の一般を指すことにもなるが、狭く解すれば、これは労働者の労働自覚に対する労働者自身の行う教育であるといえよう。労働者の経済および社会的意義や地位などに関

する認識や自覚、あるいは労働者の労働意識、労働態度、労働道徳、生活意識、生活態度などといわれるものに関する自覚と実践の向上を目指した教育と解することができる。したがって労働組合に関する認識、組合員としての自覚やその組合活動に関する教育訓練などに重点がおかれる。

この部面の教育は、さきの二つの面の教育が主に使用者が主体となつて行われるに對して、これは主として労働者自身すなわち労働組合が主体となつて行うことを建前としているのである。労働者自身の手による労働者自身の資質や社会的および経済的地位の向上を目指す教育であるところにこの教育の特性がある。

そして労働教育の究極の目標は、從來おかれていた労働者の不遇な経済的および社会的地位から、労働者自身の手によつて労働者自身を向上しようとするにあるのである。

労働者と経営者の關係には、不可避免的に矛盾する面があるので、眞の労働者の向上は、労働者自身の手によらなければできないという、労働者の自覚からこの教育は出発したものである。

けれども、從來、年少労働者に対するこのような労働教育が意外にもおろそかにされてきていたようにみかけられる。それには種々の理由はあろうが、いずれにせよ、教育は双葉の内から始められるのが最も効果的である。眞に自覚のある労働者を育てるには、年少者の労働教育はもつと強化されなければならないものと思われる。

労働組合は、正しく健全な労働意識をもつた労働者を創りだすために、年少労働者の労働教育にもつと意を注ぐことが望ましいと思われる。それは組合の發展のためであり、また労働者層全般の發展向上として最も着実な道であると思われる。

五、年少労働者の教育の今後のあり方

以上によつて、年少労働者の教育の意義、観点および教育の三つの方面などについて、そのあらましをのべたが、次に年少労働者の教育の今後のあり方について少しくのべてみたい。

年少労働者の教育の今後のあり方について語るには、さきにのべた教育の三つの方面が、今後どのように行われなければならないかについてのべればよい。

さきに年少労働者の教育は三つの方面に分けて考えることができるのとべたが、この三つの方面は、それぞれ全く別個に独立した形であるものではなく、そのおのおのが、内容的にも方法的にも互に関連しているものである。例えば一般教育（定時制高校など）についてみても、それは一般的に個人あるいは社会人としての資質向上を目標としているとはいへ、労働や職業生活を離れた個人あるいは社会生活を考えることは單なる抽象にすぎず、それは具体的に常に労働と結びついているものである。従つて一般教育といへども労働能力の向上をその教育指針の要点の一つとしており、技能に関する知識や実際の教育をも大きな内容としてゐるのである。そればかりかその教育を年少労働者の職場教育と緊密に結合するように運用しようと思うならば、その性格は一般進学者に対する場合よりもさらに職業的、技能教育的に行われなければならないことはもちろんである。そして高次の教育階程への準備階程的な色彩を薄くして、一そう完成教育的性格のものとしなければならないであらう。

けれども、一般高等教育によつて、直接的な専門的労働技能でなく、個人の一般的教養や知識が高まり一般的資質が向上することだけでも、労働の創意性や労働の自主性の増大をもたらすことになり、それ自身労働の量的および質的生産性の拡大を導くものであることも既に実証されている事柄である。

また高次の一般教育の効果は、労働者の労働自覚の向上をもたらし、それによつて労働者層の経済的および社会的地位の向上も必然的にもたらされるといふ労働教育（もちろん狭義の）的效果をももっているのである。そしてこの教育はそれが年少労働者に対して試みられる場合は、このような労働教育的效果をあわせて強く期待されるように運用されなければならない。

このように、例えば一般的教育の面といえども、それが労働する者に対して正しく運営されるならば、それは技能教育やあるいは労働教育としての効果を濃厚に期待することができるのである。またそれはそのような性格のもとに行われなければならないものである。

同様のことは、技能教育についても、また労働教育についてもいうことができるのである。

なお附言すれば、年少労働者に対するこれら三つの教育の側面は、理想からするならば一つに統合されることが望ましい。教育の機会均等からしても、年少労働者もまた最高次の教育である大学教育までも、等しく進む機会を與えられなければならないものである。したがつて、さきにのべた定時制高校などの学制はこれをさらに高次の教育にまで發展させ、その組織と運用を一そう労働する者にも学ぶに易くし、またその性格を技能教育や労働教育的側面の教育効果をも期待できるものとし、なお立地条件や経営主体などについても充分な考慮を加え、これを真に労働するものの教育制度として理想化するならば、この学制の中に他のすべての年少労働者の教育を統合することができるであらう。

けれどもそのためには、年少労働者の労働の諸条件もまた、この学制の教育を享けるに適するように整えられなければならない。

しかし、そうするには、教育の場所と労働の場所との問題、その両方の経営主体および経営経費の問題、教育時間

と労働時間の問題、教育課程と労働技能の問題、授業料と賃金の問題などに関して、この理想の実現をはぐむ種々のしかも解決に樂でない問題が介在している。けれどもその他の実現は推進されなければならない。が、同時に段階的には、種々の職場内に併置されたもの、あるいはその他に設けられたものでもよいが、労働の諸條件に出来るだけマツチするような組織の、比較的簡易な教育施設による教育も、年少労働者のために大いに拡充されなければならない。例えば、補習学校ふうのもの、あるいは技能養成施設ふうのものなどである。そしてこれの教育も、技能的科目ばかりでなく、一般的知識や教養を高め、年少労働者の一般的資質を向上させるような科目、および労働者の自覚を高めるような科目をあわせもうけ、また教育方針もそのように運営されなければならない。

近代および將來の産業手段の分業化と機械化は不可避であるばかりか、根本的な生産力の向上はそれを除いては求め難いものである。したがつて、それに伴う労働の機械化個別化もさけ難い。そこでそれから生ずる労働者の人格の分裂的傾向は、生産および労働に関する労働者自身の認識や自覚によらなければ救い難いものである。そしてそれは一般的教養や資質——思考能力の向上に待つものである。この意味からも、一般的知識や教養を高めるための教育は、年少労働者のどのような教育指導の部面にも強く含まれていなければならないものである。



年少労働者の余暇生活

人間のからだはいわば機械である。それも実に至妙に造られた機械である。ツァイスのレンズに優る眼球、聽音機の敵わぬ鼓膜、あらゆる消化劑の追隨を許さぬ咀嚼及び消化機關、腦髓から走る各種神經がよく末端に及ぼし又末端より傳えることは無線電信が如何に發達しようとも、その機能の正確緻密さに於てこれの比ではない。こうして見ると、どんなに巧妙にでき上つたロボットでも人間には敵わない。これ程優秀な機械である人間が、原子力を使うことまで考えた人間でも、ロボットを製造することはできるが、「成長した人間、働ける人間」を即製することはできない。それは二十年もの歳月と計算したい手間がかゝつてゐる。実に高價な機械であるといつてよい。たゞの機械ならば使い過ぎてシヤフトが磨滅した場合取換えるといふことができるが、人間のからだは損傷した一部分を新しいものと取換えるというわけにはいかない。もつとも科学の發達した今日一部の例外にはあるが。機械をして最高の能率をあげさせるためには、掃除し注油し磨滅又は破損の箇所を更新する。人間も働きずめに働いてはからだがすり減つてしまふから清掃や注油のかわりに労働時間を適度にし、労働後の手を適當に加えて、次の労働の能率をあげるためと人生の生甲斐のために心を配るべきである。私達は働いて、たべて、眠つてゐるだけではない。そして睡眠

のみによつて体力の恢復をはかつてはいない。睡眠をとる以外に自分の自由に使える時間を持つてゐる。これを賢く使うかどうか、「人間」をより優秀なものとし、生命を長びかせることに大きな影響がある。中でも年少労働者のこの面の問題は、彼等が心身の発達途上にあるのに既に学校教師の手を離れ、しかも小社会人として働き、それには賃金を得ることが加わるために特に考慮されるべきであつて、年少者自身は勿論のこと周囲のおとなはその計画の援助指導をして、年少者の將來に少しでもプラスとなるよう、愛情ある措置が欲しいと思う。福沢諭吉は「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と言つた。民主思想を簡単に上手に言いあらわしている。労使の關係、親子の關係をこの氣持でいけば労働者が奴隸化したり、子が親の私有物となるおそれがなくなる。

年少労働者の余暇時間の善用について考える前に、次の四点を私達は心得ておきたいと思う。

第一に、労働者が今日のようなはつきりした余暇時間を持ち得るまでには、悲惨な長時間労働の歴史を経たのであるということ。

第二、余暇時間を善用することは、労働者のみでなく、使用者にも、ひいてはすべての人にも大切な事であり、中でも年少者には、更に年少労働者には非常に大きい影響をもたす問題であること。

第三、余暇時間の確保と善用には使用者のこの問題に対する理解が必要であること。(低賃金は労働者が必要だけの生活費を得るために残業をして余暇時間を失つたり、又單なる経済的な理由でさゝやかな楽しみをさへ犠牲にすることとなる。)

第四、労働組合は余暇時間善用について、その実施発展のために組織を活用すること等である。

年少労働者の余暇生活——このことはおとな達の心にかゝる問題ではあるが、従來は一般青少年(小・中・高校生)の問題の一部として極く軽く取扱われてきたようである。それには種々の理由があるであらうが、一つには労働基準

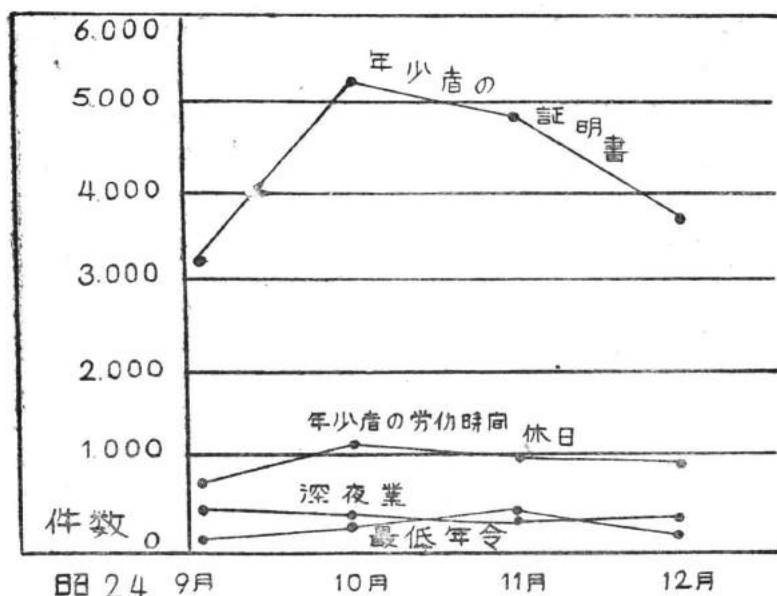
法が労働者を基準最低線以下に陥込ませないように保護しているから、雇用主側は違反さえしなければ、余暇生活にまで法的責任を持つてはいない。もう一つは学校の先生には卒業生の余暇生活にまで気を配る余裕が無いこと、最後に労働組合はどうであろうか。婦人少年局が嘗て行つてきた諸事業場における年少労働実態調査の際併せ行つたところの、労働組合は教育、体育、福祉等の面で特に年少労働者に対し何か行つてゐるか、との質問に対し、特に行つてゐるとの答が出た処は無かつたのである。

しかし、雇用主も、また先輩としての成年労働者も、自己の踏んで來た道を省るとき、少年時代、青年時代に、もう少し積極的にあれをしてゐたなら、又はこれに努力しておいたならという淡い後悔は全然無いであろうか。現在に満足しきつてゐる者に將來への伸展が望めないように、過去に些の無い者に將來の円満な成功が望めるであろうか。過去の失敗反省が將來へのよい道標となるのではあるが、とはいへ悔いのない生き方をするべきであることは勿論のことである。それ故にこそ年少労働者の先輩としての成年労働者及び使用者が、あとに続く年少労働者に対してなすべき事の一つとして、その余暇生活の指導を提唱したのである。成熟の途上にある人間が、現在及び將來の生活に安全感と價值感を持つことはいかに必要なことであろう。

余暇時間の確保については、就職難の世相を反映し又低賃金の対策として労使双方の意志により又はどちらか一方の希望により残業が行われていることが大きい妨げとなつてゐる。これも經濟問題が根本の解決をなす好事例なのであるが、こゝではそれには觸れないことにする。

次に示す図表は、労働基準監督署が監督して摘発した違反事件のうち年少者関係のものであるが、最高を示す証明書の違反は書類の手續上の不備などであるからこれを除くと、労働時間、休日の違反が多く、深夜業がこれに続いている。如何に余暇時間の確保が行われにくいかと分る。

年少者関係違反件数



条文別違反件数

昭 24

順位	法	條	文	10月	11月	12月	計	%
			計	7,139	6,633	5,248	19,020	100
4	56	最	低 年 令	267	286	159	722	3.8
1	57	年	少 者 の 証 明 書	5,223	4,834	3,718	13,775	72.4
6	58	未	成 年 者 の 労 働 契 約	92	63	49	204	1.1
7	59	同	上	23	31	47	101	0.5
2	60	年	少 者 の 労 働 時 間	1,031	982	917	2,930	15.4
3	62	深	夜 業	236	264	244	804	4.2
5	63	危	険 有 害 業 務 の 就 業 制 限	194	147	102	443	2.3
8	64	坑	内 労 働 の 禁 止	11	9	8	28	0.1
9	65	帰	郷 旅 費	2	7	4	13	0.07

○ 労働基準法により労働時間が短縮された

労働基準法は、労働条件一般について最低線を決めているから、労働者は労働時間、安全衛生、賃金等については法の保護を受けている。またこの保護がよく行われているかどうかを監督する行政機関もあるし、労働者側には組合があつて、使用者側と個人の立場で話をせずにはすむ仕組がある。明治の「職工事情」、大正の「女工哀史」等によつて知られる労働者の生活状態と、労働基準法施行後のそれとを比較すれば実に感慨深いものがある。

まず労働時間が短縮されたこと。これは全労働者にとつて生活を向上させた最大條件であつた。この他にも女子年少者を保護する特別の規則があるから、年少労働者が心身を蝕む長時間労働に陥込んだのは昔日の夢となつたのである。

私達東洋人は自分のからだを苦しめて修業することを極く自然の目で見て來た。技能を磨くために直接關係あるトレーニングをするのでなく、寒夜に井戸水を全身に浴びるとか、病氣の治療上必要というのでなく「なまぐさ」を断つ等はよく知られた方法である。恐らく佛敎の苦行僧が行う難行を昔から見きゝする機会があつたからであらうと思う。青少年が雇われて、雇用労働をするとなれば、住込の年期奉公か徒弟に住込むという労働形態が普通で、通勤など殆んど無かつた時代——肝じんの技能を仕込まれるまでの一・二年は水汲み、薪割り、子守等だけに追使われるのが普通で、それがどれ程苛酷な労働であらうとも、訪ねて來る肉親でさえも「修業のためだから何事もしんぼうしなさい」と言い聞かせ、年少者の方もそういうものかとあきらめ切つていた始末であつた。そしていよいよ目的の技能を仕込まれることになつても、睡眠の時間、食事の時間だけが自分の時間であつて、自由時間——これから觸れようとする余暇時間などは無かつたのである。普通の家庭の子供でさえも「遊ぶ」のは「子供だから仕方がない」と「大目」に見ら

れていたに過ぎない程「遊ぶこと」は「よけいなこと」と思われていたのであるから、まして貧家の子供が奉公に出された以上余暇時間など無いのがあたりまえだと思われていたのであつた。

工場法から更に労働基準法と進んで來た現在の年少労働者の一日の生活ぶりはどんなであらうか。例を一・二あげることにする。

例一 官廳給仕 — 少年一七歳 —

午前	六時〇〇分	起床
	六・二〇	朝食
	七・〇〇	出勤
	七・三〇	就業
午後	〇時一五分	晝食 (晴天の日はキャッチボール、バレーボール、雨天の日はピンポン)
	一・〇〇	再就業
	三・〇〇	一五分休憩(晝休と同じ)
	四・〇〇	終業
	五・三〇	登校(夜間高校三年—商業)
	九・二〇	終業
	一〇・三〇	帰宅・夕食・入浴等
	一一・〇〇	就寝

(就労時間 午前四時間半—午後三時間 計七時間半)

例二 ゲッター組立工 — 少女一七歳 —

午前	五・三〇分	起床・炊事・洗面・掃除
	六・三〇	朝食
	七・〇〇	出勤
	八・〇〇	就業
	一二・〇〇	晝食 (散歩、更衣室で昼寝、読書、勉強 作文)
午後	一・〇〇	再就業
	四・〇〇	終業
	五・三〇	帰宅・夕食
	六・〇〇	裁縫か洗濯
	七・〇〇	ラジオを聞く・勉強 (書道作文) 入浴・読書
	一一・〇〇	就寝

(就労時間 午前四時間—午後三時間 計七時間)

例一の少年は就労時間が七時間半で、その勞務内容はいわゆる雜用であり一定していないから、立詰めの仕事或いは使走りばかりといたよることもあり得る。しかし学校の子習復習が全くできない日があるかわりに、できる日もある。そして学校で過す授業時間が休憩時間を除いて三時二〇分間であるから、合計十時五〇分間を労働時間であるといふと、余暇時間にこのような正規の高等学校に通うことは、晝間の労働の種類によつては、相当の無理を伴う場合もあると思える。この少年の語るところでは、土方をしている友達をよく休む。株屋に務めている友達(これは組で一番

よくできるが）近頃休み勝ちになつたという。よく聞いてみると株屋街の盛衰と時期が一致している。夜間高校生の職種別による欠席率とその理由を調査するといふと思う。理想から云えば勤労時間と勉強時間の合計が八時間を超さなければ、年少者の發育と生活の楽しみは増進することであらう。例二の少女は晝休以外の小休憩なしで七時間実働となつてゐる。労働省職業安定局の職務解説によると、ゲッターとは電球や真空管の真空度上昇排氣に用いる板や網のことであると定義されている。この少女の仕事の内容はゲッターの部品を組立てる作業で、まず小さなゲッタープレートの所定の位置に細いゲッターワイヤーを、電気熔接機を用いて接点熔接し、更にゲッタープレートの中央にケメット又はニベレルをピンセットで挟んで入れこの上から小さな四角形に切断されてある網狀のゲッターメッシュを被せケメット又はニベレルが脱落しないようにするためにゲッタープレートとゲッターメッシュを、電気熔接機で熔接する。作業内容がこのように多様であるから、作業者の精神的活動の方をいふと不斷に注意力を働かせながら作業を進めなければならぬ。身体的活動の方は作業が多様であるため動作も多様であるが、軽作業であつて疲労度は比較的高くない。注意力を必要とすることはあまり疲労しない手先の仕事をするこの少女は、実は最近まで終業後英語学校に通つてゐた。中退理由として、学校の帰途酔漢の自轉車にはねられたり、度々男の人に追われたりして、けがをしたり恐しくなつた爲であるといつてゐる。しかも同学校は非常に強く、帰途の苦勞さえなければ、どんなに再度通学したいかを訴えてゐる。同様の理由で進学を阻まれてゐる年少者は他にも多いであらうと思ふと解決策の早い実現を図らなければならぬ。

○ 労働と余暇と休養

—— 余暇の意義 ——

労働者が労働するのに要する時間、即ち住居を出てから職場につき、働いて又住居に帰りつくまでに要する時間を労働時間であるとして、一日二十四時から差引いた残りの時間が余暇と休養に要する時間であるとする。休養はその日の疲労を恢復させる目的をもつて靜止睡眠をとることである。ところが労働による疲労のみがその日の疲労ではない。労働と休養に使うのでない時間を余暇に使う時間とは言い切れないが、労働者にとつて一日の生活のうち、勤務労働が主流をなしているから、その時間がたとえ二十四時間のうちの大半を占めていなくても、労働に含まれないものを一應余暇と言つておく。

基準法により最低八時間の労働時間を定められているから、今かりに八時間労働するとして、通勤に要する時間を一時間とすると、往復で二時間合計十時間が労働に要する時間となる。そして残りの十四時間が休養と余暇の時間に充てられることになる。休養に要する時間は、労働に要する時間の長短によつて決まるものではなく、労働の質と労働者の体力とによつて決められるものである。その上、余暇の過しかたによる事が非常に大きい。労働と余暇のすごしかたとにより非常に疲労したからといつて労働者が休養時間をそれに合せて長くすれば、労働力を恢復することはできるが、二十四時間をうまく配分できないとその一日からはみ出してしまふ。労働者が社会の一員として秩序ある社会の一細胞として生活している以上個人の生活の秩序も乱すわけにはいかない。個人の秩序が社会の秩序の根原になつてゐるからである。一日の生活で労働と余暇と休養を二十四時間内に巧みに配分することを、毎日の生活を秩序あるものとするために考慮しなければならぬ。特別の事情が無い限り、年少者の労働時間は一日八時間以内と決まつてゐるから労働時間を不変と見なし、休養時間と余暇時間とを個々の事情に應じて賢明に分けるとよい。

余暇時間をどのように過そうとも使用主その他は何等干渉できない。全くの自由時間である。（職場における休憩時間も勿論純然たる自由時間である。）労働者にとつてはこの一日のうちの余暇時間の他に一週間に付き一日間の休

日がある。これも計算に入れてフルに善用したいものである。

○ 余暇の善用

労働時間の間に挟まっている休憩時間と、一日の勤務の後に来る余暇時間と、一週間に付き一日ある休日とは、ともに余暇時間ではあるがその使い方には夫々工夫を要する。

休憩時間は短時間であるし、あとに勤務を控えているから、疲労回復を主目的とした方がよい。従つて過度に体力を消耗しないような過し方をする方がよい。うつ血を散らす方法として簡単に費用をかけないためには、体操、散歩等がある。然し疲労は不思議なもので、たゞ休んでいるだけでも恢復するが、それより好きな事をすれば体力恢復作用は非常に促進されるものである。たとえエネルギーを相当消耗する活動であつてもよい。肉体と精神とは密接な関係があることが分る。それで非常に体力を消耗した労働者が休憩時間に更に体力を或る程度必要とするスポーツをした場合、それが好きなスポーツであるならば、疲労はこれによつてサツパリ抜けるであらう。動員された学生が一日の労働を終つて道端でバスを待つていた。バスはなか／＼来ない。疲れきつたからだで、たゞ待つていれば心までも重くなつて来る。この時、リーダーは皆に駢足で帰ろうと提案した。ちよつと矛盾しているようだが、結果はよかつたそうだ。然しそれも程度があつて、この場合は皆が学生であつたから年令体位はほぼ同等で、帰り途が比較的近かつたからよかつたのである。さて、休憩時間のスポーツによる疲労が次の勤務にまで持越されるようではいけない。晝休みのように相当纏つた休憩時間にはこういう過し方は効果があるが、五分ないし十五分位の小胸みでは勝敗を争わない軽いスポーツや、合唱、散歩などめい／＼の疲労感や好みによつてすればよい。上体を前屈し続けて働いた者は、この時間に充分腰を伸ばし胸を張つて大きな息をしよう。或る年少労働者のつどいで一少女が次のような事を言つた。

「私は雲母を扱う仕事をしています。キャッチボールがとても好きなので休み時間にしたいけれど、雇主は仕事に差支えるからそんな遊びをしてはいけないと言います。けれど私はとてもしたいのです。」この問題は簡単に解決がつく。その少女は休憩時間以外の余暇時間にキャッチボールをするといふ。またキャッチボールの他に、精密を要する仕事に差支えないような面白い遊びがあること、自分の好みを満足させて仕事を省ない狭量は民主的労働者の眞の姿ではないこと、はじめは好きでなくてもやつてみれば好きになれるかもしれないこと、好きなことしかやらないと決めることは知る機会を自ら狭めることになること等を知らなければならぬ。

こういう時に使用者や労働組合のおとな達により適當な過し方の指導がなされることが望ましい。然ししいることは避けた方がよい。

次に、一日の労働が終つてからの余暇時間と一週一日の休日とはどう過したらよいかを考えてみよう。一見、労働者は労働時間と睡眠時間とちよつとした身の廻りの事に使う時間などで一ぱいになつてしまふように思われ勝ちであるが、一日の生活をきちんと組立てゝみれば案外余暇時間があることに氣付く。一日の余暇時間は大てい一定しているから計画を立てゝ利用すると効果的である。一日一時間としても六日で六時間、一生涯の余暇時間を計算すればうかゝと無意義に過すことの勿体なさを感じるであらう。無意義に過すということは何ということなく過すことであつて、仕事をしたり勉強することが有意義で、遊ぶことが無意義だといふのでは決してない。労働者には一週間に付き一日の休日がある。仕事によつてはその割合を保つて必ず七日目とはきまつていないが。この二種の余暇時間を組合せて賢く用いるかどうかで年少労働者の心身の向上に大きく影響する。私達は学校教育ばかりでなく、あらゆる場所であらゆる時にあらゆる事物を通じて多くの影響を受けている。私達は仕事を終つてもなお仕事のことを考え、ひたむきに働く人を立派な人だと思ひみすぎてはいないだらうか。そういう人は樹々の美しさ、空の色の深さに目を移す

余裕もなく、たゞ緊張の一生を過すのである。「遊ぶ」ことは老若男女にかゝわらず必要なことである。それは氣分轉換と労働意欲の昂揚に役立ち、生活にうるおいをもたらす。

そこで、働く少年少女の余暇利用について実際にはどうしたらよいかを、できるだけ若い間に磨いてねうちをつけるということを忘れずに考えてみると、

- 1、労働日の余暇時間を勉強に利用し、週休をレクリエーションと身の廻りの雑用に利用する。
- 2、労働日の余暇時間を日をきめてレクリエーション、勉強等に過し、週休を身の廻りの雑事、家事の手傳、その他に利用する。

年少労働者が各自でどのように過そうともよいのであるが、こゝで使用者、労働組合が適當な勸告や指導をする、と、年少者はより賢明な善用方法が分るし勇氣付けられると思う。

勉強をするのには――

夜間高校

定時制高校

講習会、各種学校

事業場でのグループ教育

(技能者養成所の設備があれば一番よい。)

レクリエーションをするのには――

個人、グループどちらでもよいが、グループの方が協同精神や柔軟性ある社交の訓練機会ともなつて、この年齢層には特によいと思う。この場合労働組合の文化部、厚生部等の活快な、少年達を好く人達が指導者になるとよ

い。指導者が年少労働者達のよい相談相手となり、グループに何かを押しつける形でなく、個人の自由意志を尊重しながらも、グループ精神を体得させ得る手段があることは、一般のグループ教育の場合のグループ指導者と同じである。

グループミーティングは職場単位でもよいし、年少者全体の集会でもよい。これには使用者や組合の成年者（職長なども）が共に遊ぶという気持で参加することもよい。おとなが童心に還つて少年と共に遊ぶといったような会は、事業場の場合は特に労使の感情を和やかにし、相互の立場に理解を深めることにも役立つ。又、少人数の集会で話合えば、年少労働者の気持をきき、よりよい配置轉換の行えるきつかけが生れるかもしれないし、また職長達の体験談により年少者は仕事の上にも生活の上にも希望が湧くこともあるであらう。然し、どんな集りをしてそれが楽しくなければしない方がましである。指導者、司会者等は興味をおこさせるようにしかも和やかに進められるコツを知ることが大切である。

婦人少年局は、昭和二十五年四月より約四ヶ月に亘り全國廣範圍に電球または眞空管製造に従事する年少労働者の労働実態調査を行い、あわせて、余暇生活の調査をも行つたのであるが、その整理が未だ終つていないので、こゝに発表できないことは残念であるが、東京大学の藤田忠氏が労働問題研究（昭二三、十一月号十二月号）誌上に実に行届いた調査を発表していただけるので、こゝに關係ある部分を紹介する。

調査実施期日は昭和二三、四、一一五、一五

調査方法は質問票を各工場に配布し回答を求める。

調査対象は、地域別、産業別の割合を考えた約四百工場、この内回答を寄せたもの一一八工場で、これを便宜上次のように分類してある。

まず工場の厚生施設をA B C Dの規模別の表にしたものを示すと次の通りであるが、規模が大である程施設はととのつてゐるが、住居及び運動部に限り、規模の大小に拘らず施設がある率が高い。

施設名		A	B	C	D	計 (平均)
経 済	消費組合	40	62	56	96	62
	生活相談所	6	24	57	50	30
	寮 社 宅	97	98	91	92	92
	食堂	63	85	91	85	80
	計 (平均)	52	65	74	81	66
文 化 教 養	読書研究会	29	50	39	54	42
	労働講座	23	26	48	69	39
	文化講演会	20	50	61	62	46
	機関紙の発行	74	80	78	81	78
	新聞雑誌の購入	71	90	100	100	90
	図書室(館)	54	62	74	77	65
	計 (平均)	45	60	67	74	60
慰 安 娛 樂	楽 劇 團	66	79	87	92	80
	演 藝 会	51	62	70	54	60
	演 藝 会	52	59	57	54	57
	映画会(平均)	56	67	71	67	66
保 健 衛 生	病院診療所	74	100	100	100	92
	工場衛生	34	91	96	92	78
	計 (平均)	54	96	98	96	85
体 育	運 動 部	97	97	96	100	98
総 計 (平均)		53	69	75	79	68

クラス	従業員数	工場数
A	500 以下	35
B	500～ 1,500	34
C	1,500～ 3,000	23
D	3,000 以上	26

次に各施設の経費の負担者の表を示すと消費組合において、規模の小である会社が負担している率が高くなつて居り、楽劇團、演藝会及び運動部では規模が大になる程会社が負担する率が高くなつてゐる。

施設名 負担者		消費組合	機関紙発行	新聞雑誌の購入	図書館	楽劇團	演藝会	運動部	計(平均)
		%	%	%	%	%	%	%	%
A	会社	86	5	43	47	60	69	61	55
	組合	2	84	38	42	27	0	4	28
	共同その他	2	11	19	11	13	31	35	17
B	会社	50	27	50	50	67	95	72	59
	組合	5	65	25	7	29	0	24	22
	共同その他	45	8	25	43	4	5	4	19
C	会社	69	22	28	73	71	80	80	60
	組合	0	78	5	0	14	0	0	14
	共同その他	31	0	67	27	15	20	20	26
D	会社	71	20	57	47	80	69	77	60
	組合	8	60	7	11	7	0	5	14
	共同その他	21	20	36	42	13	31	18	26
計(平均)	会社	68	20	43	52	69	80	72	58
	組合	5	70	21	17	21	0	9	20
	共同その他	27	10	36	31	10	20	19	22

このような施設に対する従業員の態度について興味ある表が多数ある。高賃金が、「生活向上に対するせつなる望みのないところでは労働者の怠惰をもたらす」程ではないにしても、これと類を同じくする嘆き——を同氏はこの中で指摘している。

「あなたは自分の向上のためにどんな努力をしていますか」との間に答えて

(一) 「回答なし」と「考えたことなし」四一八名(三六%)

(二) 「生活に追われてその余裕なし」六四名(五%)

(三) 少くとも何等かの生活態度をとっており、又、とつていると判断されるもの六七九名(五九%)

こういう、いわば自覚以前の、植物的生活を送っているものが全体の四〇%を占めていることは無視できない数字である。その現場事務別、男女別にみた表を次に示す。

区分	現 事	場 務	412名 (45%)
	70	(28)	
男女別	男	女	364 (41%)
	118	(44)	
年 令 別	20才未満		106 (50%)
	21~25才		142 (38%)
	26~30才		73 (38%)
	31~40才		114 (42%)
	41才以上		46 (41%)

施設に対する従業員の態度の調査では、「工場内の文化活動に対しどんな考えをもっていますか」と「現在行われているものうち、最も賛成するものは何ですか」との間に對して、

(一) 「別になし」と「考えたことなし」四八九名(四二%)

(二) 何等かの考えをもっているもの、又もつていると思われるもの六七二名(五八%)

となつており、このような無関心者を現場事務別、男女別、年齢別の表にすると次（上表）のようである。
 次（下表）に何等かの関心を示して居る六七二名の意見を表にしてみたものが次のものである。

現 事 別	現 場 務	426名 (47%) 63 (25)
	男 子 女 子	348 (39) 141 (39)
年 令 別	20才未満	126 (61)
	21～25才	135 (36)
	26～30才	75 (39)
	31～40才	104 (38)
	41才以上	49 (44)

意見 種類		肯 定	批 判	否 定	そ の 他
現 事 別	現 場 務	103件(21%)	173件(34%)	82件(16%)	144件(28%)
		92 (44.0)	46 (22.0)	51 (25.0)	19 (9.0)
男 女 別	男 子	160 (28.0)	170 (30.0)	115 (20.0)	129 (22.0)
	女 子	35 (26.0)	49 (36.0)	18 (13.0)	34 (25.0)
年 令 別	20才未満	31 (38.0)	15 (18.5)	11 (13.5)	24 (30.0)
	21～25才	95 (41.0)	66 (28.0)	56 (24.0)	18 (7.0)
	26～30才	18 (12.5)	60 (42.0)	27 (19.0)	38 (26.5)
	31～40才	30 (15.0)	68 (33.5)	35 (17.0)	69 (34.5)
	41才以上	21 (43.0)	10 (21.0)	4 (7.5)	14 (28.5)

以上で、藤田氏の貴重なる調査結果であるところの教ある表の一部を紹介したのであるが、このように笛吹けど踊らぬ人達の歸らぬ理由に「一部の者でなく全員が参加して樂しめるものにせよ」「教育部門をもつと重視せよ」「情操方面をも重視せよ」「余り高級すぎて分らない」「低級である」「各自がもつと自覺せねば駄目である」「計画だおれである」「見栄ではない形式をすてゝ實質をもてゝ」等の声がある。

労働者の余暇生活に関しては夙に大正十三年の第六回國際労働總會で「労働者余暇利用施設の發達に関する勧告」がなされている。その中に次のような勧告がある。

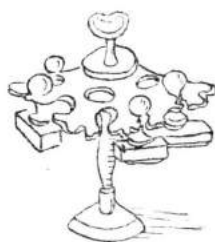
余暇の保全

労働者が與えられた余暇時間を充分に享受することを確保するため措置をとることを要し

(一) 労働者は余暇時間の價值を充分認め、余暇の損われることを防ぐためどのような事情の下にあつてもその全力をつくすこと。

(二) 他方使用者は労働者に余暇期間中、時間外賃金労働に従事しなくてもよいだけの賃金を定めることを常に主眼とすること。

復興途上、多難なわが國産業、經濟界の現状ではあるが大した費用をかけずに作業能率をあげ得れば、勞使ともに、この不況を乗切つて、同時に余暇生活をも樂しく又は有利に過し得られる。労働者の作業姿勢、連続時間等に原因する疲労は工夫次第で輕減することもできるものと信ずる。



年少労働者と不良化防止

目次

一、労働問題としての働く青少年の不良化防止の問題……………二五三

二、青少年犯罪の傾向……………二五四
三、働く青少年の犯罪傾向とその原因……………二六〇

一、労働問題としての働く青少年の不良化防止の問題

心身ともに未熟な年少者は、できることなら、悪い労働条件や労働環境のもとで働いたり、過激な労働に従事したりすることなく、より高い教育の機会が與えられることが望ましい。それにもかゝらず、家庭の経済や社会的な條件によつて、数多くの年少者達が働かねばならない状況におかれていることは、日本のみでなく、多くの國々においても共通してみられるところである。

そこでこれらの働かねばならない年少者の保護の問題が取上げられるのであるが、先ず保護の要点が、一般的にいつて、發育の途上にある心身ともに未熟な年少労働者を、健全な完成した成人労働者に育成するために、その労働の

過程を通じて保護し、それによつて年少者自身の現在と將來の幸福を増大することを目的とするのであれば、單に年少労働者の身体の健全な發育を図るばかりでなく、より高い人格の形成という面からも、保護育成の方法が講じられなければならない。勿論身体の健全な發育と人格の向上とは切り離して考えられるべきでなく、労働の過程を通じて統一的な保護育成の手段がとられてこそ、この両者は車の両輪の如く同じ方向に向つて安全に進むことができるのである。

産業機構の中にある好ましくない労働條件や労働環境が、とくに年少労働者の人格の健全な発達を妨げてきたことは歴史的な事実として周知のとおりであり、これに關する社会科学や労働科学の諸研究の成果は、労働保護の中で、このような問題が扱えられなければならない必然性を切実に示している。ここに働く青少年の不良化の問題が労働問題との關係に於て扱えられなければならない必然性を見出すことができるのである。

労働基準法の年少労働に關する諸規定の中には、労働安全や労働衛生の面から危険有害な業務に年少労働者をつけることを禁じて年少者の身体の保護育成を擁護しようとするばかりでなく、教育、福祉の面からの有害な業務に対してもその就業を禁止して、年少労働者の倫理的人格の擁護と育成をはかろうとする意図がみられるのもまた極めて当然のことである。

同法に基いて、さらにこれを具体的に規定している女子年少者労働基準規則についてみるならば、年少労働者をつけることを禁じているこれらの危険有害業務のうち、労働安全の面から四一種の業務、労働衛生の面から、一〇種の業務が指定されている。そして倫理的、精神的な面の有害業務として次の業務が指定されている。(一)酒類釀造の業務(二)焼却清掃またはと殺の業務(三)監獄または精神病院における業務(四)酒席に侍する業務(五)特殊の遊興的接客業における業務(六)公衆の娯樂を目的として曲馬または軽わざを行う業務(七)戸々についてまたは道路

その他これに準ずる場所で歌謡遊藝その他の演技を行う業務（８）旅館、料理店、飲食店または娯樂場における業務。これらの業務は年少労働者の教育福祉上特に有害な業務として指定され、年少労働者をつけることを禁じているのである。

このような労働環境ばかりでなく、労働条件もまた年少者の精神的、身体的發展を阻害する、例えば、前に掲げたような安全衛生や教育福祉上の有害な業務に就かせないとしても、深夜業や長時間労働によつて酷使されたり労働の強化が行われるとしたら、このことによつても年少者の身体的な生長が害されるばかりでなく、ひいては精神的成長をも阻害し、人格的、道徳的なたいはいをもたらずとも充分考えられるところである。このような見地から労働基準法に定められている年少者に対する労働の制限や労働条件の保護的な規制も考慮されなければならない。

このように近代の労働保護制度には、年少労働者に対する倫理的な面についての保護の規定が含まれていて、教育福祉上有害な条件を含んでいるような労働環境から年少労働者を極力遠ざかることにつとめている。いまから一五〇年まえ、世界で最初につくられた工場労働に関する英國の労働法にも「徒弟の健康および道徳に関する法律」という名称がつけられていて、働く年少者の倫理的な人格の面に關する保護が規定されている。

このように、働く青少年の不良化の問題は、たゞ教育、治安、社会福祉の問題としてばかりでなく、労働問題の一環として、労働との關係に於て取上げることのできる問題性をもつている。

二、青少年犯罪の傾向

戦争はあらゆるものを荒廃せしめ、多くの善良な人々を困窮と悲たんのどん底に突き落したが、とりわけ青少年は最も大きな犠牲者として、はかりがたい程の破壊を蒙つた。

しかもその痛手のあまりにも重く深く、終戦後五年以上経過した今日なおその創痕をいやすべさえ失つてゐるのである。

先ず戦後の青少年犯罪の実相を知るために、近年における犯罪全体の傾向をみると、全国検察廳の受理人員は、日露戦争直後から、年平均四・五％の速度で上昇曲線を描いてきて、昭和九年には被疑者は七二万人に達し戦前の頂点に達した。翌一〇年を轉機として下降し始め日華事変、太平洋戦争への突入などによつて犯罪曲線は上下したが、大体において横ばいの状態で終戦に至つた。そして戦争という外的條件によつて抑えられていた犯罪曲線は、終戦後の混乱と相まつて爆発的に上昇したのである。

昭和七年	九〇	昭和十四年	七二	二一年	一〇一
〃	一〇一	〃	八三	〃	一九九
八年	一〇六	一五年	八〇	〃	二八三
〃	一〇五	〃	七四	二三年	
九年	九九	一七年	八〇		
〃	九一	〃	七五		
一〇年	八八	一八年	七五		
〃	八七	〃	七五		
一一年	八六	一九年	七五		
〃	八五	〃	七五		
一二年	八四	二〇年	七五		
〃	八三	〃	七五		
一三年	八二	〃	七五		

ではこのような一般犯罪の中にあつて、青少年犯罪はどのような傾向をもつて進んできたのであろうか。

いわゆる自然犯といわれる刑法犯における青少年犯罪の状況を、全国警察の検挙統計についてみると、一般成人の曲線と少しく趣をことにし、戦時中から上昇線をたどり、終戦後急激に上昇している。

これを数字で示すと、昭和十一年を一〇〇とすれば、昭和十三年（日華開戦初期）一〇五、昭和一七年（太平洋戦争初期）一四三、昭和一九年（同末期）一六一、昭和二〇年（終戦第一年）一一八、昭和二一年（終戦第二年）二四〇、昭和二三年二六八という指数を示している。

青少年犯罪を一般刑法犯に比較してその比率をみると、昭和十一年が一〇%、昭和一九年が二四%、同二二年が二五%、同二三年が二三%となつている。

青少年犯罪の状況（二〇才未満）

年 別	罪 種 別		昭和十一年を一〇〇とする指数		刑法犯に 対する青 少年犯罪 の比
	刑法犯総数	青少年犯罪数	刑法犯総数	青少年犯罪数	
昭和十一年	四四五、六八九	四六、五五〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇%
昭和十二年	四〇九、三五〇	四六、〇四六	九一、八	九八、〇	一一%
昭和十三年	三九五、六五八	四八、九三三	八八、七	一〇五、一	一二%
昭和十四年	三五〇、二一八	四八、三六七	七八、五	一〇三、九	一二%

昭和 一 五 年	三四五、五〇〇	五三、〇四八	七七、五	一一三、九	一五〃
昭和 一 六 年	三三四、四一七	五二、七〇九	七五、〇	一一三、二	一五〃
昭和 一 七 年	二九九、〇四七	六六、五八八	六七、〇	一四三、〇	二三〃
昭和 一 八 年	三四一、三二〇	六一、三三六	七七、〇	一三一、〇	一八〃
昭和 一 九 年	三一〇、五七七	七五、三一四	七〇、〇	一六一、〇	二四〃
昭和 二 〇 年	二四三、三九二	五四、七八七	五五、〇	一一八、〇	二三〃
昭和 二 一 年	四四五、四八四	一一一、七九〇	一〇〇、〇	二四〇、〇	二五〃
昭和 二 二 年	四五九、三三九	一〇四、八二九	一一八、〇	二二三、〇	二三〃
昭和 二 三 年	五五〇、五四〇	一二四、八三六	一二四、〇	二六八、〇	二三〃
昭和 二 四 年 (一月より 六月まで)	二七三、〇八九	六一、六六八			

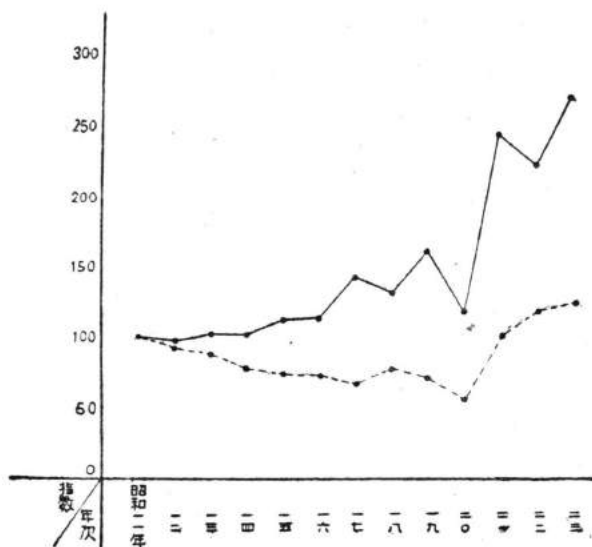
青少年犯罪が数の面からこのように急増している一方、犯罪の質の面においてもその兇悪化は注目すべきものである。

次の表によつても分るように、殺人、傷害、強盜、強姦等人心に最も恐怖を與える犯罪が急増している。

例えば昭和二三年を昭和一八年に比較すれば、殺人は約四倍、傷害は約三倍、強盜に至つては実に十倍以上に上つている。さらに強盜についていえば、昭和二三年度においては青少年（二五歳未満）によつて行われた強盜は全体の七五%、二四年上半期は八〇%の多きに達している。

青少年犯罪指数グラフ

刑 法 犯 罪 数
 青 少 年 犯 罪 数 ———— (昭和11年を100とする指数)



少年犯罪の罪種別調（二〇才未満）

年別	罪種別	殺人	傷害	放火	強盗	窃盗	強姦	わいせつ	賭博	詐欺	横領	その他
昭和一八年		九四	二、九八八	二〇四	五七七	四五、一二三	三三五	四三九	二、九四一	一、五五二	一、五五八	五、九五九
昭和一九年		一七七	二、九六八	二二五	四四二	五四、八五二	二九四	四一七	五、七六五	一、七六七	一、四八八	二〇、五一四
昭和二〇年		二四八	一、七四六	九二	四五五	四二、八一八	二二八	三〇八	二、六三七	一、〇四四	六五〇	六、四六四
昭和二一年		二四九	二、八七四	一六四	二、九〇三	八七、八二五	二五八	二八二	三、二七一	三、一九三	一、一三二	一三、九六四
昭和二二年		二二六	三、〇五九	二一六	二、八五一	七七、五二四	二九八	一六三	四、一二七	二、九九九	一、三〇九	二二、二七七
昭和二三三年		五五四	九、一三一	一七四	三、八七六	九〇、〇六八	五八四	—	四、七二〇	四、一七三	二、二〇〇	九、六六七
昭和二四年		一三〇	五、五五〇	一九六	一、五八四	四五、六五八	三四〇	二二二	一、七五二	一、七八〇	一、〇〇九	三、六三八

註 昭和二四年は上半期の分

犯罪青少年の年令についてみると、警察統計によれば、二〇歳から二五歳迄の青年の犯罪が極めて多く、一四歳から二〇歳までの者の犯罪数もほぼこの数に近い。この両者を合せた十四歳から二五歳までの青少年の全犯罪数の刑法犯罪総数に対する比率は、漸次上昇して、昭和二三年には全数の四八％に達している。言葉を換えていえば、最近の全刑法犯の約半分は二五歳未満の青少年によつて行われているということになる。

また全國の受刑者についてみると、一四歳以上二三歳未満のものは、昭和一七年が六、六六七人であるのに対して、昭和二三三年は二六、八九三人となり、約四倍もの増加を示している。これを満二三歳以上の成年受刑者に比べると、昭和一七年が一七％であるのに対して、昭和二三年には三四％に飛躍してゐる。

年令階層別刑法犯数

年 別	罪 種 別		刑 法		犯		未 二〇才 対 満 才 対 総 数		未 二五才 対 満 才 対 総 数	
	總	数	一四才—二〇才	二〇才—二五才	一四才—二五才	九七、六七四	一八%	二八%	二四〇	二五〇
昭和一八年	三四六、七〇九		六一、三六六	三六、三〇八		九七、六七四	一八%	二八%	二四〇	二五〇
昭和一九年	三一〇、九五一		七五、三一四	三七、四五三		一一二、七六七	二四〇	二四〇	二四〇	二五〇
昭和二〇年	二四二、六四五		五四、七八九	二一、三〇〇		八二、〇八七	二三〇	二四〇	二四〇	二五〇
昭和二一年	四四五、四八四		一一一、七九〇	九二、四六六		二〇四、二三六	二五〇	二四〇	二四〇	二五〇
昭和二二年	五〇七、〇二二		一〇四、八二九	一〇〇、七一八		二〇五、五四七	二一〇	二四〇	二四〇	二五〇
昭和二三三年	五五〇、五四〇		一二四、八三六	一四一、五八二		二六六、四一八	二四〇	二四〇	二四〇	二五〇

以上によつて青少年犯罪の傾向を述べたのであるが、犯罪の絶対数でも、また一般成人犯罪と比較してみても、戦時を通じて増加し、終戦後激増し、いまなお増加の一路を辿っているのがわかるのである。

三、働く青少年の犯罪傾向とその原因

終戦後激増した犯罪青少年は一体どのような社会層から出ているのであろうか。

警察統計の示すところによれば、終戦後はその絶対数からするならば、かえつて工場労務者の犯罪数は減少して、農業や無職者の犯罪数が増加している。しかしこれは終戦後勤労動員の解除あるいは戦時産業の停止などにより、多数の青少年が工場から農村に復歸したり、失業群に投じたことなどによるのであらう。

かれらの或る者は先輩労務者の悪感化により、資材、製品等の持出し、賭博、遊興を覚え、次第に犯罪を犯し又は不良化して終戦時に至つたのであるが、敗戦による社会の混乱と生活の破壊はこうした傾向に拍車をかけたのである。

昭和一八年以降犯罪青少年（二五才未満）の職業別調

年 別	職 種 別	学 生、生 徒	工 場 労 務 者	店 員	農 業	その他の 有職者	無 職 者	計
昭和一八年		一六、二九	五〇、五四四	二、六四〇	八、一九四	二四、九三一	一五、二五六	九七、六七四
〃 一九年		二〇、五五三	四二、七八六	一、四二五	八、一九九	二三、五九五	一六、四三九	一二、七六七
〃 二〇年		二二、九七七	三六、五〇六	五七三	七、七八八	一六、六九三	一七、六〇一	八三、〇八七
〃 二一年		一五、〇三一	二二、〇六六	二、六〇二	三六、〇四	五九、九七一	七八、五二二	二〇、二六六
〃 二二年		二〇、〇八六	二五、七四五	四、〇八三	三三、八九七	五八、三八九	七七、三五七	二〇、五五四
〃 二三年		二一、三六六	二五、四八八	八、六五五	一五、五五二	五四、六四一	四六、八〇三	二七、七五一

註 無職者のなかには、いわゆる閑屋が含まれている。

家庭の経済状態や生活程度と犯罪青少年との関係についてみれば、左表にみられるように、昭和二四年一月から三月までの全国（五府縣を除く）警察の統計によれば、いわゆる下流家庭以下のものが五〇%、中流の三五%、上流以上の一四%となつて居り、中流以下の家庭の青少年が全体の八五%となつて居る。

極 貧	下 流	中 流	上 流	極 豊	計
二、四五一	八、四五八	七、四九四	二、七二五	一一九	二一、二四七
一一％	三九％	三五％	一三％	一％	

これで見ると、いわゆる下流家庭に最も犯罪青少年が多く、次に中流家庭から多く出ていることになっている。ところが下流家庭や中流家庭の子弟にこそ、幼くして働かなければならないものが多いことは明かであり、このことからしても、労働しなければならぬ青少年に犯罪数が多いこともうなずけるわけであり、それゆえに青少年の不良化、犯罪化の問題の中にあつて、働かねばならぬ青少年の不良化、犯罪化の問題が重要な地位を占めているということができるのである。

勿論終戦後の青少年犯罪の急激な増加の原因のすべてを労働の面からのみ説明しつくすことは妥当でない。すべての青少年犯罪を含めて共通した何らかの原因は、これを他に求められなければならない。

人生の中で最も感受性に富み些細な刺激に対しても敏感に反應を示す青少年が、大人さえも耐え難い終戦時のあの混乱の中にあつて混乱と絶望の中に行く手を見失うことは、むしろ当然すぎる程当然なことである。だからこそ一般成人犯罪が戦時中は横ばい状態であつたのに、青少年の犯罪が早くもその頃から上昇線を辿つて居たことも不思議ではない。

最も早く戦争の被害を受けたかれらは、最も永い間その影響から脱し切ることができないかれらでもある。終戦後五年を迎えても尚その犯罪が激増していることも、この辺の消息を実証して余りある。

戦争と青少年犯罪の關係は、今後永い間の課題として専門諸家によつて研究されなければならない問題であり、原

因の究明もなお今後の問題として残されているのであるが、われわれは労働の面からこれを検討するため筆を進めよう。

先ず第一に考えられることは、労働環境に含まれている好ましくない諸条件である。そして労働条件もまた、これと無関係ではない。

このことはすでに最初に少しふれたのであるが、一般に労働する青少年は、学校というめぐまれた環境に生活する青少年に比べて、大部分の生活を好ましくない環境の中で生活しなければならないので、精神の未成熟な段階にあるかれらが知らず識らずのうちにうける影響は大きいものがある。

労働環境にある好ましくない条件としては、その職場で先輩としてあるいは指導者として働いている成人である場合もあろうし、寄宿舎生活の問題、夜業の問題などいわゆる風紀に關係した労働条件や労働環境も考えられるし、また終戦後の急激な民主思想のはきちがえから未熟なかれらが奔放な生活に陥り、それが不良化の傾向へと進んだことも考えられる。しかしこのような労働環境や労働条件についての常識的な考え方で、働く青少年の不良化の要因が解明しつくされるものではない。

働く年少者に関する労働保護は数個の要点を含んでいるが、その中で最も重要と認められるものは、労働の最低年令および保護年令の制定とこれに伴う労働条件の保護的規制である。

このような保護的規制がなされなければならない必然性は、年少者が働くことによつてその身体や精神の發育を阻害され、または停止され、その人格を荒廢に導いてゆく事実の中にみいだすことができる。

いわゆる年少期には、身体の外形および内部機能の發育に多大のエネルギーが消費されるために、この時期に適正でない外的労働負担が加えられるときは、個体の發育はいちじるしく障害せられる。適正な環境と陶冶のもとにある

学校生徒の身体的發育に比較して、この時期を適正でない労働環境の中に生活している労働年少者の身体的發育は著しく低劣となつてゐるのである。

このことは同じく精神的機能の成育―知能、人格など―についても明確に実証されてゐることである。

「再認」、「推理」、「直觀的洞察」などの精神的機能の發達は、年少期において最も大きな發達を遂げ、この時期の終り頃一應その發達の頂点に達するものである。

この時期に在學した者と工場労働に従事した者とを比較してみると、労働に従事した者のこれらの機能の發達は甚しく歪められて、在學するものよりも著しく低劣となつてゐる。

そして、この両者のへだたりは、「再認」などという比較的單純な精神的機能よりも、「推理」とか「洞察」などという複雑な知能はどます―甚しくなつてゐるのである。

年若く今日の産業的労働に就かせることは、人格の青年期的發達を阻害すること甚しいものである。今日の産業のために明日の社会民衆の人格が歪曲せられ、その鋭敏さが削除されて行くことはとうてい忍ぶことができない。

このような切実な諸事実に裏付けられ、また、その他の社会的、経済的必然性から、いくたの歴史の変遷を経たのち、漸く現在の労働の最低年令と保護年令の制定、および労働條件の保護的規制などの諸制度が、働く年少者の保護のために確立されたわけである。

以上のべたように、年少労働者に対して、年令による労働の制限や労働條件の規制がなされなければならなかつた必然性こそ、働く青少年を一般の青少年よりも犯罪や不良化に、より導き易くする根源と同一基盤のものであることが明瞭である。

要するに、特定の労働條件や特定の労働環境ばかりでなく、労働の全般が、その中に働く青少年を必然的に犯罪や

不良化に導いて行く要素を濃厚に含んでいるのである。

成人労働者にとつてすら、現在の労働の意義は、かれ自身の眞の生活そのものではなくて、生活の犠牲ですらある場合が多い。人間の本然の欲求である自律的労働や責任ある自主的働きへの欲求を實現することのできないこのような労働の中では、人格の高揚や發展の意慾はじょ／＼に磨滅して遂には人格の荒廃を導くのは当然といわなければならない。成人労働者にもこのような経過がみられるとすれば、年若い労働者にはそれが一層著しく、一そう急激にくるのは当然である。働く青少年の不良化の根本要因はこゝにあるわけである。

労働保護の法制によつて年少労働者は心身の両面から厚く保護され、不良化や犯罪化の要因となる好ましくない幾多の條件や環境は除かれたのであるが、このような法制の保護下におかれている雇用労働に働く年少者の問題の外にも、なお働く青少年の不良化の問題と密接に結びついている特殊な労働問題——街頭労働の問題、義務教育未修了兒童の労働の問題、兒童の人身賣買の問題、年少者の失業の問題等——がある。

そしてこれらの特殊な労働の中にこそ、年少者の不良化、犯罪化の危険性を多分に内ぞうしているのである。以下これらの問題について簡単にふれてみよう。

1、街頭労働

昭和二十五年一月二十三日の朝日新聞には次のような記事がのつている。

「かつての浮浪兒にかわつて最近では家も保護者もありながらクズ紙同様に街頭に放り出され学校えも行かない『街頭兒』の激増が全國的傾向となつてきた。これらの子供たちは、子供心にも『自力で生きぬく』という考えを持ち、職業と場所をどし／＼変えているので、その実数はつかみにくいが、厚生省では全國で約四万人いると推定してい

る。

戦後子供の幸福を守るために出来た三つの法律も、この子供たちの場合には適用の点に不備があり空文に等しいとの声もある……」

街頭労働の業種は靴磨、新聞賣りなどを筆頭に納豆賣、ビーナツ賣、花賣り、辻占賣りなど多種多様に亘っている。かれらの多くは雇用関係を持たないため労働基準法の適用外におかれて労働保護の恵みにも浴していない。

昭和二十四年三月―五月にかけて婦人少年局が全国的に行つた靴磨、新聞賣の実態調査の結果を要約すると

(1) 両親又は片親のないものが全体の五五・八％に及んでいる。

(2) したがつて家計の中心を失つているものが多く、本人が生計の中心であるか、または重要な支柱であるものが多い。

(3) 労働時間が極めて長く、夜間や深夜に亘るものが多い。

(4) 義務教育すら満足に受けていないものが多く、義務教育年令者中八八・四％あまりは通学していない。

(5) 親分子分の身分的關係や雇用關係におかれているものもあつて、その關係にあるものは中間搾取されている。

(6) 収入は労働時間の長さなどに比べてよくない。

(7) 労働の時間や場所の關係で環境が悪く、不良化や犯罪化の危険性を伴っている。

以上の要約だけからみても、年少街頭労働者のおかれている特殊な環境や條件が、ふだんに彼らを不良化や犯罪化の危険性の前にさらしているのを察することができる。全國四万と推定される年少街頭労働者がこのような状況下にあるとすれば、これに対する積極的な保護の対策が講じられなければならない。

2、義務教育未修了者の就業

家庭経済の窮迫に伴つて、学童が義務教育にさえ専念できずに、中途退学又は長期欠席して就業する者が増加している。年少者が向学心を抑えて職場に赴き、しかも最低年令に達しないために、法の目をくぐつて、不適正な職場に多くもぐりこんで、生活費にも足りない賃金を補うために、労働時間を延長し、苛酷な労働に甘んじているとすれば、幼いかれらの心身への影響は恐るべきものがある。

文部省が昭和二十四年四月三十日における不就学児童生徒の調査をした結果によれば、総数八八、三三三人でそのうち就学猶予の者は二七、五七八人、就学免除の者六、五六六人その他五四、一八九人となつてゐる。

その他の五四、一八九人のうち、教護院、少年院にある者の七七六人を除く殆んどものが貧困や居所不明などによる不就学者である。

長期欠席児童の職業をみると、主に子守、家事労働、見習工員である。見習工員などは基準法の監督の目のとどかないところにもぐりこんでいるものが多い。

学びながら働くものゝ場合は、学校へ行く前かまたはひけてから就労するもので、学資を得るためばかりでなく、家計の補助のためにも働いている者が多く、新聞配達が最も多数を占め、工員、子守、店員なども多い。学びながら働くものゝ労働時間は比較的短いが、非常に低賃金であり、一ヶ月六〇〇円以下が大多数を占めている。かゝる状態では賃金につられて他の苛酷な労働に当るものもあることも考えられる。

註 学校教育法第二十三條によつて、就学しなければならない子女が病弱、發育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる場合は就学を猶予又は免除することができる。

3、兒童の人身賣買

昭和二十三年十二月、栃木縣に端を発して明るみに出た人身賣買事件は、いまだに封建的な遺制が残存していたという意味で、當時非常に世論を刺戟したことは周知のとおりである。その時の基準局調査によれば、栃木縣だけで十八歳未満の身賣りが一、一〇〇人と推定され、全國的には莫大な数になることが予想される。

身賣りの原因の大部分は極度の窮乏によるものであることは前借金が多いことでもあきらかで、福島縣の一四九名の身賣り兒童中親の収入が一ヶ月二、〇〇〇円以下というものが非常に多く、判明したものでも八三名もあつた。

身賣りされた者の年齢層をみると十八歳未満のものが大部分で、九歳、十歳というような兒童も含まれている。

身賣りされた兒童は十五・六歳であれば、普通の労働者や作男として使用されたり、家事使用人や子守として使われる。中には本人の知らないうちに藝者にさせられたり、あるいは特殊飲食店で賣春を強制されたりするものもあつて、すでに轉落えの第一步を踏み出しているのである。このような若い年少者たちが親の元を離れて二年、三年、長いものは十年も両親の愛情に飢えながら働かねばならないことは、どんなにこの兒童達の心をむしばんでゆくことであらう。

4、年少者の失業

失業が年少者に與える最悪の影響は、徳性の破壊であることはいうまでもない。一般に大人の失業問題に対しては世人の関心は高いが、年少者の失業はとかく二次的に考えられやすい。

大きな希望をもつて学校を卒業し社会に送り出された年少者が、その第一歩から就職することが出来ず永い間放り出されているとしたら、彼らの精神的な苦痛はどんなに大きいことであろうか。それは決して家族をかゝえて失業に苦しむ大人の心情におとりはしないであらう。

前掲の二五歳未満の犯罪青少年の職業別調によると、全犯罪青少年に対して無職者の犯罪青少年は累年次のような割合をしめして、無職者の犯罪青少年がいかに多いかがわれる。

昭和十八年	一五・六%
昭和十九年	一四・六%
昭和二十年	二一・四%
昭和二十一年	三八・四%
昭和二十二年	三七・六%
昭和二十三年	三六・六%

昭和二十一年以降の無職者の犯罪者数は学生生徒、工場労働者、店員、農業、その他の有職者の犯罪者数を断然引き離して常に最高位を示している。この様な事実によつても年少者の失業が不良化や犯罪化と大きな関係をもっていることを示している。

職業安定局の調査によれば、昭和二十四年三月の新制中学卒業者は、一、〇二四、七六一人でその中求職者は同年五月末現在で二一一、七一九人、就職者は同じく七月末現在で一一九、五四四人となり、未就職者九二、一七五人を出している。また昭和二十五年三月の新制中学卒業者は六・三制の完全実施の結果卒業者は前年の約一倍半の一五五万人で、そのうち就職希望者は約八七万人に及んでいるが、産業界の不振のため求人数は前年よりも少く、かれらの

就職は極めて悪い条件におかれている。

年少者の失業や就職難が不良化や犯罪化の面からもいかに重大な問題であるかがわかるであろう。

以上年少労働者の特殊な問題の若干について検討したのであるが、あるものは――街頭労働の如く――直接不良化、犯罪化の危険を伴つて居り、あるものは労働条件や労働環境によつて徐々に心身の正常な発達を阻害することによつて不良化、犯罪化の要因を作つてゆくものもあるが、いずれにしても雇用労働の年少者の場合と同じように、いなそれ以上に大きな関心が拂われなければならないが、差当つて考えられる対策としては、

(1) 学令児童及び生徒をもつ貧困家庭に対しては、生活保護法による救済を強化し、教育のための扶助料を増額する等、できるだけだけの経済援助をすることによつて就学を保障すること。

(2) 年少者の就職口を廣めるために、公共職業補導所で行う年少者の技能習得及び使用者による技能者養成を拡充強化すること。

(3) 基準法に違反して働いている年少者及び基準法適用外の職場で悪条件の下に働いている年少者や、いわゆる人身賣買等を取締ると共に、正しく働き得る職場を開拓すること。

(4) 職につけない年少者に対しては、かれらに適した公共事業を起して、これに吸収すること。
などであらう。

これらの対策を具体化するためには、國家財政の面などから多くの困難があるであろうが、青少年問題が今、日本が直面する最も重要な問題の一つであり、それはまた明日の日本のためにも早急に解決されなければならないものであることを思えば、あらゆる困難を排除して、その対策の具体化が図られなければならない。



年少労働者の人身賣買

目次

まえがき	二七一
一、終戦後年少者の人身賣買はどのような経過をたどっているか	二七四
(一) どの地方から何縣に賣られているか	二七五
(二) 受け入れ先きの職業	二七六
(三) 親元の生活	二七七
二、仲介者について	二七八
三、契約その他について	二七九
(一) 契約期間	二八〇
(二) 前借金	二八〇
(三) 契約書	二八一
四、保護対策について	二八三
五、身賣り兒童の処置について	二九〇
むすび	二九三

一、まえがき

昔から、同じ人の世に生れながら、生きるために幼い身を物品同様に賣買された者は少くない。庭の草花、空の鳥、野の虫の生活でさえ、その自由を楽しんでいるのに、親の下を離れて西に東に賣られて行き、籠の鳥のような東

縛の中に成長期を過す兒童を、あわれと思わない人があるであらうか。しかもそれが新憲法の制定により、基本的人権と特別年少者の保護をうたわれている現在、減少するどころか、増加の傾向すら見られるのである。一四歳の少女が、僅か八歳の時から子守り娘として雇われ、学校もいかに夜の一二時頃まで、馬の飼料作りや草刈りまでさせられていた事実——しかも、時折焼火バシの折檻までうけながら、親の前借のために帰れずがまんしていたという。或いは前借金僅か三、〇〇〇円で、一〇年間の契約をさせられていた一三歳の作男等、みな最近二、三年の間に明らかになつた事実である。これらの多くのケースが、人身賣買といつても、昔の奴隸のように人間を完全に商品化して賣つてしまうのではなく、その原因も、現れた形態も、終戦後のわが國の特有性が加わり、複雑なものとなつてゐるのである。ここにその現況を報告する前に、内外の人身賣買について簡単に述べてみよう。

人身賣買の風習を生んだといわれる奴隸制度そのものは、ヨーロッパにもアメリカにも存在していた事は周知の通りである。ヨーロッパでも西洋文化の發祥地であるギリシヤには多くの奴隸が支配されていた。尙武をもつて名高いスパルタでは人口の二〇倍の奴隸を使用し、文雅をもつて著名なアテネでは市民の一〇倍に達する奴隸を用いたという。なお、このギリシヤに先だつて古代東方諸國にも奴隸制度が存在したことは、ピラミットの巨石を運んだエジプトの奴隸によつても、歴史上明らかにされている。しかしギリシヤ時代の奴隸は自由を束縛されてはいるが、かなり教養もあり、生活も優遇されていたようである。次いで古代ローマ社会も奴隸によつて發展した。即ち、土地や道具だけでなく、「物をいう道具」として奴隸まで所有した階級が、奴隸の献身的な労働を搾取して發展し、その奴隸は、近隣の立ちおくれた國を侵略した軍人が、捕虜を商人に賣買して得られたものである。中世のヨーロッパ封建社会でも、領主階級のむちの下に酷使される農奴がいた。その農奴達は殆んど人間ではなく、「農夫は牡牛とかわりない、たゞ奴には角がないだけだ。」とドイツの諺にもあるように、牛馬と同様に使われ賣買されたのである。英國で

も産業革命直後において、救貧院から工場へ何十人、何百人の兒童が集團的に賣られた話や、アメリカでも、リンカーンの奴隸解放戦以前に行われた黒人賣買の涙の物語が幾多残っている。しかも、これらの世界文明諸國に、現在奴隸を酷使し子女を賣買している例が数多くあるであらうか。今は殆んどその例は聞かれないのである。

ひるがえつてわが國はどうであらうか。古代からわが國においても、奴隸制度は存在し又女子の人身賣買も多く行われ、平安時代の有名な安壽厨子王の話は、今に残つて人々の涙を誘っている（年少労働の歴史の項参照）。殊に鎌倉時代からは、遊女にその人身賣買が多く行われ、この時代にできた『遊女地獄太夫』の哀話、或いは謡曲『隅田川』等によつてもわかるように、取引きされた子女が世を恨みつゝ生きていたのである。この鎌倉時代には貧困によつて止むなく遊女に身賣りする者が多く、この貧しい女を抱える者を長者とよび、賣られた女を抱え女といわれ、驛次町町に遊女宿がふえてきた。北條足利の時代には、遊女屋も山村水郭いたるところに増し、これを亡八と称した。この亡八の中には、貧しい家の少女を買入れ、年頃になると遊女として使用し利益をえていたものである。江戸時代にもその遊女賣買は引続き、幕府は取締りの便宜上、吉原のような一大遊廓を設けて掟を下し、取締りの下に許可をうけた遊廓がだんだん発達し、遊女も吉原だけで三千人に達したという。明治維新後、漸く時の政府によつて、人身賣買と賣淫に関する件が、布告によつて発令されるに至つた。更に明治五年、太政官布告第二九五号を以て、從來の年季奉公人や藝妓を一切解放することとなり、何百年の間、不文律で押通されてきた奴隸制度が、法律上一應打破されることとなつたのである。その第一條を挙げれば、「人身ヲ賣買致シ、又ハ年季ヲ限リ其ノ主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ、人倫ニ背キ有ルマシキ事ニツキ古來禁制ノトコロ、從來年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ、奉公住ミ致サセキノ実、賣買同様ノ所業ニ至リ、以ツテ外ノ事ニ付キ自今嚴禁サルベキコト」と書かれている。

一方、『女工哀史』の女工募集の項にもその悲慘を髣髴たらしめている女工の人身賣買がある。農家の純眞無垢の

少女達が、貧困の親のために僅かの前借金で安く工場に連れさられていく——ほんの僅かの前借金といつても、窮乏にあえぐ農家にとつては生命の綱として感謝され、悪質周旋人はたやすく少女を手に入れたのである——その前借金のために、いく人の若い労働者が呻吟したことであろうか。大正五年に工女供給組合が設けられたが、これも使用者が工女募集の激しい競争をまねがれるためであり、大正一四年に、労働者募集取締令（内務省令）が発せられたが、依然として悪質な仲介者は絶えなかつた。

昭和に入つては、あの一大経済恐慌により農村は特に被害が大きく、昭和八・九年の悲惨な社会相はいまだに記憶されていることと思う。親子心中・貰ひ子殺し・放火等の著しい増加と共に、当時の記録には農村の子女が人身賣買された事件が多く残っている。そして今日、又もや人身賣買の色調を帯びる事件が、数多く表面化しているのである。ここに現在の人身賣買のありのままを記し、それによつて年少労働者の賣買が何に起因しているか、又國家經濟政策全般にたらなる如何に重要な問題であるか、等について理解できると思ふからである。

この調査資料は、直接取締りや保護に當つてゐる労働省、厚生省、法務府人權擁護局等の報告をもとにした。主として用いた労働省の調査資料は、昭和二十三年十二月以降現在までのものである。但し、昭和二十四年末までの報告は『いわゆる人身賣買に関する報告書』（婦人少年局年少労働課）としてまとめてあるが、昭和二十五年以降のものは七月末日までの報告を整理中のため、必要な部分だけ、中間報告としてまとめ参考とした。

一、終戦後年少者の人身賣買はどのような経過をたどつてゐるか

昭和二十三年十二月初旬、新聞紙上で明るみに出された戦災孤兒の身賣り事件が発端となつて、それまで潜在していた人身賣買が急速に問題化され、社会の輿論を喚起し始めたが、それ以來人身賣買がどのような傾向にあるか、ま

を把握されたものの範囲ならびに時期的分布によつて、そのあらましを考察してみよう。

(一)、どの地方から何縣へ賣られているか

終戦後、始めて新聞に報道された人身賣買が福島縣の農村であり、それに伴い調査の重点も農村に置かれたせいもあつてか、最初は東北六縣を中心として、関東中部の農村に多く發生した。賣られた兒童の出身地は、福島・山形を中心に東北方面の農家であり、受け入れ先きは栃木縣を中心とする地方の、比較的富裕な農家が主である。当時把握された兒童の出身地と受入れ地の關係は、第一表の数によつて明示されている通りである。ところが、これらの年少者の契約時期を調べてみると、昭和二十年と二十一年から契約しているものがそれぞれ二人ずつ、二十二年に一人と増加し、昭和二十三年になると、毎月の平均が二十人と急激にふえている。これは終戦直後の民主主義の強い影響で當時は年少者の人格も極めて尊重されていたというよりも、むしろ農村の不景氣が、終戦後比較的にときをおいてやつてきたためであり、経済的な世相が最も強く反映していると思われる。ついで昭和二十四年に入つてしばらくは、取締りがきびしいために、一時影をひそめたかのように見えていた。しかし、はやくも昭和二十四年の暮れには集團的に福島縣から千葉の農家へ、五五人の年少者が周旋された事実が判明したのである。この親元は、同じ福島縣でも農家ではなく、矢郷炭坑の閉鎖に伴つて激増した失業坑夫達であつた。

第一表 昭和二十三年事件發生当初から二十四年春にかけて把握されたもの

元居住縣名	受入先縣名										
	栃木	愛知	福島	千葉	東京	新潟	神奈川	山形	群馬	埼玉	長野
福 島	一〇二	二四	八	一三					一	一	
											計
											一四九
											五一・六
											%

(二)、受け入れ先きの職業

時期的に、昭和二十五年一月をさかいとして、以前と以後に分類してみると、その差が著しいのである。以前は農業方面に雇われていた者が多く把握され、その後には接客婦として雇われていたものが多く現われてきている。これは社会全体の経済事情が、だんだん下降してきたため、女子や年少者の職場も少くなり、或いは普通の職業につ

いていたのでは食べていけない者がふえてきたためであらう。又、農村方面の人身賣買は取締りがややきびしいため、児童を受け入れる農家が急減したためでもあらう。ともかく、一般に接客婦がふえてきているところから年少者にもその増加がみられるのであるが、特に年少者に問題となる点が二つある。一つは業務そのものが年少者の福祉上有害である点、一つは成人の場合であれば、接客婦が主人と労働関係を結ばず、單に部屋を借りる賃貸借契約の場合があるが、年少者の場合にはそれが余り無い点である。というのは、年少者の多くの者が始め店の女中として住みこんでいたところ、主人に強いられて接客行爲をさせられたという報告が非常に多いのを見ても完全な雇用関係が明らかであらう。

第二表 昭和二五年以前の就業業務

業務名	農業	家事 使用人	女工	子守	藝者	大工見習	女給	疊職	うどん屋	桶職	その他	計
児童数	一四一	二〇	二〇	一〇	四	三	三	三	二	二	九	二一七

第三表 昭和二五年以後の就業業務

業務名	接客婦	酌婦	女給	藝妓	農業	子守	女中	下僕	工員	店の手傳	採石	計
児童数	八一	一二	一三	七	四八	二六	二四	八	二九	三	一	二五二

(三) 親元の生活

親元は総じて、極度の窮乏農家や失業者、日雇い等が多く、個別的には三人以上の多子家族も多い。その生活程度の悪いことは想像以上で、福島縣の一四九名の身賣り兒童中、親の収入が一ヶ月二、〇〇〇円以下という者が八三名の多きに達している。これは山形縣にあつた一例であるが、調査員が親元へ面談のためにいったところ、軒の傾く一間のあばら屋に、未亡人が六人の家族をかかえ、たつた二組の寢具にくるまり、すき間風をしのいでいたので思わず衾をかきあわせたという。又熊本縣のある例では、貧しい農家である上に父は病臥しており、十六歳になる長女は母と共に竹細工や農家の手傳いをして、多くの弟妹を養わねばならなかつた。しかし、その僅かの収入では、到底一家が生きていくことはできず、余りの苦しさに母にすすめられて特殊飲食店へすみこんだのである。そしてたつた前借金三、〇〇〇円で賣笑婦とされたが、幸い兒童委員に保護され、親元へ帰ることになつた。ところが、本人は親元へ帰れば家中が餓死すると思ひ、自ら又他の接客業へと希望して轉住していったという。このような、救い難い親元の貧困が大部分を占めているのである。

二、仲介者について

仲介者は、貧困農家を助けるつもりで世話をする善意の者もあれば、昔の人買ひのような悪質な周旋人まで、種々雑多である。主として農家へ周旋する者は日雇いが多く、一例をあげれば、最初は兒童の出身地である福島地方から、かつぎ屋として食糧の買出しにでかけ、そのいつた先きの農家から斡旋を頼まれて、仲介するようになった者が多いという。ところが最初は好意で始めたことでも、周旋料が貰えるために回を重ねるようになり、一人で二四名も周旋した者さえ現れている。昭和二十五年以前の報告では、五二名の仲介者の中、一人で一〇人以上周旋した者が一四名もあり、女の仲介者も四名いた。

それらの仲介手数料を調べてみると、最高が児童一人について五、〇〇〇円程度で、平均一人につき一、〇〇〇円程度である。中には親元と使用者側と両方から手数料をとっている者や、親元に渡すべき前借金から、二、五〇〇円着服していた者もあつた。昭和二十五年以降の報告では、ぐんと仲介料もハネ上つて一、〇〇〇円以下はまれである。

一、〇〇〇円から三、〇〇〇円位の間が多いが、二〇、〇〇〇円、二二、〇〇〇円という高額を受けとっている者もある。又仲介した児童の顔がまずいからというので、仲介料を貰えなかつた者もいた。中には汽車賃と現物給與というのが一五件あり、農家らしく甘藷・茶・乾麵・落花生等が多く、フトン布地や下駄の者もあつた。最近発見された悪質仲介人の中に、戦災孤兒を轉々と賣り歩き、前借金五、〇〇〇円を二回にわたつて搾取し、その賃金まで搾取していた者がいる。我が子ですら、私有物として利用したり、その賃金を搾取してはならぬ新憲法下に、人の子を仲介して、自分のくらしの手段とする者が許さるべきであらうか。まして人の貧困につけこんで、幼い者をいまわしき接客婦に仲介するに至つては、断じて許さるべきではない。又、これは單に、賃金や前借金の頭をはねるといふ物質的な面からだけでなく、更に前借金で雇ひ主に児童を世話することによつて、ますます労働関係を封建的になり易くするもので強く排撃しなければならないところである。基準法では第六條で、この中間搾取を禁止する條文を定めているが、現在までに、人身賣買の仲介人でこの第六條違反で送検された者も多く、懲役一ケ年以下の判決を受けた者が一三人数えられる。

三、契約その他について

最近の人身賣買が、言葉をかえていえば前借金つきの長期労働契約であるといえるように、前借金契約期間の長期にわたるものが多い。

(1)、契約期間

労働基準法では、第一四條に長い契約期間によつて、労働者の自由を不当に拘束するのを防ぐため、契約は一年以内と定められているが、人身賣買は殆んど一四條違反であることはいうまでもない。次の表は昭和二十四年以前のものの中、契約期間の判明しているものである。

第四表

契約期間	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年以上	計
兒童數	三	五	一〇	二	九	一	一二	六	二	三	二	五五

これによると、七年間という者が一二名で最も多く、三年・五年が次いで多い。最高一二年という長期間の者もあり、一一歳の少年で満一一年間という者もある。又契約期間は必ずしも前借金の額に比例しないようである。

(1)、前借金

前借金額も不明の者が多いが、殆んどの者が前借金をもっている。次の表はやはり昭和二十四年以前のもののみであるが、内訳をみると、三、〇〇〇円未満が七〇名、三、〇〇〇円から最高一五、〇〇〇円まで八〇人である。最低は四〇〇円で、五〇〇円未満の者も九人いる。これらの前借金は、殆んど親がうけとつて生活費にあてているようである。この前借金を奉公先きの業務別にみると、女工の二〇人の中一〇人が一〇、〇〇〇円もうけとつており、この前借金が後の労働に対する賃金のかわりであるとすると、基準法第一七條の違反ということになり、その恐れは多分

に存在する。農業における者も亦同様であつて、賃金としては別に通貨拂いをうけていない者が多く、殆んど前借金のみが通貨拂いである。このことから推察して、賃金をもらうかわりに前借金をうけとつてゐる、即ち前借金と賃金の相殺が行われているとみることが出来る。

第五表

前借金	五〇〇円 未満	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
児童数	九	二	三五	二四	二三	一〇	二〇	二三	四

この他に現物を前借金のかわりにうけとつたものもある。

昭和二十五年以後把握された者は、接客婦が多いせいもあつて、前借金はだんだん多額になりつつある。そのため親と仲介人が話合ひで、前借金めあてに子供を五回も轉賣させていた例がある。福島縣の一六歳にある女子で、親は勿論本人の意思を無視して賣春婦として賣り、雇用主に無断で本人をつれだし、轉々と五ヶ所を移動させ、前借金を搾取していたものである。その前借金は、昭和二十二年一〇月に一〇、〇〇〇円・二十四年五月に二〇、〇〇〇円・七月に一〇、〇〇〇円・八月に二六、〇〇〇円・二五年二月に二〇、〇〇〇円をうけとつてゐる。

(三) 契約書

契約は成文形式のものは余りなく、おおむね口頭で行つてゐるようである。しかし、中には昔ながらの契約書ととりかゝわつてゐる者もあり、一例を示せば次のようなものである。

年期奉公約定之証

一金六千円也 但シ 昭和二十三年五月一日ヨリ 昭和二十八年五月一日迄ノ 給金

内金二千五百円也 約定当日受取

内訳

一、昭和二三年度金四〇〇円也、二四、二五ノ二ケ年間各々一千円ヅツ、二六、二七ノ二ケ年間各々一千五百円ヅツ、二八年度金六〇〇円ノ割合ノ外ニ仕着施小遣錢及病中医薬等ハ雇主ニ於イテ負担ノ事右ノ通り約定仕候処正也 就イテハ右契約期間中ハ雇主ノ家則ニ遵ヒ相勤メ可申万一中途長病又ハ欠落等致候節ハ右給金ノ割合ヲ以テ精算シ或ハ相当代人ヲ差上、貴殿ヘハ聊カモ御迷惑相懸申間敷候爲メ本日証式通ヲ作製ノ上、各一通ヲ所持候也

昭和二三年度五月一日

福島縣安積郡鹽田村大字小樋三八番地

雇主 塩田 定良 印

山形縣東置賜郡屋代村大字川沼四〇五番地

親権者 鈴木 木とめ 子 印

本人 鈴木 木康子

山形縣東置賜郡上郷村大字上新田二四七四番地

世話人 猪野 万次郎 印

右ノ金額手数料正ニ領收候也



四、保護対策について

人身賣買の解決は、その事実を発見さえすれば、簡単に処置できると考えられやすい。即ち基準法に違反する使用者を罰し中間搾取をしている者を罰すれば、それで児童は自由になるという考えである。しかしそれだけでは何の解決にもならず、何の保護にもならないところに根本的な障害があり、それを無視して形式的に解決しても、むしろ児童を更に悲惨な方向へ走らせるだけであろう。前にも述べたように、親元の生活は想像以上に窮乏のどん底にあり、僅かの生活扶助料を與えて子供を帰しても、結局養うことができない。そこで止むをえずというので、更に監督の目とどこかぬ或いは基準法に該当しないような方法で、子供は賣られてゆくであろう。そのため実際に當つては具体的な場合に應じて処置されなければならない。例えば、その年少者が雇用先きで使われていることに比較的満足しており、労働條件も悪くないときは、その労働関係を基準法に反しないように切りかえる、又は満一五歳未満で、最低年令違反であれば、児童福祉法による里親制度に切りかえてやらなければならない。又どうしても現在雇われているところが耐えられぬという年少者には、扶助料を與えて親元に帰すか、他に適当な就職を見つけて與える等、その処置については、関係ある國家機關の有機的な措置が必要となつてくる。

そのため事件の発生と共に、現地では児童身賣防止対策委員会が持たれ、関係各省では対策協議会が開かれるなど、各方面連けいの下に調査を行い対策がねられたのである。基本方針は厚生省から出された厚生・法務・労働・文部各省の共同通牒により明示されたが、次にその全文を添付して参考に供する。これによつて実際に調査取締りにあたる者が、どのような法規にもとずいて、どのような活躍をするかわかることと思う。

(昭和二十四年五月十四日厚生次官、法務行政長官、労働次官、文部次官、連名)
各都道府縣知事宛通牒

親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について

栃木縣、福島縣地方を中心として、從來から相当ひろく行われていた、他人の児童を引取りその家庭で養育又は雇用する慣行(以下家庭養育雇用慣行という。)のあるものは、いわゆる「児童の人身賣買事件」として大きな社会問題となつたのであるが、この種の慣行は、たんに栃木縣、福島縣地方のみに行われているものではなくて、いろいろの形態のもとに全國的に各地で行われているものかと思われる。これは児童の福祉に関係した極めて重要な問題であるから、今回親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童(以下家庭養育雇用児童という。)についてその全國的な保護対策を左の通りに決定することになつた。これが円滑に実施されるか否かは、わが國児童保護事業の消長に直接に影響するものであるから、実施にあたつては慎重な考慮を拂い、児童の福祉の保障につき万遺憾のないよう努められたい。

保護対策実施要綱

第一 現在行われている家庭養育雇用慣行に対する措置

(一) 実情の把握に努めること

現在行われている家庭養育雇用慣行の態様は多種多様であつて、先づ第一にその態様に個々の実情の把握に努めることが必要である。

(1) 児童委員による実情の把握

市町村長が中心となり、児童委員をして、家庭養育雇用児童の保護に関し絶えず必要な注意を拂い、その実情の把握に努めしめること。

前項の児童とは、四親等内の児童を除き、親元を離れ他人の家庭に養育又は雇用されている凡ての児童をいうのであつて、家庭に雇用されている児童の中に女中、子守、農事使用人、商店員等一切の年期奉公者及び雇用人等が含まれることはいうまでもないが、児童福祉法にいう里親に養育されているもの、少年法の規定により少年保護司の観察中のもの、單なる下宿人及び寄宿舎等の家庭以外のところにいるものは対象とならない。

実情把握の対象となる児童の中には労働基準法の適用のあるものも含まれるのであるが、これは労働基準監督署の行う監督に協力するとともに児童の日常生活に関する保護をも併せて行うことを目的としているものである。

(2) 市町村長の児童福祉司に対する連絡

市町村長が右の結果

a 労働基準法の適用をうけない雇用契約が、(例えば家事使用契約)(a)親権者又はこれに代るべき者が児童の意思を顧みることなく雇用契約を締結している(b)雇用契約の期間が不当に長い(c)児童の労働を條件として前借金を受け取っている(d)児童が途中で逃走した等契約不履行の場合の損害賠償を予約している等の條件を含んでいて、これにより直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束していると思われるもの、

又は

b 雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適當な監護を受けている等のため、児童の福祉の見地から特別の処置を必要とすると思われるものを発見したときは、児童委員をして精密な調査をさせ、その結果ならびに意見を附して、担当地区の児童福祉司に連絡すること。なお児童委員の行う調査には、必要に応じて、労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関の協力を求めること。

(3) 児童福祉司の行う調査と必要な処置の判定

右の連絡をうけた児童福祉司はそのケースにつき児童委員の協力をえて個別調査を行い、縣児童課又は児童相談所、必要に応じてはそれぞれ労働基準監督署、労働婦人少年局地方職員室、公共職業安定所その他の関係機関と取らるべき児童福祉の具体的処置について協議決定すること。

(二) 児童福祉の具体的処置

(1) の (2) に掲げるような、雇用契約が直接にあるいは間接に児童の自由を不当に拘束しているものであれば、それは法律上無効になるものが多く、それに対して児童の福祉の見地から新たな処置をとらなければならないことはいうまでもない。なおその外に家庭養育雇用慣行の中には雇用契約が労働基準法その他の関係法令に違反するとか、児童が虐待されているとか、冷遇されているとか、その他著しく不適當な監護をうけている等のため、児童の福祉の見地から新たな処置を必要とするものが相当多数あると思われるが、児童福祉の具体的処置をとるにあつては児童の意思を尊重することはもちろん、諸般の事情に照して児童の福祉が最も良く保障される左のいづれかの処置をとるよう指導に努めなければならない。

(1) 児童を親元に返して、その家庭に生活援護その他の指導をすることによつて現実的に児童の福祉が保障で

きる場合には、児童を親元に返すこと。そのために児童福祉司は都道府縣を通じて児童の親元の地区を担当する児童福祉司又は児童委員等と緊密な連絡をとり、親が児童を他人の家庭に出すにいたつた原因、親の現在の生活状況、児童を親元に返すことが適當であるかどうか等について調査すること。

(2) 児童を親元に返すことが適當でなく、しかも児童を現在の家庭から引離して保護する必要がある場合には、他の適當な里親を見つけて児童を委託すること、なおこの場合適當な里親が見つからないときは、適當な児童福祉施設に入所せしめるか、他の適當な個人家庭に保護を依頼するかその他適當な処置をとること。

(3) 児童の福祉の見地から現に児童が適當な保護を受けており、現在の家庭でそのままひきつづいて保護されることが他の処置をとられるよりも一層児童にとつて幸福であるという客觀的事實が認められるときは

a 先づ第一に児童福祉法にいう里親として適格なものは、法の里親にすること。

b 児童福祉法にいう里親にするには若干の適格條件を欠いているが、なお児童が幸福に養育されている場合(児童が働いている場合を除く。)には、児童福祉司、児童委員等の指導監督のもとに養育を継続せしめること。

c a、bの外児童を働かしている場合はそれぞれ適當な年令に應じ、次のいづれかの処置をとること。

(a) 労働基準法の適用があるものについては不適當な労働條件を是正するとか、新たに適正な労働契約を締結させる等児童の労働條件の改善に努めること。

(b) 労働基準法の適用がない家事使用についても、労働基準法の精神にのっとり、不適當な雇用條件を是正するとか、新たに適正な雇用條件を締結させる等児童の雇用條件の改善につとめること。

なおこの場合にはそれぞれ労働基準監督署、労働省婦人少年局地方職員室と緊密な連携をとること。

(三) 兒童福祉司、兒童委員の行う指導

兒童福祉司、兒童委員は、特別な処置を必要とする(1)、(2)、(3)のケースについては勿論、その他の家庭養育雇用慣行についてもたえず注意を拂い、必要があると思われるときは兒童の保護に関する適当な指導をなすよう努めること。

(四) 兒童の就学奨励

家庭養育雇用兒童の中には未就学、不就学ならびに長期欠席の兒童が相当数いることに鑑み、親権者又は後見人に対してはもちろん、他人の兒童を家庭で養育又は雇用している者に対しても、学令期にある兒童を通学させて義務教育をうけさせるよう積極的な指導を行うこと。このためには教育委員会の積極的な活動を促し、市町村、学校、P・T・A・兒童福祉司、兒童委員が相協力して兒童の就学にむかつて努力すること。兒童を就学させるに際しては、特に学年編入につき、兒童の生活年令、精神年令等を十分考慮して兒童に最も適した処置を講ずることが必要である。

第二 家庭養育雇用慣行に対する今後の処置

いわゆる「兒童の人身賣買事件」のごときことが再び発生しないようにするとともに、さらに進んで兒童の福祉を積極的に増進するために今後は次のごとき方針でその実施にあたること。

(一) 兒童の人権尊重

兒童の最大の幸福は原則として両親のもとで健やかに育てられること、兒童の基本的人權を尊重しなければならないこと等の兒童福祉思想を普及徹底せしめ、兒童をあたかも親の所有物であるかのごとく考え、親が兒童の幸福を顧みることなくこれを勝手に処分するような封建的な遺制を根絶是正するよう努めること。

(二) 兒童を養育することが困難な者の兒童福祉司、兒童委員との相談

兒童がたんに家庭が貧困である等の経済的理由のみで兒童をその家庭から引き離すことは兒童の福祉のために適当でない。しかしながら経済的、身体的又は精神的原因のためにどうしても兒童を養育することが困難になつた場合には必ずその地区を担当する兒童福祉司、兒童委員に相談するよう一般の啓発指導に努めること。右の相談があつた場合には兒童福祉司、兒童委員は懇切丁寧な事情を聞き、必要によつては実情を調査して、それぞれの事情に適應した生活援護、里親委託、兒童福祉施設への入所、その他適当な保護指導の処置をとること。兒童福祉司、兒童委員においても担当地区の人々にその氏名や仕事の内容を周知せしめ、兒童福祉司、兒童委員のところへいけばきつと必要な面倒をみてもらえるという情勢を整えておくこと、但し、兒童福祉司、兒童委員が右の処置をとろうとするときは、兒童をたんに経済的理由のみで家庭から引き離すことは兒童の福祉にとつて適当ではないことを十分理解し、兒童をできるだけ家庭から引き離すようなことなく、その家庭に対して生活保護法の適用その他凡ゆる指導援助をなして兒童の福祉を図るよう努めること。

(三) 公共職業安定所の利用

兒童が就職するときは必ず公共職業安定所を利用するよう一般の指導に努めるとともに、許可をうけないで就職の斡旋することは法の違反となり、したがつて処罰されることを一般に周知せしめること。

兒童福祉司、兒童委員等が兒童の就職について相談又は依頼を受けた場合は必ず所轄公共職業安定所に連絡すること。

(四) 仲介業者の排除根絶

兒童福祉司又は兒童委員が営利を目的として兒童の就職の斡旋をする者を発見したときは、直ちに労働基準監

督署又は公共職業安定所に連絡して、それぞれ労働基準法、職業安定法による悪質仲介業者の排除根絶に努めるとともに、無料で就職を斡旋することも、許可を受けないで、これを反覆して行う場合には、職業安定法の違反となるから、かかる斡旋者の排除についても公共職業安定所と連絡を密にすること。

なお、児童福祉司又は児童委員が児童福祉法第三十四條第一項第八号の規定（改正予定）に違反して、営利を目的として児童の養育を斡旋する者を発見したときは、直ちに縣児童課又は児童相談所に連絡してその排除根絶に努めること。

（五）児童福祉法にいう里親制度の普及

児童福祉法にいう里親制度の普及徹底を図り、眞に已むをえない事情のため他人に児童を預けることを余儀なくされた者が、勝手に他人に児童を預けるようなことをしないで、児童相談所を通じて里親制度を活用するよう一般の啓発指導に努めること。なおこの場合地区の児童福祉司又は児童委員に連絡相談させるようにしてもよく、連絡相談があつたときは児童福祉司又は児童委員は必ず必要な斡旋指導をすること。

第三 都道府縣間ならびに關係諸機關の連絡

家庭養育雇用慣行はたんに一都道府縣内で行われているばかりでなく二以上の都道府縣にまたがつて行われているものも数多くあり、又それはひろく児童福祉法、労働基準法、職業安定法、学校教育法ならびに人身保護法等の諸法規に關係するところが大であるから、關係都道府縣間はもちろん關係諸機關が相互に緊密な連絡をとつてこれが円滑な処理にあたる必要がある。

五、身賣り児童の処置について

賣られた年少者についてはその処置の報告を目下調査中であるが、部分的な報告事例を参考に以下に記してみよう。

山形縣兒童相談所報告によるもの

里親委託になつたもの	一八
保護施設收容	三
家庭復帰	一二
職業斡旋	七
現狀維持	一九
計	五九

である。

又、昭和二十五年以降の兒童で、すでに家庭に歸された者が六八名もいる。基準法の正当な雇用手續と正しい労働條件に切りかえて、現狀を維持していく者が二八名、他の仕事にかえさせた者は一〇名である。その他、兒童保護施設に收容した者が五名、行方不明が五名、里親委託が二名、落籍一名、性病治療のため入院中の者一名、あとはまだ調査中で不明である。里親委託は案外少く、これは里子であれば就学させなければならぬため、雇い主が余り好まないのではないかと思われる。家庭に歸つた兒童の中には、郷里で家事に日を過すようになつても、接客婦として働いていた頃の悪習がなおらず、日頃の行狀がすべて常軌を逸脱するようになり、母親を困らせている一三歳の少女がいるとのことである。

又、就学問題については、この身賣り兒童の中には、満足に学校を卒業したり通学している者が少いので、この方面でも兒童のために適切な処置が必要である。そのため、引きつずき引取り先に残る者も必ず就学させ、家庭に歸つ

た者も必ず就学させるよう指導している。なお、処置にあたつては、親元、引取り先、本人等の希望をそれぞれ聞いて参考としたのである。

山形縣兒童相談所の報告による親元の意向は、

引取つてもよい	一一
引取らぬ	三
先方に依頼したし	三四
子供の意思尊重	九
帰宅させたい	二
計	五九名

である。

年少者自身の希望は把握されていないが、どうしても家へ帰りたくて逃げだし警察に保護を頼みにきた者や、反対に家へ帰りたくないと言張つたものもある。又子守をしながら学校いかれるので、賣られた先きの家庭にいるのはいいが、学校へいきたくないという者もある。

養家先の意見としては、親が迎えにくればいつても返すというのが大部分であるが、接客婦として雇つた者は、警察の方からの取締りを恐れている。

又矢郷炭坑よりの集團的ケースについては、親元の意向も本人の希望も共に帰宅を希望せず、しかも親元は炭坑地帯のすさんだ環境で苦境のどん底にあるものばかりである。又先方の農家は、目下のところ比較的軽易労働であり、恵まれた生活をしている。そこでとりあえず、労働基準監督署、公共職業安定所と連絡して、法に基いた正規の手続

をして、労働條件を適正にし、必ず通学させるよう学籍簿を送らせる等連絡がなされた。

むすび

最近『親子の人身賣買』という見出しで、某新聞の夕刊に、子供二人とその母親が別々の家へ、前借金で住込んだ記事が出ていた。ところが、それを読んで悲惨な事実だと思ふかわりに、むしろ親子が救われて生活ができるようになり幸福だ、と思つてゐる人がいる。昔、アリストテレスが『奴隷は従属する人として生れ、或る者は主人として生れる。それは身体同様にはつきりと精神力にも相違を與えてゐることからも、認められる』などと奴隷制度を認めていたギリシャ時代と異り、現在は民主主義の世の中である。民主主義の世の中になれば、基本的人權は保障され、個人の自由は完全に確保されなければならない。しかしこれらの人身賣買の被害者にとつて、どこに自由があるであらうか。最も保護されなければならない兒童の自由を束縛するばかりでなく、兒童の酷使をも伴うこれらの人身賣買を放置して、民主國家・文化國家日本と、世界に宣言することができるであらうか。いつの世にあつても、社会の經濟危機に際して犠牲になるのは、社会的な弱者であり、その中には多くの兒童が含まれてゐる。今まで述べた人身賣買事件にしても、國家經濟の不安定のために生じた貧窮農家・或いは失業者等が、生活の危急を救うために、遂に子供を賣ることとなり、つまりは國家社会の犠牲といえるであらう。

しかしながら、この徹底的な絶滅を現在の社会機構の下で、早急に望むことは不可能に近い。それは人身賣買の原因が、深く深く他の問題と關係してゐるため、どうしても單獨には解決できないからである。例えば農村の救ひ難い窮乏の原因となつてゐる土地の分配の問題、勞力問題、農産物の價格政策・農業経営問題等がある。土地の問題についてみても、大体我が國の耕作地は狭いが、次の表によつてわかるように、戦前においては農家の約三割以上が五反

未滿の所有者で、五反から一町未滿の所有者が約三割を占めていた。終戦後、農地調整によつて幾分是正されたといわれているが、統計の示すところでは零細農は多くなり、三町以上の所有戸数が幾らか減つていただけである。

年次	反別		三反未滿	三反以上 五反未滿	五反以上 一町未滿	一町以上 三町未滿	三町以上 五町未滿	五町以上 一〇町未滿	一〇町以上 土地を耕作 しない者	計
昭和十六年	三三・三		三〇・〇	三二・八	二・二	〇・九	〇・四	一〇〇%		
昭和二十二年	二三・九	一七・五	三一・〇	二五・五	一・三	〇・六	〇・二	〇・〇	一〇〇%	

(農林省統計表)

このような貧弱な農業経営では、どんなにあくせく働いても一定の土地からできる收穫の増す筈はなく、農産物の價格の変動でたやすくつぶれてしまふ農家は多い。つぶれてしまえば、子供を食へさせてもらうだけでも有難いという事になり、農家の生活不安定は、常に人身賣買を起すものである。又、農村に特に根深く残つてゐる家族制度の惡弊——子供は親の自由になるもので、親が困れば賣ることもできる。又子は身を捨てて親に孝をつくすのが正しいという觀念——が及ぼす影響も追求されねばならない。又、特殊飲食店の接客業務であるが、接客業が許されている限り、表面に現れない人身賣買が法の目をくぐつて行われることは、決してなくならないであらう。その接客業務を取締まることは昔から難かしいが、社会組織上からも、倫理道德上からも絶滅することが望ましいのである。

以上のように、根本的解決のためには、社会経済機構に関連した種々の困難が横たわつてはいるが、その解決をまつて現在の人身賣買事件を放任することはできない。しかも國警の調査によると、身賣り兒童が不良化して罪を犯した例もふえつつある現在、一刻も早くこの種の人身賣買事件を発見し、善処する必要がある。

先きのべた保護対策の線に沿つて、多くの関係各省の係員は、目下全力をあげてその把握につとめているが、その活動をもつと活潑にし、又、人身賣買事件の発生を少くするためには、世の人々が理解し協力してこそ成果が擧がるものと思う。世界に恥すべきかかる人身賣買事件が、この日本から姿を消すのは果していつであらうか。

街頭年少労働者



目次

一、街頭年少労働者発生の社会的條件……………	二九六
（一）街頭年少労働問題の本質……………	二九六
（二）敗戦後の年少労働者発生の社会的経済的條件……………	二九七
（三）街頭進出の社会的條件……………	二九八
（四）街頭進出の経済的條件……………	二九八
二、街頭年少労働者の実態……………	三〇〇
（一）業種別人数……………	三〇一
（二）年齢別……………	三〇一
（三）家庭の状況……………	三〇二
（四）就労状況……………	三〇四
（五）労働時間……………	三〇四
（六）収入……………	三〇五
（七）労働形態……………	三〇七
（八）仕事の動機……………	三〇九
三、むすび……………	三一一

一、街頭年少労働者発生の社会的條件

（一）街頭年少労働問題の本質

特殊年少労働問題としての「街頭年少労働者」の問題は、一方に於ては「年少労働」一般の問題として、他方において

は「街頭労働」一般の問題に通ずるものであり、いわば現在の社会の矛盾の一つでもある。その特殊である理由は、一般に近代の街頭年少労働は、主として資本主義内部の経済状態に基いて発生するものであるにもかゝらず、その労働形態は正常な近代的労働関係をとることができずに、いわば「失業と隣り合せ」の浮動的・寄生的な労働形態におちいなければならない点にある。

然しながらここでは、この問題について本質的にふれる余裕をもたないので、ただそれを敗戦後の日本における顯著な社会現象として検討する事にしよう。

敗戦後急激にふえた街頭年少労働は、日本だけの現象でなく、敗戦國に共通にみられる特殊な社会現象のようである。そして一般にこれらの街頭年少労働者は大別すると二つの面に別けて考えられるであろう。一つは年少労働の特殊の奇型的現象としてのそれであり、もう一つはいわゆる浮浪兒——戦争の犠牲によつて彼らの保護者を失つた年少者が、自らの生存を維持する営みとして現われたという特殊的社会現象としてのそれである。この場合街頭年少労働問題として考える場合の主体は主として前者におかるべきものである。（先に行つた調査によつても、一般の予想を裏切つて、家族を有する者が靴磨においてさえも圧倒的に多数であつたことは注目される事柄である。）

（2） 敗戦後の街頭年少労働者発生の社会的経済的原因

それでは戦後の日本に於ける街頭年少者の発生の社会的條件はどこにあつたのであろうか。

敗戦は日本の産業に壊滅的打撃を與えた。敗戦と共に日本は海外の市場を全く喪失し、龐大な軍需産業は閉鎖し、その上長い間の戦争のために生産設備の老朽化と破壊はいちじるしく、このために日本の経済機構は全く崩壊状態に

おいつめられたのである。そしてこの事は敗戦後の日本の労働市場の極度の狭隘化をもたらさずにはいなかった。

即ちぼう大な軍需産業から放り出された失業者、海外からの引揚者、復員兵士等、敗戦によつて一挙に創出されたこれらのぼう大な失業者群を、終戦直後の日本の経済機構は到底吸収することはできなかったのである。

同時に労働者は当時のインフレーションの激化とあいまつて、実質賃金は非常に低下し、戦前の半分にすぎない状態であつた。(昭和二三年初頭に於ては僅かに戦前の四分の一である。)

この様な大量の失業者の家庭と、労働者の家庭とは、自己の労働力を再生産するに必要な最低の生活費さえも保障されていない状態であつた。

かくして労働者階級の子弟による家計補助の必要性が廣汎化するのである。即ち労働者の一家を総動員することによつて辛うじて労働力の再生産——生活を維持しようとする現象である。

ここに年少労働者の大量出現の不可避性が存在したのである。

(3) 街頭進出の社会的條件

しかしながらこれらの年少者が容易に労働市場を獲得し得るであらうか。それは現実の社会において、必ずしも容易にその実現の條件を得ることはできなかった。

我が國の労働市場は敍上のように、すでに一般的に狭隘化しており、その上生産設備の荒廢化は、未熟練労働者としての年少労働者の労働市場を相対的に縮小せしめているのである。

更に労働基準法の制定は、それが國際的にも明らかに進歩的な意味をもっているものであるにもかかわらず、個々の経営者側の無理解によつて生じた年少者使用の煩雜感と、年少者使用の有利性の制限に対する目先の打算とのため

に、年少労働者の採用を好まない様な傾向が、基準法制定直後、一部の経営者の間にうかがわれた。

もう一つは当時の工場年少労働者の実質賃銀の低下は、上述のような成人労働者の場合をさらに一層下回る状態におかれていたのである。この事は彼らが正規の雇用労働者としての労働では、彼らが生活費のために欲する金額の数分の一もうることができない事を意味していたのであつた。つまり街頭年少者が四、五千円の収入によつて一家を支えていたのに比して、当時の雇用年少労働者の収入は僅かに千円たらずであつたのである。

従つて、多くの年少者が家計補助のために、或は一家の生活の中心として正しい雇用労働形態を望んでいたのであつたにもかかわらず、以上のような年少労働市場の狭隘性と、彼らの労働の目的を達するにはあまりに程遠い低賃銀の爲に、多くの年少者が欲していたような正規の雇用労働形態につく事は全く絶望的に等しかつたのである。かくして職を求めた大量の年少労働者は、街頭へ寄生的労働えあふれて行かざるをえなくなつたのである。

(4) 街頭進出の経済的條件

それでは街頭にはこれらの年少者を受け入れるだけの経済的條件が成立していたのであろうか。

終戦直後、経済的社会的混乱の中でおびただしく発生した隠匿退職物資をめぐる不当利得者、或いはヤミ成金業者の浪費、濫費は第一に街頭労働の成立を可能ならしめた基盤であつた。占領軍人の多数の存在は、又この成立を助けるものでもあつたといえよう（靴磨の現象）。又終戦直後の極度の生活必需物資の窮乏は、年少者でさえもたくみに商品の賣買にたちいらしめる社会的可能性を與えた。このような社会的経済的基盤は年少者といえども複雑怪奇な経済市場の人波を泳ぎながら、最も資本の少くてすむ、できれば体一つでできる商賣によつてかなりの収入を得る可能性を與えていたのである。しかも他方法律的な拘束も、雇用主による時間的拘束もなしに、主観的にも、肉体的にも自

由に働く事ができ、その上収入においても工場の給料よりはるかに多いために、年少者達は労働基準法のわく外え、——街頭労働え流れていつたのである。

かくして靴磨、メツセンジャー、新聞賣、ヤミ露店商、かつぎや等々として、年少労働者は街頭に進出していつた。しかしこれらの浮動的な収入も統制が順次撤廃され、インフレーションが収束するに従つて非常に苦況に立たざるを得くなつて來ていたのであつて、この事は今後に残された問題の一つでもある。

ともあれ敘述の如く敗戦後の社会的經濟的あらゆる條件が、年少者を多数街頭に進出せしめたのである。

では次に婦人少年局で調査した実態の中から彼らの家庭の状況、収入状況及び労働状態等を検討し、前述した一般的問題を更に具体的に裏付けてみたいと思う。

二、街頭年少労働者の実態

街頭年少労働者の状況を具体的に把握し、もつて彼らの労働保護の対策を講ずるための基本資料を得るため婦人少年局で行つた実態調査の結果は次のとおりである。

対象は第一回を靴磨、新聞賣の業種とし、第二回はその他の業種で街頭に働いている者とした。(後者で把握された業種は食料品賣・煙草賣・日用品賣・刊行物賣・くじ類賣・花賣、その他等である。)

期間は第一回を昭和二十四年四月、第二回は同年十二月から、それぞれ一ヶ月間の間に行われたもので、地域は婦人少年局地方職員室の所在する全國の都市に限つたものである。

なお両者の調査の間に六ヶ月間の期間的ずれがあるために、収入の点では明らかに両者の開きをあらわしている。即ち昭和二十五年に入つて急激な經濟的變化が行われつつあることを物語つているものであつて、この事は具体的に

後述する事にする。

(1) 業 種 別 人 数

この調査によつて把握された人数は、靴磨、四四五名(男三八七名、女五八名)新聞賣、一〇六名(男七八名、女二八名)で計五五一名(第一回調査による)、食料品賣、二八三名(男二一六名、女六七名)煙草賣、八名(男一名、女七名)日用品賣、一五名(男一二名、女三名)刊行物賣、一五名(男三名、女一二名)占くじ類賣、一七名(男七名、女一〇名)占うり、六名(女六名)その他、一〇名(男八名、女二名、計三五四名(男二四七名、女一〇七名)(第二回調査より)であつた。

性別の比率は第一回調査は男八四・四%、女一五・六%、第二回調査は男七〇%、女三〇%となつてゐる。

これらの業種を比率に分けてみると、靴磨四九%、新聞賣一二%、食料品賣三二%、日用品賣、刊行物賣それぞれ一七%、占くじ類賣一・九%、煙草賣〇・九%、花うり〇・六%、その他一・二%となつてゐる。

これらの業種は地方地方によつて相当の差がある。例えば靴磨は地方の都市より東京、大阪、横浜の如き大都市に集中し、納豆賣は東北、関東地方に限られ、それにたいして近畿地方にはすし、まんじゅう、甘酒賣等の業種がみられる。又いちじるしい特色としては辻占賣が大阪にあるが、この業種は東京には全くみられない現象であつた。

(2) 年 令 別

これらの街頭年少労働者を、年令別に比較すると、全体を通じて満十五才が最も多く、一七・七%をしめ、次に満十六才の一六・二%、満十四才の一三・八%、十七才の一二・五%、十三才の一〇・九%の順となつてゐる。つまり満

十五才を境として漸次減少している傾向をしめしている。中で最も注目される事は満六歳、七歳の幼年児童が含まれていることである。これらの児童の中には未だ小学校にも入っていない（七名）子供さえいるのである。勿論これらの子供は親又は兄弟姉につれられて働いているのであるが、いずれにしてもこの様な年少者が街頭に働いている事は注目し値するものであらう。今回把握されたこれらの児童は満六歳が〇・四％（男二名、女二名）七歳一・一％（男四名、女六名）である。

（3） 家庭の状況

（A） 両親の有無について調査したところによると、父のいない者は二七％、母のいない者七％、両親のいないもの一四％で、両親に恵まれている年少者は五一％、調査もれのもの一％を示している。

これを第一回調査（靴磨、新聞賣）の五五一名だけについてみると、父のいない者二九％、母のいない者七・六％、両親のいない者一九・二％で、全体の五五・八％が片親又は両親を失った年少者であつた。これに比較して、第二回調査の結果をみれば、父のいない者二三％、母のいない者六％、両親のいない者三二・二％でその数は全体の三二・二％である。従つて前者に比して後者の方がいく分親に恵まれているという事が云えるであらう。これは靴磨の年少者の中に戦災孤児が多く含まれている事を裏付けするものである。厚生省の昭和二三年二月一日現在に調査した戦災孤児の数は全国で二八二四五名で、引揚孤児は一三五一一人となつている。

しかしともかくも両親又は片親の揃つてゐる者（病氣中、失業中の者を含め）八五％のものが街頭に出て働いているのである。子供は親の収入で養われてもよいのではなからうか。

それにもかゝらず彼らの収入が一家の重要な生計の役割りにをなつてゐるのであるが、これらの年少者の背後に

親の低収入と、親の失業等の社会問題がひそんでいるのである。又両親のない一四%の年少者の殆んどが戦災による犠牲者であることは、戦後の特に甚しい特殊性であらう。

(B) 生計の中心についてみるならば、その中心が本人であると積極的に答えたものが二一%、自分以外の者だと語つたものが七六%、不明三%であつた。

本人が生計の中心であると答えた一九〇人中八八%までが靴磨で、新聞賣は〇・七%、その他が〇・五%となつてゐる。ここでも明らかな様に、戦災孤兒、未亡人問題の一端をうかがうるのである。又有業家族の有無について調べたところによると、有業家族をもたないものは二四%ある。しかしこの事は孤兒、或は夫を失つた母親が乳のみ子をかゝえてゐる爲に働く事が出来ず、従つて年少者が一人で生計を荷なつてゐるという經濟的意味を含んでゐるのである。

更に有業家族のあるものは七四%となつてゐるが、貧困の家庭では働く能力を持つた家族はそれ／＼その能力に應じた仕事につく事によつて、お互がやつと労働力を維持しうる生計を保つてゐるのである。この事は今回の調査によつて初めて知られた事ではなく、あらゆる貧困調査にしめされてゐる事実である。又この中でも母親が生計の中心になつてゐる家庭——いわゆる未亡人の家庭は、いちじるしい苦況を物語つてゐた。これは婦人の職場が非常に狹隘な上に、子供をかゝえた婦人の職場は更に一層限定されてゐる爲、正常な雇用労働につく事が出来ず、僅かな内職にたよらねばならない現在の社会の貧困性を現わしてゐるものに外ならないのである。従つてどんな労働でもかまわぬから固定した給料を得る條件を切望しながら、浮動的な、しかも僅かな収入の賃仕事にうきみをやつてゐるのである。これらの中には戦死、戦災による未亡人の多くが含まれてゐるのであつて、それ故にこそ問題は更に緊要なのである。

(4) 就 学 状 況

学びながら働いている者は四一・九%、全く學業を放棄して働いている者は五九%となつてゐる。これを業種別に分けてみると、長期欠席中の五三五名中八八%が靴磨、新聞賣の年少者で占め、学びながら働いている者三七〇人中には、その反対に靴磨、新聞賣が二一%、その他が七九%となつてゐる。

学びながら働いている者の学年別は、中学一年、二年を山として漸次減少してゐるが、これは労働に堪えうる年令と、學費の關係によるものであらうと考えられる。この調査に現われた最低学年は小学校一学年の者が一三名を数え、最高学年は高等学校一年生一名がみられた。學業を放棄して働いている者の中には今年十五歳になるが、小学校を離れてから四年もたつてしまつたために、自分の名前がやつと書ける程度の極めて憂うべき状態にある子供もある。この様な事態については大きな社会的問題として注目に値するものであらう。

(5) 勞 働 時 間

労働時刻についてみると、一日中夜にかけて働いてゐる三四四名中九一%までが靴磨、新聞賣に従事してゐる者でしめられてゐる。これらの年少者の多くは十時間以上の労働時間をもつた者である。

又暗くなつてから働く者は(午後六時以後)七六%が靴磨、新聞賣、二四%がその他の業種となつてゐるが、この中には花うりの様な特殊な労働時刻を必要とするものも含まれてゐる。これらの年少者の殆んどは学校の授業を終つてから労働するものであつて、この労働も、中には放課後四、五時間の長きにおよぶ者さえゐる。

明るい中つまり朝六時から夕方六時まで労働してゐる者の比率については、靴磨、新聞賣が三七%をしめてゐるの

に反して、その他の業種は六三%であつた。この中には納豆賣や新聞賣の様にパートタイムで一日二、三時間程度の労働をしているのも多数含まれているが、八時間以上働いている者も多数みられる。

労働時間について調べた結果によると八時間以上働くものが三二%あるが、この中には十時間以上働くものが一九%も含まれている。又就学時間外に四、五時間働くものが九%あつたが、数の多少にかゝらず、この様な労働はみのがしえないであろう。労働基準法の適用をうけている多少者は、就学時間を通算して七時間以上の労働を禁止されているのであつて、この保護規定と思ひ合せ、それが年少者におよぼす心身の影響については語るまでもない事

であろう。又リntax業のように終電車にあぶれた客を引くのが線ぎの中心を占めている場合は、是非共深夜の労働を必要とするので、深夜の十二時・一時・二時におよぶものさえみられるのである。今回の調査で把握された数は九州地方に二名だけであつたが、東京都で軽車輛組合を通じて本年（昭和二十五年一月）調べたところによると三十余名をかぞえ、当時の推計では他の同業者組合に加入している者を合せば六十名内外であろうと云われていた。

(6) 収入

労働時間 内 訳	労働時間数.		
	計	男	女
2時間未満	125	104	21
4 "	204	171	23
6 "	96	64	32
8 "	142	98	44
10 "	113	87	26
10時間以上	175	149	26
不明	50	39	11
計	905	712	193

収入の高は働く時間と一ヶ月の労働日数との関係によつて相当の差異を生ずるものとみられるが、この調査で注目される事は、第一回調査の時期と、第二回調査の時期との期間的ずれが、明らかに両者の収入の上に現われている事である。つまり社会的一般経済事情がインフレーションの収束から新しい経済状態へ轉換する傾向があらわれるに従つて、浮動的寄生的街頭労働の収入が極度に減少して來た事を示したものである。

例えば八十円以上(註二)の収入をえている者についてみるならば、第一回調査の場合は二六%あつたものが、第二回調査の時は八%に減少している。又二千円以下の者は、第一回調査の場合の八・五%に比して、第二回調査の結果に現われた比率は二一・五%である。勿論この相違の中には労働日数と時間及び業種の違ひも含まれているのであるが、それにもまして社会一般の経済情勢が大きく反映していることは、うたがいない事実なのである。全体を通じてみると、二千円以下が三〇%、四千円以下が二五%、八千円未満が二三%、八千円以上が一二%、不明九%となつてゐる。一般的には街頭労働の収入は非常に多いように思われている。しかし四千円以下の者が五五%の半数をしめてゐる事や八千円以上の収入を得てゐる者も一日十時間以上の労働時間で、中には十三時間も働いてゐる者さえみられる事を考えれば、この比較的に高い収入も相当の長時間労働と夜間にわたる労働の結果であることが明らかになるわけで、大局的には決してひき合う収入ではない事を物語つてゐるものである。勿論一般雇用年少労働者の収入よりかはるかに多いが、それはあまりにも一般雇用年少者の収入が低くすぎることを意味してゐるものであつて、当時の物價指数との関係からみれば街頭労働の収入といえども必ずしも高すぎる収入とは云えないのである。その上非常に長い労働時間の條件とを考慮すれば、むしろひき合う収入ではないのである。

金額 内訳	人数 計	比	率
2千円未満	272名	30%	%
4" "	233"	26%	%
8" "	209"	23%	%
8千円以上	106"	12%	%
不明	85"	9%	%
計	905"	100%	%

更にこの収入も近來ますます、減少してゐるのであつて、この様な街頭労働を必要とする年少者の發生は今ただちに減少するとは思われないのに、この街頭労働の條件さえ狭められつゝあることは今後の大きな課題である。

(註) 一昭和二三年の全産業雇用労働者の賃銀を「個人別賃銀調査報告」―労働省大臣官房労働統計調査部―に基いて記してみると、十七才から十八才の年少者で平均二千九〇七円となつてゐる。全労働者の平均賃銀は六千七百三十三円である。又二四年度

の平均賃銀は七千三七七円であつた。

(7) 労働形態

敗戦後発生した露店市場、靴磨等の背後に一体封建的搾取関係が内在しているのであるうか。

戦前「的屋」と称して露店を長年本業として來た玄人露店商があつた、その背後には「何々組」「何々一家」と呼称される封建的關係が存在していた。そして子分は露店商を本業とし、親分はその保護者であり、監督者、支配者としての權利を持っていた。

しかしこれらの強い血縁的關係は、敗戦後の無數に発生した露店商にどれ程の力で滲透して行つたであろうか。

敗戦後大量の失業者が発生し、それらの殆んどが街頭労働に流れ出たために、固く結合していた親分子分關係の血縁的關係をもつた者の他に、單に若干の金錢を納めることによつて親分との交渉を持つというような稀薄な關係のものが発生した。つまり幾らかの場錢・地代を納めることによつてこの關係を結ぶのである。これは戦前における的屋の親分が現在では法律上の土地所有者と變つただけの事であり、表面上は表現が變つているようにみえても本質的には何らかの變化も行われていないのである。又出店から「カスリ」と称して賃租的な性格の現金、或は現物を脅迫的に徴収しているところさえみられるのであつて、この事實は今回の調査からものはつきり現われている。(大河内一男氏の戦後社会の実態分析露店市場の項参照)これは本來的な土地所有者と、それに介入する顔役土地占有者との二重占有形態の上に労働關係が成立していることであつて、西欧諸國にはみられない形態であるとみてよいであらう。

今回の調査では労働關係を自営と従屬、雇用に形式を分けてみる事にした。

自営というのは前述した街頭労働の本質的形態を前提として、その他に何らの拘束をうけていない者をさしたので

ある。つまり毎日の場代（この中に露店商組合費がふくまれている。）を十円から十五円納入する外は別に身分的拘束も金銭的拘束も受けずに独立した労働関係を維持しているものである。従つて場代と税金を差引いた残部全部を自分のものとして所有している。勿論仕事をする場所は自分勝手に決めるわけにはゆかず、一々組合長と称する人の指図に従うわけであるし、徴収金もそれぞれ専門に集金する人にわたすのであつて、それらの間には一連の關係がある事を物語っているものである。又場代も場所によつては四、五十円も徴収するところもあり、初めて加入する時には權利金さえ取りたてる所もあつた。この關係にあるものは全体の九一・一％を占めている。

しかしいわゆる封建的從屬關係にある者が一・一％ある。これは親分と賤食を共にし、自分の稼ぎは全部親分に納め親分は小遣錢として年少者（子分）に僅かばかりを與えているもの、又は全く小遣錢としても與えていないものさえもいる。これらの年少者は親分が休暇を與えなければ休むことは出來ず、殆んど無休と無報酬で文字通りの從屬的狀態で酷使されている。更に面白い事はこれらの年少者の殆んどが親分に対する恩義を感じていることである。年少者はこう語つていた。「親方に衣食住を與えられているし、時々は何か食べる物も洋服も買つてもらうので、すまないと思つている」と。ここに封建性の本質がある。これらの年少者が親分との關係を結んだ最初の契機は浮浪中恩義をかけた者、人身賣買關係が介在したと思われる者、又は家代々が親分に恩義を受けている者、栃木縣に現われた例等である。又これらの關係にある者の中には一日の稼ぎを四分六に分けて、六分を親分が受取り、四分を年少者に分け與えられている者もいるが、この場合は親方と同居している者ではない。

又雇用關係にある者は稼ぎの歩合によつて収入を得ている者、一ヶ月幾らと決められた収入による者等である。この關係にあるものは四・六％であるが、これらの者の労働時間は一般に長時間労働である。業種は新聞賣、食料品賣、日用品賣、刊行物賣等であつた。その収入は僅に稼ぎの一割程度であり、全体の一ヶ月の平均収入は二千円程度

である。

以上の様に数の上では僅少ではあるが身分的從屬關係に拘束され、又は不当に低い給料で雇用されているこれらの年少者の存在はみのがし得ない社会問題である。

(8) 仕事の動機

これについて調べたところによると家計補助が五四%、自活二四%、学費一三%、小遣五%、貯金一%不明三%となつている

学費の爲といふのは授業料、PTAの会費、給食費、校友会費、寄附金等を自分の稼ぎでまかなう爲のものである。又小遣の爲というのも彼らの身の廻りの必需品(例えば下駄、ズボン)を買うためのものである。この様な事は親の收入によつて当然まかなはれていいものであらう。兩者とも、表面的には学費の爲、小遣の爲となつているが、實際には家計の困窮を物語る以外のなものでもない。

又貯金の爲とは、学校貯金の弊害から生じたものである。即ち学校貯金のゆきすぎから子供達に無用な競争心とつまらない虚栄心を起させた結果生じたものである。貧困の家庭では貯金などはたとえ少額といえども思いもよらない事であつて、学校を持つて行けない子供の不満がこの様な労働となつて現われたのであつて、今後の学校貯金のあり方に問題を投じているのである。

その他は直接の家計負担者である。この中には學業を放棄し、又はとかく休みがちになる多数の年少者を含んでいる。親の収入だけでは到底家計を維持することのできない家庭に育つこれらの年少者は義務教育の機会さえも失われているのである。憲法に定められた學問の平等の權利も彼らには手のとどかない空文でしかない。「すべての兒童は

ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」という児童保護の精神も現在の社会では生きていない。これらの義務教育を終了できない年少者は、現在のみならず將來においても正規の労働に雇用される機会を全く奪われようと言っている。

以上が実態調査で把握できた家庭の経済状態並びに労働条件である。

かくして社会的貧困がもたらしたこれらの貧困の家庭の年少者は街頭へ進出しなければならなかつたのである。しかしこの年少者の殆んどが街頭の盛り場を働き場所として求めねばならないのである(八九%)。この街頭労働に附随する労働環境については最も注目を要することであり、街頭労働の問題点の一つでもある。

更に我々は彼らの將來の希望についてふれてみた。街頭に働く年少者の家庭の生活はあまりにも悲惨な経済状態にあつた。

そしてそのために子供は全く家計を負う單なる労働力と化してしまつていた。彼らの心には希望に対する心の余裕さえ見い出されずにいる。故に彼らの現在のすべてを支配しているものは絶望と諦であつた。この事は我々が將來の希望を問うた時全く答える事の出来なかつた数多くの年少者によつて推察できる。「今食べる事だけで一杯だよ」と答えたものの、自分の希望という意味さえ解せない顔つきをしていたもの、一体この事は現在の社会の何を物語っているものであらうか。だがしかし、答えてくれた少数者があつた。彼らはひとしく、安定した職業を求めていた。この事も現在社会に対する労働市場の狭隘性を訴えるものであるのだ。

正に彼らが訴えるように、正しい生産的な近代的働勞關係の上に彼らの生活を安定させる事こそ彼らの將來を決定する先決問題である。これこそが人間にとつて最も大きな喜びであり礎ともなるのではあるまいか。

三、むすび

ここに明らかに示されたように、仕事の動機が表面上は学費の爲、小遣の爲とはいえ、それは家庭の貧困を意味するものであり、ここに街頭労働の原因がある。

修学の途上にありながら学問だけに専念することができずに、絶えず食の爲におびやかされながら學業を放棄して生活と闘っている年少者が、種々なる法律の外で働いている。

そしてその爲にかえつて、ともすれば非常に過重な、あるいは不健全な労働條件を、自分達自身の間に強制するような結果さえ生じて來ているのである。而も現在、彼らの収入は顯著に減少し始めているようである。この傾向が更に進むにつれて彼らの労働條件が更に悪化してゆくであろうことは容易に想像されるのである。

学校の授業外に三・四時間も労働しているもの、義務教育を放棄して長時間、又は深夜にわたつて働いているもの、更に働く場所が誘惑にみちた繁華な巷であること等々みのがすことの許されない労働環境は、労働基準法によつて特別の法的措置をうけている年少者に比すれば、全く顧みられることなく放任されているのである。

しかしながらこの様な労働に従事しなければならぬ年少者は今後俄かに減少することは考えられないので、一がいにこの労働を好ましくないとして禁止することは、かえつて彼らの生活をおびやかすことになるであらう。

しからば街頭労働を容認するとして最も問題になると思われる点を、今回の調査によつて把握された問題点の中から左に掲げてみる。

一、義務教育未修了者に対する点

二、長時間労働及び深夜労働に対する点

三、身分的隸屬關係、劣惡雇用關係に拘束されている者に対する点

四、労働の場所が盛り場、繁華街、飲食遊興地である点

等があげられるであらう。

とも角現在の街頭労働は非常に苦しい労働條件に比しはるかに低い収入であり、その上労働環境の影響は、年少者に不良と犯罪への轉落の危険性をもたらすであらう。

更に今後社会的經濟的現象はますます街頭労働條件さえも狭めつつあるのであつて、その点からも急速な対策が要求されているのである。

年少労働者が街頭労働に進出する必然性を考えれば、一日も速やかに何らかの保護対策を講ずべきであつて、我々に残された今後の大きな課題となつていのである。

(一) 年 令 別 業 務 別 総 数

別業 種別	靴	摩	新開	食料品賣		煙草賣		日用品賣		刊行物賣		くじ類賣		花より		その他		合	計		
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			%	男
満6才				4	2	2												4	0.4%	2	2
7				10	4	6												10	1.1%	4	6
8				15	11	4	1											16	1.7%	11	5
9				14	9	5		1				6	4	2				20	2.2%	13	7
10				24	21	3				1		1	3	1	2	1		29	3.2%	22	7
11	15	11	4	5	30	27	3						1	1	1	1	1	59	6.5%	44	15
12	16	9	7	5	3	2	7	2	2	1	1			1	1			46	5.1%	25	21
13	27	22	7	18	10	8	39	29	10			1	1	1	3			92	10.9%	62	30
14	63	55	8	19	14	5	31	24	7	2	1	2	2	5	1	1	2	126	13.8%	99	27
15	72	64	8	28	24	4	50	40	10	1		6	5	1	1		3	161	17.7%	126	25
16	95	87	9	14	12	2	27	22	5	2						3	2	148	16.2%	124	24
17	88	81	7	6	6	—	14	11	3			4	3	1	2	1	1	114	12.5%	103	11
18	66	58	8	5	3	2	6	4	2			1	1	1	1			80	8.7%	67	13
合計	445	387	58	106	78	28	283	216	67	8	1	7	15	12	3	15	3	905	100%	712	193

(二) 兩 親 と の 関 係

業 種 別	区 分 性 別	父 な し			母 な し			両親なし			両親あり			不 明			合 計		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
靴 磨		113	93	20	37	32	5	93	89	4	191	164	27	11	9	2	445	387	58
新聞賣		4	29	18	5	5	—	13	11	2	40	32	8	1	1	—	106	78	28
その他		81	53	28	21	15	6	11	8	3	238	168	70	3	3	—	354	247	107
計		241	175	66	63	52	11	117	103	9	469	364	105	15	13	2	905	712	193
		27%			7%			14%			51%			1%			100%		

(三) 就 学 状 況

区 分	業種別 性 別	靴 磨			新 聞 賣			そ の 他			合 計		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
未 就 学 者		—	—	—	—	—	—	7	4	3	7	4	3
在 学 者		35	31	4	45	29	16	276	213	63	356	273	83
長 期 欠 席 者		384	337	47	51	44	7	61	26	38	499	407	92
行 っ て い な い 者		3	3	—	1	1	—	—	—	—	4	4	—
不 明		23	16	7	9	4	5	7	4	3	39	24	15
合 計		445	387	58	106	78	28	354	247	107	905	712	193

(四) 業種別、労働時刻、時間

時刻	時間	業種 性別	靴	新聞	食	煙	刊	日	占	花	そ	合
			磨	聞	料	草	行	用		う	他	計
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
明るい中働くもの 六時十八時	2 時間未満				120			1			1	122
	4 "		13	16	78			1			2	110
	6 "		20	4	34	1	5	2				66
	8 "		47	12	21	2	6	9	3		2	102
	10 "		53		7	3			3		2	68
	10 以上		9									9
暗くなつて働くもの 十八時以後	2 時間未満				1					2		3
	4 "		22	20	2			1	3	4		52
	6 "		11						5			16
	8 "		11						3			14
一日夜にかけて働くもの 六時—十八時以後まで	2 時間未満											
	4 "		11	30	1							42
	6 "		4	7	3							14
	8 "		21	5								26
	10 "		39	1	4			1				45
	10 以上		157	3	5		1					166
	不明		27	8	7	2	3				3	50
計			445	106	283	8	15	15	17	6	10	905

(五) 業 種 別 1 ヶ 月 収 入

業種 収入	靴	産	新聞	賣	食	料	刊行物	日用品	類	草花	うり	占	その他	合 計
500 円 未満	2		6		24		—	—	—	—	—	—	—	32
1,000	3		8		53		1	—	—	—	—	—	—	65
1,500	—		—		69		—	1	—	—	—	1	—	71
2,000	33		25		34		5	2	3	1	—	—	1	104
3,000	80		21		15		3	3	2	—	—	—	—	124
4,000	81		6		17		3	1	—	—	—	—	1	109
6,000	90		16		23		2	2	2	—	—	6	3	144
8,000	46		2		11		1	—	—	—	—	5	—	65
10,000	36		3		3		—	—	1	—	—	2	2	47
10,000以上	50		7		—		—	—	—	1	—	—	1	59
不 明	24		12		34		—	6	—	4	—	3	2	85
	445		106		283		15	15	8	6	—	17	10	905

年少労働課作成啓蒙教育資料一覽表（一九五〇年九月末現在）

名 称	発行月日 体 裁 頁 数	内 容 の 概 要
(A)ブックレット		
(1) 國際労働水準とわが國の年少労働	一九四九年一〇月 B6 六七頁	國際労働水準とわが國の年少労働關係諸法制とを対照して説明を加えたもの。
(2) アメリカにおける年少者の労働と教育	一九四九年一〇月 A 五〇頁	一九三五年四月に設置されたアメリカの青少年雇用教育問題連絡委員会が、一九三六年と一九三七年に「青少年の教育と雇用の機會」「あなたの社会と青少年達」の二種のパンフレットを発行し、その問題解決のため具体的な研究題目をあげて、社会の適当な対策を速かにたて、その実施促進に資そうとしている。その内容について説明を加えたもの。
(3) アメリカにおける兒童労働の保護	一九四九年一〇月 A 三二頁	アメリカにおける兒童労働法が、最初に制定された時から現行法に至るまでのいきさつ、その中に取扱われている諸問題などについてわかりやすく紹介し、附録として年少者の労働衛生について、アメリカ各界の關係者がどのように配慮しているかを説明したもの。

(4) 年少労働者の教育と訓練

一九五〇年三月
A6 二一八頁

既に働いている年少者の職場の安全、衛生等について、必要な教育や技能を與え、又新制中学を卒業し、新たに就職しようとする年少者に就職の機会を増加させて、適職を授け、又使用者、先生、父母等に対しても年少者の教育に関心を深めさせるため、労働、文部両省の係官の執筆したもの。

(B) パンフレット

(1) 或る夜の湖畔……

月と猿との労働問答

一九五〇年五月
B6 二一頁

労働基準法で定めている年少労働者の保護規定を、月と猿との問答式にして、わかりやすく説明したもの。

(2) 働く年少者を災害から護り

ましよう

一九五〇年六月
A7 一三頁

年少労働者の災害の傾向、どんな災害が年少労働者に多いかなぜ年少労働者に災害が多いか、如何にして年少労働者の災害を防ぐか等、年少労働者の災害について説明したもの。

3 どんな業種が年少労働者に

適しているか

一九五〇年六月
B6 九二頁

— 各國工業に対する米國

の勧告基準 —

アメリカ労働省兒童局が、一九四四年以來すでに十五種にわたつて発行している「勧告基準」を訳し、わが國の産業事情及び労働事情とを比較対照して説明を加えたもの。

(C) リーフレット

(1) 使用許可証明書と年令証明書は、働く年少者と使用者の皆さんをまもりま

(2) 年少労働者は何故危険有害業務についてはいけないか

(3) たのしく働くために

(4) 働く年少者を護りましょう

(5) 働く年少者の保護について

(D)紙 芝 居

(1) 楽しい五郎君

一九四九年一〇月
B₁₂ 四 頁

証明書はなぜ必要か、誰に必要か、発行するのは誰か、手続はどうか、証明書はどんな利益があるか、等についてわかりよく説明したもの。

一九四九年一〇月
B₁₂ 四 頁

働く年少者が危険有害な業務についてはいけない理由と、それに対する労働基準法の保護規定を説明したもの。

一九五〇年五月
B₁₂ 二 頁

新らしく初めて職についた年少者のために、労働基準法、労働組合、社会保険制度、教育訓練等についてわかりやすく説明したもの。

一九五〇年五月
B₁₂ 四 頁

年少労働者はなぜ保護されなければならないか、を説明し、労働基準法で定めている保護規定の内容を、くわしくわかりやすく説明したもの。

一九五〇年八月
A₁₂ 四 頁

労働基準法で規定している、働く年少者に対する保護のあらましについて簡明に説明したもの。

一九四八年一〇月
二〇 画面

労働基準法の年少者に対する保護規定のうち「証明書制度」を、現に就職している年少者、新制中学新卒業生、及び新制中学在學生を対象として物語式に平易に解説したもの。

(2) 健ちゃんのホテル

一九四九年一〇月
二〇画面

労働基準法の年少者に対する保護規定のうち「証明書制度」及び「危険有害業務」の内容を物語式に平易に解説し、年少者向きに作製したもの。

(3) 若草物語

一九五〇年六月
二〇画面

労働基準法の年少者に対する保護規定のうち「危険有害業務」を主題として脚色したもの。

E 幻燈

(1) 繊維工業と年少労働者

一九四八年一〇月
二〇画面

繊維業について、工程別に詳しく説明し、それに従つて年少者が働いてはいけなところを説明したり、いろ／＼と保護規定を説明した二十画面の幻燈。

(2) 機械工業と年少労働者

一九四九年一〇月
二〇画面

年少労働者を災害から護るために、機械工業を説明しながら、危険有害業務の就業制限を解説したもの。

F 映画

(1) 働く少年少女をまもれ

一九四九年五月
一、〇〇〇呎 一卷

年少者の深夜業の状況、街頭における年少者の靴みがきの有様、年少者（連結手）の稼働実態等十八場面を基本として、これに年少労働者の街頭労働、新制中学校における職業指導、監督署における保護指導状況、優良工場における年少者の稼働状態など十二場面を追加して、年少労働問題の普及を目的とした短篇映画。

年少労働に関する文献抄録

題 名 (内 容)

- 労働基準法と婦人年少労働
- 年少労働者の教育問題を如何に考えるか
- 年少労働者の保健対策
- 年少労働者保護の基本問題—労働法の立場から—
- 当面の年少労働問題について (婦人少年問題審議会年少労働部会の審議経過報告)
- 年少労働の諸問題
- 年少労働者の体力と労働力
- 年少労働のガイダンス
- 中学生の職業実習と基準法
- 少年不良化と環境
- 日本児童労働略史
- 年少労働者の就職制限業務と災害調査 (國鉄連結手の場合)
- 証明書制度をめぐる年少労働問題
- 年少労働者の危険有害業務 (米合衆國公正労働基準法による、最
低年齢18才の適用される業務)
- 災害統計からみた年少労働者の産業災害について
- 労働基準法施行後の年少労働者の産業災害

(発行所誌)		著作者氏名		刊行年月	
職業問題研究	堀秀夫	昭二三・二	職業問題研究	藤本喜八	昭二四・二
雇用研究	塚田治作	"	雇用研究	吾妻光俊	"
"	河野直輔	"	"	桐原葆見	昭二四・一一
労働の科学	石井雄二	"	労働の科学	沼尻幸吉	"
"	桐原葆見	"	"	淡路円治郎	昭二五・四
労働の基礎	樋口幸吉	昭二三・六	労働の基礎	櫻井庄太郎	昭二五・五
児童心理	渡辺祥輔	昭二四・二	児童心理	三宅はな	昭二四・一一
雇用問題研究	渡辺祥輔	昭二四・二	雇用問題研究	渡辺祥輔	昭二四・二
職業指導	渡辺祥輔	昭二四・一一	職業指導	黒江賢一	昭二四・一二
労働基準	今井輝子	昭二三・一〇	労働基準	波辺祥輔	昭二四・九
安全衛生	波辺祥輔	昭二四・九	安全衛生	波辺祥輔	昭二四・九

年少労働者の安全使用について

産業安全からみた年少労働者の適業配置の基準

アメリカにおける児童労働の保護

アメリカにおける年少者の労働と教育

年少労働者の教育と訓練

各年少労働者保護の現状

アメリカの児童街頭労働法

各年少労働者保護規定一覽表

國際労働水準とわが國の年少労働

青少年問題の現状とその対策

青少年の勤勞生活観

勤勞青少年調査報告

労働科学の研究(第二卷、一号)労働学校論

(第二卷、第一号)(労働者最低年令法に
対する医学上の批判)

“(心理学上の批判)

“(國民教育上の批判)

(第一八卷、第一号)(産業青年組織の問題)

(第一九卷、第二号)(青年労働者の結核)

少年保護論集

少年保護の法理と實際

労働者最低年令法に対する批判

安全生産

土方一喜

昭二四・九

年少労働文化叢書

渡辺祥輔

昭二四・一一

年少労働文化叢書

婦人少年局編

昭二四・一〇

雇用研究

桑原敬一

昭二五・二

年少労働シリーズ(Ⅰ)

年少労働課

昭二四・二

東洋書館

婦人少年局編

昭二三

青少年問題対策協議会

婦人少年局編

昭二四・九

労働科学研究所

宮田又兵衛

昭二四・一一

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・七

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

労働科学研究所

暉峻義

昭一七・六

女子年少者労働基準規則
 年少者関係解釈例規
 再び徒弟制度崩壊期に於ける少年労働について
 児童労働問題の展望
 少年労働問題とその若干事例について
 最近の労働市場に於ける児童
 曝露すべき少年労働の現状
 現下少年労働問題の全貌
 子供の労働生活
 明日の少年工員の爲に
 交通労働に於ける少年雇用の意義
 少年工の問題
 労働と青年
 勤勞青年の現状について
 少年の職業問題
 少年就職後の問題
 チェチウリッイ（街頭少年）（戦後の英國に於ける少年職業問題）
 英國の少年労働者問題
 英國に於ける児童労働撤廃の背景
 年令と賃金
 労働児童調査（社会調査資料第二〇輯）

婦人少年局編	東洋書館	社会事業研究会	児童福利	産業福利	社会福利	児童	公論	社会思想	少年保護	児童保護	職業指導	社会福利	日本読書協会	社会事業研究	東京府、学務部社会課	
年少労働課	遊佐敏彦	楠原祖一郎	鈴木偃吉	北村令二	吉武恵市	尾高豊作	鈴木英一	磯村英一	高瀬豊次	桐原葆見	小原盤彦	伊藤中松	藤島鶴三郎	畑野喜一郎	早崎八州	鈴木眞一
昭二二	昭二三	昭六・一〇	昭六・七	昭六・四	昭二・九	昭一五・三	昭一五・八	昭一五・五	昭一五・一〇	昭一五・七	昭一六・一	昭一六・一	昭一六・二	昭一四・六	昭一五・一〇	昭一八・三

養成工の保健問題について
 青少年の一般保健対策
 青少年の近視予防に関する方策
 日本青年男子の基礎新陳代謝に就ての論考
 未成年勞務者の發育推移に関する調査
 未成年男子に於ける職業と体格との關係
 少年工の災害防止と精神指導
 少年工の結核予防対策
 就勞青少年とその補導について
 就職青少年の心理と保護補導
 青少年勞務者の生活指導
 青少年工の生活指導
 兒童労働の補導問題
 勤勞青年の生活指導
 工場に於ける青少年指導
 青少年犯罪者の職業生活
 少年保護と職業の問題に就いて
 少年不良化と職業との關係
 不良少年の職業問題
 少年工に現われた犯罪狀態
 青少年工の犯罪と補導組織
 少年労働と犯罪

共	職	少	職	少	職	少	社	社	榮	技	職	社	結	マ	兒	北	勞	勞	九	京
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指
導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導	導
存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存	存
鈴	桐	大	近	三	糸	高	鈴	桐	阿	桐	田	戸	富	山	矢	黑	森	杉	伊	籠
木	原	西	藤	好	井	瀬	木	原	部	原	中	沢	田	口	持	沢	下	浦	東	山
僊	葆	輝	修	豐	勤	安	舜	葆	光	葆	令	房	泰	正	輝	四	義	一	祐	山
吉	見	一	博	太	治	貞	一	見	次	見	三	太	靜	義	次	郎	元	雄	俊	京
昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

就勞兒童の呆癩問題

三二六

昭和二十五年十月十日 印刷
昭和二十五年十月十五日 發行

【不許複製】

年少労働の諸問題

編者 労働省婦人少年局

東京都中央区日本橋通り三ノ八

印刷人 古川 篤夫

東京都中央区日本橋通り三ノ八

印刷所 東陽印刷株式會社

